【公開版】

日本原燃株式会社				
資料番号 水素爆発 00-01 <u>R 5</u>				
提出年月日	令和5年2月7日			

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開(水素爆発) (再処理施設)

#### 1. 概要

- 本資料は、再処理施設の技術基準に関する規則「第40条 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通 06:本文(基本設計方針、仕様表等)、添付書類(計算書、説明書)、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07:添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

#### 2. 本資料の構成

- 「共通 06:本文(基本設計方針、仕様表等)、添付書類(計算書、説明書)、 添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07:添付書類等を踏まえた補足 説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙と して示し、別紙を以下の通り構成する。
  - ▶ 別紙1:基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計 方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図 る。
  - ▶ 別紙2:基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の 展開

基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への 展開事項の分類、第1回申請の対象、第2回以降の申請書ごとの 対象設備を展開する。

- 別紙3:基本設計方針の添付書類への展開 基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書 類単位で記載すべき事項を展開する。
- > 別紙4:添付書類の発電炉との比較 添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉 と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がない かを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差がある ことが明らかな項目は比較対象としない。(概要などは比較対象 外)
- ▶ 別紙5:補足説明すべき項目の抽出 基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足 が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較 を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべ きものを抽出する。
- 別紙6:変更前記載事項の既設工認等との紐づけ 基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを 示す。

3. 本資料の位置付けについて

本資料の進捗は下表のとおりである。

今回の資料提出の目的は,事業変更許可の八号及び添付書類八の記載事項 の基本設計方針への展開方針を示すことである。

資料	対応事項	未対応事項
別紙 1	・事業変更許可の八号及び添	・記載不備事項の修正(下線の引
	付書類八の記載事項のうち,	き方,表現の修正等)
	同時発生、連鎖の記載の展開(事業変更許可の八号及び添	
	付書類八と基本設計方針の比	
	較表を別添1として追加。)	
	・36条要求項目記載箇所に	
	見出しを追加。	
別紙 2	- (前回提出内容から変更な	・機能要求②に紐付く機器の再
	し	確認(共通 09 の確認含む) ・基本設計方針の展開(別紙1の
		「屋本設計分割の展開(別紙1の
		・添付書類記載事項の展開(別紙
		4の反映)
別紙 3	一、前回提出内容から変更な	・添付書類記載事項の展開(別紙
	し)	4の反映)
別紙 4	・発電炉との比較を実施。	・補足説明すべき項目の追記 ・基本設計方針の展開(別紙1の
71 /11 4	・設定値根拠書の代表例を追	反映)
	加。	・2/2ヒアリングにおける指摘事
	・呼び込み先の章名称を詳細	項を受けた,本文・添付書類間の
	化。	つながりの全体概要図に書き切り
	・環境条件と内部流体条件の	れていない事項の追記、明確化。
	使い分け	・本文・添付書類間,添付書類・ 添付書類 間のつながりの比較表
		がら音類的のうながりの比較数   の作成。
		・別紙 2 の機能要求②の機器に
		紐付く設定値根拠書の添付。
		・添付書類記載事項の充実(上記
		のつながりを受けて、根拠の記し
別紙 5	   - (前回提出内容から変更な	載を拡充する等の対応) ・添付書類記載事項を受けた補
N.1 UPC 0	(削回旋回的存がり変更な   し)	足説明すべき項目の再洗い出し
	- /	及び追記。
別紙 6	- (前回提出内容から変更な	・記載の体裁の確認(変更前の記
	し)	載がない場合の記載作法)
		・基本設計方針の展開(別紙1の
		反映)

別紙

:商業機密の観点から公開できない箇所

### 水素爆発00-01 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備)】

	別紙			備者
資料No.	名称	提出日	Rev	<b>順</b>
別紙1-1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較(第1章 共通項目)	2/7	<u>3</u>	
別紙1-2	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較(第2章 個別項目 代替換気設備)	2/7	<u>3</u>	本別紙は蒸発乾固00-01(本文、添付書類、補足説明項目への展開(蒸発乾固))の別紙1-2に示す。
別紙1-3	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較(第2章 個別項目 代替安全圧縮空気系)	2/7	<u>3</u>	
別紙2-1	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開(第2章 個別項目 代替換気設備)	1/5	2	本別紙は蒸発乾固00-01(本文、添付書類、補足説明項目への展開(蒸発乾固))の別紙2-1に示す。
別紙2-2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開(第2章 個別項目 代替安全圧縮空気系)	1/5	3	
別紙3-1	基本設計方針の添付書類への展開(第2章 個別項目 代替換気設備)	1/5	0	本別紙は蒸発乾固00-01(本文、添付書類、補足説明項目への展開(蒸発乾固))の別紙3-1に示す。
別紙3-2	基本設計方針の添付書類への展開(第2章 個別項目 代替安全圧縮空気系)	1/5	0	
別紙4	添付書類の発電炉との比較	2/7	1	
別紙5-1	補足説明すべき項目の抽出(第2章 個別項目 代替換気設備)	1/5	0	本別紙は蒸発乾固00-01(本文、添付書類、補足説明項目への展開(蒸発乾固))の別紙5-1に示す。
別紙5-2	補足説明すべき項目の抽出(第2章 個別項目 代替安全圧縮空気系)	1/5	0	
別紙6-1	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ(第1章 共通項目)	1/5	0	
別紙6-2	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ(第2章 個別項目 代替換気設備)	1/5	0	本別紙は蒸発乾固00-01(本文、添付書類、補足説明項目への展開(蒸発乾固))の別紙6-1に示す。
別紙6-3	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ(第2章 個別項目 代替安全圧縮空気系)	1/5	0	

## 別紙1-1

## 基本設計方針の許可整合性、 発電炉との比較

- ※本資料は、以下に示す項目は反映されていない。
- ・記載不備事項の修正(下線の引き方,表現の修正等)

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十条(放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備)

(共通項目) (1 / 8)

### 技術基準規則

### 第四十条

セル内において放射線分解によって発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第三号に掲げる重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。

- 一 放射線分解により発生する水素による爆発 (以下この条において「水素爆発」という。)の発生を未然に防止するために必要な 設備 水共①
- 二 水素爆発が発生した場合において水素爆発が続けて生ずるおそれがない状態を維持するために必要な設備 水共②
- 三 水素爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備 水共③

四 水素爆発が発生した場合において放射性 物質の放出による影響を緩和するために必要 な設備 水共④

【許可からの変更点】 基本設計方針の記載に合わせ、記載の 語尾を統一。

### 【凡例】

下線:基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ) 波線:基本設計方針と許可の記載の内容変更部分 灰色ハッチング:基本設計方針に記載しない事項

: 許可からの変更点等

□ : 事業変更許可申請書本文八号又は添付書類八の記載

### 設工認申請書 基本設計方針

#### 第1章 共通項目

- 5. 火災等による損傷の防止
- 5.5 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備

### 【許可からの変更点】 初出のため用語を定義。

セル内において放射線分解によって発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能を有する施設のうち、重大事故の「放射線分解により発生する水素による爆発(以下、5.5では「水素爆発」とい

う。)」の発生を仮定する機器には、重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設ける設計とする。水共①-1、②-1

セル内において放射線分解によって発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能を有する施設には、水素爆発の発生を未然に防止するとともに、水素爆発が発生した場合において、水素爆発が続けて生じるおそれがない状態を維持し、水素爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出できるようにし、放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。水共①-2、②-2、③-1、④-1

水素爆発に対処するための設備は、代替安全圧縮空気系及び代替換気設備で構成する。 水共①-3, ②-3, ③-2, ④-2

### 事業変更許可申請書 本文

- ロ. 再処理施設の一般構造
- (7) その他の主要な構造
- (e) 放射線分解により発生する水素による 爆発に対処するための設備

セル内において放射線分解によって発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能を有する施設のうち、重大事故の水素爆発の発生を仮定する機器には、重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設ける設計とする。水共①-1、②-1

セル内において放射線分解によって発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能を有する施設には、水素爆発の発生を未然に防止するとともに、水素爆発が発生した場合において、水素爆発が続けて生じるおそれがない状態を維持し、水素爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出できるようにし、放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。水共①-2、②-2、③-1、④-1

水素爆発に対処するための設備は、代替安 全圧縮空気系及び代替換気設備で構成する。 水共①-3、②-3、③-2、④-2

### 事業変更許可申請書 添付書類六

1.9.36 放射線分解により発生する水素による 爆発に対処するための設備

(放射線分解により発生する水素による 爆発に対処するための設備)

第三十六条 セル内において放射線分解によって発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第三号に規定する重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設けなければならない。

- 一 放射線分解により発生する水素による 爆発(以下この条において「水素爆 発」という。)の発生を未然に防止す るために必要な設備
- 二 水素爆発が発生した場合において水素 爆発が続けて生じるおそれがない状態 を維持するために必要な設備
- 三 水素爆発が発生した設備に接続する換 気系統の配管の流路を遮断するために 必要な設備及び換気系統の配管内が加 圧状態になった場合にセル内に設置さ れた配管の外部へ放射性物質を排出す るために必要な設備
- 四 水素爆発が発生した場合において放射 性物質の放出による影響を緩和するた めに必要な設備

#### (解釈)

1 第1項第1号に規定する「放射線分解により発生する水素による爆発(以下この条において「水素爆発」という。)の発生を未然に防止するために必要な設備」とは設計基準の要求により措置した設備とは異なる圧縮空気の供給設備、溶液の回収・移送設備、ボンベ等による水素掃気配管への窒素の供給設備、爆発に至らせないための水素燃焼設備等をいう。

また、設備の必要な個数は、当該重 大事故等が発生するおそれがある安全 上重要な施設の機器ごとに1セットと する。

2 第1項第2号に規定する「水素爆発 が発生した場合において水素爆発が続 けて生じるおそれがない状態を維持す るために必要な設備」とは、容器への 希釈材の注入設備等をいう。

### 備考

発電炉の基本設計方針に ついては、当該条文の比 較対象となる基本設計方 針がないため記載しな い。 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十条(放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (共通項目) (2 / 8)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	
技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書本文	事業変更許可申請書 添付書類六 調査 は は が お は が	備考
			む。 適合のための設計方針 セル内において放射線分解によって発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを 防止する機能を有する施設において、水素爆発について評価する機器は、重大事故の発生 又は拡大を防止するために必要な次に掲げる 重大事故等対処設備を設ける設計とする。 ◆ 第一号について 水素爆発の発生を未然に防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する 設計とする。 ◆	

# 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十条(放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (共通項目) (3 / 8)

			(共通項目) (3 / 6)
技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六 備考
	安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した		安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した
	場合、「水素爆発」の発生を仮定する機器に		場合、水素爆発の発生を仮定する対象機器に
	圧縮空気を供給し、水素爆発の発生を未然に		圧縮空気を供給し、水素爆発の発生を未然に
	防止するために必要な重大事故等対処設備と		防止するために必要な重大事故等対処設備と
	して、代替安全圧縮空気系の水素爆発を未然		して、代替安全圧縮空気系の水素爆発を未然
	に防止するための空気の供給に使用する設備		に防止するための空気の供給に使用する設備
	を設ける設計とする。水供①-4		を設ける設計とする。水供①-4
	を		<u>を放ける飲用とする。</u> 水灰は f
			第二号について
			水素爆発が発生した場合において水素爆発
【許可からの変更点】			が続けて生じるおそれがない状態を維持する
記載の適正化			ために必要な重大事故等対処設備を設置及び
(以下同じ)			
(19.11120)	ウム圧溶か与えるよま担与機能が変化した。		保管する設計とする。  なる民族の気を含むませたが恵生した。
	安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した		安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した
	場合、「水素爆発」の発生を仮定する機器に		場合、水素爆発の発生を仮定する対象機器に
	圧縮空気を供給し、水素爆発が続けて生じる		圧縮空気を供給し、水素爆発が続けて生じる
	おそれがない状態を維持するために必要な重		おそれがない状態を維持するために必要な重
	大事故等対処設備として、代替安全圧縮空気		大事故等対処設備として、代替安全圧縮空気
	系の水素爆発の再発を防止するための空気の		系の水素爆発の再発を防止するための空気の
	供給に使用する設備を設ける設計とする。水		供給に使用する設備を設ける設計とする。水
	共②-4		共②-4
			第三号について
			水素爆発が発生した設備に接続する換気系
			統の配管の流路を遮断するために必要な設備
			及び換気系統の配管内が加圧状態になった場
			合にセル内に設置された配管の外部へ放射性
【許可からの変更点】			物質を排出するために必要な重大事故等対処
条件規定の追加			設備を設置及び保管する設計とする。◆
(以下同じ)	「水素爆発」の発生を仮定する機器におい		水素爆発の発生により気相中に移行する放
(妖下回じ)	て水素爆発が発生した場合に水素爆発の発生		射性物質を、これらの機器に接続する塔槽類
	により気相中に移行する放射性物質を、これ		廃ガス処理設備の隔離弁を閉止し、塔槽類廃
-	らの機器に接続する塔槽類廃ガス処理設備の		ガス処理設備の流路を遮断することで、水素
【許可からの変更点】	隔離弁を閉止し、塔槽類廃ガス処理設備の流		爆発の発生を仮定する対象機器からの排気を
設工認での設備名称を考慮した記載に変	路を遮断することで、「水素爆発」の発生を		セルに導出するために必要な重大事故等対処
更。	仮定する機器からの排気をセルに導出するた		設備として、代替換気設備のセル導出設備を
天。 (以下同じ)	めに必要な重大事故等対処設備として、セル		設ける設計とする。水共③-3
(& I I <sup>L</sup> J C)	への導出経路を構築するための代替換気設備		HALL ABOUT C 1 AO WINE O
	を設ける設計とする。水共③-3		
	で以りの以口C y る。小光の-3		
			第四号について
			水素爆発が発生した場合において放射性物
			質の放出による影響を緩和するために必要な
			重大事故等対処設備を設置及び保管する設計
			とする。◆
	「水素爆発」の発生を仮定する機器におい		水素爆発の発生を仮定する対象機器からセ
	て水素爆発が発生した場合に「水素爆発」の		ルに導出された放射性エアロゾルを除去し、
	発生を仮定する機器からセルに導出された放		主排気筒を介して大気中に管理しながら放出
	射性エアロゾルを除去し、主排気筒を介して		するために必要な重大事故等対処設備とし
	大気中に管理しながら放出するために必要な		て、代替換気設備の代替セル排気系を設ける

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十条(放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (共通項目) (4 / 8)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
-	重大事故等対処設備として, 導出先セルから		設計とする。水共④-3	<u> </u>
	主排気筒までの放出経路を構築するための代			
	替換気設備を設ける設計とする。水共④-3			
【許可からの変更点等】				
設計に関する呼込みの追	なお、水素爆発の発生又は拡大を防止する			
加。	ために使用する代替安全圧縮空気系の設計に			
	ついては, 第2章 個別項目の「7.1.2 圧縮			
	空気設備」の「7.1.2.3 代替安全圧縮空気			
	系」に、代替換気設備の設計については、第			
【許可からの変更点】	2章 個別項目の「5.1 気体廃棄物の廃棄施			
同時発生する事故条件時における設計	設」の「5.1.6 代替換気設備」に示す。水共	別紙 1①別添(50/64)から	別紙 1①別添(50/64)から	
針について記載を追加	①-6, ②-6, ③-5, ④-5		33,100 2 93,113(00, 02), 10 9	
	「おっせんのは、田供の手しませいと同吐水仏			
*	上記の対処は、異種の重大事故が同時発生	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	水素掃気機能喪失による水素爆発と同時発生	
	した場合においても必要な機能を発揮する設計とする。水共①-5, ②-5, ③-4, ④-4		する可能性のある異種の重大事故は,「6.1	
【許可からの変更点】	武とりる。水共(1-3, 40-5, 30-4, 40-4 水素爆発と同時発生する可能性のある異種	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及 び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に	
基本設計方針に合わせた記載の変更であ	の重大事故は、外的事象の「地震」及び「火	とおり、外的事象の「地震」及び「火山の影	で重大事成の発生を仮定する機器の特定」に 示すとおり、外的事象の「地震」及び「火山	
り同意(以下同じ)	山の影響」、内的事象の「長時間の全交流動	響」、内的事象の「長時間の全交流動力電源	の影響」、内的事象の「長時間の全交流動力	
	力電源の喪失」により、安全圧縮空気系、安	の喪失」により、安全圧縮空気系、安全冷却	電源の喪失」により、安全圧縮空気系、安全	
	全冷却水系、プール水冷却系及び補給水設備	水系、プール水冷却系及び補給水設備が同時	冷却水系,プール水冷却系及び補給水設備が	
	が同時に機能を喪失することから、冷却機能	に機能を喪失することから、冷却機能の喪失	同時に機能を喪失することから、これらの機	
	の喪失による蒸発乾固及び使用済燃料貯蔵槽	による蒸発乾固及び使用済燃料貯蔵槽におけ	能喪失により発生する冷却機能の喪失による	
	における燃料損傷である。水共⑤-1	る燃料損傷である。水共⑤-1	蒸発乾固及び使用済燃料貯蔵槽における燃料	
			損傷である。◆	
【許可からの変更点等】				
基本設計方針の構成に合		別紙 1①別添(51/64)から	別紙 1①別添(51/64)から	
わせ, 水共⑤-2~水共⑤-	また、水素爆発の発生に伴う連鎖の有無を	i) 臨界事故への連鎖	(a) 臨界事故	
10 の記載を要約した記載	確認すべき異種の重大事故は、臨界事故、冷		「(1) 重大事故等の事象進展,事故規模	
を追加。	却機能の喪失による蒸発乾固、有機溶媒等に		の分析」に記載したとおり、水素燃焼を評価	
	よる火災又は爆発、使用済燃料貯蔵槽におけ		上見込んだ場合においても、高レベル廃液等	
	る燃料損傷及び放射性物質の漏えいである		の温度上昇は最大でも約1℃であり、一時的	
	が、以下に示すとおり連鎖は発生しない。水	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	な圧力の上昇は最大でも約 50 k P a である。	
	共⑤-11	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	プルトニウム濃縮液、プルトニウム溶液及び	
	臨界事故への連鎖については,水素燃焼に	され、全濃度安全形状寸法が維持されるこ	溶解液を内包する貯槽等は、全濃度安全形状	
	よる事故時及び対策時の条件を考慮しても核	と、核的制限値を逸脱することがないことか	寸法管理により臨界事故の発生を防止してお	
	的制限値を逸脱することはないため、臨界事	ら, 臨界事故は生じない <u>。</u> 水共⑤-2	り、また、貯槽等の材質は、ステンレス鋼又	
	故は生じない。水共⑤-2		はジルコニウムであり、想定される圧力、温	
			度、線量率等の環境条件においても貯槽等の	
			バウンダリの健全性が維持され、全濃度安全	
			形状寸法が維持されることから、核的制限値	
			を逸脱することはない。◇	
			以上より、臨界事故が発生することはな	
			\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十条(放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (共通項目) (5 / 8)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書添付書類六	、日 <i>)</i> (5 / 8 備考
		別紙 1①別添(52/64)から	別紙 1①別添(52/64)から	
	水素爆発によって高レベル廃液等が沸騰に	ii) 冷却機能の喪失による蒸発乾固への連鎖 高レベル廃液等が沸騰に至るかに関しては,	「(1) 重大事故等の事象進展,事故規模	
	至るかに関しては、水素燃焼によって貯槽等 内の高レベル廃液等の温度が沸点に至ること はないことから、冷却機能の喪失による蒸発 乾固は生じない。水共⑤-3	化はなく、平常運転時の冷却能力及び貯槽等	の分析」に記載したとおり、水素燃焼を評価 上見込んだ場合においても高レベル廃液等の 温度変化は最大でも約1℃であり、平常運転 時の冷却能力及び貯槽等からの放熱は高レベ	
		ベル廃液等の温度は沸点に至らず、高レベル 廃液等が沸騰することがないことから、冷却 機能の喪失による蒸発乾固は生じない。水共 ⑤-3		
			また、未然防止濃度で水素燃焼が発生した場合の一時的な圧力の上昇は、最大でも約50kPaであり、想定される圧力、温度、線量率等の環境条件によって安全冷却水系の配管	
			が損傷することはない。② 以上より、蒸発乾固が発生することはない。 ◆	
		別紙 1①別添(53/64)から	別紙 1①別添(53/64)から	
	水素爆発によって TBP 等の錯体の急激な分		「(1) 重大事故等の事象進展,事故規模 の分析」に記載したとおり,有意な量のTB	
	解反応に至るかに関しては、水素燃焼が発生 したとしても高レベル廃液等の温度が TBP 等 の錯体の急激な分解反応の発生温度である 135℃に至らないことから、有機溶媒等による	^^~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	廃液等の水素爆発の発生を仮定する貯槽等に 混入することはない。◆ また、水素燃焼を評価上見込んだ場合にお	
	火災又は爆発(TBP等の錯体の急激な分解 反応)は生じない。水共⑤-4	分配系)及び溶媒再生系(プルトニウム精製系)の第1洗浄器,第2洗浄器及び第3洗浄器において、炭酸ナトリウム溶液等により洗浄及び再生されることから、水素燃焼が発生	することから、TBP等が誤って混入することはなく、有機溶媒が混入する可能性のある 抽出廃液及び硝酸プルトニウム溶液において	
		する貯槽等においては、有意な量のTBP等 を含む使用済みの有機溶媒が含まれることは ない。また、事故時においても、水素燃焼が 発生する貯槽等のバウンダリは健全性を維持	ある 74℃及びTBP等の錯体の急激な分解反 応の発生温度である 135℃に至らない。 以上より,有機溶媒等による火災又は爆発が	
		することから、TBP等が誤って混入しない こと、水素燃焼により高レベル廃液等の温度 が上昇するが、高レベル廃液等の温度がTB P等の錯体の急激な分解反応の発生温度であ	発生することはない。◆	
		る135℃に至らないことから,有機溶媒等による火災又は爆発 (TBP等の錯体の急激な分解反応) は生じない。水共⑤-4		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十条(放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (サラブロー) (6/8)

++-/42* ++* //		市光水田沙田中井井 上上	(共通り	
技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文 別紙 1①別添(53/64)から	事業変更許可申請書 添付書類六	
	水素爆発によって有機溶媒火災に至るかに 関しては、有機溶媒が混入する可能性のある 抽出廃液及び硝酸プルトニウム溶液を貯蔵す る貯槽等で水素燃焼が生じたとしても、nー ドデカンの引火点である 74℃に至ることはな いから、有機溶媒等による火災又は爆発(有 機溶媒火災)は生じない。水共⑤-5	iv) 有機溶媒等による火災又は爆発(有機溶媒火災)への連鎖 水素燃焼が発生した場合,有機溶媒が混入する可能性のある抽出廃液及び硝酸プルトニウム溶液の温度が上昇するが、nードデカンの引火点である74℃に至ることはないから、有機溶媒等による火災又は爆発(有機溶媒火災)は生じない。水共⑤-5		
	水素爆発によって使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷に至るかに関しては、「水素爆発」の発生を仮定する機器と使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設は異なる建屋に位置していることから、水素燃焼による事故影響は、当該バウンダリを超えて波及することはない。このため、使用済燃料貯蔵槽における	別紙 1①別添(54/64)から v) 使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷への連鎖 水素燃焼が発生する貯槽等と使用済燃料の受 入れ施設及び貯蔵施設は異なる建屋に位置していることから、水素燃焼による事故影響は、当該バウンダリを超えて波及することはない。このため、使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷は生じない。水共⑤-6		
【「等」の解説】 「水素爆発」の発生を仮定する機器、これに接続する水素掃気配管、機器圧縮空気供給配管、塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット及びその他の安全機能を有する機器で構成されるバウンダリであり添付書類で示す。	燃料損傷は生じない。水共⑤-6  水素爆発によって放射性物質の漏えいに至るかに関しては、水素爆発の事故時及び対策時の条件を考慮しても「水素爆発」の発生を仮定する機器等は、健全性を維持することから、放射性物質の漏えいは生じない。水共⑤-7	る水素掃気配管,機器圧縮空気供給配管,塔 槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニ	想定される圧力,温度,線量率等の環境条件 を踏まえても,これらのバウンダリの健全性 が維持されることから,放射性物質の漏えい	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十条(放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (共通項目) (7/8)

11 /6-11-30 1			(共)地位于1000年,1000年	
技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六  別紙1①別添(55~58/64)から  b. 重大事故が発生した貯槽等以外の安全機能への影響及び連鎖して発生する重大事故等の特定 貯槽等及び貯槽等に接続する配管の材質はステンレス制度、線量率等の環境条件によって上れるのボウンダリの健全性が損なわれることはなく、圧力、温度及び放射線以外の貯槽等内の環境条件が貯槽等及び貯槽等内の環境条件が貯槽等及が貯槽等内の環境条件が貯槽等及が貯槽等内の環境条件が貯槽等及が貯槽等内の環境条件の変化によってとはない。水共⑤-8  圧力、温度及び放射線の影響は貯槽等及び貯槽等に接続する機器の外へ及ぶことはない。水共⑥-8  圧力、温度及び放射線の影響は貯槽等及び貯槽等に接続する機器の外へ及ぶものの、水素燃焼に伴う貯槽等の構造材の温度変化は数℃であり、一時的な圧力の上昇は最大でも約50kPaである。また、放射線は平常連転時と変わらず、これらの影響が半分などであり、一時的な圧力の上昇は最大でも約50kPaである。また、放射線は平常連転時と変わらず、これらの影響が半分などであり、の表で表して変化によってその他の重大事政等が連鎖して発生することはない。水共⑥-10  貯槽等に接続する配管を通じての貯槽等内の環境の伝播による安全機能への影響の詳細は次のとおりである。◆  なのとおりである。◆  なのとおりである。◆  なのとおりである。◆  なのとおりである。◆  なが、水共⑥-10  「貯槽等に接続する配管を通じての貯槽等内の環境を件の変化による安全機能への影響の詳細は次のとおりである。◆  なのとおりである。◆  なのとおりである。◆  なのとおりである。◆  なのとなり、水共⑥-10  「対すな処理設備等が増増が増からである。◆  なのとなりの健全性が損なわれることはない。◆  本然防止費度がよって水素燃焼に対象にはない。◆  本然防止費度がよって水素燃焼に対象のよりの機全性が損なわれることはあり、これらの環境条件によってあることから、これらの環境条件によってあることから、これらの環境条件によってあることから、これらの環境条件によって格槽類度ガス処理設備等のプラグリの健全性が損なわれることはであり、これらの環境条件によってあることから、これらの環境条件によって格槽類度ガス処理設備等のプラグリの健全性が損なわれることはが関係を発生した場合の、下槽等によって水素燃焼によって水素燃焼によって水素燃焼によって水素燃焼によって水積を発生した場合の、下槽等によって水素燃焼にはよって水積を発生しため、これらの環境条件によって水積を発力のよりによって水積を発生した場合の、下槽等によって水積を発生した場合の、下槽等を通じによって水積を発生した場合の、下槽が発力では、水積を発生しため、水積を発生しため、、水積を発生しため、、水積を発生しため、によっないは、水積を発生しため、水積を発力では、水積を発力では、水積を対力では、水積を表し、水積を表し、水積を表し、水積を表し、水積を表し、水積を表し、水積を表し、水積を表し、水積を表し、水積を表し、水積を洗り、水積を表し、水	備考
			損なわれることはない。◆	
			1月はわれることはない。 🍑	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十条(放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (共通項目) (8 / 8)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
			一方,塔槽類廃ガス処理設備の高性能粒子	
			フィルタは、水素燃焼による機能低下が想定	
			されるものの、本現象は、水素燃焼における	
			想定条件そのものである。◆	
			以上より、水素燃焼により塔槽類廃ガス処	
			理設備等が機能喪失することはなく、放射性	
			物質の漏えいが発生することはない。◆	
			   (b) 放射性物質の放出経路(建屋換気設備	
			等)	
			導出先セル及び導出先セル以降の排気経路	
			の温度は、塔槽類廃ガス処理設備等を経由す	
			る際に放熱により低下するため、平常運転時	
			の温度と同程度である。◆	
			また, 導出先セル及び導出先セル以降の排	
			気経路の圧力は、可搬型排風機の運転により	
			大気圧と同程度となり、平常運転時の圧力と	
			司程度である。◆	
			以上より,水素燃焼により放射性物質の放	
			出経路(建屋換気設備等)が機能喪失するこ	
			とはなく、放射性物質の漏えいが発生するこ	
			とはない。◆	
			c. 分析結果	
			水素爆発の発生を仮定する5建屋, 5機器	
			グループ,合計 49 貯槽等の全てにおいて重大	
			事故等が同時発生することを前提として評価	
			を実施した。発生防止対策実施時の高レベル	
			廃液等の状態を考慮し、水素燃焼を評価上見	
			込んだ場合においては、高レベル廃液等の温	
			度が上昇するが、水素燃焼による高レベル廃	
			液等の崩壊熱に変化はなく、平常運転時の冷	
			却能力及び貯槽等からの放熱は高レベル廃液	
			等の崩壊熱に対して十分な余力を有してお	
			り、高レベル廃液等が沸騰に至ることがない	
			こと等、水素爆発の発生によって他の重大事	
			故等が連鎖して発生することがないことを確	
			認した。◆	
			別紙 1①別添(56/64, 57/64, 58/64) から	

### 設工認申請書 各条文の設計の考え方

第四十	-条(放射線分解により発生するか	く素による爆発に対処するための設備	前)(共通項目)		
1. 技	術基準の条文,解釈への適合に関	する考え方			
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方(理由)	項・号	解釈	添付書類
水共	水素爆発の発生を未然に防止	技術基準規則 (第40条) の要求事	40条1項1号		0
1	するために必要な設備の概要	項を受けている内容	40 末 1 頃 1 万		a
	水素爆発が発生した場合にお				
水共	いて水素爆発が続けて生じる	技術基準規則 (第 40 条) の要求事	40条1項2号		
2	おそれがない状態を維持する	項を受けている内容	40 采 1 頃 2 万		а
	ために必要な設備の概要				
	水素爆発が発生した設備に接				
	続する換気系統の配管の流路				
	を遮断するために必要な設備				
水共	及び換気系統の配管内が加圧	技術基準規則 (第 40 条) の要求事	40 夕 1 西 0 日		
3	状態になった場合にセル内に	項を受けている内容	40条1項3号	_	а
	設置された配管の外部へ放射				
	性物質を排出するために必要				
	な設備の概要				
	水素爆発が発生した場合にお				
水共	いて放射性物質の放出による	技術基準規則 (第 40 条) の要求事	40 2 1 7 4 1		
4	影響を緩和するために必要な	項を受けている内容	40条1項4号	_	а
	設備の概要				
L. II.	設計上考慮する重大事故等の				
水共	同時発生又は連鎖に関する内	設計上考慮する重大事故等の同時	_	_	a
5	容	発生又は連鎖に関する事項			
2.事	業変更許可申請書の本文のうち、	基本設計方針に記載しないことの表	え方		
No.	項目	考え方			添付書類
	_	_			_
3.事	業変更許可申請書の添六のうち,	基本設計方針に記載しないことの考	まえ方 こうしゅう		
No.	項目	考え方			添付書類
		事業変更許可申請書本文(設計方針	計)又は添付書	類内の	
1>	重複記載	記載と重複する内容であるため、言	_		
		設計方針について基本設計方針に記	記載し、詳細は	「 <b>Ⅲ</b> -2	
<b>②</b>	設計方針の詳細	放射線分解により発生する水素に。	するた	a	
		めの設備に関する説明書」にて記載	<b></b>		
4. 添	付書類等				
No.		書類名			
a	Ⅲ-2 放射線分解により発生する	る水素による爆発に対処するための調	 没備に関する説	明書	
	1				

## 別紙1-2

基本設計方針の許可整合性、発電炉 との比較(第2章 個別項目 代替 換気設備)

※本別紙は蒸発乾固 00-01 (本文、添付書類、補足説明項目への展開(蒸発乾固))の別紙1-2に示す。

## 別紙1-3

基本設計方針の許可整合性、発電炉 との比較(第2章 個別項目 代替 安全圧縮空気系)

- ※本資料は、以下に示す項目は反映されていない。
- ・記載不備事項の修正(下線の引き方,表現の修正等)

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十条(放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (代替安全圧縮空気系) (1 / 18)

技術基準規則 設工認申請書 基本設計方針 事業変更許可申請書 本文 事業変更許可申請書 添付書類六 備考 第四十条 第2章 個別項目 リ. その他再処理設備の附属施設の構造及び 9.3.2 重大事故等対処設備 発電炉の基本設計方針に 設備 セル内において放射線分解によって発生す 7 その他再処理設備の附属施設 9.3.2.1 代替安全圧縮空気系 ついては, 当該条文の比 る水素が再処理設備の内部に滞留することを 7.1 動力装置及び非常用動力装置 (1) 動力装置及び非常用動力装置の構造及び 9.3.2.1.1 概 要 較対象となる基本設計方 防止する機能を有する施設には、再処理規則 7.1.2 圧縮空気設備 設備 針がないため記載しな 第一条の三第三号に掲げる重大事故の発生又 7.1.2.3 代替安全圧縮空気系 (i) 圧縮空気設備 は拡大を防止するために必要な次に掲げる重 7.1.2.3.1 代替安全圧縮空気系の基本的な設 浩 大事故等対処設備が設けられていなければな (1) 重大事故等対処設備 【許可からの変更点】 らない。 1) 代替安全圧縮空気系 初出のため用語を定義。 一 放射線分解により発生する水素による爆 発(以下この条において「水素爆発」とい 代替安全圧縮空気系は,放射線分解によ 代替安全圧縮空気系は、水素爆発を未然 に防止するための空気の供給に使用する設 う。) の発生を未然に防止するために必要な り発生する水素による爆発(以下 7.1.2.3 設備 水① では「水素爆発」という。) を未然に防止 備及び水素爆発の再発を防止するための空 気の供給に使用する設備で構成する。 するための空気の供給に使用する設備及び 【許可からの変更点】 二 水素爆発が発生した場合において水素爆 水素爆発の再発を防止するための空気の供 7k(1)-1, (2)-1用語を定義に伴う記載の変更 発が続けて生ずるおそれがない状態を維持す 給に使用する設備で構成する。 (以下同じ) るために必要な設備 水② 水①-1, ②-1 三 水素爆発が発生した設備に接続する換気 安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失し 安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失し 安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した た場合において、放射線分解により発生す 系統の配管の流路を遮断するために必要な設 た場合において,「水素爆発」の発生を仮 場合において、「放射線分解により発生する る水素による爆発の発生を仮定する機器 備及び換気系統の配管内が加圧状態になった 定する機器に圧縮空気を供給し, 水素爆発 水素による爆発」(以下9.3.2.1では「水素爆 場合にセル内に設置された配管の外部へ放射 の発生を未然に防止するために必要な、水 (第4表) □に圧縮空気を供給し、水素爆 発」という。) の発生を仮定する機器に圧縮 発の発生を未然に防止するために必要な, 性物質を排出するために必要な設備 素爆発を未然に防止するための空気の供給 空気を供給し、水素爆発の発生を未然に防止 (代替換気設備で記載) 水素爆発を未然に防止するための空気の供 に使用する設備を設ける設計とする。水①-するために必要な重大事故等対処設備を設置 給に使用する設備を設置及び保管する。 及び保管する。① 水(1)-2 四 水素爆発が発生した場合において放射性 【許可からの変更点】 物質の放出による影響を緩和するために必要 基本設計方針の記載に合わせ、記載の語尾 な設備 を統一。 (代替換気設備で記載) (以下同じ) (水③から⑧は技術基準規則第三十六条への 谪合方針) 水素爆発を未然に防止するための対策が 水素爆発を未然に防止するための対策が 上記対策が機能しなかった場合に備え、水 機能しなかった場合に備え, 放射線分解に 機能しなかった場合に備え、「水素爆発」 素爆発の発生を仮定する機器に上記対策に使 の発生を仮定する機器に水素爆発を未然に より発生する水素による爆発の発生を仮定 用する系統とは異なる系統から圧縮空気を供 防止するための対策に使用する系統とは異 する機器に水素爆発を未然に防止するため 給し、水素爆発が続けて生じるおそれがない の対策に使用する系統とは異なる系統から なる系統から圧縮空気を供給し, 水素爆発 状態を維持するために必要な重大事故等対処 が続けて生じるおそれがない状態を維持す 圧縮空気を供給し、水素爆発が続けて生じ 設備を設置及び保管する。◆ るおそれがない状態を維持するために必要 るために必要な, 水素爆発の再発を防止す な、水素爆発の再発を防止するための空気 るための空気の供給に使用する設備を設け 安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した の供給に使用する設備を設置及び保管す る設計とする。水②-2 場合には、水素爆発の発生を未然に防止する る。水②-2 ため, 水素爆発の発生を仮定する機器に圧縮 ①(P3)から 空気を供給する。◆ 【凡例】 下線:基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ) 上記対策が機能せず水素爆発が発生した場 波線:基本設計方針と許可の記載の内容変更部分 合には、水素爆発が続けて生じるおそれがな 灰色ハッチング:基本設計方針に記載しない事項 い状態を維持するため、水素爆発の発生を仮 定する機器に上記対策に使用する系統とは異 □ : 許可からの変更点等

□ : 事業変更許可申請書本文八号又は添付書類八の記載

なる系統から圧縮空気を供給する。◆

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十条(放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (代替安全圧縮空気系) (2 / 18)

			(代替安全圧縮空気	、糸)(2 / 18)
技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
【「等」の解説】 「主配管等」の指す内容は、主配管及 び経路を構成する機器であり添付書類 「VI-2-3 系統図」で示す。 (以下同じ)	【許可からの変設工部での設備が、処に使用する主は、以下同じ)  代替安全圧縮空気系は、圧縮空気自動供給に使用する主は、以下同じ)  代替安全圧縮空気自動供給エニット、機器圧縮空気自動供給ユニット、可搬型建屋内ホース、可搬型建屋外ボース、可搬型建屋内ホース、水素爆発を未然に防止するために「水素爆発」を仮定する機器に圧縮空気を供給する安全圧縮空気系の水素掃気系の恒設の主配管(以下7.1.2.3では「水素爆発」を仮定する機器に圧縮空気を供給する安全圧縮空気系の水素提系に防止するために「水素爆発」を仮定する機器に圧縮空気を供給する安全圧縮空気系の水素掃気系の水素掃気系以外の恒設の主配管等(以下7.1.2.3では「機器圧縮空気供給配管・弁」という。)、可搬型建屋外ホースから水素掃気配管・弁又は機器圧縮空気供給配管・弁」という。)、可搬型建屋外ホースから水素掃気配管・弁又は機器圧縮空気供給配管・弁」という。)、可搬型建屋外ホースから水素掃気配管・弁又は機器圧縮空気供給配管・弁」という。)、可機型建屋内空気中継するために使用する恒設の主配管(以下7.1.2.3では「建屋内空気中継配管」という。)及び水①-3、5、6、②-6	名称を考慮した変更及び対	9.3.2.1.2 系統構成及び主要設備 水素爆発の発生を未然に防止し、水素爆発 が続けて生じるおそれがない状態を維持する ための設備として、代替安全圧縮空気系を設ける。 ① (1) 系統構成 水素爆発に対処するための重大事故等対 処設備として、代替安全圧縮空気系を使用 する。代替安全圧縮空気気の供給にするための空気の供給に使用する設備で構成する。 ② 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備で構成する。 ③ 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備で構成する。 ③ 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備で構成する。 ③ 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備は、圧縮空気自動供給ユニット、建屋内空気の供給に使用が変気自動供給・コース、水素掃気配管・弁及び機器圧縮空気供給配管・弁で構成する。 ③	水①-5, 6, ②-6 P4から
		補機駆動用燃料補給設備の一部である軽 油貯槽を常設重大事故等対処設備として設 置する。水⑨-1	補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。  ②	水⑨-1 P4~
【許可からの変更点】 安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合に使用する代替安全圧縮空気系以外の重大事故等対処設備の説明文章構成の変更。(水⑨-1, 2, 3, 4, ⑩-1, 2) (以下同じ)		補機駆動用燃料補給設備の一部である軽 油用タンクローリ【水⑨-2】並びに計装設 備の一部である可搬型圧縮空気自動供給貯 槽圧力計,可搬型圧縮空気自動供給ユニッ ト圧力計,可搬型機器圧縮空気自動供給ユニット圧力計,可搬型機器圧縮空気自動供給ユニット圧力計,可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計,可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計,可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計,可搬型セル導出ユニット流量計,可搬型水素濃度計及び可搬型貯槽温度計を可搬型重	補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリ並びに計装設備の一部である可搬型圧縮空気自動供給貯槽圧力計,可搬型圧縮空気自動供給ユニット圧力計,可搬型機器圧縮空気自動供給ユニット圧力計,可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計,可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計,可搬型セル導出ユニット流量計,可搬型水素濃度計及び可搬型貯槽温度計を可搬型重大事故等対処	水⑨-2 P4~

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十条(放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (代替安全圧縮空気系) (3 / 18)

		Francisco de la companya de la comp	八份女生上桶空気	
技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文		備考
技術基準規則 【許可からの変更点】 文章構成の変更	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文 大事故等対処設備として配備する。水⑩-1  水素爆発を未然に防止するための対策が機能しなかった場合に備え,放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器に水素爆発を未然に防止するための対策に使用する系統とは異なる系統から圧縮空気を供給し、水素爆発が続けて生じるおそれがない状態を維持するために必要な、水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備を設置及び保管する。水②-2  ① (P1)へ	事業変更許可申請書 添付書類六 設備として配備する。◆	備考 水⑩-1 P4~
(以下同じ)	圧縮空気手動供給ユニット <u>並びに</u> 水②-3	水素爆発の再発を防止するための空気の 供給に使用する設備は、圧縮空気手動供給 ユニット【水②-3】、建屋内空気中継配 管、可搬型空気圧縮機、可搬型建屋外ホー ス、可搬型建屋内ホース及び機器圧縮空気 供給配管・弁で構成する。	水素爆発の再発を防止するための空気の 供給に使用する設備は、圧縮空気手動供給 ユニット、建屋内空気中継配管、可搬型空 気圧縮機、可搬型建屋外ホース、可搬型建 屋内ホース及び機器圧縮空気供給配管・弁 で構成する。◆	
【許可からの変更点】 文章構成の変更 (以下同じ)	設計基準対象の施設と兼用する「 <u>水素爆</u> 発」の発生を仮定する機器で構成する。水 ①-4, ②-4	補機駆動用燃料補給設備の一部である軽	補機駆動用燃料補給設備の一部である軽	水①-4, ②-4 P4から
		油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。水⑨-3	油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。	水⑨-3 P4~
		補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリ【水⑨-4】並びに計装設備の一部である可搬型圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力計,可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計,可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計,可搬型セル導出ユニット流量計,可搬型水素濃度計及び可搬型貯槽温度計を可搬型重大事故等対処設備として配備する。水⑩-2	補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリ並びに計装設備の一部である可搬型圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力計,可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計,可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計,可搬型セル導出ユニット流量計,可搬型水素濃度計及び可搬型貯槽温度計を可搬型重大事故等対処設備として配備する。◆	水⑨-4 P4〜 水⑩-2 P4〜
【許可からの変更点】 設工認での設備名称を考慮した変更 (以下同じ)		設計基準対象の施設と兼用する圧縮空気 設備の安全圧縮空気系の一部,清澄・計量 設備の一部,分離設備の一部,分配設備の 一部,分離建屋一時貯留処理設備の一部, 高レベル廃液濃縮設備の高レベル廃液濃縮 系の一部,プルトニウム精製設備の一部, 精製建屋一時貯留処理設備の一部,ウラ ン・プルトニウム混合脱硝設備の溶液系の 一部,高レベル廃液貯蔵設備の高レベル濃 縮廃液貯蔵系の一部,高レベル廃液貯蔵設 備の共用貯蔵系の一部及び高レベル廃液ガ ラス固化設備の一部を重大事故等対処設備	設計基準対象の施設と兼用する圧縮空気 設備の安全圧縮空気系の一部,清澄・計量 設備の一部,分離設備の一部,分配設備の 一部,分離建屋一時貯留処理設備の一部, 高レベル廃液濃縮設備の高レベル廃液濃縮 系の一部,プルトニウム精製設備の一部, 精製建屋一時貯留処理設備の一部,ウラ ン・プルトニウム混合脱硝設備の溶液系の 一部,高レベル廃液貯蔵設備の高レベル 充 縮廃液貯蔵系の一部,高レベル廃液貯蔵設 備の共用貯蔵系の一部及び高レベル廃液ガ ラス固化設備の一部を重大事故等対処設備	

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十条(放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (代替安全圧縮空気系) (4 / 18)

1.1. (1) (4) (4) (4)			+************************************	144 - Lw
技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
		の代替安全圧縮空気系の水素掃気配管・弁 として位置付け、【水①-5】清澄・計量設 備の一部、分離設備の一部、分配設備の一 部、分離建屋一時貯留処理設備の一部、高 レベル廃液濃縮設備の高レベル廃液濃縮系 の一部、プルトニウム精製設備の一部、精	の代替安全圧縮空気系の水素掃気配管・弁 として位置付け、清澄・計量設備の一部、 分離設備の一部、分配設備の一部、分離建 屋一時貯留処理設備の一部、高レベル廃液 濃縮設備の高レベル廃液濃縮系の一部、プ ルトニウム精製設備の一部、精製建屋一時	水①-5 P2~
		製建屋一時貯留処理設備の一部,圧縮空気 設備の安全圧縮空気系の一部,ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の溶液系の一部, 高レベル廃液貯蔵設備の高レベル濃縮廃液 貯蔵系の一部,高レベル廃液貯蔵設備の共 用貯蔵系の一部,高レベル廃液ガラス固化 設備の一部,分析設備の一部及び計測制御 設備の一部を重大事故等対処設備の代替安	貯留処理設備の一部、圧縮空気設備の安全 圧縮空気系の一部、ウラン・プルトニウム 混合脱硝設備の溶液系の一部、高レベル廃 液貯蔵設備の高レベル濃縮廃液貯蔵系の一 部、高レベル廃液貯蔵設備の共用貯蔵系の 一部、高レベル廃液ガラス固化設備の一 部、分析設備の一部及び計測制御設備の一 部を重大事故等対処設備の代替安全圧縮空	
【 <b>許可からの変更点】</b> 文章構成の変更 (以下同じ)		全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管・弁として【水①-6,②-6】,また,設計基準対象の施設と兼用する計装設備の一部及び放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器【水①-4,②-4】 (第4表(1)) 口を常設重大事故等対処設備として位置付ける。	気系の機器圧縮空気供給配管・弁として位置付ける。また、設計基準対象の施設と兼用する計測制御設備の一部及び水素爆発の発生を仮定する機器(第9.3-3表)を常設重大事故等対処設備として位置付ける。	水①-6, ②-6 P2へ 水①-4, ②-4 P3へ
	安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として,代替安全圧縮空気系の他,補器駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリ並びに計測制御設備の可搬型圧縮空気自動供給貯槽圧力計,可搬型圧縮空気自動供給コニット圧力計,可搬型機器圧縮空気自動供給ユニット圧力計,可搬型貯槽掃気圧縮空			
	気流量計、可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計、可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計、可搬型セル導出ユニット流量計、可搬型セル導出ユニット流量計、可搬型水素濃度計及び可搬型貯槽温度計及び可搬型圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力計を使用する設計とする。なお、補器駆	【許可からの変更点】 設工認の章構成に合わせて引用先を適正 化した。 (以下同じ)		
【「等」の解説】 「可搬型建屋外ホース、可搬型建屋内ホース等」の指す内容は、可搬型建屋外ホース、可搬型建屋外ホース及び建屋内空	動用燃料補給設備については,第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補器駆動用燃料補給設備」に,計測制御設備については第2章 個別項目の「4.1 計測制御設備」に示す。水⑨-1,2,3,4,⑩-1,2	補機駆動用燃料補給設備については「リ. (4) (ii) 補機駆動用燃料補給設備」に, 計装設備については「ヘ. (3)(i)(a) 計装設備」に示す。	補機駆動用燃料補給設備については 「9.14.4 系統構成」に、計装設備につい ては「6.2.1.4 系統構成及び主要設備」に 示す。◆	水⑨-1, 2, ⑩-1 P2から 水⑨-3, 4, ⑩-2 P3から
気中継配管であり、添付書類でしめすた め当該箇所では許可の記載を用いた。 (以下同じ)	代替安全圧縮空気系は、可搬型空気圧縮機と水素掃気配管・弁又は機器圧縮空気供給配管・弁を可搬型建屋外ホース、可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で、可搬型空気圧縮機を運転することで、「水素爆発」の発生を仮定する機器へ圧縮空気を	代替安全圧縮空気系は、可搬型空気圧縮機と水素掃気配管・弁又は機器圧縮空気供給配管・弁を可搬型建屋外ホース、可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で、可搬型空気圧縮機を運転することで、放射線分解により発生する水素による爆発の発生	(2) 主要設備 代替安全圧縮空気系は,可搬型空気圧縮 機と水素掃気配管・弁又は機器圧縮空気供 給配管・弁を可搬型建屋外ホース,可搬型 建屋内ホース等を用いて接続した上で,可 搬型空気圧縮機を運転することで,水素爆 発の発生を仮定する機器へ圧縮空気を供給	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十条(放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (代替安全圧縮空気系) (5 / 18)

			八日女上江州土人	
技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
	持できる設計とする。水①-7, ②-7	濃度を可燃限界濃度未満に維持できる設計	きる設計とする。◆	水①-7, ②-7 P5から
		とする。水①-7, ②-7		水①-7, ②-7 P4~
F-1-1 > - + 1	代替安全圧縮空気系は,圧縮空気設備の	代替安全圧縮空気系は,圧縮空気設備の	代替安全圧縮空気系は,圧縮空気設備の	
【許可からの変更点】	安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失し,	安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失し、	安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失し、	
以下において「許容空白時間」を用いてい	系統内の圧力が低下した場合、溶液の性状	系統内の圧力が低下した場合、溶液の性状	系統内の圧力が低下した場合、溶液の性状	
ないため削除した。	ごとに水素掃気機能喪失から重大事故等対	ごとに水素掃気機能喪失から重大事故対策	ごとに水素掃気機能喪失から重大事故対策	
	策の準備に使用することができる時間が短	の準備に使用することができる時間(以下	の準備に使用することができる時間(許容	
	い分離建屋、精製建屋及びウラン・プルト	「許容空白時間」という。)が短い分離建	空白時間)が短い分離建屋、精製建屋及び	
	ニウム混合脱硝建屋の水素掃気配管・弁に	屋、精製建屋及びウラン・プルトニウム混	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素	
	圧縮空気自動供給貯槽及び圧縮空気自動供	合脱硝建屋の水素掃気配管・弁に圧縮空気	掃気配管・弁に圧縮空気自動供給貯槽及び	
	治ユニットから機器圧縮空気自動供給ユニ	自動供給貯槽及び圧縮空気自動供給ユニッ	圧縮空気自動供給ユニットから機器圧縮空	
	ットに切り替えるまでの間、自動で水素燃	トから機器圧縮空気自動供給ユニットに切ります。	気自動供給ユニットに切り替えるまでの	
FFAL CATEVE	焼時においても貯槽等に影響を与えないド	り替えるまでの間、自動で水素燃焼時にお	間、自動で未然防止濃度未満を維持するた	
【「等」の解説】	ライ換算 8vol% (以下 7.1.2.3 では「未然	いても貯槽等に影響を与えないドライ換算	めに必要な圧縮空気を供給できる設計とす	
「貯槽等」の指す内容は、水素爆発の影	防止濃度」という。)未満を維持するため	8 v o 1% (以下「未然防止濃度」とい	る。 �	
響を受ける機器の総称として示した記載	に必要な圧縮空気を供給できる設計とす	う。)未満を維持するために必要な圧縮空		
であることから許可の記載を用いた。	る。水①-8	気を供給できる設計とする。水①-8		
(以下同じ)				
	代替安全圧縮空気系は,水素発生量の増		代替安全圧縮空気系は、水素発生量の増	
	加が想定される時間の前に,圧縮空気自動		加が想定される時間の前に,圧縮空気自動	
	供給貯槽及び圧縮空気自動供給ユニットか		供給貯槽及び圧縮空気自動供給ユニットか	
	ら機器圧縮空気自動供給ユニットへの切り		ら機器圧縮空気自動供給ユニットへの切り	
F-1 1 1 1 1 1 1 1			替えを行い,可搬型空気圧縮機により圧縮	
【許可からの変更点】	空気を供給するまでの間、未然防止濃度に		空気を供給するまでの間,未然防止濃度に	
設工認の章構成に合わせて規定範囲を	維持するために十分な量の圧縮空気を供給		維持するために十分な量の圧縮空気を供給	
適正化した。	できる設計とする。水①-9		<u>できる設計とする。</u> 水①-9	
	代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給	代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給	代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給	
	系は、安全圧縮空気系の配管の内圧が所定	<u>系は,安全圧縮空気系の配管の内圧が所定</u>	系は、安全圧縮空気系の配管の内圧が所定	
	の圧力(約 0.7MPa[gage])を下回った場合	<u>の圧力(約0.7MPa[gage])を下回った場</u>	の圧力(約0.7MPa[gage])を下回った	
	に、自動で圧縮空気を供給する設計とす	合に, 自動で圧縮空気を供給する設計とす	場合に、自動で圧縮空気を供給する設計と	
	る。代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自	る。代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自	する。代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気	
【「等」の解説】	動供給ユニットに切り替えるまでの間、未	動供給ユニットに切り替えるまでの間、未	自動供給ユニットに切り替えるまでの間,	
「貯槽等」の指す内容は、対処を行う対	然防止濃度未満を維持するために必要な流	然防止濃度未満を維持するために必要な流	未然防止濃度未満を維持するために必要な	
象の総称として示した記載であり、許可	量を確保する設計とする。水①-10	量を確保する設計とする。水①-10	流量を確保する設計とする。◆	
での表現を用いた。				
(以下同じ)	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機	
	からの空気の供給開始前に未然防止濃度に	からの空気の供給開始前に未然防止濃度に	からの空気の供給開始前に未然防止濃度に	
	至る可能性のある「水素爆発」の発生を仮	至る可能性のある放射線分解により発生す	至る可能性のある水素爆発の発生を仮定す	
	定する機器に対して、代替安全圧縮空気系	る水素による爆発の発生を仮定する機器に	る機器に対して、代替安全圧縮空気系の機	
	の機器圧縮空気自動供給ユニットを設置す	対して、代替安全圧縮空気系の機器圧縮空	器圧縮空気自動供給ユニットを設置する。	
	る設計とする。機器圧縮空気自動供給ユニ	気自動供給ユニットを設置する。機器圧縮	機器圧縮空気自動供給ユニットは、圧縮空	
[	ットは、圧縮空気自動供給貯槽及び圧縮空	空気自動供給ユニットは、圧縮空気自動供	気自動供給貯槽及び圧縮自動供給空気ユニ	
【許可からの変更点】	気自動供給ユニットよりも貯槽等に近い代	給貯槽及び圧縮空気自動供給ユニットより	ットよりも貯槽等に近い代替安全圧縮空気	
用語の定義に伴う記載の変更	替安全圧縮空気系の水素掃気配管・弁に設	も貯槽等に近い代替安全圧縮空気系の水素	系の水素掃気配管・弁に設置し、圧縮空気	
(以下同じ)	置し、圧縮空気を供給できる設計とする。	掃気配管に設置し、圧縮空気を供給できる	を供給できる設計とする。◆	
	水①-11	設計とする。水①-11	CONTROC OBALIC / DO W	
	\(\infty \)	HVHI C \ 00 \ \( \tau \)		
	代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動	代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動	代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動	
		11日女土川州工八不り成命川州工八日期	17日女土川州工八不 77成60川州工八日期	

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十条(放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (代替安全圧縮空気系) (6 / 18)

技術基準規則	類六 備考
2410 = 1/200	
供給ユニットは、安全圧縮空気系の配管の 供給ユニットは、安全圧縮空気系の配管の 供給ユニットは、安全圧縮空気系の配管の	
内圧が所定の圧力(約 0. 4M P a [gage])を 内圧が所定の圧力(約 0. 4M P a [gage])を 内圧が所定の圧力(約 0. 4M P a [gage])を	
下回った場合に自動で圧縮空気を供給する <u>下回った場合に自動で圧縮空気を供給する</u> を下回った場合に自動で圧縮空気を	は 合す 日本
設計とする。水①-12 <u>設計とする。</u> 水①-12 <u>設計とする。</u> 水①-12 る設計とする。  □ では、	
代替安全圧縮空気系は,代替安全圧縮空 (大替安全圧縮空気系は,代替安全圧縮空気系は,代替安全圧縮空気系は,機器圧縮	3年白
「大管女主圧相至メポは、大管女主圧相至 「気系の機器圧縮空気自動供給ユニットの作」「気系の機器圧縮空気自動供給ユニットの作」「動供給ユニットの作動が遅延するこ	
動が遅延することにより、貯槽等の水素濃 動が遅延することにより、貯槽等の水素濃 り、機器内の水素濃度を未然防止濃	
度を未然防止濃度未満に維持するための機 度を未然防止濃度未満に維持するための機 に維持するための機能に悪影響を及	
能に悪影響を及ぼすことがないよう、代替 <u>能に悪影響を及ぼすことがないよう、代替</u> とがないよう、圧縮空気自動供給貯	
安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給貯槽及 安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給貯槽及 圧縮空気自動供給ユニットを隔離す	らこと
び圧縮空気自動供給ユニットを隔離するこ び圧縮空気自動供給ユニットを隔離するこ により機器圧縮空気自動供給ユニッ	
とにより機器圧縮空気自動供給ユニットか とにより機器圧縮空気自動供給ユニットか 圧縮空気の供給を開始できる設計と	
ら圧縮空気の供給を開始できる設計とす <u>ら圧縮空気の供給を開始できる設計とす</u> 可搬型空気圧縮機に切り替えるまで	
る。可搬型空気圧縮機に切り替えるまでの る。可搬型空気圧縮機に切り替えるまでの 未然防止濃度未満を維持するために	公要な
間,未然防止濃度未満を維持するために必 <u>間,未然防止濃度未満を維持するために必</u> 量を確保する設計とする。 ◇ 要な量を確保する設計とする。水①−13 要な量を確保する設計とする。水①−13	
安な里を確保する政計とする。	
代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機	三縮機
からの空気の供給開始前に未然防止濃度に からの空気の供給開始前に未然防止濃度に からの空気の供給開始前に未然防止	
至る可能性のある「水素爆発」の発生を仮 至る可能性のある放射線分解により発生す 至る可能性のある水素爆発の発生を	定定す
定する機器に対して、圧縮空気手動供給ユ <u>る水素による爆発の発生を仮定する機器に</u> る機器に対して、圧縮空気手動供給	
ニットを設置する設計とする。代替安全圧 対して、圧縮空気手動供給ユニットを設置 トを設置する。代替安全圧縮空気系	
縮空気系の圧縮空気手動供給ユニットは、 <u>する。代替安全圧縮空気系の圧縮空気手動</u> 空気手動供給ユニットは、発生防止	
発生防止対策とは異なる機器圧縮空気供給 供給ユニットは、発生防止対策とは異なる は異なる機器圧縮空気供給配管・弁	
配管・弁に設置し、圧縮空気を供給できる 機器圧縮空気供給配管・弁に設置し、圧縮 し、圧縮空気を供給できる設計とす。 設計とする。水②-8 空気を供給できる設計とする。水②-8	0° (A)
代替安全圧縮空気系の圧縮空気手動供給 <u>代替安全圧縮空気系の圧縮空気手動供給</u> 代替安全圧縮空気系の圧縮空気手	协供給
ユニットは、代替安全圧縮空気系の機器圧 ユニットは、代替安全圧縮空気系の機器圧 ユニットは、代替安全圧縮空気系の	後器圧
縮空気供給配管・弁へ手動により速やかに 縮空気供給配管・弁へ手動により速やかに 縮空気供給配管・弁へ手動により速	アカルこ
接続できる設計とする。水②-9 <u>接続できる設計とする。</u> 水②-9 接続できる設計とする。	
	L (H) &A
代替安全圧縮空気系の圧縮空気手動供給 <u>代替安全圧縮空気系の圧縮空気手動供給</u> 代替安全圧縮空気系の圧縮空気手 ユニットは,代替安全圧縮空気系の可搬型 ユニットは,代替安全圧縮空気系の可搬型 ユニットは,代替安全圧縮空気系の	
ー	
内の水素濃度を未然防止濃度未満に維持す 内の水素濃度を未然防止濃度未満に維持す 内の水素濃度を未然防止濃度未満に	
るために必要な量の圧縮空気を供給できる るために必要な量の圧縮空気を供給できる るために必要な量の圧縮空気を供給	
設計とする。水②-10 <u>設計とする。</u> 水②-10 <u>設計とする。</u>	
代替安全圧縮空気系は、発生防止対策が 代替安全圧縮空気系は、発生防止対策が 代替安全圧縮空気系は、発生防止対策が	
機能しない場合に備え、圧縮空気手動供給機能しない場合に備え、圧縮空気手動供給機能しない場合に備え、代替安全圧	
ユニットにより圧縮空気を供給し、機器内 ユニットにより圧縮空気を供給し、機器内 系の圧縮空気手動供給ユニットによ	
の水素濃度を未然防止濃度未満に維持して <u>の水素濃度を未然防止濃度未満に維持して</u> 空気を供給し、機器内の水素濃度を いる期間中に、発生防止対策で敷設する代 いる期間中に、発生防止対策で敷設する代 止濃度未満に維持している期間中に、	
いる期间中に、発生的正対束で敷設する代	
一	
縮空気を供給するための建屋内空気中継配 縮空気を供給するための建屋内空気中継配 の下流側に、機器に圧縮空気を供給	
管及び可搬型建屋内ホースを設置し、可搬 管及び可搬型建屋内ホースを設置し、可搬 めの建屋内空気中継配管及び可搬型	

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十条(放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (代替安全圧縮空気系) (7 / 18)

			(八昝女笙圧稲空気糸)(1/1
技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六 備考
	型建屋内ホースと機器圧縮空気供給配管・ 弁を接続した上で、代替安全圧縮空気系の 機器圧縮空気供給配管・弁に圧縮空気を供 給できる設計とする。水②-11	型建屋内ホースと機器圧縮空気供給配管・ 弁を接続した上で、代替安全圧縮空気系の 機器圧縮空気供給配管・弁に圧縮空気を供 給できる設計とする。水②-11	ホースを設置し、可搬型建屋内ホースと機器圧縮空気供給配管・弁を接続した上で、 代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管・弁に圧縮空気を供給できる設計とする。◆
	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機 は軽油を燃料とし、対処のために必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備から補給が 可能な設計とする。水①-14, ②-12	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機 は軽油を燃料とし、対処のために必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備から補給が 可能な設計とする。水①-14、②-12	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は軽油を燃料とし、対処のために必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。  ◆
	代替安全圧縮空気系の建屋内空気中継配管は、常設の建屋内の圧縮空気供給用の配管であり、可搬型建屋外ホースの接続口から、「水素爆発」の発生を仮定する機器に圧縮空気を供給するための接続口を設置する部屋まで圧縮空気を分配する設計とする。水①-15、②-13	代替安全圧縮空気系の建屋内空気中継配管は、常設の建屋内の圧縮空気供給用の配管であり、可搬型建屋外ホースの接続口から、放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器に圧縮空気を供給するための接続口を設置する部屋まで圧縮空気を分配する設計とする。水①-15、②-13	代替安全圧縮空気系の建屋内空気中継配管は、常設の建屋内の圧縮空気供給用の配管であり、可搬型建屋外ホースの接続口から、水素爆発の発生を仮定する機器に圧縮空気を供給するための接続口を設置する部屋まで圧縮空気を分配する設計とする。◆
			9.3.2.1.3 設計方針 (1) 多様性, 位置的分散 基本方針については, 「1.7.18(1) a. 多様性, 位置的分散」に示す。
【「等」の解説】 「機器圧縮空気供給配管・弁等」の指す内容は、機器圧縮空気供給配管・弁、圧縮空気自動供給力ニット及び機器圧縮空気自動供給ユニットであり添付書類で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。	7.1.2.3.2 多様性,位置的分散 代替安全圧縮空気系の建屋内空気中継配管及び圧縮空気手動供給ユニットは,共通要因によって安全圧縮空気系と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう,分離することで,安全圧縮空気系に対して独立性を有する設計とする。水③-6 上記以外の代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対処設備の機器圧縮空気供給配	【許可からの変更点】 36 条に記載の全体方針を明 記した。	
	管・弁等は、可能な限り独立性又は位置的 分散を図った上で、想定される重大事故等 が発生した場合における温度、放射線、荷 重及びその他の使用条件において、その機 能を確実に発揮できる設計とする。水③-7		
【許可からの変更点】 36 条展開に伴う記載の適正化。 (以下同じ)	代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給系,機器圧縮空気自動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニットは,共通要因によって電気駆動の安全圧縮空気系の空気圧縮機と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう,動力を用いず機能する設計とすることで,空気圧縮機に対して多様性を有する設計とする。水③-1	代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給 系,機器圧縮空気自動供給ユニット及び圧 縮空気手動供給ユニットは、安全機能を有 する施設である、電気駆動の安全圧縮空気 系の空気圧縮機に対して、同時にその機能 が損なわれるおそれがないよう、動力を用 いず機能する設計とすることで、空気圧縮 機に対して多様性を有する設計とする。水	代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給 系,機器圧縮空気自動供給ユニット及び圧 縮空気手動供給ユニットは,設計基準の安 全機能を有する施設である電気駆動の空気 圧縮機に対して,同時にその機能が損なわ れるおそれがないよう,動力を用いずに機 能する設計とすることで,安全圧縮空気系 の空気圧縮機に対して多様性を有する設計

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十条(放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (代替安全圧縮空気系) (8 / 18)

			(代替安全圧縮空気系	长) (8 / 18)
技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
		3-1	とする。�	
	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機	
	は、共通要因によって電気駆動の安全圧縮	は、安全機能を有する施設である電気駆動	は、安全機能を有する施設である電気駆動	
	空気系の空気圧縮機と、同時にその機能が	の空気圧縮機に対して,同時にその機能が	の空気圧縮機に対して、同時にその機能が	
	損なわれるおそれがないよう, ディーゼル	損なわれるおそれがないよう, ディーゼル	損なわれるおそれがないよう、ディーゼル	
	駆動とすることにより、空気圧縮機に対し	駆動とすることにより、空気圧縮機に対し	駆動とすることにより、空気圧縮機に対し	
	て多様性を有する設計とする。水③-2	て多様性を有する設計とする。水③-2	て多様性を有する設計とする。◆	
	<b>神見別に動売していませる「焼皮をする</b>	<b>神見見と動記されたないまた人民変かにある</b>	<b>は日月)にポール・フル共中人民党の日本の</b>	
	建屋外に敷設する代替安全圧縮空気系の	建屋外に敷設する代替安全圧縮空気系の	建屋外に敷設する代替安全圧縮空気系の	
	可搬型空気圧縮機は、 <u>共通要因によって</u> 安 全圧縮空気系と同時にその機能が損なわれ	可搬型空気圧縮機は、安全圧縮空気系と共	可搬型空気圧縮機は、安全圧縮空気系と共 通要因によって同時にその機能が損なわれ	
	全圧縮空気系と同時にその機能が損なわれ るおそれがないように、故障時バックアッ	<u>通要因によって同時にその機能が損なわれ</u> るおそれがないように, 故障時バックアッ	世安凶によって同时にその機能が損なわれ るおそれがないように, 故障時バックアッ	
	プを含めて必要な数量を安全圧縮空気系が	プを含めて必要な数量を安全圧縮空気系が	プを含めて必要な数量を安全圧縮空気系が フを含めて必要な数量を安全圧縮空気系が	
	設置される建屋から 100m以上の離隔距離を	設置される建屋から100m以上の離隔距離を	設置される建屋から 100m以上の離隔距離	
	確保した外部保管エリアに保管するととも	確保した外部保管エリアに保管するととも	を確保した外部保管エリアに保管するとと	
	に、対処を行う建屋近傍に保管することで	に、対処を行う建屋近傍に保管することで	もに、対処を行う建屋近傍に保管すること	
	位置的分散を図る設計とする。水③-3	位置的分散を図る。水③-3	で位置的分散を図る。	
		EERIM NCE O		
	代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホー	代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホー	代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホー	
	ス及び可搬型建屋外ホースは、共通要因に	ス及び可搬型建屋外ホースは、安全圧縮空	ス及び可搬型建屋外ホースは, 安全圧縮空	
	よって安全圧縮空気系と同時にその機能が	気系と共通要因によって同時にその機能が	気系と共通要因によって同時にその機能が	
	損なわれるおそれがないように、故障時バ	損なわれるおそれがないように、故障時バ	損なわれるおそれがないように、故障時バ	
	ックアップを含めて必要な数量を安全圧縮	<u>ックアップを含めて必要な数量を安全圧縮</u>	ックアップを含めて必要な数量を安全圧縮	
	空気系が設置される建屋から 100m以上の離	空気系が設置される建屋から 100m以上の離	空気系が設置される建屋から 100m以上の	
	隔距離を確保した外部保管エリアに保管す	隔距離を確保した外部保管エリアに保管す	離隔距離を確保した外部保管エリアに保管	
【「等」の解説】	るとともに,対処を行う建屋に保管するこ	るとともに、対処を行う建屋に保管するこ	するとともに,対処を行う建屋にも保管す	
「建屋内空気中継配管, 水素掃気配管等」と	とで位置的分散を図る設計とする。対処を	とで位置的分散を図る。対処を行う建屋内	ることで位置的分散を図る。対処を行う建	
は可搬型重大事故等対処設備と接続する	行う建屋内に保管する場合は安全圧縮空気	に保管する場合は安全圧縮空気系が設置さ	屋内に保管する場合は安全圧縮空気系が設	
常設重大事故等対処設備の総称として示し	系が設置される場所と異なる場所に保管す	れる場所と異なる場所に保管することで位	置される場所と異なる場所に保管すること	
た記載であることから許可の記載を用いた。	ることで位置的分散を図る <u>設計とする。</u> 水	<u>置的分散を図る。</u> 水③-4	で位置的分散を図る。◆	
	3-4			
	建屋の外から空気を供給する代替安全圧	建屋の外から空気を供給する代替安全圧	建屋の外から空気を供給する代替安全圧	
	縮空気系の可搬型建屋外ホース及び可搬型	縮空気系の可搬型建屋外ホース及び可搬型	縮空気系の可搬型建屋外ホース及び可搬型	
	建屋内ホースと代替安全圧縮空気系の建屋	建屋内ホースと代替安全圧縮空気系の建屋	建屋内ホースと代替安全圧縮空気系の建屋	
	内空気中継配管、水素掃気配管・弁等の常	内空気中継配管、水素掃気配管・弁等の常	内空気中継配管、水素掃気配管・弁等の常	
	設重大事故等対処設備との接続口は、共通	設重大事故等対処設備との接続口は、共通	設重大事故等対処設備との接続口は、共通	
	要因によって接続することができなくなる	要因によって接続することができなくなる	要因によって接続することができなくなる	
	ことを防止するため、複数のアクセスルー	ことを防止するため、複数のアクセスルー	ことを防止するため、複数のアクセスルー	
	トを踏まえて自然現象、人為事象及び故意	トを踏まえて自然現象、人為事象及び故意	トを踏まえて自然現象、人為事象及び故意	
	による大型航空機の衝突その他のテロリズ	による大型航空機の衝突その他のテロリズ	による大型航空機の衝突その他のテロリズ	
	ムに対して前処理建屋、分離建屋、精製建	ムに対して前処理建屋、分離建屋、精製建	ムに対して前処理建屋,分離建屋,精製建	
	屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及	屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及	屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及	
	び高レベル廃液ガラス固化建屋内の適切に	び高レベル廃液ガラス固化建屋内の適切に	び高レベル廃液ガラス固化建屋内の適切に	
	離隔した隣接しない位置の異なる複数の場	離隔した隣接しない位置の異なる複数の場	離隔した隣接しない位置の異なる複数の場	
	所に設置する設計とする。また、溢水、化	所に設置する。また,溢水,化学薬品漏え	所に設置する。また、溢水、化学薬品漏え	
	学薬品漏えい及び火災によって同時にその	い及び火災によって同時にその機能が損な	い及び火災によって同時にその機能が損な	
	機能が損なわれるおそれがないよう、それ	われるおそれがないよう、それぞれ互いに	われるおそれがないよう、それぞれ互いに	
	ぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設	異なる複数の場所に設置する設計とする。	異なる複数の場所に設置する設計とする。	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十条(放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (代替安全圧縮空気系) (9 / 18)

技術基準規則 設工認申請書 基本設計方針 事業変更許可申請書 本文 事業変更許可申請書 添付書類六 備考 計とする。水③-5 水③-5 一つの接続口で「冷却機能の喪失による 【許可からの変更点】 一つの接続口で「冷却機能の喪失による 一つの接続口で「冷却機能の喪失による 蒸発乾固」の貯槽等への注水及び「放射線 「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生 蒸発乾固」の発生を仮定する機器への注水 蒸発乾固」の発生を仮定する貯槽等への注 分解により発生する水素による爆発」の圧 を仮定する貯槽等」の指す内容は、「『冷却 及び「水素爆発」の発生を仮定する機器へ 水及び放射線分解により発生する水素によ 縮空気の供給のために兼用して使用する代 機能の喪失による蒸発乾固』の発生を仮定 の圧縮空気の供給のために兼用して使用す る爆発の発生を仮定する機器への圧縮空気 替安全圧縮空機系の水素掃気配管・弁及び する機器」であるため、機器に修正した。 の供給のために兼用して使用する代替安全 る代替安全圧縮空気系の水素掃気配管・弁 機器圧縮空気供給配管・弁は、それぞれの 及び機器圧縮空気供給配管・弁は、それぞ 圧縮空気系の水素掃気配管・弁及び機器圧 機能に必要な容量が確保できる接続口を設 縮空気供給配管・弁は、それぞれの機能に れの機能に必要な容量が確保できる接続口 ける設計とする。◆ 必要な容量が確保できる接続口を設ける設 を設ける設計とする。水⑤-1 計とする。水⑤-1 (2) 悪影響防止 基本方針については、「1.7.18(1)b. 【「等」の解説】 悪影響防止」に示す。◆ 「弁等の操作」の指す内容は、保安規定で 7.1.2.3.3 悪影響防止 示すため当該箇所では許可の記載を用い 代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給 代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給 代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給 た。 貯槽, 圧縮空気自動供給ユニット, 機器圧 貯槽, 圧縮空気自動供給ユニット, 機器圧 貯槽, 圧縮空気自動供給ユニット, 機器圧 (以下同じ) 縮空気自動供給ユニット及び圧縮空気手動 縮空気自動供給ユニット及び圧縮空気手動 縮空気自動供給ユニット及び圧縮空気手動 供給ユニットは、弁等の操作によって安全 供給ユニットは、弁等の操作や接続によっ 供給ユニットは、弁等の操作によって安全 て安全機能を有する施設として使用する系 機能を有する施設として使用する系統構成 機能を有する施設として使用する系統構成 から重大事故等対処設備としての系統構成 統構成から重大事故等対処設備としての系 から重大事故等対処設備としての系統構成 【許可からの変更点】 統構成とすることにより,他の設備に悪影 とすることにより、他の設備に悪影響を及 とすることにより、他の設備に悪影響を及 「弁等の操作」には圧縮空気手動供給ユニ ぼさない設計とする。水④-1 響を及ぼさない設計とする。水④-1 ットの接続が含まれるため、「弁等の操作や 接続」とした。 代替安全圧縮空気系の建屋内空気中継配 代替安全圧縮空気系の建屋内空気中継配 代替安全圧縮空気系の建屋内空気中継配 管、水素掃気配管・弁及び機器圧縮空気供 管、水素掃気配管・弁及び機器圧縮空気供 管,水素掃気配管・弁及び機器圧縮空気供 給配管・弁は、重大事故等発生前(通常 給配管・弁は、重大事故等発生前(通常 給配管・弁は、重大事故等発生前(通常 時)の離隔若しくは分離された状態から弁 時)の離隔若しくは分離された状態から弁 時)の離隔若しくは分離された状態から弁 等の操作や接続により重大事故等対処設備 等の操作や接続により重大事故等対処設備 等の操作や接続により重大事故等対処設備 としての系統構成とすることにより、他の としての系統構成とすることにより、他の としての系統構成とすることにより、他の 設備に悪影響を及ぼさない設計とする。水 設備に悪影響を及ぼさない設計とする。水 設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 (4)-2(4)-2代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機 代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機 は,回転体が飛散することを防ぐことで他 は、回転体が飛散することを防ぐことで他 の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 水④-3 水(4)-3 屋外に保管する代替安全圧縮空気系の可 屋外に保管する代替安全圧縮空気系の可 屋外に保管する代替安全圧縮空気系の可 搬型空気圧縮機は、 竜巻により飛来物とな 搬型空気圧縮機は、 竜巻により飛来物とな 搬型空気圧縮機は、竜巻により飛来物とな らないよう必要に応じて固縛等の措置をと らないよう必要に応じて固縛等の措置をと らないよう必要に応じて固縛等の措置をと ることで他の設備に悪影響を及ぼさない設 ることで他の設備に悪影響を及ぼさない設 ることで他の設備に悪影響を及ぼさない設 【「等」の解説】 計とする。水④-4 計とする。水④-4 「固縛等」とは設備を固定する手段の総称 として示した記載であることから許可の記 (3) 個数及び容量等 載を用いた。 基本方針については 1.7.18(2) 個数及 (以下同じ) び容量」に示す。◆ 7.1.2.3.4 個数及び容量

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十条(放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (代替安全圧縮空気系) (10 / 18)

			(八台女玍圧補空気糸	(10 / 18)
技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
	代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給 系,機器圧縮空気自動供給ユニット及び圧 縮空気手動供給ユニットは,操作の時間を 考慮し,必要な圧縮空気流量を確保するた めに必要な量の圧縮空気を有する設計とす	代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給 系,機器圧縮空気自動供給ユニット及び圧 縮空気手動供給ユニットは,操作の時間を 考慮し,必要な圧縮空気流量を確保するた めに必要な量の圧縮空気を有する設計とす	代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給系,機器圧縮空気自動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニットは,操作の時間を考慮し,必要な圧縮空気流量を確保するために必要な容量を有する設計とする。◆	
	る。水⑤-2  代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給 系は、機器圧縮空気自動供給ユニットに切り替えるまでの間、貯槽等内の水素濃度を 未然防止濃度未満を維持するために必要な 流量を確保する設計とする。水⑤-3  代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動 供給ユニットは、可搬型空気圧縮機に切り	る。水⑤-2  代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給系は、機器圧縮空気自動供給ユニットに切り替えるまでの間、貯槽等内の水素濃度を未然防止濃度未満を維持するために必要な流量を確保する設計とする。水⑤-3  代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動供給ユニットは、可搬型空気圧縮機に切り	代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給系は、機器圧縮空気自動供給ユニットに切り替えるまでの間、貯槽等内の水素濃度を未然防止濃度未満に維持するために必要な流量を確保する設計とする。  (大替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動供給ユニットは、可搬型空気圧縮機に切り	
	替えるまでの間、貯槽等内の水素濃度を未 然防止濃度未満を維持するために必要な量 を確保する設計とする。水⑤-4 代替安全圧縮空気系の圧縮空気手動供給 ユニットは、可搬型空気圧縮機に切り替え るまでの間、貯槽等内の水素濃度を未然防 止濃度未満に維持するために必要な量の圧	替えるまでの間、貯槽等内の水素濃度を未然防止濃度未満を維持するために必要な量を確保する設計とする。水⑤-4  代替安全圧縮空気系の圧縮空気手動供給ユニットは、可搬型空気圧縮機に切り替えるまでの間、貯槽等内の水素濃度を未然防止濃度未満に維持するために必要な量の圧	替えるまでの間、貯槽等内の水素濃度を未 然防止濃度未満に維持するために必要な量 を確保する設計とする。 ◆ 代替安全圧縮空気系の圧縮空気手動供給 ユニットは、可搬型空気圧縮機に切り替え るまでの間、機器内の水素濃度を未然防止 濃度未満に維持するために必要な量の圧縮	
【許可からの変更点】	縮空気を供給できる設計とする。水⑤-5  代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は、想定される重大事故等時において、 「水素爆発」の発生を仮定する機器を可燃限界濃度未満に維持するために必要な圧縮空気供給量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とす	縮空気を供給できる設計とする。水⑤-5  代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は、想定される重大事故等時において、放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器を可燃限界濃度未満に維持するために必要な圧縮空気供給量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として3台、②予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを	空気を供給できる設計とする。	
仕様表対象機器の仕様は仕様表で示すこと から、基本設計方針では「十分な台数」と記 載した。	る。水⑤-6  代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は、同時に発生する可能性のある事故への対処を含めて、事象進展に応じた使用の状態を踏まえた、必要な容量を確保した設計とする。水⑤-7	6台の合計9台②を確保する。水⑤-6  代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は、同時に発生する可能性のある事故への対処を含めて、事象進展に応じた使用の状態を踏まえた、必要な容量を確保した設計とする。水⑤-7	べ替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は、同時に発生する可能性のある冷却機能の喪失への対処を含めて、事象進展に応じた使用の状態を踏まえた、圧縮空気供給量を有する設計とする。◆	
	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は、水素掃気機能の喪失及び冷却機能の喪失とよる蒸発乾固が同時に発生した場合においても、可燃限界濃度未満を維持するために必要な量を確保した設計とする。水⑤-8	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は、水素掃気機能の喪失及び冷却機能の喪失ところ蒸発乾固が同時に発生した場合においても、可燃限界濃度未満を維持するために必要な量を確保した設計とする。水⑤-8	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は、水素掃気機能の喪失及び冷却機能の喪失とによる蒸発乾固が同時に発生した場合においても、可燃限界濃度未満を維持するために必要な圧縮空気供給量を有する設計とする。◆  代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機	
	は、「水素爆発」の発生を仮定する機器へ	は、放射線分解により発生する水素による	は、水素爆発の発生を仮定する機器へ圧縮	

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十条(放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (代替安全圧縮空気系) (11 / 18)

			(八昝女生圧縮空気糸)	(11 / 18)
技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
	圧縮空気を供給するとともに、計装設備への圧縮空気を供給する場合に必要な圧縮空気供給量を有する設計とし、兼用できる設計とする。水⑤-9	爆発の発生を仮定する機器へ圧縮空気を供給するとともに、計装設備への圧縮空気を供給する場合に必要な圧縮空気供給量を有する設計とし、兼用できる設計とする。水 ⑤-9	空気を供給するとともに、計装設備への圧縮空気を供給する場合に必要な容量を有する設計とし、兼用できる設計とする。◆	
	代替安全圧縮空気系の可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに確保するとともに、建屋内に保管するホースについては予備を含めた個数を必要数として確保する設計とする。水⑤-10	代替安全圧縮空気系の可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに確保するとともに、建屋内に保管するホースについては1本以上の②予備を含めた個数を必要数として確保する。水⑤-10	代替安全圧縮空気系の可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに確保するとともに、建屋内に保管するホースについては1本以上の予備を含めた個数を必要数として確保する。◆	
	代替安全圧縮空気系は、安全圧縮空気系の水素掃気機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する水素爆発に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。水⑤-11	代替安全圧縮空気系は、安全圧縮空気系 の水素掃気機能の喪失を想定し、その範囲 が系統で機能喪失する水素爆発に対処する ことから、当該系統の範囲ごとに重大事故 等への対処に必要な設備を1セット確保す る。水⑤-11	代替安全圧縮空気系は、安全圧縮空気系の水素掃気機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する水素爆発に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。◆	
			<ul><li>(4) 環境条件等</li><li>基本設計については,「1.7.18(3) 環境</li><li>条件等」に示す。</li></ul>	
【許可からの変更点】 36 条展開に伴う記載の適正化。 (以下同じ) 【許可からの変更点】 36 条展開に伴う記載の適正化。	7.1.2.3.5 環境条件等 代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対 処設備は、「水素爆発」の発生を仮定する 機器の気相部における水素濃度ドライ換算 12 vo 1 %で爆燃が発生した場合による瞬間的に上昇する温度及び圧力の影響を考慮 しても、重大事故等への対処に必要な機能 を損なわない設計とする。水⑥-1	代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対処設備は、放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器の気相部における水素濃度ドライ換算12vol%で爆燃が発生した場合による瞬間的に上昇する温度及び圧力の影響を考慮しても、機能を損なわない設計とする。水⑥-1	代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対処設備は、水素爆発の発生を仮定する機器の気相部における水素濃度ドライ換算 12 v o 1 %で爆燃が発生した場合による瞬間的に上昇する温度及び圧力の影響を考慮しても、機能を損なわない設計とする。◆	
【許可からの変更点】	代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対処設備は、同時に発生するおそれがある冷却機能の喪失による蒸発乾固及び水素爆発による温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対して、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。水⑥-2	代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対処設備は、同時に発生するおそれがある冷却機能の喪失による蒸発乾固及び水素爆発による温度、圧力及び湿度に対して、機能を損なわない設計とする。水⑥-2	代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対処設備は、同時に発生するおそれがある冷却機能の喪失による蒸発乾固及び水素爆発による温度、圧力及び湿度に対して、機能を損なわない設計とする。◆	
設工認の章構成に合わせて引用先を適正化した。 (以下同じ)	地震を要因として発生した場合に対処に 用いる代替安全圧縮空気系の常設重大事故 等対処設備は,「9.2 重大事故等対処設 備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故 等に対する施設の耐震設計」に基づく設計 とすることで重大事故等への対処に必要な 機能を損なわない設計とする。水⑥-3	地震を要因として発生した場合に対処に 用いる代替安全圧縮空気系の常設重大事故 等対処設備は、「ロ. (7)(i)(b)(は) 地震を要 因とする重大事故等に対する施設の耐震設 計」に基づく設計とすることでその機能を 損なわない設計とする。水⑥-3	地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対処設備は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	
	代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対	代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対	代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対	

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十条(放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (代替安全圧縮空気系) (12 / 18)

事業変更許可申請書 添付書類六 技術基準規則 設工認申請書 基本設計方針 事業変更許可申請書 本文 備考 処設備は、外部からの衝撃による損傷を防 処設備は、外部からの衝撃による損傷を防 処設備は、外部からの衝撃による損傷を防 止できる前処理建屋, 分離建屋, 精製建 止できる前処理建屋, 分離建屋, 精製建 止できる前処理建屋, 分離建屋, 精製建 屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及 屋, ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及 屋, ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及 【「等」の解説】 び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し, び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し, び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し, 「風(台風)等」の指す内容は、第36条の基本 風(台風)等により機能を損なわない設計 風(台風)等により重大事故等への対処に 風(台風)等により機能を損なわない設計 設計方針において具体化されている風(台 必要な機能を損なわない設計とする。水⑥-とする。水⑥-4 とする。① 風), 竜巻, 凍結, 高温, 降水, 積雪及び火山 の影響等であり、考慮する事象の総称とし て示した記載であることから許可の記載を 代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対 代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対 代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対 用いた。 処設備及び常設重大事故等対処設備と可搬 処設備及び常設重大事故等対処設備と可搬 処設備及び常設重大事故等対処設備と可搬 (以下同じ) 型重大事故等対処設備の接続口は、 溢水量 型重大事故等対処設備の接続口は, 溢水量 型重大事故等対処設備の接続口は、溢水量 及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を 及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を 及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を ーー 受けない高さへの設置,被水防護及び被液 受けない高さへの設置,被水防護及び被液 受けない高さへの設置、被水防護及び被液 防護する設計とする。水⑥-5 防護する設計とする。水⑥-5 防護する設計とする。◆ 代替安全圧縮空気系の水素掃気配管・弁 代替安全圧縮空気系の水素掃気配管・弁 代替安全圧縮空気系の水素掃気配管・弁 及び機器圧縮空気供給配管・弁は、配管の 及び機器圧縮空気供給配管・弁は、配管の 及び機器圧縮空気供給配管・弁は、配管の 【「等」の解説】 全周破断に対して, 適切な材料を使用する 全周破断に対して, 適切な材料を使用する 全周破断に対して, 適切な材料を使用する 「腐食性の液体(溶液, 有機溶媒等)」とは, 許 ことにより、漏えいした放射性物質を含む ことにより、漏えいした放射性物質を含む ことにより、漏えいした放射性物質を含む 可において各施設で取扱う対象として記載し 腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により 腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により 腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により ている放射性物質を含む腐食性の液体の総 機能を損なわない設計とする。水⑥-6 重大事故等への対処に必要な機能を損なわ 機能を損なわない設計とする。◆ 称として示した記載であることから許可の記載 ない設計とする。水⑥-6 を用いた。(以下同じ) 屋外に保管する代替安全圧縮空気系の可 代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホー 代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホー 【許可からの変更点】 搬型建屋内ホース等は,外部からの損傷の ス及び可搬型建屋外ホースは、屋内に保管 ス等は、外部からの損傷の防止を防止でき 「可搬型建屋内ホース等」について対象を明 する場合は、外部からの衝撃による損傷を 防止を防止できる前処理建屋, 分離建屋, る前処理建屋,分離建屋,精製建屋,ウラ 確にした。 精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝 防止できる前処理建屋,分離建屋,精製建 ン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル 建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋に保管 廃液ガラス固化建屋に保管する又は風(台 屋, ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋, 高レベル廃液ガラス固化建屋に保管し、風 する又は風(台風)及び竜巻による風荷重 風)及び竜巻による風荷重を考慮し,収納 【許可からの変更点】 (台風) 等により重大事故等への対処に必 を考慮し, 収納するコンテナ等に対して転 するコンテナ等に対して転倒防止, 固縛等 可搬型建屋内ホースを建屋内に保管する場 要な機能を損なわない設計とする。 倒防止, 固縛等の措置を講じて保管する設 の措置を講じて保管することにより風(台 合と、屋外に文を2分割し、文章を整理した。 計とする。水⑥-7 代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホー 風) 等により機能を損なわない設計とす ス及び可搬型建屋外ホースは、屋外に保管 る。① 【「等」の解説】 する場合は、風(台風)及び竜巻による風 「コンテナ等」とは、屋外に保管する可搬型重 荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対し 大事故等対処設備を収納するための手段の て転倒防止, 固縛等の措置を講じて保管す うち、保管庫以外の手段の総称として示した る設計とする。水⑥-7 記載であることから許可の記載を用いた。 屋外に保管する代替安全圧縮空気系の可 代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機 屋外に保管する代替安全圧縮空気系の可 搬型空気圧縮機は、風(台風)及び竜巻に 搬型空気圧縮機は、風(台風)及び竜巻に は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台 対して,風(台風)及び竜巻による風荷重 対して,風(台風)及び竜巻による風荷重 風)及び竜巻による風荷重を考慮し、必要 を考慮し,必要により当該設備の転倒防 を考慮し,必要により当該設備の転倒防 により当該設備の転倒防止, 固縛等の措置 止, 固縛等の措置を講じて保管する設計と 止, 固縛等の措置を講じて保管する設計と を講じて保管する設計とする。◆ する。水⑥-8 する。水⑥-8 地震を要因として発生した場合に対処に 地震を要因として発生した場合に対処に 地震を要因として発生した場合に対処に

用いる代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧

縮機は,「ロ.(7)(ii)(b)(ホ) 地震を要因とす

る重大事故等に対する施設の耐震設計」に

基づく設計とすることでその機能を損なわ

用いる代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧 縮機は、「1.7.18.(5) 地震を要因とする重

大事故等に対する施設の耐震設計」に基づ

く設計とすることでその機能を損なわない

用いる代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧

縮機は、第1章 共通項目の「9.2 重大事

故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とす

る重大事故等に対する施設の耐震設計」に

# 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十条(放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (代替安全圧縮空気系) (13 / 18)

			(代替安全圧縮空気糸)(13 / 18)
技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六 備考
	基づく設計とすることで <u>重大事故等への対</u> 処に必要な機能を損なわない設計とする。 水⑥-9	<u>ない設計とする。</u> 水⑥-9	設計とする。◆
	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。水⑥-10	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機 は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮 し、影響を受けない高さへの保管、被水防 護及び被液防護する設計とする。水⑥-10	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。◆
	代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型建屋外ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。水⑥-11	代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型建屋外ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。水⑥-11	代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型建屋外ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。◆
	代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型建屋外ホースは、配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)の影響を受けない位置に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。水⑥-12	代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型建屋外ホースは、配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)の影響を受けない位置に保管することにより、機能を損なわない設計とする。水⑥-12	代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型建屋外ホースは、配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)の影響を受けない位置に保管することにより、機能を損なわない設計とする。◆
			屋外に保管する代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)に対しては、可搬型空気圧縮機を屋内に配置する手順を整備する。◆
	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び可搬型重大事故等対処設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。水⑥-13	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び可搬型重大事故等対処設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。水⑥-13	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び可搬型重大事故等対処設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。◆
【「等」の解説】 「遮蔽の設置等」の指す内容は放射線の影響対策の総称として示した記載であり保安 規定で示すため当該箇所では許可の記載を 用いた。	代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給系,機器圧縮空気自動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニットは,想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように,線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定又は当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。水⑥-14	代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給 系,機器圧縮空気自動供給ユニット及び圧 縮空気手動供給ユニットは、想定される重 大事故等が発生した場合においても操作に 支障がないように、線量率の高くなるおそ れの少ない場所の選定又は当該設備の設置 場所への遮蔽の設置等により当該設備の設 置場所で操作可能な設計とする。水⑥-14	代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給系,機器圧縮空気自動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニットは、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定又は当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。◆

# 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十条(放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (代替安全圧縮空気系) (14 / 18)

			(代替安全圧縮空気系	长) (14 / 18)
技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
【「等」の解説】 「弁等」は、代替安全圧縮空気系とその 他の系統との隔離方法の総称として示し た記載であることから許可の記載を用い た。 (以下同じ)	7.1.2.3.6 操作性の確保 代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機 を接続する接続口は、コネクタ式に統一することにより、速やかに、かつ、確実に現場での接続が可能な設計とする。水①-1  代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮 機、圧縮空気系の可搬型建屋内ホースとで、水震を全圧縮空気系の建屋内空気中継配管・水素掃気配管・弁及び機器圧縮接続配管・弁とにより、コネク容易かって、できるより、できるよう、系統に必要な弁験に必要な弁等を設ける設計とし、それぞれ簡易なする施である。水②-2  代替安全圧縮空気系の水素掃気配管・弁及び機器圧縮変気系の水素掃気配管・弁及び機器圧縮変気系の水素が、変して、変して、変して、変して、変して、変して、変して、変して、変して、変して	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮 機、圧縮空気手動供給ユニット、可搬型建 屋外ホース及び可搬型建屋内ホースと代替 安全圧縮空気系の建屋内空気中継配管、水 素掃気配管・弁及び機器圧縮空気供給配 管・弁との接続は、コネクタ接続に統一す ることにより、速やかに、容易かつ確実に 現場での接続が可能な設計とする。水⑦-2 代替安全圧縮空気系の水素掃気配管・弁 及び機器圧縮空気供給配管・弁は、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要な弁等を設け る設計とし、それぞれ簡易な接続及び弁等 の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに 切り替えられる設計とする。水⑦-3 代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホー 及び可搬型建屋外ホースは、容易かつ確 実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に 使用することができるよう、ホースは口径 並びに内部添体の圧力及び温度に応じたコ ネクタ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。水⑦-4	(5) 操作性の確保 基本方針については、「1.7.18 (4) a. 操作性の確保」に示す。  【代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機を接続する接続口は、コネクタ式に統一することにより、速やかに、かつ、確実に現場での接続が可能な設計とする。 水⑦-1  代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機を接続と変により、速やかに、かつ、確実に現場での接続が可能な設計とする。 水⑦-1  代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮と関係が、近点に変して、水⑦-1  代替安全圧縮空気系の建屋内空気での場と代替、水素掃気の建屋内の中継配管・弁及び機器圧角空気に統定での接続に、コった、計をする。  代替安全圧縮空気系の建定内で変気供給配管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十条(放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (代替安全圧縮空気系) (15 / 18)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
【許可からの変更点】 基本設計方針の記載(39 条代替安全 冷却水系で対処するために必要な機	【許可からの変更点】 36 条展開に伴う記載の適正化。 7.1.2.3.7 試験・検査		9.3.2.1.5 試験・検査 「1.7.18 ⑷ b. 試験・検査性」に示す基 本方針を踏まえ以下のとおり設計する。◆	
能の確認方法の総称として「外観点 検,員数確認,性能確認,分解点検 等」を用いていること)に合わせ,表現 を統一。	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮 機,圧縮空気自動供給系の圧縮空気自動供 給ユニット,機器圧縮空気自動供給ユニッ ト及び圧縮空気手動供給ユニットは,通常 時において,重大事故等に対処するために	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮 機,圧縮空気自動供給系の圧縮空気自動供 給ユニット,機器圧縮空気自動供給ユニッ ト及び圧縮空気手動供給ユニットは,再処 理施設の運転中又は停止中に独立して機	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機,圧縮空気自動供給系の圧縮空気自動供給ユニット,機器圧縮空気自動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニットは,再処理施設の運転中又は停止中に独立して機	
【「等」の解説】 「外観点検、員数確認、性能確認、 分解点検等」とは、外観点検、員数 確認、性能確認、分解点検、漏えい 確認、温度確認、異音確認、異臭確 認等の対処するために必要な機能の 確認方法の総称として示した記載で あることから許可の記載を用いた。	必要な機能を確認するため、独立して外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とするとともに、分解又は取替えが可能な設計とする。水®-1  代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は、運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	能・性能,外観の確認,漏えいの有無の確認及び分解又は取替えが可能な設計とする。水®-1	能・性能,外観の確認,漏えいの有無の確認及び分解又は取替えが可能な設計とする。	
【許可からの変更点】 36 条に記載の全体方針を明記した。	代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型建屋外ホースと常設設備との接続口は、外観の確認が可能な設計とする。水®-2	代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型建屋外ホースと常設設備との接続口は、外観の確認が可能な設計とする。水®-2	代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型建屋外ホースと常設設備との接続口は、外観の確認が可能な設計とする。  ◆	
		(b) 主要な設備 (r) 重大事故等対処設備 1) 代替安全圧縮空気系 i) 水素爆発を未然に防止するための空気の供 給に使用する設備 [常設重大事故等対処設備] 水素掃気配管・弁(設計基準対象の施設と 一部兼用(第4表(2))) 49 系列	第9.3-4表(1) 代替安全圧縮空気系の主要設備の仕様 (1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 [常設重大事故等対処設備] a. 水素掃気配管・弁(設計基準対象の施設と兼用(第9.3-3図~7図)) 数量49系列 接続方式コネクタ方式	
		機器圧縮空気供給配管・弁(設計基準対象 の施設と一部兼用(第4表(2))) 49 系列	<ul><li>b.機器圧縮空気供給配管・弁(設計基準対象の施設と兼用(第9.3-3図~7図))</li><li>数量49系列接続方式コネクタ方式</li></ul>	
		<ul> <li>圧縮空気自動供給系 圧縮空気自動供給貯槽</li> <li>3 基 (分離建屋)</li> <li>5 基 (精製建屋)</li> <li>容 量 約 5.5 m³/基 (分離建屋)</li> <li>約 2.5 m³/基 (精製建屋のうち</li> </ul>	c. 圧縮空気自動供給系 圧縮空気自動供給貯槽 種類 よこ置円筒形(分離建屋) たて置円筒形(精製建屋) 基数3基(分離建屋)	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十条(放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (代替安全圧縮空気系) (16 / 18)

				八省女王庄稲全以为		10)
技術基準規則	設工認申請書	基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考	
			2基) 約 5 m <sup>3</sup> /基 (精製建屋のうち3 基) 主要材料 ステンレス鋼 作動圧力 約 0.7 MPa [gage]	5基(精製建屋) 容量 約5.5m³/基(分離建屋) 約2.5m³/基(精製建屋のうち 2基) 約5 m³/基(精製建屋のうち 3基) 主要材料 ステンレス鋼 作動圧力 約0.7MPa[gage]		
			圧縮空気自動供給系 圧縮空気自動供給ユニット	d. 圧縮空気自動供給系 圧縮空気自動供給ユニット 数 量 1式 容 量 約 15 m <sup>3</sup> [normal] 作動圧力 約 0.7 M P a [gage]		
			機器圧縮空気自動供給ユニット  1 式 容量約10 m³ [normal] (分離建屋) 約52 m³ [normal] (精製建屋) 約20 m³ [normal] (ウラン・プルトニ ウム混合脱硝建屋) 作動圧力約0.4 MPa [gage]	e. 機器圧縮空気自動供給ユニット 数 量 1式 容 量 約 10m³ [normal] (分離建屋) 約 52m³ [normal] (精製建屋) 約 20m³ [normal] (ウラン・プ ルトニウム混合脱硝建屋) 作動圧力 約 0.4M P a [gage]		
			建屋内空気中継配管 8 系列	f. 建屋内空気中継配管 数 量 8系列 接続方式 コネクタ方式		
			放射線分解により発生する水素による爆発 の発生を仮定する機器 (設計基準対象の施設と兼用(第4表 (1))) 49 基	g. 水素爆発の発生を仮定する機器(設計基準対象の施設と兼用) (第9.3-2表)		
			[可搬型重大事故等対処設備] 可搬型空気圧縮機 9 台(予備として故障時及び待機 除外時のバックアップを6台) 容 量 約7.5 m³/min [normal] /台 (前処理建屋,分離建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋で使用) 約3.9 m³/min [normal] /台 (精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋で使用)	[可搬型重大事故等対処設備] a. 可搬型空気圧縮機 台数9台(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを6台) 容量約7.5m³/min[normal]/台(前処理建屋,分離建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋で使用)約3.9m³/min[normal]/台(精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋で使用)		
			可搬型建屋外ホース 1 式	b. 可搬型建屋外ホース 数 量 1式 接続方式 コネクタ方式		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十条(放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (代替安全圧縮空気系) (17 / 18)

	·		八份女生比椭空风光	(17 / 18)
技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
		可搬型建屋内ホース 1 式	<ul><li>c. 可搬型建屋内ホース</li><li>数 量 1式</li><li>接続方式 コネクタ方式</li></ul>	
		i) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 [常設重大事故等対処設備] 機器圧縮空気供給配管・弁(設計基準対象の施設と一部兼用(第4表(2))) 98 系列	(2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 [常設重大事故等対処設備] a. 機器圧縮空気供給配管・弁(設計基準対象の施設と兼用(第9.3-8図~12図)) 数 量 98 系列接続方式 コネクタ方式	
		圧縮空気手動供給ユニット	b. 圧縮空気手動供給ユニット 数 量 1式 容 量 約 10m³[normal] (分離建屋) 約 62m³[normal] (精製建屋) 約 31m³[normal] (ウラン・プ ルトニウム混合脱硝建屋)	
		建屋内空気中継配管 8 系列	c. 建屋内空気中継配管 数 量 8系列 接続方式 コネクタ方式	
		放射線分解により発生する水素による爆発 の発生を仮定する機器(設計基準対象の施 設と兼用(第4表(1))) 49 基	d. 水素爆発の発生を仮定する機器(設計基準対象の施設と兼用) (第9.3-2表)	
		[可搬型重大事故等対処設備] 可搬型空気圧縮機 9 台(予備として故障時及び待機除 外時のバックアップを6台,水素爆 発を未然に防止するための空気の供 給に使用する設備を兼用)	[可搬型重大事故等対処設備] a. 可搬型空気圧縮機 台数 9台(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを6台,水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備を兼用)	
		容 量 約 7.5 m <sup>3</sup> /min [normal] /台 (前処理建屋,分離建屋及び高レ ベル廃液ガラス固化建屋で使用) 約 3.9 m <sup>3</sup> /min [normal] /台 (精製建屋及びウラン・プルトニ ウム混合脱硝建屋で使用)	容 量 約 7.5 m <sup>3</sup> / m i n [normal] / 台 (前処理建屋, 分離建屋及び高 レベル廃液ガラス固化建屋で使 用) 約 3.9 m <sup>3</sup> / m i n [normal] / 台 (精製建屋及びウラン・プルト ニウム混合脱硝建屋で使用)	
		可搬型建屋外ホース (水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備を一部兼用) 1 式	b. 可搬型建屋外ホース 数 量 1式(水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する 設備を一部兼用)	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十条(放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (代替安全圧縮空気系) (18 / 18)

	1	T	
技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六 備考
			接続方式 コネクタ方式
		可搬型建屋内ホース(水素爆発を未然に防	c. 可搬型建屋内ホース
		止するための空気の供給に使用する設備を	数 量 1式(水素爆発を未然に防止す
		一部兼用)	るための空気の供給に使用する
		1 式	設備を一部兼用)
			接続方式 コネクタ方式 ③

### 設工認申請書 各条文の設計の考え方

第四十条(放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備)(代替安全圧縮空気系) 1. 技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方 基本設計方針に記載する事項 適合性の考え方(理由) 項•号 解釈 添付書類 No. 水素爆発の発生を未然に防止 技術基準規則(第40条)の要求事 水① 1項1号 a, c, e するために必要な設備設計 項を受けている内容 水素爆発が発生した場合にお いて水素爆発が続けて生じる 技術基準規則(第40条)の要求事 水② 1項2号 a, c, e おそれがない状態を維持する 項を受けている内容 ために必要な設備設計 技術基準規則(第36条)に基づく (36条2項) 共通設計方針のうち,技術基準規 多様性,位置的分散に関する内 水③ (36条3項2号) b, e 容 則 (第40条) の設備として考慮す (36条3項4号) べき特記事項 (36条3項6号) 技術基準規則(第36条)に基づく 共通設計方針のうち,技術基準規 水④ 悪影響防止に関する内容 b, e 則(第40条)の設備として考慮す (36条1項6号) べき特記事項 技術基準規則(第36条)に基づく 共通設計方針のうち,技術基準規 水(5) 個数及び容量に関する内容 a, e 則(第40条)の設備として考慮す (36条1項1号) べき特記事項 技術基準規則(第36条)に基づく (36条1項2号) 共通設計方針のうち,技術基準規 水⑥ 環境条件等に関する内容 (36条1項7号) b, e 則(第40条)の設備として考慮す (36条3項3号) べき特記事項 (36条3項4号) 技術基準規則(第36条)に基づく (36条1項3号) 共通設計方針のうち,技術基準規 水(7) 操作性の確保に関する内容 (36条1項5号) b, e 則(第40条)の設備として考慮す (36条3項1号) べき特記事項 (36条3項5号) 技術基準規則 (第36条) に基づく 共通設計方針のうち,技術基準規 水(8) 試験・検査の確保に関する内容 b, e 則 (第40条) の設備として考慮す (36条1項4号) べき特記事項 水素爆発への対処に使用する 水素爆発への対処に使用する補機 水⑨ b 設備 駆動用燃料補給設備に係る事項 水素爆発への対処に使用する 水素爆発への対処に使用する計装 水① b 設備に係る事項 設備 2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

No.	項目	考え方	添付書類
	4. 世主なの話がはな	仕様表等の呼び込み場所の記載であるため、基本設計方	
1	仕様表等の読み込み	針に記載しない。	_
2	設備仕様	仕様表にて記載する。	d
3. 事	業変更許可申請書の添六のうち,	基本設計方針に記載しないことの考え方	
No.	項目	考え方	添付書類
		事業変更許可申請書本文(設計方針)又は添付書	
$\langle 1 \rangle$	重複記載	類内の記載と重複する内容であるため、記載し	_
		ない。	
	4. 学生体の取が17.	仕様表等の呼び込み場所の記載であるため、基本設計方	
2	仕様表等の呼び込み	針に記載しない。	_
3	設備仕様	仕様表にて記載する。	d
	保安規定(除雪及び除灰)に	保安規定(除雪及び除灰)に関する事項は第36条「重	
4>	関する運用	大事故等対処設備」にて明確にするため、記載しな	_
		V' °	
4. 添	· ·付書類等		
No.		書類名	
a	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定	定根拠に関する説明書	
b	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設(	備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	
_	VI-2-3 系統図		
С	VI-2-4 配置図		
d	仕様表 (設計条件及び仕様)		
е	Ⅲ-2 放射線分解により発生する	る水素による爆発に対処するための設備に関する説明書	

### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (1/64)

事業変更許可申請書(本文八号)	事業変更許可申請書(添付書類八)	事業変更許可申請書(本文四号)	設工認申請書(本文)	設工認に該当しな い理由
(c) 放射線分解により発生する水素による	7.3 放射線分解により発生する水素による爆発			
爆発への対処	への対処			
(イ) 事故の特徴	(1) 放射線分解により発生する水素による爆			
	発の特徴			
重大事故の水素爆発の発生を仮定する水素				□, ◆:想定事象
掃気が必要な溶解液、抽出廃液、硝酸プルト	溶解液、抽出廃液、硝酸プルトニウム溶液、精			を説明したもので
ニウム溶液、精製建屋のプルトニウム濃縮缶	製建屋のプルトニウム濃縮缶で濃縮された後の			あるため。
で濃縮された後の硝酸プルトニウム溶液及び	硝酸プルトニウム溶液(以下 7.3 では「プルト			
	ニウム濃縮液」という。)及び高レベル廃液			
「高レベル廃液等」という。)を内包する貯井及び濃縮矢(パスス (2) (※) (2)では				
槽及び濃縮缶(以下ハ.(3)(ii)(c)では 「貯槽等」という。)は,高レベル廃液等の	を内包する貯槽及び濃縮缶(以下 7.3 では「貯槽等」という。)は、高レベル廃液等の放射線			
放射線分解により水素が発生するため、平常	伊等」という。) は、同じてル廃板等の放射線 分解により水素が発生するため、平常運転時に			
運転時にはその他再処理設備の附属施設の圧	はその他再処理設備の附属施設の圧縮空気設備			
縮空気設備の安全圧縮空気系により圧縮空気	の安全圧縮空気系(以下 7.3 では「安全圧縮空			
を供給することで水素掃気を行い、貯槽等内	気系」という。) により圧縮空気を供給するこ			
における水素爆発を防止している。	とで水素掃気を行い、貯槽等内における水素爆			
TOUR DATE OF THE COURT OF THE C	発を防止している。◆			
	安全圧縮空気系は、貯槽等へ圧縮空気を供給			
	する流路としての水素掃気配管・弁及び圧縮空			
	気を製造する空気圧縮機で構成する。また、空			
	気圧縮機は、その他再処理設備の附属施設の冷			
	却水設備の安全冷却水系(再処理設備本体用)			
	(以下 7.3 では「安全冷却水系」という。) に			
	より冷却されている。◆			
貯槽等, 貯槽等を収納するセル及びセルを	貯槽等, 貯槽等を収納するセル及びセルを取			
取り囲む建屋は、それぞれ塔槽類廃ガス処理	り囲む建屋は、それぞれ塔槽類廃ガス処理設			
設備、建屋換気設備のセルからの排気系(以	備、建屋換気設備のセルからの排気系(以下			
下ハ. (3) (ii) (c)では「セル排気系」と	7.3 では「セル排気系」という。), セル等以			
	外の建屋内の気体を排気する建屋換気設備によ			
	り換気され、貯槽等、セル、建屋の順に圧力を			
圧力を最も低くし、次いでセル、建屋の順に	低くできる設計としている。◆			
圧力を低くできる設計としている。				
安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した				
の気相部の水素濃度が上昇し、水素濃度に応	相部の水素濃度が上昇し、水素濃度に応じて燃			
じて燃焼、爆燃又は爆ごうが発生するおそれ	焼、爆燃又は爆ごうが発生するおそれがある。			
がある。この際の圧力変動による飛まつに放				
射性物質が同伴して気相中に放射性エアロゾ ルとして移行することで,大気中へ放出され	同伴して気相中に放射性エアロゾルとして移行			
	することで大気中へ放出される放射性物質の量が増加する。また、爆発の担境によっては、時			
る放射性物質の量が増加する。また、爆発の 規模によっては、貯槽等や附属する配管等の	が増加する。また、爆発の規模によっては、貯槽等や附属する配管等の破損が生じ、内包する	【凡例】		
破損が生じ、内包する放射性物質の漏えいに		灰色ハッチング:設工認申請書(本文	こ) に関連しない事項	
至るおそれがある。 □	ルスオリエが良くが附んといてエグかでもががらる。	□:別紙1①で設工認申請書(本文	() との比較を示した記載	
T 240 C404.00.000 III	水素の可燃限界濃度はドライ換算4vo1%			
	であるが、当該濃度の水素を燃焼させるために			

### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (2/64)

事業変更許可申請書 (本文八号)	事業変更許可申請書(添付書類八)	事業変更許可申請書(本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
	必要な着火エネルギは約 10,000m J のオーダー			
	であり、水素-空気の化学量論比(水素濃度は			□, ◇:想定事象
	ドライ換算約 30 v o 1 %) の最小着火エネルギ			を説明したもので
	0.02m Jと比較して相当に大きな着火エネルギ			あるため。
	を与えない限り着火することはない((1))。			
	さらに、水素濃度がドライ換算4 v o 1 %の空			
	気の燃焼温度は水素の発火温度である約			
	580℃((2))と比較しても低いため、水素濃度			
	がドライ換算4 v o 1 %の空気においては着火			
	後の火炎は伝播し難い。◇			
水素が燃焼し,火炎が伝播する場合の水素	水素が燃焼し、火炎が伝播する場合の水素濃			
濃度と発生圧力の特徴は,以下の3つにまと	度と発生圧力の特徴は,以下の3つにまとめら			
められる。 ロ	れる。�			
1つ目は、水素濃度がドライ換算4 v o	1 つ目は、水素濃度がドライ換算 4 v o 1 %~			
1%~8 v o 1%の空気混合気が着火した場	8 v o 1 %の空気混合気が着火した場合であ			
合であり、これを水素燃焼という。水素燃焼	り、これを水素燃焼という。水素燃焼において			
においては、燃焼に伴う火炎が上方又は水平	は、燃焼に伴う火炎が上方又は水平方向に伝播			
	する部分燃焼が支配的であり、この際に発生す			
の際に発生する圧力は小さい。そのため、放	る圧力は小さい <sup>(3)</sup> 。そのため,放射性エアロ			
射性エアロゾルの気相中への移行量は少なく	ゾルの気相中への移行量は少なく塔槽類廃ガス			
塔槽類廃ガス処理設備で除去できる。□	処理設備で除去できる。◇			
	2つ目は、水素濃度がドライ換算8 v o 1%~			
	12 v o 1 %の空気混合気が着火し、水素爆発が			
	発生した場合であり、この場合、火炎が上方又			
	は水平方向のみならず、全方向に伝播し、爆燃			
	するようになり、この際に発生する圧力は初期			
	圧力の2倍以上となる可能性がある。そのた			
がある。そのため、放射性エアロゾルの気相				
中への移行量は大きくなる。回	きくなる。			
3つ目は、水素濃度がドライ換算12 v o				
	を超えると、条件によっては爆燃から爆ごうへ			
	遷移が生じ、火炎の伝播速度が音速を超えて衝			
	撃波が発生する。爆ごうが生じた場合には、放			
	射性エアロゾルが大量に気相中へ大量に移行す			
移行することのみならず、衝撃波による貯槽				
	管・弁、その他機器等の損傷や波及的な影響も			
な影響も考えられる。ロ	考えられる。◆			
水素爆発の発生防止としては、「放射性物				
質の放出の観点で爆ごうを生じさせないこ				
と」、「再処理施設内における爆燃から爆ご				
	移に関する知見が少ないが、排気系統が爆燃か			
	ら爆ごうへ遷移を発生しやすい形状であるこ			
状であること」を踏まえると、爆燃する領域でなる。大きには、				
	度がドライ換算8 v o 1%~12 v o 1%に対し			
vol%に対して、この下限値であるドライ				
換算8 v o 1 %に抑えることが重要である。	抑えるということが重要である。◆			

# 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書(本文)との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (3/64)

事業変更許可申請書(本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書(本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
水素掃気機能の喪失による水素爆発は、5建屋、5機器グループ、合計49貯槽等で発生する。□	重大事故等の対処に必要な作業に使用することができる時間及び爆発をです。とれり、当該というなり、がうと、ドライ換算名との1%で処には想っているでできるでの時間というででは、当時間というででは、当時間というででは、当時間というででは、当時間というででは、当時間というででは、一方の時間というででは、当年では、1%になり、1%により、1			い理由 □、◇:想定事象を説明したものであるため。
(ロ) 対処の基本方針	水素爆発は、5建屋、5機器グループ、合計 49 貯槽等で発生する。◆			
(ロ) 別火ツノ本平刀町	(2) 水素爆発への対処の基本方針 水素爆発への対処として、再処理施設の位置、 構造及び設備の基準に関する規則の第二十八条 及び第三十六条に規定される要求を満足する水 素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策を整備 する。◆			②, ②: 想定事象へ の対処の基本方針 を説明したもので あるため。
れを維持する。さらに、貯槽等内の水素濃度	水素爆発の発生防止対策として、水素爆発の発生を未然に防止するため、喪失した水素掃気機能を代替する設備により、重大事故の水素爆発の発生を仮定する貯槽等の水素濃度が水素燃焼時においても貯槽等に影響を与えないドライ換算8 v o 1%(以下 7.3 では「未然防止濃度」という。)に至る前に圧縮空気を供給し、水素			

#### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (4/64)

事業変更許可申請書 (本文八号)	事業変更許可申請書(添付書類八)	事業変更許可申請書(本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
防止濃度に至る可能性のある貯槽等は、圧縮	濃度を可燃限界濃度未満とし、これを維持する			1-1-1-6
空気を自動供給するとともに, 水素発生量の	ための対策を整備する。さらに、貯槽等内の水			②, ②: 想定事象へ
不確かさが大きくなる場合には, 水素発生量	素濃度の上昇速度が速く、圧縮空気の供給前に			の対処の基本方針
の不確かさを踏まえて未然防止濃度未満に維	未然防止濃度に至る可能性のある貯槽等は,圧			を説明したもので
持できる十分な量の圧縮空気を供給する。こ	縮空気を自動供給するとともに、水素発生量の			あるため。
の対策により未然防止濃度未満を維持してい	不確かさが大きくなる場合には、水素発生量の			
る期間中に、貯槽等へ圧縮空気を供給し、水	不確かさを踏まえて未然防止濃度未満に維持で			
素濃度を可燃限界濃度未満とする。②	きる十分な量の圧縮空気を供給する対策を整備			
	する。この対策により未然防止濃度未満を維持			
発生防止対策という。②	している期間中に, 貯槽等へ圧縮空気を供給			
	し、水素濃度を可燃限界濃度未満とする。			
水素爆発の発生防止対策が機能せず, 水素	水素爆発の発生防止対策が機能せず、水素爆			
爆発が発生した場合において水素爆発が続け	発が発生した場合において水素爆発が続けて生			
て生じるおそれがない状態を維持するため,	じるおそれがない状態を維持するため、発生防			
発生防止対策とは別の系統から重大事故の水				
素爆発を仮定する貯槽等へ圧縮空気を供給	発生を仮定する貯槽等へ圧縮空気を供給し、水			
し、水素濃度を可燃限界濃度未満とし、これ	素濃度を可燃限界濃度未満とし、これを維持す			
	るための対策を整備する。さらに、貯槽等内の			
	水素濃度の上昇速度が速く、圧縮空気の供給前			
至る可能性のある貯槽等は、水素発生量の不				
確かさを踏まえて未然防止濃度未満に維持で	水素発生量の不確かさを踏まえて未然防止濃度			
きる十分な量の圧縮空気を、未然防止濃度に	未満に維持できる十分な量の圧縮空気を、未然			
	防止濃度に至る前に、準備が整い次第供給する			
策により未然防止濃度未満を維持している期間によりませば、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	対策を整備する。この対策により未然防止濃度			
	未満を維持している期間中に、貯槽等へ圧縮空			
度を可燃限界濃度未満とする。②	気を供給し、水素濃度を可燃限界濃度未満とす			
以下ハ. (3) (ii) (c)では, この対策を	る。 �			
拡大防止対策という。②				
発生防止対策及び拡大防止対策の実施に当	水素爆発の発生防止対策及び水素爆発の拡大			
	防止対策の実施に当たっては、水素発生量の不			
	確かさ及び作業遅れを考慮し、未然防止濃度未			
十分な量の圧縮空気を供給できる対策を整備	満に維持できる十分な量の圧縮空気を供給でき			
するとともに、事態の収束のために可燃限界	る対策を整備するとともに、事態の収束のため			
濃度未満に維持できる対策を整備する。②	に可燃限界濃度未満に維持できる対策を整備す			
ナムームキ目がびかルナット・ムキ目がに				
また、水素爆発が発生すると、水素爆発に	また、水素爆発が発生すると、水素爆発によるでは、水素爆発によるでは、大変性は、大変性は、大変性は、大変性は、大変性は、大変性は、大変性は、大変性			
	る圧力変動によって発生する飛まつに放射性物			
性物質が同伴して気相中に放射性エアロゾル	質が同伴して気相中に放射性エアロゾルとして			
として移行し、大気中へ放出される放射性物質の最近増加する。このため、水素爆発が発	移行し、大気中へ放出される放射性物質の量が			
質の量が増加する。このため、水素爆発が発生した場合に借う、株構物度ガス加細設備の	増加する。このため、水素爆発が発生した場合に借え、株構粗磨ガス加理設備の落路を遮断			
生した場合に備え、塔槽類廃ガス処理設備の	に備え、塔槽類廃ガス処理設備の流路を遮断			
流路を遮断し、気相中へ移行した放射性物質	し、気相中へ移行した放射性物質をセルに導出			
	する。この際、放射性物質の低減のため、セル			
	導出ユニットフィルタの高性能粒子フィルタを 怒中してセルに道出する対策を敷備する。			
	経由してセルに導出する対策を整備する。◇			
策を整備する。②				

### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (5/64)

事業変更許可申請書(本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書(本文四号)	設工認申請書(本文)	設工認に該当しな い理由
さらに、代替セル排気系により、放射性エアロゾルを可搬型フィルタの高性能粒子フィルタで低減した上で、主排気筒を介して、大気中に放出する対策を整備する。 ②	さらに、代替セル排気系により、放射性物質を低減した上で、主排気筒を介して、大気中に放出する対策を整備する。② 水素掃気機能の喪失による水素爆発の発生を仮定する貯槽等を第7.3-1表に、各対策の概要図を第7.3-1図~第7.3-3図に示す。また、各対策の基本方針の詳細を以下に示す。③  a. 水素爆発の発生防止対策第7.3-1表に示す貯槽等のうち、可搬型空気圧縮機からの圧縮空気の供給開始前に未然防止濃度に至る可能性のある分離建屋、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋においては、未然防止濃度に至るまでの時間が短いた			
	め圧縮空気自動供給系の圧縮空気自動供給貯槽 又は圧縮空気自動供給ユニット(以下 7.3 では 「圧縮空気自動供給系」という。)からの圧縮 空気の自動供給による水素掃気を実施すること により、可搬型空気圧縮機からの圧縮空気の供 給開始前までの間、貯槽等内の気相部の水素濃 度を未然防止濃度未満に維持する。 その際、溶液のかくはん状態により水素発生量 が増加する可能性があることから、水素発生量 の増加が想定される時間の前に圧縮空気自動供 給系からの圧縮空気の供給を手動で停止し、機			
	器圧縮空気自動供給ユニットからの圧縮空気の供給により圧縮空気の供給量を増加させ、貯槽等内の気相部の水素濃度を未然防止濃度未満に維持する。 可搬型空気圧縮機からの圧縮空気供給の準備が整い次第、可搬型空気圧縮機から平常運転時の安全圧縮空気系の掃気量(以下 7.3 では「設計掃気量」という。)相当の圧縮空気を供給することにより、貯槽等内の気相部の水素濃度を可燃限界濃度未満に維持し、事態の収束を図			
	る。     本対策は、貯槽等の水素濃度が未然防止濃度に 至る前までに対策を完了させる。     b. 水素爆発の拡大防止対策 発生防止対策が機能しなかった場合を想定 し、発生防止対策とは異なる常設の配管を使用 した圧縮空気手動供給ユニットからの圧縮空気 の供給による水素掃気を実施することにより、 可搬型空気圧縮機からの圧縮空気の供給開始前 までの間、貯槽等内の気相部の水素濃度を未然 防止濃度未満に維持する。     む			

### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (6/64)

事業変更許可申請書 (本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書 (本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
	その際,溶液のかくはん状態により水素発生			
	量が増加する可能性があることから、圧縮空気			②: 想定事象への
	手動供給ユニットからの圧縮空気の供給量は、			対処の基本方針を
	水素発生量の不確かさを踏まえて十分な量を確			説明したものでは
	保し、貯槽等内の気相部の水素濃度を未然防止			るため。
	濃度未満に維持する。◇			01000
	その後、可搬型空気圧縮機から圧縮空気を供			
	給することにより、貯槽等内の気相部の水素濃			
	度を可燃限界濃度未満に維持し、事態の収束を			
	図る。拡大防止対策の代替安全圧縮空気系の機			
	器圧縮空気供給配管(かくはん用配管、計測制			
	御用配管等)は2系統以上とする。  ②			
	代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管			
	(かくはん用配管、計測制御用配管等)からの			
	圧縮空気の供給に期待できない場合には、上記			
	の代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管			
	(かくはん用配管、計測制御用配管等)に相当			
	する耐震性を有する機器付配管を必要に応じて			
	加工し、圧縮空気を供給する。②			
	外的事象の「地震」を要因とした場合、動的			
	機器が全て機能喪失するとともに、全交流動力			
	電源も喪失し、安全圧縮空気系の水素掃気機能			
	以外にも塔槽類廃ガス処理設備の浄化機能及び			
	排気機能が喪失する。したがって、圧縮空気の			
	供給により貯槽等に接続する塔槽類廃ガス処理			
	設備内の圧力が上昇する場合には、塔槽類廃ガ			
	ス処理設備の配管の流路を遮断し、放射性物質			
	をセルに導出するための経路を構築すること			
	で、塔槽類廃ガス処理設備内の圧力を導出先セ			
	ルに開放するとともに,放射性物質を導出先セ			
	ルに導出する。			
	安全圧縮空気系の空気圧縮機が動作不能とな			
	り、水素掃気機能が喪失した場合には、その他			
	再処理設備の附属施設の圧縮空気設備の安全圧			
	縮空気系の水素掃気用の空気貯槽(以下 7.3 で			
	は「空気貯槽(水素掃気用)」という。)から			
	圧縮空気が自動で供給され、貯槽等の気相部を			
	介して同伴する放射性物質がセルを介して平常			
	運転時の排気経路以外の経路から放出する可能			
	性がある。このため、貯槽等の水素濃度が未然			
	防止濃度に至るまでの時間が十分長い前処理建			
	屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋について			
	は、安全圧縮空気系からの圧縮空気の供給を停			
	止し、大気中へ放出される放射性物質の量を低			
	減する。②			
	また、水素掃気用の圧縮空気を継続して供給			

### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (7/64)

事業変更許可申請書(本文八号)	事業変更許可申請書(添付書類八)	事業変更許可申請書 (本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
	することに伴い、貯槽等の気相部の放射性物質が圧縮空気に同伴し、貯槽等に接続する塔槽類廃ガス処理設備の配管に設置されている水封安全器からセル等へ移行した後、平常運転時の排気経路から放出する可能性がある。このため、全ての建屋の塔槽類廃ガス処理設備から導出先セルに導出する経路を速やかに構築し、放射性物質をセル導出した後は、平常運転時の排気経路以外の経路からの大気中へ放射性物質の放出を防止するため、可搬型排風機を運転し、可搬型フィルタにより放射性エアロゾルを除去することで大気中へ放出される放射性物質の量を低減し、主排気筒を介して、大気中へ管理しながら放出する。◆本対策は、貯槽等内の気相部の水素濃度が未然防止濃度に至る前までに対策を実施する。◆			<ul><li>②: 想定事象への 対処の基本方針を 説明したものであ るため。</li></ul>
(ハ) 具体的対策 1) 発生防止対策 安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合は、発生防止対策として、屋外に可搬型空気圧縮機を設置し、及び可搬型建屋外ホースを敷設するとともに、屋内に可搬型建屋内ホースを敷設し、可搬型建屋内ホースを敷設し、可搬型建屋内が立て、水素掃気配管の接続口又は機器圧縮空気供給配管等)に接続する。この際、台配管等)に接続する。この際、台配管等)に接続する。この際、台配管等)の接続口までの系統構成に当たって、可搬型建屋内ホースのほか、角質の建屋内の圧縮空気供給用の配管である連点の建屋内の圧縮空気供給用の配管である連点の建屋内の圧縮空気供給用の配管である連点で気圧縮機に附属する弁を開放し、水素掃気	7.3.1 水素爆発の発生防止対策 7.3.1.1 水素爆発の発生防止対策の具体的内容 安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合は、発生防止対策として、屋外に可搬型空気 圧縮機を設置し、可搬型建屋外ホースを敷設するとともに、屋内に可搬型建屋内ホースを敷設し、可搬型建屋内ホースを敷設し、可搬型建屋内ホースを大会機能を有する施設の安全圧縮空気系の水素掃気配管の接続口又は機器圧縮空気供給配管(除染用配管等)に接続する。この際、分離建屋等においては、機器圧縮空気供給配管(除染用配管等)の接続口までの系統構成に当たって、可搬型建屋内ホースのほか、常設の建屋内の圧縮空気供給用の配管である建屋内空気中継配管を使用する。その後、可搬型空気圧縮機に附属する弁を開放し、			②, ②: 対処の具体 的内容を説明した ものであるため。
及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋に設置する常設の圧縮空気自動供給系から圧縮空気を自動供給がいては、 気を自動供給する。未沸騰状態においては、 圧縮空気自動供給系の圧縮空気自動供給財	前に未然防止濃度に至る可能性のある貯槽等に おいては、貯槽等内の気相部の水素濃度を未然 防止濃度未満に維持するため、分離建屋、精製 建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋に 設置する圧縮空気自動供給系から圧縮空気を自 動供給する。未沸騰状態においては、圧縮空気			

# 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書(本文)との対応表第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (8/64)

事業変更許可申請書 (本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書 (本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
供給する。その後、分離建屋において沸騰の 10時間35分前である事象発生後から4時間25	するために十分な量の圧縮空気を供給する。その後、分離建屋において沸騰の10時間35分前である事象発生後から4時間25分後に、精製建屋において沸騰の8時間40分前である事象発生後から2時間20分後に、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋において沸騰の12時間20分前である事象発生後から6時間40分後に、圧縮空気の供給源を機器圧縮空気自動供給ユニットに切り替えることで、水素発生量の不確かさを考慮しても未然防止濃度未満に維持するために十分な量の圧縮空気を供給する。  可搬型空気圧縮機からの圧縮空気の供給は、設計掃気量相当とし、水素濃度の増加を見込んでも、貯槽等内の気相部の水素濃度を可燃限界濃度未満に維持する。  ②			い理由 <ul> <li>③, ③: 対処の具体的内容を説明したものであるため。</li> </ul>
また、水素濃度の推移を把握するために、可	また、水素濃度の推移を把握するために、可搬型水素濃度計を用いて水素濃度を所定の頻度(1時間30分)で確認するとともに、変動が想定される期間において、余裕をもって変動程度を確認する。また、対策の効果を確認するため、対策実施前後に水素濃度の測定を行う。  ②			
	各建屋の対策の概要を以下に示す。また、精製建屋における対策の系統概要図を第7.3-4図に、対策の手順の概要を第7.3-5図に、各建屋の対策における手順及び設備の関係を第7.3-2表に、精製建屋における必要な要員及び作業項目を第7.3-6図に示す。②(1)水素爆発を未然に防止するための空気の供給の着手判断及び実施安全圧縮空気系の空気圧縮機が多重故障し、安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合又は空気圧縮機を冷却する安全冷却水系の冷却塔若しくは外部ループの冷却水循環ポンプが多			

### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (9/64)

事業変更許可申請書(本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書(本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
	重故障し, 安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪			
	失した場合は, 可搬型空気圧縮機からの圧縮空			③:対処の具体的
	気の供給の着手を判断し, 重大事故等対策とし			内容を説明したも
	て以下の(2), (4)及び(6)に移行する。◆			のであるため。
	(2) 圧縮空気自動供給系からの圧縮空気の自			
	動供給			
	分離建屋、精製建屋及びウラン・プルトニウ			
	ム混合脱硝建屋において安全圧縮空気系の水素			
	掃気機能が喪失し、系統内の圧力が低下した場			
	合は、圧縮空気自動供給系から第7.3-1表に示			
	す貯槽等のうち分離建屋、精製建屋及びウラ			
	ン・プルトニウム混合脱硝建屋の貯槽等へ自動			
	で圧縮空気を供給する。圧縮空気自動供給系の			
	圧力計により、所定の圧力で圧縮空気が供給さ			
	れていることを確認する。常設の計器により圧			
	縮空気自動供給系の圧力を計測できない場合			
	は、可搬型圧縮空気自動供給貯槽圧力計又は可			
	搬型圧縮空気自動供給ユニット圧力計を設置			
	し、圧縮空気自動供給系の圧力を計測する。  ◇			
	本対策において確認が必要な監視項目は圧縮			
	空気自動供給貯槽圧力及び圧縮空気自動供給ユ			
	ニット圧力である。			
	(3) 機器圧縮空気自動供給ユニットへの切替			
	之			
	「(2) 圧縮空気自動供給系からの圧縮空気			
	の自動供給」の後、水素発生量の増加が想定さ			
	れる時間の前に,圧縮空気自動供給系から機器			
	圧縮空気自動供給ユニットへの切替えを行い、			
	未然防止濃度に維持するために十分な量の圧縮			
	空気を供給するため、機器圧縮空気自動供給ユ			
	ニットから第7.3-1表に示す貯槽等のうち分離			
	建屋、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合			
	脱硝建屋に設置する可搬型空気圧縮機からの空			
	気の供給開始前に未然防止濃度に至る可能性の			
	ある貯槽等へ圧縮空気を供給する。  (***********************************			
	機器圧縮空気自動供給ユニットの圧力計によ			
	り、所定の圧力で圧縮空気が供給されていることなる。			
	とを確認する。常設の計器により圧縮空気自動			
	供給系の圧力を計測できない場合は、可搬型機			
	器圧縮空気自動供給ユニット圧力計を設置し、			
	機器圧縮空気自動供給ユニットの圧力を計測す			
	る。③			
	本対策において確認が必要な監視項目は機器 圧縮空気自動供給ユニット圧力である。  ②			

### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (10/64)

事業変更許可申請書(本文八号)	事業変更許可申請書(添付書類八)	事業変更許可申請書 (本文四号)	設工認申請書(本文)	設工認に該当しな い理由
	(4) 可搬型水素濃度計の設置 「(1) 水素爆発を未然に防止するための空 気の供給の着手判断及び実施」の着手判断を受 け、水素濃度の測定対象の貯槽等の気相部の水 素濃度の推移を適時把握するため、可搬型水素 濃度計を可能な限り速やかに測定対象の貯槽等			<ul><li>②:対処の具体的 内容を説明したも のであるため。</li></ul>
	に接続している水素掃気配管又は計測制御系統施設の計測制御設備に設置する。			
	実施判断及び測定の実施 対策の効果を確認するため、対策実施後に水 素濃度の測定の判断を実施し、水素濃度の測定 を行う。対策実施前に水素濃度の測定が可能で			
	あれば水素濃度を測定する。   また、水素発生速度の変動が想定される期間において水素濃度を確認するため、貯槽等内の高レベル廃液等の温度の指示値をもとに測定の			
	実施を判断し、水素濃度の測定を行う。上記の 測定以外に、水素濃度を所定の頻度(1時間30分)を満たすように測定する。 水素濃度の測定対象の貯槽等は、高レベル廃			
	液等の性状ごとに水素掃気機能喪失から重大事故等対策の準備に使用することができる時間 (以下「許容空白時間」という。)が短い貯槽 を候補とし、水素掃気機能の喪失直前の液位情報を基に選定する。 ②			
	本対策において確認が必要な監視項目は, 貯槽等温度及び貯槽等水素濃度である。 ② (6) 代替安全圧縮空気系の水素掃気配管又は			
	機器圧縮空気供給配管(除染用配管等)からの 圧縮空気の供給準備 「(1) 水素爆発を未然に防止するための空 気の供給の着手判断及び実施」の着手判断を受			
	け、屋外に可搬型空気圧縮機を設置し、可搬型建屋外ホースを敷設するとともに、屋内に可搬型建屋内ホースを敷設し、可搬型建屋内ホースを、安全機能を有する施設の安全圧縮空気系の			
	水素掃気配管の接続口又は機器圧縮空気供給配管(除染用配管等)に接続する。可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計を代替安全圧縮空気系の水素掃気配管,機器圧縮空気供給配管(除染用配管			
	等)及び可搬型建屋内ホースに設置する。 また、可搬型セル導出ユニット流量計を、塔			

### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (11/64)

事業変更許可申請書(本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書 (本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
	槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニットに設置する。 外的事象の「火山の影響」を要因として水素掃気機能が喪失した場合には、降灰により可搬型空気圧縮機が機能喪失することを防止するため、運搬車を用いて可搬型空気圧縮機を各建屋内に配置する。  (7) 代替安全圧縮空気系の水素掃気配管又は機器圧縮空気供給配管(除染用配管等)からの圧縮空気の供給の実施判断圧縮空気の供給の実施判断圧縮空気の供給は、圧縮空気の供給の準備が完了したこと及び可搬型排風機が起動したことをもって実施を判断し、以下の(8)へ移行する。  ◇			い理由 <ul> <li>②:対処の具体的内容を説明した。</li> <li>のであるため。</li> </ul>
	(8) 代替安全圧縮空気系の水素掃気配管又は機器圧縮空気供給配管(除染用配管等)からの圧縮空気の供給の実施可搬型空気圧縮機に附属する弁を開放し、圧縮空気を貯槽等へ供給する。 (9) 代替安全圧縮空気系の水素掃気配管又は機器圧縮空気供給配管(除染用配管等)からの圧縮空気の供給の成否判断			
	貯槽等に供給する圧縮空気の流量を、代替安全圧縮空気系の水素掃気配管、機器圧縮空気供給配管(除染用配管等)及び可搬型建屋内ホースに接続する可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計により確認し、水素掃気機能が維持されていることを判断する。 ◆ また、塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニットに設置する可搬型セル導出ユニット流量計により、貯槽等から塔槽類廃ガス処理			
	設備へ移行する圧縮空気の流量を確認する。   本対策において確認が必要な監視項目は,貯槽掃気圧縮空気流量,水素掃気系統圧縮空気の圧力,かくはん系統圧縮空気圧力及びセル導出ユニット流量である。   小素掃気機能が維持されていることを判断するために確認が必要な監視項目は,貯槽掃気圧縮空気流量である。   命			

#### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (12/64)

事業変更許可申請書(本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書 (本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しない理由
2) 拡大防止対策	7.3.2 水素爆発の拡大防止対策 7.3.2.1 水素爆発の拡大防止対策の具体的内容 7.3.2.1.1 水素爆発の再発を防止するための空 気の供給			②, ③:対処の具体 的内容を説明した ものであるため。
発生防止対策としての代替安全圧縮空気系 による水素掃気が機能しなかった場合は,拡	発生防止対策としての代替安全圧縮空気系に			800 C0001200°
大防止対策として可搬型建屋内ホースを発生				
防止対策用の接続口とは異なる機器圧縮空気				
供給配管(かくはん用配管、計測制御用配管				
等)に接続する。その後、可搬型空気圧縮機				
に附属する弁を開放し、水素掃気を実施する。 3	を開放し、水素掃気を実施する。 �			
可搬型空気圧縮機からの空気の供給開始前による特殊は、				
に未然防止濃度に至る可能性のある貯槽等に おいては、圧縮空気手動供給ユニットを発生				
防止対策に用いる水素掃気配管、機器圧縮空	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
気供給配管(除染用配管等)とは異なる機器				
圧縮空気供給配管(かくはん用配管,計測制				
御用配管等)に接続し、水素発生量の不確か				
さを考慮しても未然防止濃度未満に維持する				
ために十分な量の圧縮空気を供給する。 3 発生防止対策と同様に、水素濃度の推移を				
把握するために、可搬型水素濃度計を用いて				
貯槽等内の水素濃度を測定する。	ニット、機器圧縮空気自動供給ユニット及び圧			
	縮空気手動供給ユニットからの圧縮空気の供給 に伴い、圧縮空気に同伴する放射性物質が、貯			
	博等の気相部、セル及び部屋を介して平常運転			
	時の排気経路以外の経路から放出する可能性が			
	ある。このため、放射性物質を可能な限り速や			
	かに塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出する			
	ユニットへ導き、放出量を低減する。  なることに対しています。			
	各建屋の対策の概要を以下に示す。また、精制は日本になれる対策の系統無悪図を答える。4回			
	製建屋における対策の系統概要図を第7.3-4図に、各建屋の対策における手順及び設備の関係			
	を第7.3-29表に、精製建屋における必要な要員			
	及び作業項目を第7.3-15図に示す。 �			
	(1) 水素爆発の再発を防止するための空気の			
	供給の着手判断			
	「7.3.1.1(1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給の着手判断及び実施」と同様で			
	ある。水素爆発の再発を防止するための空気の			
	供給の準備作業として以下の(2),(3)及び			
	(4)へ移行する。 ②			
	(2) 圧縮空気手動供給ユニットからの圧縮			
	空気の供給			

### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (13/64)

事業変更許可申請書(本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書(本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
	分離建屋,精製建屋及びウラン・プルトニウ			
	ム混合脱硝建屋において安全圧縮空気系の水素			②:対処の具体的
	掃気機能が喪失した場合は、第7.3-1表に示す			内容を説明したも
	貯槽等のうち分離建屋,精製建屋及びウラン・			のであるため。
	プルトニウム混合脱硝建屋に設置する, 許容空			
	白時間が短い貯槽等へ速やかに圧縮空気手動供			
	給ユニットを可搬型建屋内ホースにより機器圧			
	縮空気供給配管(かくはん用配管、計測制御用			
	配管等)に接続し、圧縮空気を供給する。			
	圧縮空気の供給に用いる系統は貯槽等に内包			
	する高レベル廃液等に浸っている系統を選択す			
	る。圧縮空気の供給を開始する前に当該系統へ			
	圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力計を設			
	置し,圧縮空気供給圧力の変動を確認すること			
	により, 系統が健全であること及び圧縮空気が			
	供給されていることを確認する。◆			
	本対策において確認が必要な監視項目は圧縮			
	空気手動供給ユニット接続系統圧力である。◆			
	(3) 水素濃度の確認			
	「7.3.1.1(4) 可搬型水素濃度計の設置」に			
	おいて設置した可搬型水素濃度計により、測定			
	対象の貯槽等の水素濃度の推移を適時把握す			
	る。水素濃度の測定タイミングは、			
	「7.3.1.1(5) 可搬型水素濃度計による水素濃			
	度測定の実施判断及び測定の実施」と同様であ			
	る。�			
	(4) 代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給			
	配管(かくはん用配管,計測制御用配管等)か			
	らの圧縮空気の供給準備			
	代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管			
	(かくはん用配管、計測制御用配管等) に、建			
	屋外の可搬型空気圧縮機を、可搬型建屋外ホー			
	ス、可搬型建屋内ホース及び建屋内空気中継配			
	管を用いて接続する。◇			
	(5) 代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給			
	配管(かくはん用配管、計測制御用配管等)か			
	らの圧縮空気の供給の実施判断			
	圧縮空気の供給は、圧縮空気の供給の準備が			
	完了したこと、可搬型排風機が起動したことに			
	より実施を判断し、以下の(6)へ移行する。③			
	(6) 代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給			
	配管(かくはん用配管、計測制御用配管等)か			
	らの圧縮空気の供給の成否判断			
	可搬型空気圧縮機に附属する弁を開放し、圧			
	縮空気を貯槽等へ供給する。貯槽等に供給する			
	圧縮空気の流量を,可搬型貯槽掃気圧縮空気流			

### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (14/64)

事業変更許可申請書 (本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書 (本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しない理由
	量計により確認し、水素掃気機能が維持されていることを判断する。②また、発生防止対策の実施と並行して塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニットに設置する可搬型セル導出ユニット流量計により、貯槽等から塔槽類廃ガス処理設備へ移行する圧縮空気の流量を確認する。③本対策において確認が必要な監視項目は、貯槽掃気圧縮空気流量、かくはん系統圧縮空気圧力及びセル導出ユニット流量である。③水素掃気機能が維持されていることを判断するために確認が必要な監視項目は、貯槽等に供給する圧縮空気の流量である。④			<ul><li>○ (1) (2) (2) (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4</li></ul>
力変動によって発生する飛まつに放射性物質 が同伴して気相中に放射性エアロゾルとして 移行し、大気中へ放出される放射性物質の量	る。このため、水素爆発が発生した場合に備 え、セル導出設備の隔離弁を閉止することによ り、塔槽類廃ガス処理設備の配管の流路を遮断			
であれば排気に含まれる放射性物質の濃度は 平常運転時と同程度であり、セルへ導出する	この際、セル排気系の排風機が機能喪失している場合、導出先セルの圧力が上昇し、排気系統以外の場所から放射性物質を含む気体の漏えいが生じるおそれがあるが、水素爆発等に至る前であれば排気に含まれる放射性物質の濃度は平常運転時と同程度であり、セルへ導出する前に、セル導出ユニットフィルタで除去する。  ②			
固化建屋の貯槽等については、気相部の体積が大きく、水素濃度の上昇が緩やかであることから、代替セル排気系を構築するまでの間、導出先のセル圧力上昇を抑制するため水素掃気用の圧縮空気の供給を停止し、セル内の圧力上昇を防止する。③ セルへの放射性物質の導出後においては、セル排気系の高性能粒子フィルタは1段であることから、代替セル排気系として、可搬型排風機、可搬型ダクト及び2段の可搬型フィルタは1段であることから、代替セル排気系として、可搬型排風機、可搬型ダクト及び2段の可搬型フィー	セルへの放射性物質の導出後においては、セル排気系の高性能粒子フィルタは1段であることから、代替セル排気系として、可搬型排風			

### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (15/64)

事業変更許可申請書 (本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書(本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
を接続し、可搬型ダクト及びセル排気系を接続した後、可搬型排風機を運転することで、	に可搬型排風機,可搬型ダクト及び可搬型フィルタを接続し,可搬型がクトとセル排気系を接続した後,可搬型排風機を運転することで,放射性エアロゾルを可搬型フィルタの高性能粒子フィルタで除去しつつ主排気筒を介して,大気中に管理しながら放出する。  ②			③, ②: 対処の具体 的内容を説明した ものであるため。
	各建屋の対策の概要を以下に示す。また、精製建屋における対策の系統概要図を第7.3-4図に、対策の手順の概要を第7.3-5図に、各建屋の対策における手順及び設備の関係を第7.3-30表に、精製建屋における必要な要員及び作業項目を第7.3-15図に示す。②  (1) セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応のための準備着手判断「7.3.1.1(1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給の着手判断及び実施」と同様である。セルへの導出経路の構築及び代替セル			
	排気系による対応のための準備作業として以下の(2)及び(3)へ移行する。② (2) セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応のための準備 前処理建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において、塔槽類廃ガス処理設備の排風機が停止している場合には、水素掃気用の圧縮空気の供給継続による大気中への放射性物質の放出を低減するため、貯槽等へ圧縮空気を供給する水素掃気用安全圧縮空気系の手動弁を閉止する。③ セル排気系、可搬型フィルタ、可搬型ダクト及び可搬型排風機を接続し、可搬型フィルタ差圧計を可搬型フィルタに設置する。前処理建屋においては、排気経路を構築するため、主排気			

### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (16/64)

事業変更許可申請書(本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書(本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当した い理由
	筒へ排出するユニットを用いる。◆			
	可搬型排風機,各建屋の重大事故対処用母線			③:対処の具体に
	(常設分電盤、常設電源ケーブル)、可搬型分			内容を説明した
	電盤、可搬型電源ケーブル及び各建屋の可搬型			のであるため。
	発電機を接続する。③			
	前処理建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋			
	において、常設の計器を用いて塔槽類廃ガス処			
	理設備の圧力を計測できない場合は、塔槽類廃			
	ガス処理設備内の圧力を監視するため、可搬型			
	廃ガス洗浄塔入口圧力計を塔槽類廃ガス処理設			
	備に設置する。また、常設の計器を用いて導出			
	先セルの圧力を計測できない場合は、第7.3-31			
	表及び第7.3-32表に示す導出先セルの圧力を監			
	視するため、可搬型導出先セル圧力計を第7.3-			
	31表及び第7.3-32表に示す導出先セルに設置す			
	3. <b>(a)</b>			
	セル導出ユニットフィルタの差圧を監視する			
	ため、可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計			
	をセル導出ユニットフィルタに設置する。  ***********************************			
	外的事象の「火山の影響」を要因として水素			
	掃気機能が喪失した場合には、降灰により可搬			
	型発電機が機能喪失することを防止するため、			
	運搬車を用いて可搬型発電機を各建屋内に配置			
	<i>†</i> 5. ♦			
	(3) 塔槽類廃ガス処理設備からセルに導くた			
	めの作業の実施判断			
	塔槽類廃ガス処理設備の排風機が停止してい			
	る場合には、水素掃気用の圧縮空気の供給継続			
	により気相中へ移行する放射性物質を塔槽類廃			
	ガス処理設備からセルに導くための作業の実施			
	を判断し、以下の(4)へ移行する。  はばてたいった。			
	塔槽類廃ガス処理設備の排風機が運転状態を			
	維持している場合には、水素掃気用の圧縮空気			
	の供給継続により移行する放射性物質の大気中			
	への放出量を低減するため、塔槽類廃ガス処理			
	設備の排風機の運転を停止し、第7.3-1表に示			
	す貯槽等に供給する圧縮空気の流量の監視を継			
	続する。圧縮空気の流量の監視の結果、第7.3-			
	1表に示すいずれかの貯槽等に供給する圧縮空			
	気の流量が、貯槽等の水素を可燃限界濃度未満に柔和でなる流量に満たない場合には、この時			
	に希釈できる流量に満たない場合には、その貯槽なざ乳器とれている特景について、水本規模			
	槽等が設置されている建屋について,水素掃気 田の圧管の気の供外が建区といれるオスな財性			
	用の圧縮空気の供給継続により移行する放射性物質など構物感があれば			
	物質を塔槽類廃ガス処理設備からセルに導くた			
	めの作業の実施を判断し、以下の(4)へ移行す			
	る。�			

### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (17/64)

事業変更許可申請書(本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書(本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
	これらを判断するために必要な監視項目は,			
	第7.3-1表に示す貯槽掃気圧縮空気流量であ			②:対処の具体的
	る。 �			内容を説明した。
	(4) セル導出設備の隔離弁の閉止及び塔槽類			のであるため。
	廃ガス処理設備からセルに導出するユニットの			
	開放			
	塔槽類廃ガス処理設備から第7.3-31表に示す			
	導出先セルに放射性物質を導出するため、セル			
	導出設備の隔離弁を閉止し, 塔槽類廃ガス処理			
	設備と第7.3-31表に示す導出先セルを接続して			
	いる塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出する			
	ユニットの手動弁及びセル導出設備の手動弁を			
	開放する。③			
	これにより、水素掃気用の圧縮空気に同伴す			
	る放射性物質が塔槽類廃ガス処理設備からセル			
	に導出するユニットを経由して第7.3-31表に示			
	す導出先セルに導出される。また、圧縮空気の			
	供給に伴い塔槽類廃ガス処理設備の配管内の内			
	圧が上昇した場合、放射性物質は、塔槽類廃ガ			
	ス処理設備からセルに導出するユニットを経由			
	して第7.3-31表に示す導出先セルに導出され			
	る。 �			
	放射性物質が、塔槽類廃ガス処理設備からセ			
	ルに導出するユニットを経由して第7.3-31表に			
	示す導出先セルに導出されない場合は, 水封安			
	全器を経由して第7.3-32表に示す導出先セルに			
	導出される。			
	(5) 可搬型排風機の起動の判断			
	可搬型排風機の運転の準備完了後,可搬型排			
	風機の起動を判断する。			
	(6) 可搬型排風機の運転			
	可搬型排風機を運転することで、大気中への			
	平常運転時の排気経路以外の経路からの大気中			
	への放射性物質の放出を抑制し, セル内の圧力			
	上昇を緩和しつつ、可搬型フィルタの高性能粒			
	子フィルタにより放射性エアロゾルを除去し,			
	主排気筒を介して、大気中へ管理しながら放出			
	する。また、可搬型フィルタ差圧計により、可			
	搬型フィルタの差圧を監視する。③			
	可搬型排風機の運転開始後,可搬型セル導出			
	ユニットフィルタ差圧計によりセル導出ユニッ			
	トフィルタの差圧を監視し、セル導出ユニット			
	フィルタの差圧が上昇傾向を示した場合、セル			
	導出ユニットフィルタを隔離し、バイパスライ			
	ンへ切り替える。�			
	これらの実施を判断するために必要な監視項			

### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (18/64)

事業変更許可申請書(本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書 (本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
	目は、セル導出ユニットフィルタ差圧である。  ② (7) 大気中への放射性物質の放出の状態監視 排気モニタリング設備により、主排気筒を介した大気中への放射性物質の放出状況を監視する。 ③ 排気モニタリング設備が機能喪失した場合は、可搬型排気モニタリング設備により、主排気筒を介した大気中への放射性物質の放出状況を監視する。 ③			②:対処の具体的内容を説明したものであるため。
「地震」を代表事象として選定する。 外的事象の「地震」を要因とした場合の水	【7.3.1.2 水素爆発の発生防止対策の有効性評価】 7.3.1.2.1 有効性評価 (1) 代表事例 水素爆発の発生の前提となる要因は,「6.1 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び 重大事故の発生を仮定する機器の特定」で示したとおり,外的事象の「地震」及び「火山の影響」並びに内的事象の「動的機器の多重故障」及び「長時間の全交流動力電源の喪失」である。  これらの要因において,安全圧縮空気系の水素掃気機能の喪失の範囲,重大事故等への対処の種類及び重大事故等への対処時の想定される作業環境の苛酷さを考慮すると,外的事象の			<ul><li>□, ②:有効性評価における代表事例の選定について説明したものであるため。</li></ul>
2) 代表事例の選定理由	「地震」を要因とした場合が最も厳しい結果を与えることから、外的事象の「地震」を代表として有効性評価を実施する。  外的事象の「地震」を代表として有効性評価を実施するのは、水素爆発の拡大防止対策も同様である。  【7.3.2.2 水素爆発の拡大防止対策の有効性評価】 (1) 代表事例 「7.3.1.2.1 (1) 代表事例」に示したとおりである。  【7.3.1.2 水素爆発の発生防止対策の有効性評価】 (2) 代表事例の選定理由 a. 安全圧縮空気系の水素掃気機能の喪失の範囲 水素爆発の発生の要因は、「6.1 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」において、フォー			

### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (19/64)

事業変更許可申請書(本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書(本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しない理由
水素掃気機能の喪失による水素爆発は、外的事象の「地震」において、安全圧縮空気系を構成する動的機器の直接的な機能喪失又は全交流動力電源喪失による間接的な機能喪失により、水素掃気機能が喪失することで発生する。 4 また、外的事象の「火山の影響」又は内的	ルトツリー分析により明らかにした。安全圧縮空気系の水素掃気機能の喪失を頂上事象とした場合のフォールトツリー分析を第7.3-8図に示す。また、安全圧縮空気系の系統概要図を第7.3-9図に示す。◆ フォールトツリー分析において明らかにしたとおり、安全圧縮空気系の水素掃気機能ので、では、外的事象の「地震」において、環でのでは、外の事象の「地震」において、環でのでは、外の事象の「地震」において、では、外の事象の「地震」において、では、外の事象の「地震」において、では、外の事象の「地震」において、では、外の事象の「地震」において、では、外の事象の「地震」を交流動力電波の動態といる。◆ また、外的事象の「火山の影響」をいて、いる動力を表したのの影響では、の事象の「大山の影響」を表したののでは、大いいのでは、大いいのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いいのでは、大いのでは、いいのでは、大いのでは、ないのでは、いいのでは、大いのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのは、いいの			
「地震」及び「火山の影響」が考えられるが、外的事象の「地震」の方が環境条件が厳しくなることから、有効性評価の代表としては、外的事象の「地震」による水素掃気機能の喪失を選定する。 4	b. 重大事故等対策の種類 重大事故等対策は、空気圧縮機、冷却塔等の動的機器及び動的機器を起動させるために必要な電気設備等、多岐の設備故障に対応でき、かつ、複数の設備故障が発生した場合においても対処が可能となるような対策を選定している。 ・ 重大事故等対策がカバーする機能喪失の範囲は、第7.3-8図のフォールトツリー分析に示すとおりである。◆			
	整備した重大事故等対策が、外的事象の「地震」を含む全ての要因で想定される機能喪失を カバーできており、重大事故等への対処の種類			

### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (20/64)

事業変更許可申請書(本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書 (本文四号)	設工認申請書(本文)	設工認に該当した い理由
	の観点から,外的事象の「地震」以外の要因に			
	着目する必要性はない。◆			◆:有効性評価
	本観点の分析は、水素爆発の拡大防止対策で			おける代表事例の
	も同様である。◆			選定について説明
				したものである
	c. 重大事故等への対処時の環境条件の観点			め。
	重大事故等への対処時の環境条件に着目する			. 0
	と、外的事象の「地震」を要因とした場合に			
	は、基準地震動を 1.2 倍にした地震動を考慮す			
	る設計とした設備以外の設備の損傷及び動的機			
	器の動的な機能の喪失が想定され、建屋内で			
	は、溢水、化学薬品漏えい及び内部火災のハザ			
	ードが発生する可能性があり、また、全交流動			
	力電源の喪失により換気空調が停止し、照明が			
	喪失する。一方、建屋外では、不等沈下及び屋			
	外構築物の倒壊による環境悪化が想定される。			
	外的事象の「火山の影響」を要因とした場合			
	には、建屋内では、全交流動力電源の喪失に伴			
	う換気空調の停止及び照明の喪失が発生するも			
	のの,外的事象の「地震」の場合のように溢			
	水、化学薬品漏えい及び内部火災のハザードの			
	発生は想定されない。一方、建屋外では、降灰			
	による環境悪化が想定される。◆			
	内的事象の「長時間の全交流動力電源の喪			
	失」において建屋内の換気空調の停止及び照明			
	の喪失が発生するものの,外的事象の「地震」			
	の場合のように溢水、化学薬品漏えい及び内部			
	火災のハザードの発生は想定されない。また,			
	内的事象の「動的機器の多重故障」を要因とし			
	た場合には、建屋内の環境条件が有意に悪化す			
	ることはない。また、これらを要因とした場合			
	に、建屋外の環境条件が悪化することはない。			
	(1)、足座がの規制には、100円の関係には、10			
	以上より,外的事象の「地震」が建屋内外の			
	作業環境を最も悪化させる可能性があるもの			
	の、建屋外の環境条件では、外的事象の「地			
	震」及び外的事象の「火山の影響」において想			
	定される環境悪化要因の特徴が異なることを考			
	慮し、これらの特徴の違いが重大事故等対策の			
	有効性に与える影響を不確かさとして分析す			
	3. <b>4</b>			
	本観点の分析は、水素爆発の拡大防止対策で			
	も同様である。�			
	【7.3.2.2 水素爆発の拡大防止対策の有効性評			

### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (21/64)

事業変更許可申請書(本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書(本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
3) 有効性評価の考え方 発生防止対策に係る有効性については,圧 縮空気の供給により貯槽等内の水素濃度が未 然防止濃度に至ることを防止でき,水素濃度 が可燃限界濃度以上の場合は低下傾向を示し て可燃限界濃度未満に維持できることについ て確認するために,貯槽等内の水素濃度の推 移を評価する。 国	価】 (2) 代表事例の選定理由 「7.3.1.2.1 (2) 代表事例の選定理由」に示したとおりである。 【7.3.1.2 水素爆発の発生防止対策の有効性評価】 (3) 有効性評価の考え方 発生防止対策に係る有効性については、圧縮空気の供給により貯槽等内の水素濃度が未然防止濃度に至ることを防止でき、水素濃度が可燃限界濃度以上の場合は低下傾向を示した後、可燃限界濃度未満で平衡に至ることについて確認するために、貯槽等内の水素濃度の推移を評価する。貯槽等内の水素濃度の推移については、解析コードを用いず水素発生G値等を用いた簡便な計算で実施する。 ⑤			◆:有効性評価における代表事例の選定にのであるため。 国, ◆:有効性評価のの選定ものであるため。 国, ◆:有効性評価のあるがあるがあるのである。
拡大防止対策に係る有効性評価については、発生防止対策が有効に機能せず、水素爆発が発生した場合において、水素爆発が続けて生じるおそれがない状態を維持するため、圧縮空気の供給により貯槽等内の水素濃度が可燃限界濃度以上の場合は低下きることを防止できることを防止できることを防止できることを防止できることを防止できることを防止できることを防止できることを防止できる。 は移を評価する。 国 また、放射性物質の放出量評価として、水素爆発を評価上見込んだ場合の放射性物質の量及が評価として、財団を対けるに対けるに対けるにおけるにおけるにおけるにおけるにおけるにおけるにおけるにおけるにおけるにお	生防止対策が有効に機能しない場合に、圧縮空気の供給により、貯槽等内の水素濃度が未然防止濃度に至ることを防止でき、水素濃度が可燃限界濃度以上の場合は低下傾向を示した後、可燃限界濃度未満で平衡に至ることについて確認するために、貯槽等内の水素濃度の推移を評価する。貯槽等内の水素濃度の推移を評価する。貯槽等内の水素濃度の推移を評価する。貯槽等内の水素濃度の推移については、解析コードを用いず水素発生G値等を用いた簡便な計算で実施する。令セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に係る有効性評価は、大気中へ放出される放射性物質の量を算出し、これをセシウムー137換算した値(以下7.3では「大気中へ放出される放射性物質の量(セシウムー137換算した値)			

### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (22/64)

事業変更許可申請書(本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書 (本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
	る前に実施することから水素爆発が発生することはないが、水素爆発が発生した状況を仮定し、水素爆発時の放射性物質の移行率、放出経路構造物への沈着による放射性エアロゾルの除染係数及び高性能粒子フィルタによる放射性エアロゾルの除染係数を考慮して、塔槽類廃ガス処理設備からセルへの導出経路の構築並びに可搬型フィルタ及び可搬型排風機を用いた代替セル排気系による対応に係る有効性評価においては、解析コードを用いず、簡便な計算に基づき評価する。  【7.3.1.2 水素爆発の発生防止対策の有効性評価】 (4) 有効性評価の評価単位 発生防止対策の有効性評価は、事故影響が他建屋へ及ぶことがないことを考慮し、未然防止濃度に至るまでの時間及び講ずる対処を建屋単位で整理するとともに、重大事故等対策ごとに実施する。  有効性評価の評価単位の考え方は、水素爆発			国, ②:有効性評価の方針を説明したものであるため。
震力を入力した場合においても必要な機能を 損なわない設計としていない機器は,機能喪	た地震動を考慮した設計においても必要な機能 を損なわない設計とした設備以外の設備は全て 機能喪失するものとし,また,全ての動的機能 の喪失を前提として,外部電源も含めた全ての			

### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (23/64)

事業変更許可申請書(本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書 (本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
能性が高いことから、重大事故等対処設備の設計に当たっては、水素掃気機能の喪失が単独で発生した場合に加え、貯槽等内の高レベル廃液等の沸騰が同時に発生する場合を想定する。高レベル廃液等の沸騰に伴い、水素発生G値が大きくなり、水素の発生量は相当に	の冷却機能の喪失も同時に発生している可能性が高いことから,重大事故等対処設備の設計に当たっては,水素掃気機能の喪失が単独で発生した場合に加え,貯槽等内の高レベル廃液等の沸騰が同時に発生する場合を想定する。高レベル廃液等の沸騰に伴い,水素発生G値が大きくなり,水素の発生量は相当に多くなる可能性がある。このため,機器の条件においては,高レ		7.1.2.3.4 個数及び容量 代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給 系,機器圧縮空気自動供給ユニット及び圧 縮空気手動供給ユニットは,操作の時間を 考慮し,必要な圧縮空気流量を確保するために必要な量の圧縮空気を有する設計とす る。	い理由 国, �:有効性評価の方針を説のある の方針である ため。
分離建屋の圧縮空気自動供給系の圧縮空気 自動供給貯槽は、内圧約0.7MPa[gage]の約 5.5m³/基の貯槽3基及び安全圧縮空気系へ の接続配管で構成する。 G 精製建屋の圧縮空気自動供給系の圧縮空気	び安全圧縮空気系への接続配管で構成する。 � 精製建屋の圧縮空気自動供給貯槽は、内圧約		圧縮空気自動供給貯槽(仕様表)	個, ②: 仕様表に 記載する内容であ るため。
自動供給貯槽は、内圧約0.7MP a [gage]の約2.5m <sup>3</sup> /基の貯槽2基、約5m <sup>3</sup> /基の貯槽3基及び安全圧縮空気系への接続配管で構成する。 ြ	約5 m <sup>3</sup> /基の貯槽3基及び安全圧縮空気系への接続配管で構成する。 � 圧縮空気自動供給貯槽からの圧縮空気の供給	1) 代替安全圧縮空気系 代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給 系は,安全圧縮空気系の配管の内圧が所定 の圧力(約 0.7MPa[gage])を下回った場 合に,自動で圧縮空気を供給する設計とす る。代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自 動供給ユニットに切り替えるまでの間,未	7.1.2.3.1 代替安全圧縮空気系の基本的な設計 代替安全圧縮空気系は、圧縮空気設備の安 全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失し、系統 内の圧力が低下した場合、溶液の性状ごとに 水素掃気機能喪失から重大事故等対策の準備 に使用することができる時間が短い分離建 屋、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合	回, 令:事業変更 許可申請書(本文 四号)の内容と重 複する内容である ため。

### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (24/64)

空気自動供給系の圧縮空気自動供給ユニットは、空気容量約15m³ [normal] とし、減圧 弁、空気作動弁及び安全圧縮空気系への接続 配管で構成する。⑥ 圧縮空気自動供給系からの圧縮空気の供給 は、安全圧縮空気系の配管の内圧が所定の圧 力(約0.7MPa [gage])を下回った場合に、自動で開始し、機器圧 力(約0.7MPa [gage])を下回った場合に、自動で開始し、機器圧	事業変更許可申請書(本文八号)	事業変更許可申請書(添付書類八)	事業変更許可申請書 (本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
サラン・ブルトニウム語合規商建設の正確空気育動機能はコーットは、客室業務的15m2   pomptal 2 c   就正				供給貯槽及び圧縮空気自動供給ユニットから機器圧縮空気自動供給ユニットに切り替えるまでの間、自動で水素燃焼時においても貯槽等に影響を与えないドライ換算8vo1%(以下7.1.2.3では「未然防止濃度」という。)未満を維持するために必要な圧縮空気を供給で	
分離建屋の機器圧縮空気自動供給ユニットは、空気容量約10m³ [normal] とし、空気作動弁、減圧弁及び安全圧縮空気自動供給ユニットは、空気容量約10m³ [normal] とし、空気に動す、減圧弁及び安全圧縮空気系への接続配管で構成する。⑥ 精製建屋の機器圧縮空気自動供給ユニットは、空気容量約52m³ [normal] とし、空気作動弁、減圧弁及び安全圧縮空気系への接続配管で構成する。⑥ 精製建屋の機器圧縮空気自動供給ユニットは、空気容量約52m³ [normal] とし、空気に動す、減圧弁及び安全圧縮空気系への接続配管で構成する。⑥ 自動供給ユニットは、空気容量約52m³ [normal] とし、空気に動す、減圧弁及び安全圧縮空気系への接続配管で構成する。⑥ ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の機器 圧縮空気系への接続配管で構成する。⑥ ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の機器 歴密気音動供給ユニットは、空気容量約20m³ [normal] とし、減圧弁、空気作動弁及び安全圧縮空気系への接続配管で構成する。⑥ からいたこのを表しました。 減圧弁、空気作動弁及び安全圧縮空気系への接続配管で構成する。⑥ で変全圧縮空気系への接続配管で構成する。⑥	空気自動供給系の圧縮空気自動供給ユニットは、空気容量約15 m³ [normal] とし、減圧弁、空気作動弁及び安全圧縮空気系への接続配管で構成する。 ⑥ 圧縮空気自動供給系からの圧縮空気の供給は、安全圧縮空気系の配管の内圧が所定の圧力(約0.7 M P a [gage])を下回った場合に、自動で開始し、機器圧縮空気自動供給ユニットに切り変えるまでの間、未然防止濃度未満	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の圧縮空気自動供給系の圧縮空気自動供給ユニットは、空気容量約 15m³[normal]とし、減圧弁、空気作動弁及び安全圧縮空気系への接続配管で構成する。 (本) 上縮空気自動供給ユニットからの圧縮空気の供給は、安全圧縮空気系の配管の内圧が所定の圧力を下回った場合に、自動で開始し、機器圧縮空気自動供給ユニットに切り変えるまでの間、未然防止濃度未満を維持するために必要な	系は、安全圧縮空気系の配管の内圧が所定の圧力(約0.7MPa[gage])を下回った場合に、自動で圧縮空気を供給する設計とする。代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動供給ユニットに切り替えるまでの間、未然防止濃度未満を維持するために必要な流	(前文再掲) 代替安全圧縮空気系は、圧縮空気設備の安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失し、系統内の圧力が低下した場合、溶液の性状ごとに水素掃気機能喪失から重大事故等対策の準備に使用することができる時間が短い分離建屋、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素掃気配管・弁に圧縮空気自動供給ユニットに切り替える機器圧縮空気自動供給ユニットに切り替えるまでの間、自動で水素燃焼時においても貯槽等に影響を与えないドライ換算8vo1%(以下7.1.2.3では「未然防止濃度」という。)未満を維持するために必要な圧縮空気を供給で	□, ②:事業変更 許可申請書(本文 四号)の内容と重 複する内容である
機器圧縮空気自動供給ユニットからの圧縮 機器圧縮空気自動供給ユニットからの圧縮空 代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動 代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気系の機器圧縮空気自動供	は、空気容量約10m <sup>3</sup> [normal] とし、空気作動弁、減圧弁及び安全圧縮空気系への接続配管で構成する。 同精製建屋の機器圧縮空気自動供給ユニットは、空気容量約52m <sup>3</sup> [normal] とし、空気作動弁、減圧弁及び安全圧縮空気系への接続配管で構成する。 同ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の機器圧縮空気自動供給ユニットは、空気容量約20m <sup>3</sup> [normal] とし、減圧弁、空気作動弁及び安全圧縮空気系への接続配管で構成する。 同	分離建屋の圧縮空気自動供給系の機器圧縮空気自動供給ユニットは、空気容量約 10 m <sup>3</sup> [normal]とし、空気作動弁、減圧弁及び安全圧縮空気系への接続配管で構成する。 ゆ 精製建屋の圧縮空気自動供給系の機器圧縮空気自動供給ユニットは、空気容量約 52 m <sup>3</sup> [normal]とし、空気作動弁、減圧弁及び安全圧縮空気系への接続配管で構成する。 ゆ ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の機器圧縮空気自動供給ユニットは、空気容量約 20 m <sup>3</sup> [normal]とし、減圧弁、空気作動弁及び安全圧縮空気系への接続配管で構成する。 ゆ	<b>小芸字</b> 今正統空气での機器圧続空气白動		

### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (25/64)

事業変更許可申請書 (本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書 (本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
が所定の圧力(約0.4M P a [gage])を下回っ	り替えるまでの間, 貯槽等内の水素濃度を未然 防止濃度未満に維持するために必要な量の圧縮 空気を供給する。また, 機器圧縮空気自動供給	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	遅延することにより、貯槽等の水素濃度を未 然防止濃度未満に維持するための機能に悪影響を及ぼすことがないよう、代替安全圧縮空 気系の圧縮空気自動供給貯槽及び圧縮空気自 動供給ユニットを隔離することにより機器圧 縮空気自動供給ユニットから圧縮空気の供給 を開始できる設計とする。可搬型空気圧縮機	□、②:事業変更 許可申請書(本文 四号)の内容と重 複する内容である ため。
	硝建屋に設置する可搬型空気圧縮機からの空気 の供給開始前に未然防止濃度に至る可能性のあ る貯槽等へ速やかに接続することにより、圧縮 空気を供給する。◆	ユニットは、代替安全圧縮空気系の機器圧 縮空気供給配管・弁へ手動により速やかに 接続できる設計とする。	供給配管・弁へ手動により速やかに接続できる設計とする。	
	量の圧縮空気を供給する。◇	ユニットは,代替安全圧縮空気系の可搬型 空気圧縮機に切り替えるまでの間,貯槽等		
分離建屋の圧縮空気手動供給ユニットは、空気容量約10m³ [normal] とし、減圧弁及び機器圧縮空気供給配管(かくはん用配管、計測制御用配管等)への接続ホースで構成する。區	分離建屋の圧縮空気手動供給ユニットは、空気容量約 10m <sup>3</sup> [normal]以上とし、減圧弁及び機器圧縮空気供給配管(かくはん用配管、計測制御用配管等)への接続ホースで構成する。�		圧縮空気手動供給ユニット(仕様表)	
精製建屋の圧縮空気手動供給ユニットは、空気容量約62m³[normal]とし、減圧弁及び機器圧縮空気供給配管(かくはん用配管、計測制御用配管等)への接続ホースで構成する。 🖫	精製建屋の圧縮空気手動供給ユニットは、空 気容量約 62m <sup>3</sup> [normal]以上とし、減圧弁及び 機器圧縮空気供給配管(かくはん用配管、計測 制御用配管等)への接続ホースで構成する。�			
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の圧縮空気手動供給ユニットは、空気容量約31m <sup>3</sup> [normal] とし、減圧弁及び機器圧縮空気供	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の圧縮空 気手動供給ユニットは、空気容量約 31 m <sup>3</sup> [normal]以上とし、減圧弁及び機器圧縮空気供			

### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (26/64)

事業変更許可申請書 (本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書 (本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
給配管(かくはん用配管、計測制御用配管等)への接続ホースで構成する。 国 圧縮空気手動供給ユニットは、準備が整い 次第、機器圧縮空気供給配管(かくはん用配管、計測制御用配管等)へ手動で接続することにより圧縮空気の供給を開始し、可搬型空気圧縮機に切り替えるまでの間、貯槽等内の水素濃度を未然防止濃度未満に維持するために必要な量の圧縮空気を供給する。 □	への接続ホースで構成する。 <a>©</a>			②、令:事業変更 許可申請書(本文 四号)の内容と重 複する内容である ため。
可搬型空気圧縮機の水素掃気は、貯槽等内の水素濃度を可燃限界濃度未満に維持するため、平常運転時の安全圧縮空気系の掃気量相当の流量とする方針である。これを受け、可搬型空気圧縮機は、大型及び小型を準備する。大型の可搬型空気圧縮機は1台当たり約220m³/h [normal] の容量を有し、水素爆発を未然に防止するための空気の供給に用いる。水素爆発を防止するための空気の供給に用いる。水素爆発を未然に防止するための空気の供給に用いる。水素爆発を未然に防止するための空気の供給において、大型の可搬型空気圧縮機は、前処理建屋、分離建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋で2台、小型の可搬型空気圧縮機は、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋で1台を使用する。區	水素濃度を可燃限界濃度未満に維持するため、 平常運転時の安全圧縮空気系の掃気量相当の流量とする方針である。これを受け、可搬型空気 圧縮機について、大型の可搬型空気圧縮機は1 台当たり約 450m³/h [normal]、小型の可搬型 空気圧縮機は1台当たり約 220m³/h [normal] の容量を有し、水素爆発を未然に防止するための空気の供給、水素爆発の再発を防止するための空気の供給に用いる。水素爆発を未然に防止するための空気の供給に用いる。水素爆発を未然に防止するための空気の供給及び水素爆発の再発を防止するための空気の供給において、大型の可搬型空気圧縮機は、前処理建屋、分離建屋及び高			
	【7.3.2.2 水素爆発の拡大防止対策の有効性評価】 a. 可搬型空気圧縮機 「7.3.1.2.1 (6) 事故の条件及び機器の条件」のa. と同様である。  c. セル導出設備の隔離弁 セル導出設備に設置されている隔離弁を閉止することにより、塔槽類廃ガス処理設備の配管の流路を遮断する。 d. 塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット 塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニットの隔離弁を開放することにより、塔槽類廃ガス処理設備がらセルに導出するユニットの隔離弁を開放することにより、塔槽類廃ガス処理設備の放射性物質を塔槽類廃ガス処			<ul><li>令:有効性評価の 方針を説明したも のであるため。</li></ul>

### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (27/64)

事業変更許可申請書(本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書 (本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
	理設備からセル導出ユニットフィルタを経由し			
	て放射性物質の導出先セルに導出する。			⑤, 令:有効性評
	e. 可搬型発電機			価の方針を説明し
	可搬型発電機は、1台当たり約80kVAの容			たものであるた
	量を有し、前処理建屋の可搬型排風機の運転に			め。
	対して1台,分離建屋の可搬型排風機の運転に			
	対して1台、精製建屋及びウラン・プルトニウ			◈:電源 00-01 別
	ム混合脱硝建屋の可搬型排風機の運転に対して			紙 1①別添(第四
	1台を兼用し、高レベル廃液ガラス固化建屋の			十六条電源設備)
	可搬型排風機の運転に対して1台を使用するこ			において示すた
	とで、【②】可搬型排風機を起動し、運転する			め。
	のに必要な電力を供給できる設計としているこ			
	とから、以下に示す必要な電力を供給できる。			
	前処理建屋の可搬型排風機 約 5.2 k V A			
	(起動時 約 39 k V A)			
	分離建屋の可搬型排風機 約 5.2 k V A (起			
	動時約39kVA)			
	精製建屋の可搬型排風機 約 5.2 k V A (起			
	動時 約 39 k V A)			
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型排			
	風機			
	約 5.2 k V A (起			
	動時 約 39 k V A)			
	高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型排風機			
	約 5.2 k V A (起			
	動時 約 39 k V A) ❖			
	【7.3.1.2 水素爆発の発生防止対策の有効性評】			
	<b>価</b> 】			
	e. 高レベル廃液等の核種組成, 濃度, 崩壊熱			
	密度			
高レベル廃液等の核種組成、濃度、崩壊熱	「6.5.2.1 使用済燃料の冷却期間」に記載し			
密度は、再処理する使用済燃料の冷却期間を	たとおり、高レベル廃液等の核種組成は、再処			
15年とし、これを基に算出される放射性物質	理する使用済燃料の冷却期間を 15 年として得ら			
の核種組成を基準に、濃度及び崩壊熱密度の	れる使用済燃料の核種組成を基に設定し, 高レ			
最大値を設定する。⑤	ベル廃液等の濃度及び崩壊熱密度は、これを基			
	準として, 平常運転時における再処理する使用			
	済燃料の変動幅を考慮した最大値を設定する。			
	\$			
	f. 高レベル廃液等の保有量			
高レベル廃液等の内包量は、公称容量とす				
る。国	溶媒の液量」に記載したとおり、貯槽等に内包			
へ <sub>0</sub> m	する高レベル廃液等の液量は、貯槽等の公称容			
	量とする。			
	異とりる。☆			
また、古しいた成体の心臓ノナン連体と				
また、高レベル廃液等の硝酸イオン濃度が	水素発生G値については、高レベル廃液等の			

### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (28/64)

事業変更許可申請書 (本文八号)	事業変更許可申請書(添付書類八)	事業変更許可申請書(本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな
低いほど大きくなる水麦発生の値について	   硝酸イオン濃度が低いほど大きくなることを踏			い理由
	まえ、全硝酸イオンのうち遊離硝酸濃度分の硝			□, ⑤:有効性評
酸イオン濃度に対応する水素発生G値を設計	酸イオン濃度に対応する水素発生G値を設計条			価の方針を説明し
条件として用いることにより、現実的な水素				たものであるた
発生G値よりも高い値とする。⑤	G値よりも高い値とする。�			め。
	第 7.3-1表の高レベル濃縮廃液貯槽,高レ			
	ベル濃縮廃液一時貯槽,高レベル廃液混合槽,			
	供給液槽及び供給槽の高レベル廃液の水素発生			
	G値については、東海再処理施設の高レベル廃			
	液から発生する水素の測定実績 <sup>(4)(5)</sup> を踏ま			
	え、当該貯槽の硝酸濃度と同じ硝酸溶液の水素			
	発生G値の 1/20 とする。 �			
	h. 事故発生前の水素掃気流量			
	安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失する直			
	前まで、安全圧縮空気系から第7.3-1表に示			
	す貯槽等への水素掃気流量は水素掃気流量低の 警報設定値相当であったとする。 �			
	青秋秋だ  担作目 (めつたとりる。			
6) 操作の条件	   (7) 操作の条件			
水素爆発を未然に防止するための空気の供	7 42171			回, 令有効性評価
給は、可搬型空気圧縮機からの空気の供給開	は、可搬型空気圧縮機からの空気の供給開始前			における運用に係
始前に未然防止濃度に至る可能性のある貯槽	に未然防止濃度に至る可能性のある貯槽等にお			る事項を設定した
等においては,安全圧縮空気系の水素掃気機	いては,安全圧縮空気系の掃気機能が喪失し,			ものであるため。
能が喪失し、系統内の圧力が低下した時点	系統内の圧力が低下した時点で、圧縮空気自動			
で、圧縮空気自動供給系から圧縮空気を自動	供給系から圧縮空気を自動供給する。�			
供給する。回				
代替安全圧縮空気系による圧縮空気の供給				
	おいて、圧縮空気自動供給系は、対処の時間が			
	最も少ない精製建屋において、安全圧縮空気系			
空気系の水素掃気機能の喪失から、2時間20				
	縮空気を供給する弁を手動で閉止する。この操作により、圧縮空気自動供給系から、未然防止			
	濃度に維持するために十分な量の圧縮空気を供			
	総及に維持するために「力な量の圧縮至気を展 給できる機器圧縮空気自動供給ユニットへ空気			
給ユニットへ空気の供給を切り替える。その	の供給を切り替える。本切替操作は、分離建屋			
他の建屋においても、機器圧縮空気自動供給	において事象発生後から4時間25分後に、ウラ			
ユニットへの切替操作を、沸騰前に十分な余	ン・プルトニウム混合脱硝建屋において事象発			
裕をもって実施する。回	生後から6時間40分後にそれぞれ実施する。			
また, 可搬型空気圧縮機による圧縮空気の	可搬型空気圧縮機による圧縮空気の供給は,			
供給は,準備が整い次第実施するものとし,	準備が整い次第実施するものとし、機器圧縮空			
機器圧縮空気自動供給ユニットによる圧縮空	気自動供給ユニットからの圧縮空気の供給が実			
気の供給が実施できなくなる2時間前までに	施できなくなる2時間前までに開始する。精製			
開始する。精製建屋においては、可搬型空気	建屋においては、可搬型空気圧縮機による圧縮			
圧縮機による圧縮空気の供給を、安全圧縮空	空気の供給を、安全圧縮空気系の機能喪失から			
気系の機能喪失から7時間15分で開始する。	7時間15分で開始する。その他の建屋において			
その他の建屋においても、機器圧縮空気自動	も、機器圧縮空気自動供給ユニットからの圧縮			

### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (29/64)

事業変更許可申請書 (本文八号)	事業変更許可申請書(添付書類八)	事業変更許可申請書 (本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
供給ユニットからの圧縮空気の供給が継続し	空気の供給が実施できなくなる2時間前までに			
ている期間中に可搬型空気圧縮機からの圧縮	開始する。�			回, 令有効性評価
空気の供給を開始する。回	【7.3.2.2 水素爆発の拡大防止対策の有効性評			における運用に係
	<b>価】</b>			る事項を設定した
	(7) 操作の条件			ものであるため。
発生防止対策とは異なる系統による拡大防	圧縮空気手動供給ユニットからの圧縮空気の			
止対策の圧縮空気の供給において, 圧縮空気	供給は、可搬型空気圧縮機からの空気の供給開			
手動供給ユニットによる水素掃気は,準備が	始前に未然防止濃度に至る可能性のある貯槽等			
整い次第実施するものし, 貯槽等内の水素濃	においては、安全圧縮空気系の掃気機能が喪失			
度が未然防止濃度に至る時間が最も短くなる	した場合、速やかに圧縮空気手動供給ユニット			
精製建屋のプルトニウム濃縮液一時貯槽の1	の接続操作を行い、可搬型空気圧縮機からの圧			
時間25分に対して、安全圧縮空気系の機能喪	縮空気の供給開始までの間,貯槽等内の水素濃			
失から50分後に開始する。その他の建屋にお	度を未然防止濃度未満に維持する。			
いても, 圧縮空気手動供給ユニットへの切替	圧縮空気手動供給ユニットからの圧縮空			
操作を、貯槽等内の水素濃度が未然防止濃度	気の供給は、許容空白時間が1時間25分と最も			
に至る前に実施する。回	短い精製建屋のプルトニウム濃縮液一時貯槽に			
	対し準備が整い次第実施し、50分で完了する。			
	<b></b>			
また、拡大防止対策における可搬型空気圧	また、可搬型空気圧縮機による圧縮空気の供			
縮機による圧縮空気の供給は、準備が整い次	給は、準備が整い次第実施するものとし、圧縮			
第実施するものとし、圧縮空気手動供給ユニ	空気手動供給ユニットからの圧縮空気の供給が			
ットによる圧縮空気の供給が実施できなくな	継続している時間の2時間前までに開始する。			
る時間の2時間前までに開始する。精製建屋	精製建屋においては、可搬型空気圧縮機による			
においては、可搬型空気圧縮機による圧縮空	圧縮空気の供給を、安全圧縮空気系の機能喪失			
気の供給を、安全圧縮空気系の機能喪失から	から、9時間45分で開始する。  ***********************************			
9時間45分で開始する。その他の建屋においては、下窓内屋で料件がよった。	許容空白時間が最も短い貯槽等を設置する精制は日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日			
ても、圧縮空気手動供給ユニットからの圧縮	製建屋を例として、水素爆発の再発を防止する			
空気の供給が実施できなくなる時間の2時間	ための空気の供給の準備作業及び実施時に想定			
前までに可搬型空気圧縮機からの圧縮空気の	される作業環境を考慮した圧縮空気の供給に必要な作業と表現に			
供給を開始する。回	要な作業と所要時間を,第 7.3-15 図に示す。			
水素掃気に伴い気相中に移行する放射性物	↑ 水素掃気に伴い気相中に移行する放射性物質			
が 系術気に伴い気相中に移行するが 別性物質を 導出先セルに 導出するためのセル 導出設	が 条			
備の隔離弁の閉止操作は、精製建屋の場合、	隔離弁の閉止操作は、各建屋の操作完了時間を			
安全圧縮空気系の水素掃気機能喪失から2時	包絡可能な時間として、安全圧縮空気系の機能			
	喪失から3時間20分後に完了する。また、セル			
置作業を2時間50分後に完了する。その他の	導出設備のダンパ閉止及び計器の設置は、各建			
建屋においても、セル導出設備の隔離弁の閉	屋の操作完了時間を包絡可能な時間として、安			
止操作を3時間20分までに実施し、ダンパ閉	全圧縮空気系の機能喪失から6時間10分後に完			
止及び計器の設置作業を6時間10分までに完	了する。�			
了する。回	, , , ,			
精製建屋における代替セル排気系による対	水素爆発に伴い気相中に移行する放射性物質			
応のために実施する可搬型ダクトを用いた可	を導出先セルに導出するために実施する可搬型			
搬型フィルタ及び可搬型排風機の接続並びに	ダクトを用いた可搬型フィルタ及び可搬型排風			
可搬型排風機及び可搬型発電機の接続は、安	機の接続並びに可搬型排風機及び可搬型発電機			
全圧縮空気系の水素掃気機能の喪失から、5	の接続は、圧縮空気手動供給ユニットからの圧			
土圧相至メポツ小糸押风機能の畏大かり、5	V1女旅は, 圧陥至双十期供和ユーツトからり上			

### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (30/64)

事業変更許可申請書(本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書(本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
において,可搬型空気圧縮機による水素掃気 を開始する時間である7時間15分に対して,	縮空気の供給が継続している期間中に準備が整い次第実施し、許容空白時間が最も短い貯槽等を設置する精製建屋において、安全圧縮空気系の機能喪失から、5時間 40 分で作業を完了する。 また、代替セル排気系による排気は、準備が整い次第実施するとし、可搬型空気圧縮機による水素掃気を開始する前に実施する。精製建屋において、可搬型空気圧縮機による水素掃気を開始する時間である7時間 15 分に対して、安全圧縮空気系の機能喪失から6時間 40 分以内に実施する。			回, 令有効性評価における運用に係る事項を設定したものであるため。
7) 放出量評価に関連する事故,機器及び	精製建屋を例として、これらの対策の準備及び実施時に想定される作業環境を考慮した必要な作業と所要時間を、第 7.3-15 図に示す。また、各建屋の許容空白時間を第 7.3-9表、第 7.3-13表、第 7.3-17表、第 7.3-21表及び第 7.3-25表に示す。 ④  【7.3.2.2 水素爆発の拡大防止対策の有効性評価】 (8) 放出量評価に関連する事故、機器及び操			
操作の条件の具体的展開 高レベル廃液等の放射性物質の組成、濃度、崩壊熱密度と貯槽等の液量は機器の条件 と同様である。⑤				国、令:有効性評価の方針を説明したものであるため。
	発の再発を防止するための空気の供給が成功した場合の主排気筒を介して大気中へ放出される放射性物質の量の評価並びに水素爆発の発生を仮定する場合の主排気筒を介して大気中へ放出される放射性物質の量の評価に分けられる。 ◆ 有効性評価における,主排気筒を介して大気中へ放出される放射性物質の量は,重大事故等が発生する貯槽等に内包する放射性物質の量に			

### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (31/64)

事業変更許可申請書(本文八号)	事業変更許可申請書(添付書類八)	事業変更許可申請書 (本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
	対して、水素掃気用の空気に同伴して気相に移行する割合、水素爆発に伴い気相に移行する割合及び大気中への放出経路における除染係数の逆数を乗じて算出する。�			国, 令: 有効性評 価の方針を説明し たものであるた
	【7.3.2.2(8) 放出量評価に関連する事故,機器及び操作の条件の具体的な展開】 a. 空気貯槽等から供給する圧縮空気に同伴する放射性物質の放出量評価 (a) 貯槽等に内包する放射性物質量			め。
	第7.3-1表に示す貯槽等に内包する高レベル廃液等の放射性物質の濃度は、1日当たり処理する使用済燃料の平均燃焼度45,000MWd/t・UPr,照射前燃料濃縮度4.5wt%,比出力38MW/t・UPr,冷却期間15年を基に算出した平常運転時の最大値とする。また、貯			
	博品した平角連転時の最大値とする。また、財 博等に内包する放射性物質の量は、上記におい て算出した放射性物質の濃度に、第7.3-1表 の貯槽等に内包する高レベル廃液等の体積を乗 じて算出する。令 (b) 空気の供給により影響を受ける割合			
圧縮空気の供給に伴い気相中に移行する放	圧縮空気の供給により影響を受ける割合は, 貯槽等に内包する高レベル廃液等全てと想定 し,1とする。 � (c) 放射性物質が気相中に移行する割合			
射性物質の移行割合は、貯槽等ごとに設定する。⑤	素爆発を未然に防止するための空気の供給又は 水素爆発の再発を防止するための空気の供給が 成功した際に圧縮空気の供給に伴い気相中に移 行する場合の放射性物質の割合は、貯槽等ごと			
放出経路における放射性物質の除染係数に ついては, 【国】放出経路構造物への沈着に		A. ト. (1)(i)(b)(イ) 代替換気設備 また,セル導出設備は,溶液の沸騰により	5.1.6 代替換気設備 セル導出設備は,溶液の沸騰により「冷却機	
よる放射性エアロゾルの除染係数を10とし、 導出先のセル及び部屋における放射性物質の 希釈効果を除染係数として考慮する。また、 屋外に放射性物質が到達するまでに経由する		「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生 を仮定する機器の気相中に移行する放射性 物質、水素掃気空気に同伴する放射性物質 及び水素爆発により「放射線分解により発 生する水素による爆発」の発生を仮定する	能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質、水素掃気空気に同伴する放射性物質及び水素爆発により「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行	を考慮し,有効性評価の条件として
セル及び部屋の壁による除染を考慮し、壁1枚につき除染係数を10とする。 回	経路以外の経路から放出する。【令】塔槽類廃ガス処理設備の放出経路構造物への沈着による放射性エアロゾルの除染係数は、10 とし、セル及び部屋における希釈による放射性物質の低減効果を除染係数として考慮する。また、屋外に放射性物質が到達するまでに経由するセル及び部屋の壁による除染を考慮し、壁1枚につき除	性等る水素による爆発」の発生を仮走する機器の気相中に移行する放射性物質を、凝縮器下流側に設置したセル導出ユニットフィルタにより除去できる設計とする。	爆発」の発生を仮足する機器の気相中に移行する放射性物質を、凝縮器下流側に設置したセル導出ユニットフィルタにより除去できる設計とする。	**

### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (32/64)

事業変更許可申請書(本文八号)	事業変更許可申請書(添付書類八)	事業変更許可申請書(本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
	染係数を10とする。  放出経路を塔槽類廃ガス処理設備からセルへ導は、塔槽類廃ガス処理設備の除染係物へ低減効果に加え、塔槽類廃ガス処理設備のよる希釈による・セルッコによるによる・ででででででででででででででででででででででででででででででででで		別添 II ホ. 1. 1. 6 可搬(3)フィルタ (仕様表)	い理由 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
水素爆発を仮定した場合の気相中に移行する放射性物質の割合については0.01%とする。 ⑤      放出経路における放射性物質の除染係数については、高性能粒子フィルタ2段による除染係数を10 <sup>5</sup> 、放出経路構造物への沈着による除染係数を10とする。 ⑤	濃度に至るまでの時間が1年以内の貯槽等で1回の水素爆発が起こると仮定する。水素爆発に伴い気相中に移行する放射性物質の割合は0.01%とする。◆(d) 大気中への放出経路における除染係数水素爆発の発生を仮定した場合においてセル導出設備の隔離弁の健全性が維持されることか			

### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (33/64)

事業変更許可申請書(本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書(本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
	の除染係数を有し、2段で構成する。また、貯槽等の水素濃度が未然防止濃度の場合に水素爆発が起こったとしても、可搬型フィルタの差圧上昇値は 0.17~4.2 k P a であり、フィルタの健全性が確認されている圧力 (9.3 k P a) を下回ることから可搬型フィルタの高性能粒子フィルタは有意な影響を受けない。以上より可搬型フィルタの放射性エアロゾルの除染係数は 10 <sup>5</sup> とする。  ◇			国, 令: 有効性評価の方針を説明したものであるため。
放射性物質の放出量をセシウムー137換算するために用いる換算係数については、IAEA-TECDOC-1162に示される換算係数を用いて、セシウムー137と着目する核種の比から算出する。ただし、プルトニウム等の一部の核種については、それに加えて化学形態による影響の違いを補正する係数を乗じる。	【7.3.2.2(8) 放出量評価に関連する事故、機器及び操作の条件の具体的な展開】また、算出した大気中へ放出される放射性物質の量にセシウムー137 への換算係数を乗じて、大気中へ放出される放射性物質の量(セシウムー137 換算)を算出する。セシウムー137 への換算係数は、IAEA-TECDOCー1162(6)に示される、地表沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばく及び再浮遊した放射性物質の吸入摂取による内部被ばくに係る実効線量への換算係数(7)を用いて、セシウムー137と着目核種との比から算出する。ただし、プルトニウム等の一部の核種は、化学形態による影響の違いを補正する係数(6)(7)を乗じて算出する。			
8) 判断基準 発生防止対策については、水素爆発の発生 を未然に防止できること。具体的には、圧縮 空気の供給により気相部の水素濃度が未然防 止濃度に至らず、低下傾向を示し、可燃限界 濃度未満に維持できること。 ⑤	の供給により気相部の水素濃度が未然防止濃度			
拡大防止対策については、水素爆発が発生 した場合において、水素爆発が続けて生じる おそれがない状態を維持できること。具体的	給水素爆発が発生した場合において水素爆発が続けて生じるおそれがない状態を維持できること。具体的には、第7.3-1表に示す貯槽等			

### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (34/64)

事業変更許可申請書 (本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書(本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
には、圧縮空気の供給により気相部の水素濃度が未然防止濃度に至らず、低下傾向を示	が,安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失して から,未然防止濃度に至るまでに,水素爆発の			⑤, 令:有効性評
し、可燃限界濃度未満に維持できること。国	再発を防止するための空気を供給できること。			価の方針を説明し たものであるた
	b. 貯槽等内の水素濃度の推移 水素爆発が発生した場合において水素爆発が			め。
	続けて生じるおそれがない状態を維持できるこ			
	と。具体的には、第 7.3-1表に示す貯槽等に 圧縮空気を供給することにより気相部の水素濃			
	度が未然防止濃度に至らず,低下傾向を示し, 可燃限界濃度未満に維持できること。 �			
	c. セルへの導出経路の構築及び代替セル排気			
	系による対応に関する評価 水素爆発が発生した設備に接続する換気系統			
	の流路を遮断するために必要な設備及び換気系 統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に			
	設置された配管の外部へ放射性物質を排出し, 放射性物質の放出による影響を緩和できるこ			
	と。具体的には、水素爆発の発生を仮定した場			
水素爆発の発生を仮定した場合の大気中へ 放出される放射性物質の量と、水素爆発の再	合の大気中へ放出される放射性物質の量と、水 素爆発の再発を防止するための空気の供給によ			
発を防止するための空気の供給により大気中 へ放出される放射性物質の量の合計値がセシ	り大気中へ放出される放射性物質の量の合計値 がセシウム-137 換算で 100TBqを十分下回る			
ウム-137換算で100 TBqを十分下回るものであって、かつ、実行可能な限り低いこと。	ものであって、かつ、実行可能な限り低いこ			
5	と。�   【7.3.1.2 水素爆発の発生防止対策の有効性評			
(ホ) 有効性評価の結果	価】 7.3.1.2.2 有効性評価の結果			
1) 発生防止対策 安全圧縮空気系の水素掃気機能の喪失によ	(1) 有効性評価の結果 安全圧縮空気系の水素掃気機能の喪失によ			   □, �:有効性評
り、貯槽等内の水素濃度が上昇し始める。可	り、貯槽等内の水素濃度が上昇し始める。可搬型空気圧縮機からの空気の供給開始前に未然防			価の結果を説明したものであるた
搬型空気圧縮機からの空気の供給開始前に未 然防止濃度に至る可能性のある貯槽等におい	止濃度に至る可能性のある貯槽等においては,			め。
ては,圧縮空気自動供給系及び機器圧縮空気 自動供給ユニットからの圧縮空気の自動供給	圧縮空気自動供給系及び機器圧縮空気自動供給 ユニットからの圧縮空気の自動供給による水素			
による水素掃気が実施される。また, 貯槽等 に対し, 水素掃気配管, 機器圧縮空気供給配	掃気を実施する。また, 貯槽等に対し, 水素掃 気配管, 機器圧縮空気供給配管 (除染用配管			
管(除染用配管等)を用いた,可搬型空気圧	等)を用いた,可搬型空気圧縮機からの圧縮空			
縮機からの圧縮空気の供給による水素掃気を 実施する。 🗆	気の供給による水素掃気を実施する。			
	自動供給系及び機器圧縮空気自動供給ユニットからの圧縮空気の自動供給又は拡大防止対策と			
	して実施する圧縮空気手動供給ユニットからの 圧縮空気の供給により, 塔槽類廃ガス処理設備			
	の圧力が上昇し、排気経路以外の場所から放射			
	性物質を含む気体が漏えいするおそれがある			

### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (35/64)

事業変更許可申請書(本文八号)	事業変更許可申請書(添付書類八)	事業変更許可申請書(本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
	が,この時間は,最も長い分離建屋及びウラ			
	ン・プルトニウム混合脱硝建屋で約3時間であ			□, ۞:有効性評
	り、建屋内の移行経路を踏まえれば、大気中へ			価の結果を説明し
	放出される放射性物質の量はわずかである。			たものであるた
	水素濃度が最も高くなる前処理建屋の場合			め。
	水素掃気配管,機器圧縮空気供給配管(除染用			
	配管等)を用いた可搬型空気圧縮機からの圧縮			
	空気の供給は、安全圧縮空気系の水素掃気機能			
	喪失から 67 人にて 36 時間 35 分で作業を完了するため,安全圧縮空気系の水素掃気機能喪失か			
	ら貯槽等内の水素濃度が未然防止濃度に至るま			
	での時間である 76 時間以内に実施可能である。			
	この時間である 70 時間以内に美地可能である。			
水素濃度が最も高くなる前処理建屋の計量	水素濃度が最も高くなる前処理建屋の計量前			
前中間貯槽の場合、貯槽等内の水素濃度がド				
	換算約 4.4 v o 1 %まで上昇するが、未然防止			
	濃度に至ることはなく、その後、低下傾向を示			
	すことから水素爆発の発生を防止することがで			
ことができる。回	きる。			
	低下傾向を示した貯槽内の水素濃度は、可燃限			
	界濃度未満に移行し、その状態が維持される。			
	これ以外の貯槽等においても、貯槽等内の水素			
	濃度は未然防止濃度に至ることはなく, その後			
ることはなく, その後は, 低下傾向を示し,	は,低下傾向を示し,可燃限界濃度未満に移行			
可燃限界濃度未満に移行し、その状態を維持	し, その状態が維持される。			
する。ロ	以上の有効性評価結果を第7.3-9表~第7.3-			
	28 表に、対策実施後の水素濃度の推移を第 7.3			
	-10 図~第7.3-14 図に示す。 ↔			
	【7.3.2.2 水素爆発の拡大防止対策の有効性評			
	<b>一</b>			
	7.3.2.2.2 有効性評価の結果			
	(1) 有効性評価の結果			
	a. 水素爆発の再発を防止するための空気の			
2) 拡大防止対策	供給			
発生防止対策が機能しなかった場合、貯槽				
等内の水素濃度が上昇する。可搬型空気圧縮				
機からの空気の供給開始前に未然防止濃度に 至る可能性のある貯槽等においては、圧縮空				
至る可能性のある				
よる水素掃気を実施する。また、貯槽等に対				
し、機器圧縮空気供給配管(かくはん用配				
管、計測制御用配管等)を用いた、可搬型空				
気圧縮機からの圧縮空気の供給による水素掃				
気を実施する。回	備の完了が可能である。			
7. C 7. MC 7 W 0	水素爆発に伴い気相中に移行する放射性物質			
	を導出先セルに導出するための可搬型ダクトに			

#### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (36/64)

事業変更許可申請書(本文八号)	事業変更許可申請書(添付書類八)	事業変更許可申請書 (本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
度がドライ換算約5.8 v o 1 %まで上昇するが、未然防止濃度に至ることはなく、その後、低下傾向を示すことから水素爆発の発生を防止することができる。 回また、低下傾向を示した貯槽等内の水素濃	よる可搬型フィルタ及び可搬型排風機の接続並びに可搬型排風機及び可搬型発電機の接続は, 圧縮空気手動供給ユニットからの圧縮空気の供給が継続している期間中に実施し,許容空白時間が最も短い貯槽等を設置する精製建屋において,安全圧縮空気系の機能喪失から,65人にで5時間40分で放出経路の構築の完了が可能である。 b. 貯槽等内の水素濃度の推移			□, ②: 有効性評価の結果を説明したものであるため。
	c. セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に関する評価 セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応の実施は、許容空白時間が最も短い精製建屋においても、安全圧縮空気系の水素掃気機能の喪失から 65 人にて 5 時間 40 分で実施できるため、安全圧縮空気系の水素掃気機能の喪失から 65 人にて 5 時間 40 分で実施できるため、安全圧縮空気系の水素機能の変気系の供給が継続による手動供給工ニット及び圧縮空気に対していると、公正縮空気自動供給系、手動供給エニット及び圧縮空気手動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニット及び圧縮空気手動供給コニット及び圧縮空気手動供給スクでに対応に関する対応に関するといいます。公正は対応に関するといいは対応に関するといいます。公正は対応に関するといいは対応に対応に対応に対応に対応に対応に対応に対応に対応に対応に対応に対応に対応に対			

#### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (37/64)

事業変更許可申請書(本文八号)	事業変更許可申請書(添付書類八)	事業変更許可申請書 (本文四号)	設工認申請書(本文)	設工認に該当しな い理由
発を評価上見込んだ場合,大気中へ放出される放射性物質の量(セシウムー137換算)は,前処理建屋において,約8×10 <sup>-5</sup> TBq,分離建屋において,約2×10 <sup>-4</sup> TBq, 持建屋において,約3×10 <sup>-4</sup> TBq, ウラン・パーウム混合脱硝建屋において,約7×10 <sup>-5</sup> TBq及び高レベル廃液ガラス固化建たにおいて,約2×10 <sup>-3</sup> TBqであり,100 TBqを十分下回るものであって,かつ,実においても約2×10 <sup>-3</sup> TBqであり,100 TBqを十分下回るものであって,かつ,実施として終これがある。回 を評価上見込んだ場合,大気中へ放射 の理設備がままり、10 <sup>-5</sup> TBq, 特別 を記述して表現のであり。100 TBqを十分下回るものであって,かった。 国なはおれて、2×10 <sup>-3</sup> TBqであり,100 TBqを十分下回るものであって,かった。 日本な限り低い。 国なおり、経続により、なおに対策として実施するに対策を自動供給又ははかりに対策としてというである。 はおったの圧縮空気の供給により、特別のより、対策のにより、対策のに対策を含む気体が漏えいするおといる。。 の正対のというには対策のより、対域のに対域がある。 の正対のというには対策を含む気体が漏えいするおというある。	出される放射性物質の量と、水素爆発の再発を防止するための空気の供給により大気中へ放出される放射性物質の量の合計値(セシウムー137換算)は、前処理建屋において約8×10 <sup>-5</sup> TBq, 前処理建屋において約8×10 <sup>-4</sup> TBq, 精製建屋において約3×10 <sup>-4</sup> TBq, ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋において約7×10 <sup>-5</sup> TBq, 高レベル廃液ガラス固化建屋において約2×10 <sup>-3</sup> TBq となり、これらを合わせても約2×10 <sup>-3</sup> TBqである。  なお、分離建屋、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝はより、導出先セルの圧力が上昇し、排気系により、場所からもしているという。以外の場所があるものり、大気中での放出に至る建屋内の移行経路を踏まえればその影響はわずかであるが、上記の放出			回、食:有効性評価の結果である。
上記の放出量は、この寄与分も含めた結果である。□	以上より、セルへの導出経路の構築及び代替 セル排気系による対応は、水素爆発に伴い気相 中へ移行する放射性物質に対して各々十分な除 染係数を確保している。また、放射性物質のセ ルへの導出に係る準備作業、可搬型フィルタ、 可搬型排風機及び可搬型ダクトのセル排気系へ			

#### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (38/64)

事業変更許可申請書 (本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書(本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
	の接続並びに、主排気筒を介して、大気中へ放射性物質を管理放出するための準備作業は、未然防止濃度に至る前に実行可能な限り早期に完了させ、これらを稼動させることで、主排気筒を介して、大気中へ放出される放射性物質の量(セシウムー137 換算)は、100 T B q を十分下回るものであって、かつ、実行可能な限り低い。  以上の有効性評価結果を第7.3-9表~第7.3			<ul><li>○ (1) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2</li></ul>
	-28 表に、対策実施後の水素濃度の推移を第 7.3-10図~第7.3-14図及び第7.3-16図~第 7.3-20図に示す。また、対策実施時の放出の 傾向を第7.3-21図~第7.3-25図に示す。↓ 各建屋の主排気筒を介して、大気中へ放出される放射性物質の量及び大気中へ放出される放射性物質の量及び大気中へ放出される放射性物質の量(セシウム-137換算)の詳細を第7.3-11表、第7.3-15表、第7.3-19表、			
<ul><li>3) 不確かさの影響評価</li><li>i) 事象,事故の条件及び機器の条件の不</li></ul>	第7.3-23 表, 第7.3-27 表に示す。また, 放射性物質が大気中に放出されるまでの過程を第7.3-26 図~第7.3-30 図に示す。 ①【7.3.1.2 水素爆発の発生防止対策の有効性評価】 (2) 不確かさの影響評価			
確かさの影響 重大事故の発生を仮定する際の条件における内的事象で発生する動的機器の故障による 水素掃気機能喪失の場合,対処が必要な設	さの影響 (a) 想定事象の違い 内的事象の「動的機器の多重故障」を要因として安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した			図、②:有効性評価 における不確かさ の影響を説明した ものであるため。
ープ,合計49貯槽等の全てで同時に発生する場合の対策の成立性を確認していることから,評価結果は変わらない。 D 内的事象で発生する「長時間の全交流動力	した場合の対策の成立性を確認していることから、有効性評価の結果は変わらない。  外的事象の「火山の影響」及び内的事象の「長			
電源の喪失」及び外的事象の「火山の影響」による水素掃気機能喪失の場合,初動対応での状況確認やアクセスルート確保等の作業において,外的事象の「地震」と比較して早い段階で重大事故等対策に着手できるため,対処の時間余裕が大きくなることから,実施組	全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合, 現場状況確認のための初動対応及びアクセスル ート確保のための作業において,外的事象の 「地震」を要因とした場合と比較して,早い段			
織要員の操作の時間余裕に与える影響はなく、判断基準を満足することに変わりはない。 □	施組織要員の操作の時間余裕に与える影響はな			

#### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (39/64)

事業変更許可申請書 (本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書 (本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
高レベル廃液等の組成、濃度及び崩壊熱密度は、想定される最大値を設定する等、厳しい結果を与えるよう対処に用いることができる時間が短くなる条件で評価をしており、安全余裕を排除したことによる現実的な条件とした場合には、対処に用いることができる時間は増加することから、実施組織要員の操作の時間余裕に与える影響はなく、判断基準を満足することに変わりはない。 図	した圧縮空気の供給に必要な作業と所要時間を、精製建屋を例として第7.3-7図に示す。 ② (b) 実際の水素発生量、空間容量  貯槽等内の気相部の水素濃度を算出するに当 たって、貯槽等の水素発生量及び空間容量が必要となる。貯槽等の水素発生量については平常 運転時の最大の崩壊熱密度、平常運転時の最大 の公称容量及び水素発生量が多くなる溶液性状 を基に算出し、空間容量については貯槽等がのとして設定している。 ② これらのうち、高レベル廃液等の崩壊熱密度の最大値が有する安全余裕は、高レベル廃液等の崩壊熱密度の申央値に対して1.0倍~約1.2倍となる。 ② 貯槽等に内包する高レベル廃液等の液量に着 目すると、実際の運転時には、全ての貯槽等が 公称容量の高レベル廃液等を内包しているわけではなく、公称容量よりも少ない液量を内包している状態が想定されるが、この場合、高レベル廃液等の崩壊熱は小さくなり、水素濃度が低下することになる。 ②			図、②:有効性評価における不確かさの影響を説明したものであるため。
計した全硝酸イオン濃度は水素発生G値を設定するに当たって使用した遊離硝酸イオン濃度以上であることから、水素発生速度は設定した水素発生速度を超過することはない。他の貯槽等においても、全硝酸イオン濃度は水素発生G値を設定する際に用いた遊離硝酸イオン濃度以上とすることから、水素発生量は設定した水素発生量を超過することはない。 はた、水素発生G値は、高レベル廃液等のかくはん状態にも影響を受け、増加する不確	水素発生G値は、硝酸溶液については硝酸濃度の変動に伴う不確かさがある。放射線分解により硝酸濃度が減少する可能性はあるが、平常運転時においては設計値を維持するように運用することから、大幅な減少したとしても、遊離では、水下に、プルトニウム濃縮液一時時槽において硝酸濃度が 10%減少したとしても、遊離イオン濃度は、水素発生G値を設定するにとから、水素発生速度はない。他の貯槽等において大力と濃度は水素発生速度を超過することが悪度は水素発生速度を超過することが悪強に、企業生速度を超過することが表別上とすることが高いた。企業を受け、増加する不確かさを有する。			
かさを有する。重大事故等対策においては, 高レベル廃液等のかくはん状態による水素発 生量の不確かさを考慮しても貯槽等内の水素 濃度を低く維持できるよう,十分な圧縮空気	重大事故等対策においては、溶液のかくはん状態による水素発生量の不確かさを考慮しても貯槽等内の気相部の水素濃度を低く維持できるよう、十分な圧縮空気流量を供給する。また、水			

#### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (40/64)

事業変更許可申請書(本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書 (本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
流量を供給するが、水素濃度に変化が生じる可能性のあるタイミングで水素濃度を測定し、水素濃度を適時把握しつつ対処する。これらを考慮した場合でも判断基準を満足する	素濃度に変化が生じる可能性のあるタイミングで水素濃度を測定し、水素濃度を適時把握しつつ対処することから、これらを考慮した場合でも判断基準を満足することに変わりはない。 ��			図, ②: 有効性評価 における不確かさ の影響を説明した
度, 硝酸濃度及びかくはん状態は水素発生速	高レベル廃液等の組成,濃度,崩壊熱密度,硝酸濃度及びかくはん状態は水素発生速度に影響を与えるが,貯槽等内の水素濃度の上昇速度が			ものであるため。
したことによる現実的な条件とした場合に	速くなる厳しい結果を与える条件でそれぞれ評価をしており,安全余裕を排除したことによる 現実的な条件とした場合には,貯槽等内の水素			
	濃度の上昇速度は評価と比較して遅くなる。このため、対処に用いることができる時間は増加することから、実施組織要員の操作の時間余裕に与える影響はなく、判断基準を満足すること			
は く、 判断基準を満足することに変わりはない。 □	に			
	価】 (2) 不確かさの影響評価 a. 事象, 事故の条件及び機器の条件の不確か			
	さの影響 (a) 想定事象の違い 「7.3.1.2 水素爆発の発生防止対策の有効性 評価」に記載したとおりである。			
	(b) 実際の水素発生量及び空間容量の影響 「7.3.1.2 水素爆発の発生防止対策の有効性 評価」に記載したとおりである。			
事態の収束までに大気中へ放出される放射	(c) セルへの導出経路の構築及び代替セル排 気系による対応に関する評価に用いるパラメー タの不確かさ 放射性物質の放出量評価に用いるパラメータ			
性物質の量(セシウムー137換算)については、放射性物質の気相中への移行割合や放出経路によって放射性物質の除染係数に不確か	は不確かさを有するため、大気中へ放出される 放射性物質の量に影響を与えるが、その場合で も、大気中へ放出される放射性物質の量がセシ			
さがある。放射性物質の気相中への移行割合については、参考とした実験値に幅があり評価に用いた値よりも移行割合が1桁大きい実	ウムー137 換算で 100 T B q を十分下回り、判断 基準を満足することに変わりはない。			
験結果があることから、放出量が1桁増加する可能性がある。図 一方、評価に用いた高レベル廃液等の核組成等や経路上の除染係数を評価は厳しくなる	示す。			
よう設定しており放出量が1桁以上小さくなることが想定される。このように不確かさを	(i) 貯槽等に内包する放射性物質量 再処理する使用済燃料の燃焼条件の変動幅を 考慮すると,放射性物質の量の最大値は,1桁			
断基準を満足することに変わりはない。□	程度の下振れを有する。また、再処理する使用			

#### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (41/64)

事業変更許可申請書 (本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書 (本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
	済燃料の冷却期間によっなが異ならる可能性がある。 ② (ii) 事故の影響を受ける割合 事故の影響を受ける割合 事故の影響を受ける別とは帰気の及びれんのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、ないのでは、では、ないのでは、ないないのでは、ないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	事業変更計可申請書 (本文四号)	改上認申請書(本文)	
	とが報告されている。また,放射性物質の導出 先セルへの導出後においては,導出先セルに閉 じ込めることによる放射性エアロゾルの重力沈			

#### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (42/64)

事業変更許可申請書(本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書 (本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
	ダクトの曲がり部における慣性沈着及び圧力損			
	失に伴う放射性物質を大気中へ押し出すエネル			②:有効性評価は
	ギの減衰により放射性物質を除去する。☆			おける不確かさの
	塔槽類廃ガス処理設備の構造的な特徴による			影響を説明した。
	除去並びに導出先セル及び導出先セルから主排			のであるため。
	気筒までのダクトの構造的な特徴による除去に			17 (0) 07000
	より、除染係数の設定値は1桁程度の上振れを			
	する。また、条件によってはさらに1桁程度の			
	上振れを見込める可能性がある。  ②			
	空気貯槽等からの圧縮空気に放射性物質が同			
	伴する場合においては、セルから部屋を介して			
	平常運転時の排気経路以外の経路から放出する			
	ことも想定されるが、本経路から放射性物質が			
	放出する場合は、セルの体積による希釈を考慮			
	できる。導出先セルから屋外への経路上では、			
	建屋内における他の空間での希釈効果及び障害			
	物への沈着効果が見込めることから、さらなる			
	下振れを有することになるが、定量的な振れ幅			
	を示すことは困難である。②			
	ii. 水素爆発の発生を仮定した場合			
	(i) 貯槽等に内包する放射性物質量			
	貯槽等に内包する放射性物質の量は、再処理			
	する使用済燃料の燃焼条件の変動幅を考慮する			
	と、放射性物質量の最大値は、1桁程度の下振			
	れを有する。また、再処理する使用済燃料の冷			
	却期間によっては、減衰による放射性物質量の			
	さらなる低減効果を見込める可能性がある。 ②			
	(ii) 事故の影響を受ける割合			
	事故の影響を受ける割合は水素爆発時の貯槽			
	等内の液位に依存するパラメータであり、水素			
	爆発の影響を受けるのは液面付近の高レベル廃			
	液等に限られることから、1桁程度の下振れを			
	する。さらに、液位が高い場合には1桁程度の			
	下振れを見込める可能性がある。②			
	(iii) 水素爆発に伴い気相中に移行する放射性			
	物質の割合			
	水素爆発時に放射性物質が気相に移行する割			
	合は実験値に基づき、より厳しい結果を与える			
	ように1×10 <sup>-4</sup> と設定する。 �			
	実験値によれば、貯槽等の形状の影響を受け			
	ない放射性物質が気相に移行する割合の幅は1			
	$\times 10^{-5} \sim 6.0 \times 10^{-4}$ 程度と考えられ、設定した			
	放射性物質が気相に移行する割合との比較によ			
	り、1桁程度の下振れと1桁程度の上振れをす			
	る。 �			
	ただし、NUREG/CR $-6410^{(10)}$ に			

#### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (43/64)

事業変更許可申請書 (本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書(本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
	おける実験では、圧力開放条件を模擬している ものの水素爆発を模擬しているものではなく、 放射性物質が気相に移行する割合の上限とした 6.0×10 <sup>-4</sup> が取得された実験は、3.5MPa [gage]の圧力を穏やかに印加した後に破裂板を 用いて急激な対圧したしたの数行家でもス			図、②:有効性評価 における不確かさ の影響を説明した ものであるため。
	用いて急激に減圧したときの移行率である。さらに、水素爆発の条件に近いと思われる条件である、印加圧力を 0.35MP a [gage]としたときの放射性物質が気相に移行する割合は 4.0×10 <sup>-5</sup> であることから、水素爆発時に放射性物質が気相に移行する割合が 6.0×10 <sup>-4</sup> まで増加する			
	可能性は低い。 $\textcircled{0}$ さらに,貯槽等の形状の影響を受ける実験値の最小値は $1 \times 10^{-8}$ であり $1 \times 10^{-5}$ に対し3桁小さいことから,条件によってはさらに3桁程度の下振れを見込める可能性がある。 $\textcircled{0}$			
	(iv) 大気中への放出経路における除染係数 塔槽類廃ガス処理設備の構造的な特徴による 除去として曲がりの数が多いこと, デミスタのような構造物が経路上に存在することから1桁			
	程度,導出先セル及び導出先セルから主排気筒までのダクトの構造的な特徴による除去として曲がりの数が多いことから1桁程度の上振れをする。貯槽等と,貯槽等に接続する塔槽類廃ガス処理設備の構造はそれぞれ異なることから,条件によっては,さらに1桁程度の上振れを見込める可能性がある。  ②			
	【7.3.1.2 水素爆発の発生防止対策の有効性評価】			
ii) 操作の条件の不確かさの影響	b. 操作の条件の不確かさの影響 (a) 実施組織要員の操作 「認知」,「要員配置」,「移動」,「操作 所要時間」,「他の並列操作有無」及び「操作 の確実さ」が実施組織要員の操作の時間余裕に			
	与える影響を考慮し、重大事故等対策の実施に 必要な準備作業は、安全圧縮空気系の水素掃気 機能の喪失をもって着手し、許容空白時間に対 して、時間余裕を確保して完了できるよう計画			
可搬型空気圧縮機による水素掃気は、対象の時間余裕が最も少ない精製建屋において、 まなない濃度に至るまでの時間に対し	時間余裕が最も少ない精製建屋においても、未			
も、未然防止濃度に至るまでの時間に対し、 2時間の時間余裕をもって完了できる。 図 各作業の作業項目は、安全余裕を確保して	時間余裕をもって完了できる。☆			

#### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (44/64)

事業変更許可申請書(本文八号)	事業変更許可申請書(添付書類八)	事業変更許可申請書(本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しない理中
	し、必要な時期までに操作できるよう体制を整えていることから、実施組織要員の操作の時間 会裕に与える影響はなく、判断基準を満足していることに変わりはない。 可搬型空気圧縮機などの可搬型重大事故等対処設備を用いた対処に時間を要した場合や予備の可搬型重大事故等対処設備を用いた対処による2時間の作業遅れを想定した場合においても、水素濃度の観点で最も厳しい前処理建屋の	事業変更許可申請書(本文四号)	設工認申請書(本文)	設工認に該当しな い理由 図、②:有効性評価 における不確かした ものであるため。
	場合であっても,建屋外における重大事故等対 策に係る作業は,降灰予報(「やや多量」以			
	に作業計画を整備しており、重大事故等対策を 維持することが可能である。			

#### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (45/64)

事業変更許可申請書 (本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書(本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
	所要時間」,「他の並列操作有無」及び「操作			
	の確実さ」が実施組織要員の操作の時間余裕に			☑, ②:有効性評価
	与える影響を考慮し, 重大事故等対策の実施に			における不確かさ
	必要な準備作業は、安全圧縮空気系の水素掃気			の影響を説明した
	機能の喪失をもって着手し、許容空白時間に対			ものであるため。
	して、時間余裕を確保して完了できるよう計画			
	することで,これら要因による影響を低減し			
	た。②			
	可搬型空気圧縮機による水素掃気は, 対処の			
	時間余裕が最も少ない精製建屋においても、未			
	然防止濃度に至るまでの時間に対し, 2時間の			
	時間余裕をもって完了できる。			
	各作業の作業項目は, 余裕を確保して計画			
	し、必要な時期までに操作できるよう体制を整			
	えていることから, 実施組織要員の操作の時間			
	余裕に与える影響はなく、判断基準を満足して			
	いることに変わりはない。☆			
同様に, 拡大防止対策による対処の実施が	可搬型空気圧縮機などの可搬型重大事故等対			
延したとしても,水素濃度の観点で最も厳	処設備を用いた対処に時間を要した場合や予備			
い精製建屋のプルトニウム溶液供給槽の気	の可搬型重大事故等対処設備を用いた対処によ			
目部の水素濃度は、水素掃気機能喪失から11	る 2 時間の作業遅れを想定した場合において			
寺間45分後にドライ換算約6.9 v o 1 %であ				
5. 12	ルトニウム溶液供給槽の気相部の水素濃度は,			
	水素掃気機能喪失から 11 時間 45 分後にドライ			
	換算約 6.9 v o 1 %である。			
	水素爆発の再発を防止するための空気の供給,			
セルへの導出経路の構築及び代替セル排気	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系に			
系による対応は、水素掃気機能の喪失をもっ				
て着手し、貯槽等内の水素濃度が未然防止濃				
でに至るまでの時間に対し、圧縮空気自動供	の供給が継続している期間中に準備が整い次第			
	実施する。圧縮空気手動供給ユニットの容量は			
宿空気の供給がない建屋のうち、作業に時間				
と要する前処理建屋において42時間50分,圧	れを想定した場合においても, 貯槽等内の気相			
音空気自動供給系及び機器圧縮空気自動供給	部の水素濃度を未然防止濃度未満に維持する期			
ユニットの圧縮空気の供給がある建屋のう	間中に重大事故等対策を再開でき, 事態を収束			
b, 作業に時間を要するウラン・プルトニウ	できる。			
本混合脱硝建屋において5時間の時間余裕を	(b) 作業環境			
って完了させることが可能であり、十分な	分離建屋、精製建屋及びウラン・プルトニウ			
<b>寺間余裕が確保されていることから判断基準</b>	ム混合脱硝建屋については、圧縮空気手動供給			
と満足していることに変わりはない。 □	ユニットにより貯槽等に圧縮空気を供給する。			
可搬型空気圧縮機等の可搬型重大事故等対	貯槽等を経由後の放射性物質を含む空気が漏え			
型設備を用いた対処に時間を要した場合や予	いすることによる汚染が考えられるが、汚染を			
備の可搬型重大事故等対処設備による対処を	前提とした作業計画としていることから, 作業			
想定しても、時間余裕で確保した時間以内に	環境が実施組織要員の操作の時間余裕に影響を			
设置することで重大事故等対策を再開でき,	与えることはない。			
事態を収束できる。 図				

#### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (46/64)

(1) 五大事体的事業後無限。 本規則の分析	事業変更許可申請書(本文八号)	事業変更許可申請書(添付書類八)	事業変更許可申請書 (本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
(1) 金人事を参り事を選集、事故表示の分析。  (2) 金人事を参り事を選集、事故表示の分析。  (3) 金人事を参り事を選集、事故表示の分析。  (4) 東京教育の事を選集、事故表示の分析。  (5) 東京教育の事を選集、事故表示の分析。  (5) 東京教育の事を選集、事故表示の分析。  (5) 東京教育の事を選集、事故表示の分析。  (5) 東京教育の事の選集とより前の方式の表に特に、水常熱熱には関連しているのが思り変化特に、水常熱熱には関連しているの。  (5) 東京教育の主人では、水常熱素には、中でいるの。  (5) 東京教育の主人では、大学教育とより、また、大学教育とは、東京教育の主人では、中学教育となり、「東京教育、中でいる」を表示を表示しました。  (5) 東京教育、中でいるの。  (6) 東京教育、中でいるの。  (7) 東京教育、東京教育、東京教育、東京教育、東京教育、東京教育、東京教育、東京教育、		【7.3.1.2.3 重大事故等の同時発生又は連鎖】			
が 本電大学校の事を追属、予放規模の分かに より割らかとなった平台運用時からの決論の対比より割らかとなった平方 現代等は、大井の地のの大流のとない。本の表現はよる 身、高レベル産放等の塩度上昇、最高率の上 身である。□  「特別でのよびでは、大東の機能を表現します。 を表現しまである。 を表現しまである。 を表現します。 を表現しまである。 を表現しまであままままままままままままままままままままままままままままままままままま	(へ) 重大事故等の同時発生又は連鎖	7.3.1.2.3 重大事故等の同時発生又は連鎖			□, ②:同時発生
<ul> <li>本企工地域の金条集局、単位関連の今折度</li> <li>支持のよりたの土産資産時からの影響の 変化等は、水煮燃焼による時間等の中力上 から、高少への高度等の温度工具、落業率の上 発である。□</li> <li>基本の上 をである。□</li> <li>基本の上 をである。□</li> <li>基本の上 をである。□</li> <li>基本の上 をである。□</li> <li>基本の上 をである。□</li> <li>基本の上がためる。○</li> <li>基本の上がためる。○</li> <li>基本の上がためる。○</li> <li>基本の上がたりまる。○</li> <li>基本の主にかまる。○</li> <li>基本の主にかまる。○</li> <li>基本の主にからしている。○</li> <li>基本の主にからしている。</li> <li>基本の主にからしている。</li> <li>基本の主にからしている。</li> <li>基本の主にからしている。</li> <li>基本の主にかられている。</li> <li>基本の主にからので加からまる。このため、薬や成本を予定にから、変なななからずではある。</li> <li>本本の主にからいてはない。</li> <li>本のまたが、当時できるかので気の作品によっている。</li> <li>本のにない、当本を経済を対している。</li> <li>本のにない、当本を経済を対している。</li> <li>をおいるというは、でから、また、前着等の記を上がは、でから、また、前着等の記を上がは、でから、また、前着等の記を上がは、でから、また、前着等の記を上がは、でから、また、前着等の記を上がは、でから、また、前着等の記を上がは、でから、また、前着等の記を上がしている。</li> <li>本の表を主ないのによりにないる。</li> <li>本の表を主ないのによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに</li></ul>	1) 重大事故等の事象進展,事故規模の分	(1) 重大事故等の事象進展,事故規模の分析			又は連鎖を考慮す
<ul> <li>取り出りからとなったで常業部からの歌舞の</li> <li>最上海は、水体機能とよる計算の出力上昇、高レベル機能等の出皮上昇、被量からの変更の変化的は、水体機能による情報等の温度上昇、被量かり上昇である。</li> <li>発生が上昇、水体機能は、20世界の水業制度は、は、からから、分性を対しているがあり、仮した。</li> <li>水体機能をは、20世界の実施学の指揮等の水業制度は、水体機能等の温度上升、いてライ株に約・4・v o 1 30であり、仮した。</li> <li>水体に対しているから、分性を対しているがあり、反した。</li> <li>水体に対しているから、20世のよりではなどのではなどのではなどのではなどの実施性の事故が関本したとして計解等があるものではなどのではなどのでは、水体機能を持つする状態であるものではなどのではないとなる。このため、20世界の実施性上見なんが場合のありべん性に関する場合のではは、水体機能を対します。</li> <li>水体機能を対しているから、20世界の変化を対します。</li> <li>水体機能を対しているが関係であるものではなどの変化を対しているが表します。</li> <li>水体機能を対しているから、20世界であるかのではなどの変化を対しているが、20世界であるが、20</li></ul>	析				るに当たって,事
<ul> <li>取り出りからとなったで常業部からの歌舞の</li> <li>最上海は、水体機能とよる計算の出力上昇、高レベル機能等の出皮上昇、被量からの変更の変化的は、水体機能による情報等の温度上昇、被量かり上昇である。</li> <li>発生が上昇、水体機能は、20世界の水業制度は、は、からから、分性を対しているがあり、仮した。</li> <li>水体機能をは、20世界の実施学の指揮等の水業制度は、水体機能等の温度上升、いてライ株に約・4・v o 1 30であり、仮した。</li> <li>水体に対しているから、分性を対しているがあり、反した。</li> <li>水体に対しているから、20世のよりではなどのではなどのではなどのではなどの実施性の事故が関本したとして計解等があるものではなどのではなどのでは、水体機能を持つする状態であるものではなどのではないとなる。このため、20世界の実施性上見なんが場合のありべん性に関する場合のではは、水体機能を対します。</li> <li>水体機能を対しているから、20世界の変化を対します。</li> <li>水体機能を対しているが関係であるものではなどの変化を対しているが表します。</li> <li>水体機能を対しているから、20世界であるかのではなどの変化を対しているが、20世界であるが、20</li></ul>	本重大事故の事象進展、事故規模の分析に	水素掃気機能喪失による水素爆発の事象進			象進展及び事象発
要用等は、本書機長による肝神学の四上上 (1) 高レベル魔族等の出皮上界、寒量率の上 別である。回 現である。回 最上の一般であた。 の上の一般であた。 の上の上のである。 の上の上のである。 の上の上のである。 の上の上の上のである。 の上の上の上のではない。 の上の上の上の上の上の上のではない。 の上の上の上の上の上の上の上の上のではない。 の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上					生時の状態変化を
時代等の正の上昇、高レンル廃放等の過度上 様である。 E					説明したものであ
現代的には、計画等の一時的な世方の上面  現外的には、計画等の一時的な世方の上面  に対してある。このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、					_ · · · · ·
②生師に対策の実施時期の表徴別度  「混、最高のも物質性類似します。」除であり、低に水 液域を発生したしても同性的の円力の変 過度の開催等以口向立てあかく小板報告の重 の水離は平常運転時と大きく変わるものではな た。 の、電性 ・ 大事爆発を未然に対応するという。 ・ 心 ・ 心 ・ 心 ・ 心 ・ 心 ・ 心 ・ 心 ・ 心					
使、整ち点、海域県建国の企業前中間時代においてドライ機等4.49 m l W c を もり、仮に水 素皮が必要生したとしても特性等内の正力の変 施度な所導等に内積する下の人の高度等の出 使 少を動はわずかである。このため、発生即止 対策の実高等の事故事得な及び高レベル場(液等の機能) で	) ( ) ( ) ( ) ( )				
いてドライ林気物 4.4 v 1 %であり、 底に木 志機塩が単正したとしても内部管内の下力の変					
素燃焼が発生したとしても貯蓄学的の温度の変動はおずかである。このため、発生助止対対労の変動はおずかである。このため、発生助止対対労の変動はおずかである。このため、発生助止対対労の変強時必定を受して、必定のではない。					
動皮で貯蓄等内に内立する高レベル療験等の温度の表別によります。表示を、各・代防止 対策の実施等からからある。このため、各・代防止 ・ 一部である。					
度の変動はセナかである。このため、発生助比対策の実験であってはない。					
対策の実施時の事施は平常連転時と大きく変わるものではない。					
の状態は平常運転時と大きく変わるものではない。 ②  a. 温度  水素爆発を未然に防止するための空気の供給 により水素強度は未然防止過度未満であるが、 水素燃煙を評価上見込んだ場合の高レベル廃液 等の温度上昇は1℃未満である。また、貯槽等 の構造の面度上昇は約1℃である。また、貯槽等 の構造の面度上昇は約1℃である。このた め、安全機能を有する機器や材質の強度が有意 に所すするとはなく、財情を実と検討する安全 機能を有する機器が損傷又は機態喪失すること はない。 ②  水素燃煙を評価上見込んだ場合の高レベル廃 液等の具体的な温度上昇は、以下のとおりであ 。 ③  ②  グルトニウム緩縮液(250g P u / l.):約1℃ 対路療験 : 約1℃ 大路療験を発表を表に助止するための空気の供給 に対り水素濃度は未然防止機能大器を表しました。 ③  基本が影性を発酵・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
2. ①  a 温度  水素爆発を未然に防止するための空気の供給 により水素濃度は未然防止流度未満であるが、水素燃液を静価・見込んだ場合の高ンベル廃破 等の個度上昇は「て未満である。よた、貯槽等 の常法物の温度上昇は「で未満である。とか、貯槽等 の常法物の温度上昇は「大湯である。とか、貯槽等に接続する安全 機能を有する機器が成実けること はない。②  水素燃焼を評価上見込んだ場合の高レベル廃 液等の具体的な温度上昇は、以下のとおりであ  る。③  ブルトニウム器液(250g P u / L ):約1℃ ブルトニウム器液(24g P u / L ):約1℃ 溶解液 ・約1℃ 溶解液 ・約1℃ 溶解液 ・約1℃ 施田廃液 ・ 前1℃ 液水水煮液は大水防止流度、流水洗液を水洗、防止するための空気の供給 により水素濃度は未然防止流度、流水洗水洗水、物金の一時 的な温度の上昇は約1℃である。□  東大でも約50k P a であり、高レベル廃液 ・ 未燃焼を評価上月込んだ場合の用力の上昇に 最大でも約50k P a であり、安全機能を有する 機器が損傷支は機能が喪失することはない。②  で、温度					
a. 温度  末線爆充未然に防止するための空気の供給 により水素濃度は未然防止濃度未満であるが、 水素燃度を評価上見込んだ場合の高レベル廃液 等の温度上昇は10 下北漕である。また。貯槽等 の構造物の温度上昇は20 下である。このた め、安全機能を有する機器が損伤双は機能喪失すること はない。◆  水素燃度を評価上見込んだ場合の高レベル廃 液等の具体的な温度上昇は、以下のとおりである。 しない。◆  水素燃度を評価上見込んだ場合の高レベル廃 液等の具体的な温度上昇は、以下のとおりである。 る。◆  ブルト・ラム過縮液(250g P u / L):約1℃ ブルト・ラム過縮液(250g P u / L):約1℃ ブルト・ラム過縮液(250g P u / L):約1℃ 溶解液 :約1℃ 指析液液 :約1℃ 抽析液液 :約1℃ 一高レベル廃液等の一時 的な温度の上昇は約1℃である。 「  正力  水素漂発を未然に防止するための空気の供給 により水素濃度は未然防止濃度未満であるが、 水素減速を評価上見込んだ場合の正しの上昇は 表大でも約50k P u であり、安全機能を有する 機器が損傷又は機能が乗失することにない。◆  に 選度					
水素爆発を大然に防止するための空気の供給 により水素濃度は未然的止濃度水間であるが、 水素燃産計価上見込んだ場合の高レベル廃液 等の温度上昇は1°C末間である。また、肝槽等 の構造物の温度上昇は約1°Cである。このた め、安全機能を有する機器の材質の強度が有意 に低下することはなく、肝情等に接続する安全 機能を有する機器が損傷又は機能乗失すること はない。					
により本素濃度は未然的止瘍度未満であるが、 素燃焼を評価上見込んだ場合の高レベル廃液 等の温度上昇は1 で未満である。また、貯槽等 の構造物の温度上昇は約1 である。このた め、安全機能を有する機器が損傷又は機能疾大すること はない。◆ 水素燃焼を評価上見込んだ場合の高レベル廃 液等の具体的な温度上昇は、以下のとおりである。 る。◆ ブルトニウム溶解液(250g P u / L ) : 約1 で ブルトニウム溶液 (24 g P u / L ) : 約1 で 溶解液 : 約1 で					
本本総姓を計価上見込んだ場合の高レベル廃被等の温度上昇は11で本満である。また、貯槽等の温度上昇は11で本満である。このため、安全機能を有する機器が有質で強度が有質で強度が有質に低下することはなく、貯槽等に接続する安全機能を有する機器が有傷又は機能硬失することはない。					
等の温度上昇は約1℃である。また、貯槽等 の構造物の温度上昇は約1℃である。また、貯槽等 の構造物の温度上昇は約1℃である。このた め、安全機能を有する機器が損傷又は機能喪失すること はない。◆  水素燃焼を評価上見込んだ場合の高レベル廃 液等の具体的な温度上昇は、以下のとおりであ る。◆  ブルトニウム濃縮液(250g P u / L):約1℃ ブルトニウム濃縮液(250g P u / L):約1℃ ブルトニウム濃縮液(250g P u / L):約1℃ 溶解液 :約1℃ 高レベル廃液 :約1℃ 油川廃液 :約1℃ 油川廃液 :約1℃ ・					
の構造物の温度上昇は約1℃である。このた め、安健能を有する機器の材質の強度が有意 に低下することはなく、貯槽等に接続する安全 機能を有する機器が損傷又は機能喪失すること はない。  水素燃烧を評価上見込んだ場合の高レベル廃 液等の具体的な温度上昇は,以下のとおりであ る。  ブルトニウム濃縮液(250g P u / L):約1℃ ブルトニウム濃縮液(250g P u / L):約1℃ 溶解液 ・約1℃ 溶解液 ・約1℃ 溶解液 ・約1℃ 溶解液 ・約1℃ 高レベル廃液 ・約1℃ 高レベル廃液 ・約1℃ 高レベル廃液 ・約1℃ 高レベル房液 ・約1℃ 高レベル房液 ・約1℃ あとより水素濃度は未然助止濃度未満であるが、水素燃焼を評価上見込んだ場合の圧力の上昇は表大でも約50kPaであり、安全機能を有する機器が損傷又は機能が喪失することはない。 ②  ・温度					
め、安全機能を有する機器の材質の強度が有意 に低下することはなく、町槽等に接続する安全 機能を有する機器が損傷又は機能要失すること はない。  本素機嫌を評価上見込んだ場合の高レベル魔 液等の具体的な温度上昇は、以下のとおりであ る。 ① ブルトニウム療統液(250gPu/L):約1℃ ブルトニウム療液 (24gPu/L):約1℃ 溶解液 : 約1℃ 溶解液 : 約1℃ 油出廃液 : 約1℃ 商レベル廃液 ② b. 圧力  水素爆発を未然に防止するための空気の供給 により水素濃度は未然防止潰度未満であるが、 水素爆発を未然に防止するための空気の供給 により水素濃度は未然防止潰度未満であるが、 水素燃焼を評価上見込んだ場合の圧力の上昇は 最大でも約50kPaであり、安全機能を有する 機器が損傷又は機能が喪失することはない。 ② c. 湿度					
に低下することはなく、貯槽等に接続する安全機能を有する機器が損傷又は機能喪失することはない。					
機能を有する機器が損傷又は機能喪失することはない。					
はない。     本素					
水素燃焼を評価上見込んだ場合の高レベル廃液等の具体的な温度上昇は、以下のとおりである。 ②  ブルトニウム濃縮液(250g P u / L) : 約1℃ ブルトニウム濃縮液(24g P u / L) : 約1℃ 溶解液 : 約1℃ 抽出廃液 : 約1℃ 抽出廃液 : 約1℃ 高レベル廃液 : 約1℃ 高レベル廃液 : 約1℃ も . 圧力 水素爆発を未然に防止するための空気の供給により水素濃度は未然防止濃度未満であるが、水素燃焼を評価上見込んだ場合の圧力の上昇は、水素燃焼を評価上見込んだ場合の圧力の上昇は、水素燃焼を評価上見込んだ場合の圧力の上昇は、水素燃焼を評価上見込んだ場合の圧力の上昇は、水素燃焼を評価上見込んだ場合の圧力の上昇は、水素燃焼を評価上見込んだ場合の圧力の上昇は、水素燃焼を評価上見込んだ場合の圧力の上昇は、水素燃焼を評価上見込んだ場合の圧力の上昇は、水素燃焼を評価上見込んだ場合の圧力の上昇は、水素燃焼を評価上見込んだ場合の圧力の上昇は、水素燃焼を評価上見込んだ場合の圧力の上昇は、水素燃焼を評価上見込んだ場合の圧力の上昇は、水素燃焼を評価上見込んだ場合の圧力の上昇は、水素燃焼を評価上見込んだ場合の圧力の上昇は、水素燃焼を評価上見込んだ場合の圧力の上昇は、水素燃焼を評価上見込んだ場合の圧力の上昇は、水素燃焼を計価上見込んだ場合の圧力の上昇は、水素燃焼を計量に対している。②  「湿度		機能を有する機器が損傷又は機能喪失すること			
被等の具体的な温度上昇は、以下のとおりである。		はない。�			
る。		水素燃焼を評価上見込んだ場合の高レベル廃			
プルトニウム濃縮液(250g P u / L):約1℃		液等の具体的な温度上昇は、以下のとおりであ			
プルトニウム溶液 (24g P u / L) :約1℃ 溶解液 :約1℃ 油出廃液 :約1℃ 抽出廃液 :約1℃		る。 ��			
溶解液 : 約1℃ 抽出廃液 : 約1℃ 高レベル廃液 : 約1℃ 高レベル廃液 : 約1℃ 。		プルトニウム濃縮液(250g P u / L):約1℃			
抽出廃液 :約1℃ 高レベル廃液 :約1℃ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		プルトニウム溶液 (24g P u / L) :約1℃			
高レベル廃液 : 約1℃		溶解液 : 約1℃			
具体的には、貯槽等の一時的な圧力の上昇 は約50 k P a であり、高レベル廃液等の一時 的な温度の上昇は約1℃である。□		抽出廃液 : 約1℃			
具体的には、貯槽等の一時的な圧力の上昇 は約50 k P a であり、高レベル廃液等の一時 的な温度の上昇は約1℃である。 □ b. 圧力 水素爆発を未然に防止するための空気の供給 により水素濃度は未然防止濃度未満であるが、 水素燃焼を評価上見込んだ場合の圧力の上昇は 最大でも約 50 k P a であり、安全機能を有する 機器が損傷又は機能が喪失することはない。 ② c. 湿度		高レベル廃液 : 約1℃			
具体的には、貯槽等の一時的な圧力の上昇 は約50 k P a であり、高レベル廃液等の一時 的な温度の上昇は約1℃である。 □ b. 圧力 水素爆発を未然に防止するための空気の供給 により水素濃度は未然防止濃度未満であるが、 水素燃焼を評価上見込んだ場合の圧力の上昇は 最大でも約 50 k P a であり、安全機能を有する 機器が損傷又は機能が喪失することはない。 ② c. 湿度		♦			
具体的には、貯槽等の一時的な圧力の上昇は約50kPaであり、高レベル廃液等の一時により水素濃度は未然防止濃度未満であるが、水素燃焼を評価上見込んだ場合の圧力の上昇は最大でも約50kPaであり、安全機能を有する機器が損傷又は機能が喪失することはない。 ② c. 湿度					
は約50 k P a であり, 高レベル廃液等の一時 的な温度の上昇は約1℃である。 図 により水素濃度は未然防止濃度未満であるが, 水素燃焼を評価上見込んだ場合の圧力の上昇は 最大でも約 50 k P a であり, 安全機能を有する 機器が損傷又は機能が喪失することはない。 ② c. 湿度	具体的には、貯槽等の一時的な圧力の上昇				
的な温度の上昇は約1℃である。					
最大でも約 50 k P a であり, 安全機能を有する 機器が損傷又は機能が喪失することはない。 � c. 湿度					
機器が損傷又は機能が喪失することはない。 �� c. 湿度					
c. 湿度					
水玄爆発を木外に防止するための生気の性に		水素爆発を未然に防止するための空気の供給			
により水素濃度は未然防止濃度未満であるが、					

#### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (47/64)

事業変更許可申請書(本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書(本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
	一方, 貯槽等外に着目した場合には, 高レベル廃液等に含まれる放射性物質が水素燃焼に伴い貯槽等外へ移行するため, 貯槽等外の線量率			四日 日日 日日 日子 日子 日子 日子 日子 日子 日子 日

#### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (48/64)

事業変更許可申請書 (本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書 (本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当した い理由
	包する高レベル廃液等の温度の変動はわずかで			
	ある。�			②:同時発生又
	以上の拡大防止対策を考慮した時の高レベル			連鎖を考慮する
	廃液等の状態及び高レベル廃液等の状態によっ			当たって,事象
	て生じる事故時環境は以下のとおりである。☆			展及び事象発生
	a. 高レベル廃液等の状態			の状態変化を説
	貯槽等に内包されている溶液は,溶解液,抽			したものである
	出廃液, プルトニウム溶液, プルトニウム濃縮			め。
	液又は高レベル廃液である。◊			
	水素爆発は、平常運転時に内包する溶液に対			
	して, 異なる溶液が混入して発生する事象では			
	なく、水素掃気機能の喪失により発生する事象			
	であるため、溶液の性状が変化することはな			
	V'o			
	水素燃焼を評価上見込んだ場合においても、			
	高レベル廃液等の温度変化は約1℃である。ま			
	た、水素燃焼による溶液の崩壊熱に変化はな			
	く、平常運転時の冷却能力及び貯槽等からの放			
	熱は溶液の崩壊熱に対して十分な余力を有して			
	いることから、貯槽等内の溶液の温度は沸点に			
	至らず、溶液が沸騰することはない。◇			
	b. 高レベル廃液等の状態によって生じる事故			
	時環境			
	(a) 温度			
	圧縮空気手動供給ユニットからの圧縮空気の			
	供給により水素濃度は未然防止濃度未満である			
	が、「a. 高レベル廃液等の状態」に記載した			
	とおり、水素燃焼を評価上見込んだ場合の貯槽			
	等の温度上昇は最大でも約1℃である。②			
	プルトニウム濃縮液 (250g Pu/L):約1°C			
	プルトニウム (250 g F u / L) :約1°C : 約1°C : 約1°C : 10°C : 10°			
	抽出廃液 : 約1℃			
	高レベル廃液 : 約1℃			
	同レントル発 (M) : ボリ 1 C			
	(b) 圧力			
	圧縮空気手動供給ユニットからの圧縮空気の供			
	給により水素濃度は未然防止濃度未満である			
	が、水素燃焼を評価上見込んだ場合の貯槽等の			
	一時的な圧力の上昇は、最大でも約 50 k P a で			
	ある。②			
	(c) 湿度 「熔布层毛動供外ュール」からの「熔布层の供			
	圧縮空気手動供給ユニットからの圧縮空気の供			
	給により水素濃度は未然防止濃度未満である			
	が、水素燃焼を評価上見込んだ場合、水の発生			
	により湿度が増加する。◊			

#### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (49/64)

事業変更許可申請書 (本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書(本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当し <sup>が</sup> い理由
	(d) 放射線			
	圧縮空気手動供給ユニットからの圧縮空気の供			②:同時発生又
	給により水素濃度は未然防止濃度未満である			連鎖を考慮する
	が,水素燃焼を評価上見込んだ場合において			当たって、事象
	も, 貯槽等内の放射性物質の量が増加すること			展及び事象発生
	はなく、線量率は平常運転時から変化すること			の状態変化を説
	はない。�			したものである
	一方、貯槽等外に着目した場合には、高レベ			め。
	ル廃液等に含まれる放射性物質が水素燃焼に伴			
	い貯槽等外へ移行するため、貯槽等外の線量率			
	は上昇する。			
	(e) 物質(水素,蒸気,煤煙,放射性物質,			
	その他)及びエネルギの発生			
	圧縮空気手動供給ユニットからの圧縮空気の			
	供給により水素濃度は未然防止濃度未満である			
	が、水素燃焼を評価上見込んだ場合において			
	も、貯槽等の気相部の水素が燃焼するのみであ			
	り、臨界の発生は想定されないことから、新た			
	な放射性物質の生成はない。    な放射性物質の生成はない。			
	TBP等を含む使用済みの有機溶媒は、平常運			
	転時においては、分離設備のTBP洗浄塔及び			
	TBP洗浄器並びにプルトニウム精製設備のT			
	BP洗浄器において、希釈剤により除去され、			
	溶媒再生系(分離・分配系)及び溶媒再生系			
	(プルトニウム精製系)の第1洗浄器,第2洗			
	浄器及び第3洗浄器において、炭酸ナトリウム			
	溶液等により洗浄及び再生されることから、高			
	レベル廃液等の水素爆発の発生を仮定する貯槽			
	等には、有意な量のTBP等を含む使用済みの			
	有機溶媒が含まれることはない。また、有機溶			
	媒が混入する可能性のある抽出廃液及び硝酸プ			
	ルトニウム溶液において想定される温度は、n			
	ードデカンの引火点である 74℃及びTBP等の			
	錯体の急激な分解反応の発生温度である 135℃			
	に至らないことから, 有機溶媒火災又はTBP			
	等の錯体の急激な分解反応の発生は想定され			
	ず、これらの反応により生成する煤煙及びその			
	他の物質が発生することはない。  ②			
	(f) 落下・転倒による荷重			
	「			
	給により水素濃度は未然防止濃度未満である			
	が、水素燃焼を評価上見込んだ場合において、			
	溶液の温度上昇、圧力上昇が生じたとしても、相索される環境において時期等の材質の強度が			
	想定される環境において貯槽等の材質の強度が			
	有意に低下することはなく、貯槽等が落下・転			
	倒することはない。♀			

#### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (50/64)

事業変更許可申請書 (本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書 (本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
	(g) 腐食環境 圧縮空気手動供給ユニットからの圧縮空気の供給により水素濃度は未然防止濃度未満であるが、水素燃焼を評価上見込んだ場合においても、腐食環境は平常運転時から変化することはない。  ②			
2) 重大事故等の同時発生 重大事故等が同時に発生する場合について は、同種の重大事故が同時に発生する場合, 異種の重大事故が同時に発生する場合及びそれらの重畳が考えられる。回 本重大事故は、本重大事故を仮定する貯槽 等にあるとおり、5建屋、5機器グループ、 合計49貯槽等で同時に発生する可能性があり、本評価は同時発生するものとして評価した。回	は、同種の重大事故が同時に発生する場合、異種の重大事故が同時に発生する場合及びそれらの重畳が考えられる。			□, ②:同時発生 への考慮に当たっ て仮定したもので あるため。
種の重大事故は、「ハ. (3)(i)(a) 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に示すとおり、外的事象の「地震」及び「火山の影響」、内的事象の「長時間の全交流動力電源の喪失」により、安全圧縮空気系、安全冷却水系、プール水冷却系及び補給水設備が同時に機能を喪失することから、冷却機能の喪	別紙1-1①(4/8へ) 水素掃気機能喪失による水素爆発と同時発生する可能性のある異種の重大事故は、「6.1 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に示すとおり、外的事象の「地震」及び「火山の影響」、内的事象の「長時間の全交流動力電源の喪失」により、安全圧縮空気系、安全冷却水系、プール水冷却系及び補給水設備が同時に機能を喪失することから、これらの機能喪失により発生する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷である。			
異種の重大事故の同時発生が重畳した場合の有効性評価については、「ハ. (3)(ii)(g) 重大事故が同時に又は連鎖して発生した場合の対処」において評価し、対処に必要な要員及び燃料等については、「ハ. (3)(ii)(h)必要な要員及び資源の評価」において評価している。 🖂	重大事故等対策の有効性については, 「7.7 重大事故が同時に又は連鎖して発生した場合の対処」にまとめる。  【7.3.2.2.3 重大事故等の同時発生又は連鎖】			

#### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (51/64)

事業変更許可申請書(本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書 (本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
	事故が同時に又は連鎖して発生した場合の対 処」にまとめる。			
3) 重大事故等の連鎖	【7.3.1.2.3 重大事故等の同時発生又は連鎖】 (3) 重大事故等の連鎖 「(1) 重大事故等の事象進展,事故規模の分			<ul><li>②:同時発生への 考慮に当たって仮 定したものである ため。</li></ul>
	析」に記載したとおり、発生防止対策実施時の 事故時環境は、平常運転時と大きく変わるもの ではなく、また、高レベル廃液等の状態も平常			☆:同時発生又は 連鎖を考慮するに
	運転時と大きく変わるものではないため、他の 重大事故等が連鎖して発生することはない。			当たって,事象進 展及び事象発生時 の状態変化を説明 したものであるた
i) 臨界事故への連鎖	(a) 臨界事故			め。
別紙1-1① (4/8へ) 水素燃焼が発生する貯槽等において講じられている臨界事故に係る安全機能は、全濃度	<b>別紙1-1①(4/8へ)</b> 「(1) 重大事故等の事象進展,事故規模の 分析」に記載したとおり,水素燃焼を評価上見			
	込んだ場合においても,高レベル廃液等の温度			
これらの貯槽等のバウンダリの健全性が維持され,全濃度安全形状寸法が維持されるこ	∮ ム濃縮液,プルトニウム溶液及び溶解液を内包			
ら、臨界事故は生じない。	の材質は、ステンレス鋼又はジルコニウムであり、想定される圧力、温度、線量率等の環境条件においても貯槽等のバウンダリの健全性が維			
	持され、全濃度安全形状寸法が維持されることから、核的制限値を逸脱することはない。 以上より、臨界事故が発生することはない。			
	【7.3.2.2.3 重大事故等の同時発生又は連鎖】 (3) 重大事故等の連鎖			
	水素爆発を未然に防止するための空気の供給を実施したにもかかわらず水素掃気機能が回復しなかった場合には、拡大防止対策として、水			
	素爆発の再発を防止するための空気の供給を実施する。			
	は、貯槽等の水素濃度が未然防止濃度に至る前に実施する。  以上の拡大防止対策を考慮した時の高レベル			
	廃液等の状態及び高レベル廃液等の状態によって生じる事故時環境を明らかにし、高レベル廃液等の状態によって新たに連鎖して発生する重			
	大事故等の有無及び事故時環境が安全機能の喪			

#### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (52/64)

事業変更許可申請書 (本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書(本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
	失をもたらすことによって連鎖して発生する重大事故等の有無を明らかにする。 ② a. 事故進展により自らの貯槽等において連鎖して発生する重大事故等の特定 (a) 臨界事故 「(1) 重大事故等の事象進展,事故規模の分析」に記載したとおり,水素燃焼を評価上見込んだ場合においても,高レベル廃液等の一時間込んだ場合においてもがり,時槽等の一時であり、近日であり、100kPaであり、200kPaであり、200kPaであり、200kPaであり、200kPaであり、200kPaであり、200kPaであり、200kPaであり、200kPaであり、200kPaであり、200kPaであり、200kPaではない。 ② 以上より、臨界事故が発生することはない。 ③ 以上より、臨界事故が発生することはない。 ③			は 世界 と
	<b>⋄</b>			
水素燃焼による高レベル廃液等の崩壊熱に変化はなく、平常運転時の冷却能力及び貯槽等からの放熱は高レベル廃液等の崩壊熱に対して十分な余力を有しており、貯槽等内の高レベル廃液等の温度は沸点に至らず、高レベル廃液等が沸騰することがないことから、冷却	(b) 蒸発乾固  別紙1-1① (5/8~) 「(1) 重大事故等の事象進展,事故規模の分析」に記載したとおり,水素燃焼を評価上見込んだ場合においても高レベル廃液等の温度変化は最大でも約1℃であり,平常運転時の冷却能力及び貯槽等からの放熱は高レベル廃液等の崩壊熱に対して十分な余力を有していることから貯槽等内の高レベル廃液等の温度は沸点にいたらず,高レベル廃液等が沸騰することはない。 また,未然防止濃度で水素燃焼が発生した場合の一時的な圧力の上昇は,最大でも約50kPaであり,想定される圧力,温度,線量率等の環境条件によって安全冷却水系の配管が損傷することはない。以上より,蒸発乾固が発生することはない。			
	【7.3.2.2.3 重大事故等の同時発生又は連鎖】 (b) 蒸発乾固 「(1) 重大事故等の事象進展,事故規模の 分析」に記載したとおり,水素燃焼を評価上見 込んだ場合の高レベル廃液等の温度変化は最大			

#### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (53/64)

事業変更許可申請書 (本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書(本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
iii) 有機溶媒等による火災又は爆発 (TBP等の錯体の急激な分解反応) への連鎖	でも約1℃であり、平常運転時の冷却能力及び 貯槽等からの放熱は、高レベル廃液等の崩壊熱 に対して十分な余力を有していることから貯槽 等内の溶液の温度は沸点に至らず、溶液が沸騰 することはない。 また、未然防止濃度で水素燃焼が発生した場合、貯槽等の一時的な圧力の上昇は約50kPa であるが、想定される圧力、温度、線量率等の 環境条件によって安全冷却水系の配管が損傷することはない。 以上より、蒸発乾固が発生することはない。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			<ul><li>◎:本文八号の記載と重複する内容であるため。</li></ul>
別紙1-1① (5/8~)  TBP等を含む使用済みの有機溶媒は、分離設備のTBP洗浄塔及びTBP洗浄器にプルトニウム精製設備のTBP洗浄器において、nードデカン (以下「希釈剤」という。)により除去され、溶媒再生系 (分離系)及び溶媒再生系 (プルトニウム精製系)の第1洗浄器、第2洗浄器及び第3洗浄器において、炭酸ナトリウム溶液等により第3洗浄器において、炭酸ナトリウム溶液等により光浄及び再生されることから、水素燃焼が発生する貯槽等においては、有意な量のTBP等を含む使用済みの有機溶媒が含まれることはない。また、事故時においても、水素燃焼が発生することから、TBP等が誤って混入しないこと、水素燃焼により高レベル廃液等の温度	別紙1-1①(5/8~) 「(1) 重大事故等の事象進展,事故規模の分析」に記載したとおり,有意な量のTBP等を含む使用済みの有機溶媒が,高レベル廃液等の水素爆発の発生を仮定する貯槽等に混入することはない。また,水素燃焼を評価上見込んだ場合においても,貯槽等のバウンダリは健全性を維持することから,TBP等が誤って混入することはなく,有機溶媒が混入する可能性のある抽出廃液及び硝酸プルトニウム溶液において想定される温度は,nードデカンの引火点である74℃及びTBP等の錯体の急激な分解反応の発生温度である135℃に至らない。以上より,有機溶媒等による火災又は爆発が発生することはない。			
が上昇するが、高レベル廃液等の温度がTB P等の錯体の急激な分解反応の発生温度である135℃に至らないことから、有機溶媒等による火災又は爆発(TBP等の錯体の急激な分解反応)は生じない。 iv) 有機溶媒等による火災又は爆発(有機溶媒火災)への連鎖 別紙1-1①(6/8へ) 水素燃焼が発生した場合、有機溶媒が混入する可能性のある抽出廃液及び硝酸プルトニウム溶液の温度が上昇するが、nードデカンの引火点である74℃に至ることはないから、有機溶媒等による火災又は爆発(有機溶媒火災)は生じない。	【7.3.2.2.3 重大事故等の同時発生又は連鎖】 (c) 有機溶媒等による火災又は爆発 「(1) 重大事故等の事象進展,事故規模の 分析」に記載したとおり,有意な量のTBP等 を含む使用済みの有機溶媒が,高レベル廃液等 の水素爆発の発生を仮定する貯槽等に混入する			

# 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書(本文)との対応表第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (54/64)

事業変更許可申請書(本文八号)	事業変更許可申請書(添付書類八)	事業変更許可申請書 (本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しない理由
	ことから、TBP等が誤って混入することはなく、有機溶媒が混入する可能性のある抽出廃液の想定される温度は、nードデカンの引火点である 74℃及びTBP等の錯体の急激な分解反応の発生温度である 135℃に至らない。 ↓ 以上より、有機溶媒等による火災又は爆発が発生することはない。 ↓			
v) 使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷へ の連鎖				
別紙1-1① (6/8へ) 水素燃焼が発生する貯槽等と使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設は異なる建屋に位置していることから、水素燃焼による事故影響は、当該バウンダリを超えて波及することはない。このため、使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷は生じない。				
vi) 放射性物質の漏えいへの連鎖	【7.3.1.2.3 重大事故等の同時発生又は連鎖】 (d) 放射性物質の漏えい			
槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット及びその他の安全機能を有する機器で構	ステンレス鋼又はジルコニウムであり、想定される圧力、温度、線量率等の環境条件を踏まえても、これらのバウンダリの健全性が維持されることから、放射性物質の漏えいが発生するこ			
	【7.3.2.2.3 重大事故等の同時発生又は連鎖】(d) 放射性物質の漏えい 貯槽等及び貯槽等に接続する配管の材質は, ステンレス鋼又はジルコニウムであり, 想定される圧力, 温度, 線量率等の環境条件を踏まえても, これらのバウンダリの健全性が損なわれることがなく, 放射性物質の漏えいが発生することはない。 �			

#### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (55/64)

事業変更許可申請書 (本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書(本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当し い理由
	【7.3.1.2.3 重大事故等の同時発生又は連鎖】			
	b. 重大事故が発生した貯槽等以外の安全機能			
	への影響及び連鎖して発生する重大事故等の特			
	定			
	別紙1-1① (7/8~)			
	貯槽等及び貯槽等に接続する配管の材質はス			
	テンレス鋼又はジルコニウムであり、想定され			
	■る圧力,温度,線量率等の環境条件によってこ			
	れらのバウンダリの健全性が損なわれることは			
	なく、圧力、温度及び放射線以外の貯槽等内の			
	環境条件が貯槽等及び貯槽等に接続する機器の			
	外へ及ぶことはないことから, 圧力, 温度及び			
	放射線以外の環境条件の変化によってその他の			
	重大事故等が連鎖して発生することはない。			
	圧力、温度及び放射線の影響は貯槽等及び貯			
	横等に接続する機器の外へ及ぶものの、水素燃			
	焼に伴う貯槽等の構造材の温度変化は数℃であ			
	り、一時的な圧力の上昇は最大でも約50kPa			
	である。また、放射線は平常運転時と変わら			
	ず、これらの影響が十分な厚さを有するセルを			
	超えてセル外へ及ぶことはない。			
	また、セル内の安全機能を有する機器もこれら			
	の環境条件で健全性を損なうことはないことか			
	ら、圧力、温度及び放射線の環境条件の変化に			
	よってその他の重大事故等が連鎖して発生する			
	ことはない。			
	貯槽等に接続する配管を通じての貯槽等内の			
	環境の伝播による安全機能への影響の詳細は次			
	「			
	(a) 塔槽類廃ガス処理設備等			
	「ta) 境情頻度ガイ処壁改備等   貯槽等に接続する塔槽類廃ガス処理設備の配			
	対情等に接続する皆情類焼みへ処埋設備の配  管を通じて、貯槽等内の環境が塔槽類廃ガス処			
	理設備, 塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出			
	するユニット(以下 7.3 では「塔槽類廃ガス処			
	<b>                                   </b>			
	理設備等」という。)に波及する。 塔槽類廃ガス処理設備等の材質はステンレス			
	鋼であり、貯槽等内の環境条件によってバウン   ダリの健全性が損なわれることはない。			
	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7			
	未然防止濃度で水素燃焼が発生した場合の貯			
	槽等の構造材の温度変化は数℃であり、一時的			
	な圧力の上昇は最大でも約 50 k P a であること			
	から、これらの環境条件によって塔槽類廃ガス			
	処理設備等のバウンダリの健全性が損なわれる			
	ことはない。			

#### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (56/64)

事業変更許可申請書(本文八号)	事業変更許可申請書(添付書類八)	事業変更許可申請書(本文四号)	設工認申請書(本文)	設工認に該当しな い理由
	別紙 1 - 1 ① (8/8~)			
	一方,塔槽類廃ガス処理設備の高性能粒子フ			
	ィルタは、水素燃焼による機能低下が想定され			
	るものの、本現象は、水素燃焼における想定条			
	件そのものである。			
	以上より、水素燃焼により塔槽類廃ガス処理			
	設備等が機能喪失することはなく、放射性物質			
	の漏えいが発生することはない。			
	(b) 放射性物質の放出経路(建屋換気設備			
	等)			
	導出先セル及び導出先セル以降の排気経路の			
	温度は,塔槽類廃ガス処理設備等を経由する際			
	に放熱により低下するため、平常運転時の温度			
	と同程度である。			
	また、導出先セル及び導出先セル以降の排気			
	経路の圧力は、可搬型排風機の運転により大気			
	圧と同程度となり、平常運転時の圧力と同程度			
	である。			
	以上より、水素燃焼により放射性物質の放出			
	経路(建屋換気設備等)が機能喪失することは			
	なく、放射性物質の漏えいが発生することはな			
	lv.			
	c. 分析結果			
	水素爆発の発生を仮定する5建屋,5機器グ			
	ループ,合計49貯槽等の全てにおいて重大事故			
	等が同時発生することを前提として評価を実施			
	した。発生防止対策実施時の高レベル廃液等の			
	状態を考慮し、水素燃焼を評価上見込んだ場合			
	においては、高レベル廃液等の温度が上昇する			
	が、水素燃焼による高レベル廃液等の崩壊熱に			
	変化はなく、平常運転時の冷却能力及び貯槽等			
	からの放熱は高レベル廃液等の崩壊熱に対して			
	十分な余力を有しており、高レベル廃液等が沸			
	騰に至ることがないこと等,水素爆発の発生に			
	よって他の重大事故等が連鎖して発生すること			
	がないことを確認した。			
	【7.3.2.2.3 重大事故等の同時発生又は連鎖】			
	b. 重大事故等が発生した貯槽等以外の安全機			
	能への影響及び連鎖して発生する重大事故等の			
	特定			
	貯槽等及び貯槽等に接続する配管の材質は,			
	ステンレス鋼又はジルコニウムであり、想定さ			
	れる圧力、温度、線量率等の環境条件によって			
	これらのバウンダリの健全性が損なわれること			
	はなく、圧力、温度及び放射線以外の貯槽等内			

#### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (57/64)

事業変更許可申請書(本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書 (本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当し い理由
	の環境条件が、貯槽等外へ及ぶことはないこと			
	から,圧力,温度及び放射線以外の貯槽等内の			
	環境条件の変化によってその他の重大事故等が			
	連鎖して発生することはない。			
	圧力、温度及び放射線の影響は貯槽等及び貯			
	槽等に接続する機器の外へ及ぶものの、水素燃			
	焼に伴う貯槽等の一時的な圧力の上昇は約 50 k			
	Paであり、構造材の温度変化は数℃である。			
	また、放射線は平常運転時と変わらず、これら			
	の影響が十分な厚さを有するセルを超えてセル			
	外へ及ぶことはない。			
	また、セル内の安全機能を有する機器もこれら			
	の環境条件で健全性を損なうことはないことか			
	ら、圧力、温度及び放射線の環境条件の変化に			
	よってその他の重大事故等が連鎖して発生する			
	ことはない。			
	(a) 塔槽類廃ガス処理設備等			
	け槽等に接続する塔槽類廃ガス処理設備の配			
	管を通じて、貯槽等内の環境が塔槽類廃ガス処			
	理設備等に波及する。			
	鋼であり、貯槽等内の環境条件によってバウン			
	ダリの健全性が損なわれることはない。 ************************************			
	未然防止濃度で水素燃焼が発生した場合の貯			
	槽等の一時的な圧力の上昇は約 50 k P a であ			
	り、構造材の温度変化は数℃であることから、			
	これらの環境条件によって塔槽類廃ガス処理設			
	備等のバウンダリの健全性が損なわれることは┃			
	ない。			
	一方,塔槽類廃ガス処理設備の高性能粒子フ			
	イルタは、水素燃焼による機能低下が想定され			
	るものの、本現象は、水素燃焼における想定条			
	件そのものである。			
	以上より、水素燃焼により塔槽類廃ガス処理			
	設備等が機能喪失することはなく,放射性物質			
	の漏えいが発生することはない。			
	(b) 放射性物質の放出経路(建屋換気設備)			
	導出先セル及び導出先セル以降の排気経路の			
	温度は,塔槽類廃ガス処理設備等を経由する際			
	に放熱により低下するため、平常運転時の温度			
	と同程度である。			
	また、導出先セル及び導出先セル以降の排気			
	経路の圧力は、可搬型排風機の運転により大気			
	圧と同程度となり、平常運転時の圧力と同程度			
	である。			
	以上より、水素燃焼により放射性物質の放出			

#### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (58/64)

事業変更許可申請書 (本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書 (本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当した い理由
	経路(建屋換気設備)が機能喪失することはな			
	く,放射性物質の漏えいが発生することはな			
	V'o			
	c. 分析結果			
	水素爆発の発生を仮定する5建屋、5機器グ			
	ループ,合計49 貯槽等の全てにおいて重大事故			
	等が同時発生することを前提として評価を実施			
	した。拡大防止対策実施時の高レベル廃液等の			
	状態を考慮し、水素燃焼を評価上見込んだ場合			
	においては、高レベル廃液等の温度が上昇する が、水素燃焼による高レベル廃液等の崩壊熱に			
	変化はなく、平常運転時の冷却能力及び貯槽等			
	変化はなく、平市運転時の行动能力及び財情等      からの放熱は高レベル廃液等の崩壊熱に対して			
	十分な余力を有しており、高レベル廃液等が沸り			
	騰に至ることがないこと等、水素爆発の発生に			
	よって他の重大事故等が連鎖して発生すること			
	がないことを確認した。			
	カー・スマー ことを 神田中の しっこ。			
	【7.3.1.2.4 判断基準への適合性の検討】			
	水素爆発の発生を未然に防止することを目的			<b>☆</b> :有効性評価
	として、可搬型空気圧縮機により圧縮空気を供			おける判断基準
	給する手段を整備しており、この対策につい			の適合性を説明
	て、外的事象の「地震」を要因として有効性評			たものである
	価を行った。�			め。
	可搬型空気圧縮機による圧縮空気の供給は,			7 0
	貯槽等内の気相部の水素濃度が未然防止濃度に			
	至る前に圧縮空気の供給に係る準備作業を完了			
	し、代替安全圧縮空気系の水素掃気配管又は機			
	器圧縮空気供給配管(除染用配管等)経由で貯			
	槽等に圧縮空気を供給することで, 貯槽等内の			
	気相部の水素濃度を可燃限界濃度未満に維持			
	し、水素爆発に至ることを防止している。 ��			
	評価条件の不確かさについて確認した結果,			
	実施組織要員の操作時間に与える影響及び評価			
	結果に与える影響がないことを確認した。硷			
	また、外的事象の「地震」とは異なる特徴を			
	有する外的事象の「火山の影響」を要因とした			
	場合に有効性評価へ与える影響を分析した。			
	外的事象の「火山の影響」を要因とした場合			
	には、建屋外における水素爆発を未然に防止する。			
	るための空気の供給の準備に要する時間に与え			
	る影響及び水素爆発を未然に防止するための空			
	気の供給の維持に与える影響を分析し、降灰予			
	報(「やや多量」以上)を受けて建屋外作業に			
	着手すること及び除灰作業を織り込んだ作業計			
	画を整備していることから, 水素爆発を未然に			

#### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (59/64)

事業変更許可申請書(本文八号)	事業変更許可申請書(添付書類八)	事業変更許可申請書 (本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しない理由
	防止するための空気の供給の有効性へ与える影			
	響が排除されていることを確認した。			◎:有効性評価は
	以上の有効性評価は、水素爆発の発生を仮定			おける判断基準へ
	する5建屋, 5機器グループ, 合計 49 貯槽等の			の適合性を説明し
	全てにおいて重大事故等が同時発生することを			たものであるた
	前提として評価を実施し、上述のとおり重大事			め。
	故等対策が有効であることを確認した。また,			
	想定される事故時環境において, 水素爆発の発			
	生を仮定する貯槽等に接続する安全機能を有す			
	る機器が、損傷又は機能喪失することはなく、			
	他の重大事故等が連鎖して発生することがない			
	ことを確認した。			
	以上のことから、水素爆発を未然に防止するた			
	めの空気の供給により水素爆発の発生を未然に			
	防止できる。			
	以上より, 「7.3.1.2.1(8) 判断基準」を満足			
	する。 ゆ			
	【7.3.2.2.4 判断基準への適合性の検討】			
	7.3.2.2.4 判断基準への適合性の検討			
	水素爆発の拡大防止対策として、水素爆発の			
	再発を防止するために空気を供給する手段、貯			
	槽等において水素爆発に伴い気相中へ移行した			
	放射性物質をセルへの導出経路の構築及び代替			
	セル排気系による対応により除去する手段を整			
	備しており、これらの対策について、外的事象			
	の「地震」を要因として有効性評価を行った。			
	水素爆発の再発を防止するための空気の供給			
	は、圧縮空気手動供給ユニットからの圧縮空気			
	の供給により、実施組織要員の対処時間を確保			
	し、2系統の代替安全圧縮空気系の機器圧縮空			
	気供給配管(かくはん用配管、計測制御用配管			
	等)からの圧縮空気の供給を行い、重大事故の			
	水素爆発の発生を仮定する貯槽等内の水素濃度			
	を可燃限界濃度未満にすることにより,水素爆			
	発の事態の収束を図り、水素爆発が続けて生じ			
	元の事態の収束を図り、小系療光が続けて生し るおそれがない状態を維持できる。 ��			
	空気貯槽等による圧縮空気の供給により、水			
	素掃気機能喪失後に放射性物質を含む気体が一			
	部経路外放出する可能性があるが、その放出量			
	は平常時程度であることを確認した。しかし、			
	可能な限り放出量を低減するために、未然防止			
	濃度に至るまでの時間余裕が長い建屋において			
	は、可能な限り速やかに圧縮空気の供給を停止			
	し、放射性物質の移行を停止する措置を講じて			
	いる。また、供給された圧縮空気を、セル導出			

#### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (60/64)

事業変更許可申請書 (本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書 (本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当した い理由
	ユニットフィルタを備えた塔槽類廃ガス処理設			
	備からセルへ導出するユニットに導くため、可			☞:有効性評価/
	能な限り速やかに経路を構築し、圧縮空気の放			おける判断基準
	出経路を切り替えて放射性物質の放出量を低減			の適合性を説明
	することとしている。			たものである方
	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系に			め。
	よる対応により放射性物質を除去する手段は、			
	水素爆発に伴い気相部へ移行する放射性物質に			
	対して各々十分な除染係数を確保し、大気中へ			
	の放射性物質の放出量を可能な限り低減してい			
	る。 <b>企</b>			
	また、セルへの導出経路の構築及び代替セル			
	排気系による対応を貯槽等の水素濃度が未然防			
	止濃度に至る前で実行可能な限り早期に完了さ			
	せ、これらを稼動させることで主排気筒を介した土気中・のなりは物質のなりまた。			
	た大気中への放射性物質の放出量を低減でき			
	5. ©			
	水素爆発の発生を仮定した場合の大気中への			
	放射性物質の放出量(セシウム-137 換算)			
	と、水素爆発の再発を防止するための空気の供			
	給による大気中への放射性物質の放出量(セシ			
	ウム-137 換算) は、5 建屋合計で約 2×10-			
	3 T B q であり、セルへの導出経路の構築及び			
	代替セル排気系による対応の評価に用いるパラ			
	メータの不確かさの幅を考慮しても、100TB q			
	を十分下回る。��			
	評価条件の不確かさについて確認した結果,			
	実施組織要員の操作時間に与える影響及び評価			
	結果に与える影響は無視できる又は小さいこと			
	を確認した。			
	また,外的事象の「地震」とは異なる特徴を			
	有する外的事象の「火山の影響」を要因とした			
	場合に有効性評価へ与える影響を分析した。			
	外的事象の「火山の影響」を要因とした場合			
	には、建屋外における水素爆発の拡大防止対策			
	の準備に要する時間に与える影響及び水素爆発			
	の拡大防止対策の維持に与える影響を分析し、			
	降灰予報(「やや多量」以上)を受けて建屋外			
	作業に着手すること及び除灰作業を織り込んだ			
	作業計画を整備していることから、水素爆発の			
	拡大防止対策の有効性へ与える影響が排除されていることを確認した。			
	ていることを確認した。⑥			
	以上の有効性評価にて、水素爆発の発生を仮			
	定する5建屋、5機器グループ、合計49 貯槽等			
	の全てにおいて重大事故等が同時発生すること			
	を前提として評価を実施し、上述のとおり重大			

#### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (61/64)

事業変更許可申請書(本文八号)	事業変更許可申請書(添付書類八)	事業変更許可申請書(本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
	事故等対策が有効であることを確認した。また,想定される事故時環境において,貯槽等に接続する安全機能を有する機器が,損傷又は機能喪失することはなく,他の重大事故等が連鎖して発生することがないことを確認した。 以上のことから,水素爆発を未然に防止するための空気の供給が機能しなかったとしても水素爆発の再発を防止するための空気の供給により水素爆発が続けて生じるおそれがない状態を維持することができ,事態を収束させることができる。また,有効性評価で示す大気中への放射性物質の放出量は実行可能な限り低く,大気中への異常な水準の放出を防止することができる。  以上より,「7.3.2.2.1 (9) 判断基準」を満足する。			<ul><li>②:有効性評価に おける判断基準へ の適合性を説明し たものであるため。</li></ul>
(ト) 必要な要員及び資源  外的事象の「地震」及び「火山の影響」を要因として水素掃気機能の喪失が発生した場合には、「ハ. (3)(i)(a) 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に示すとおり、「冷却機能の喪失による蒸発乾固」及び「使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷」に対しても同時に対処することとなる。このため、重大事故等対処に必要な要員及び燃料等	7.3.3 水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員及び資源 水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員及び資源を以下に示す。 (1) 必要な要員の評価			回:要員及び資源 の評価方針を示し たものであるた め。
の成立性については、それぞれの対処で必要な数量を重ね合わせて評価する必要があり、「ハ. (3)(ii)(h)必要な要員及び資源の評価」において評価している。 日 1)要員本重大事故における発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員は、水素掃気機能の喪失を受けて、各建屋で並行して対応することとなっており、外的事象の「地震」を要因とした場合、全建屋の合計で143人である。 日 外的事象の「火山の影響」を要因とした場合、全建屋の合計で143人である。 日 外的事象の「火山の影響」を要因とした場合、降灰予報を受けて建屋外でのホースを設置を表した場合、降灰予報を受けて建屋外でのホースを設置を表した場合、では、100円である。 日 100円である。 日 100円	(1) 必要な要員の評価 水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策に 必要な要員は、水素掃気機能の喪失を受けて、 各建屋で並行して対応することとなっており、 外的事象の「地震」を要因とした場合の水素爆 発の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要 員は143人である。 外的事象の「火山の影響」を要因とした場 合、降灰予報(「やや多量」以上)を受けて建			図、②:要員の評価において仮定したものであるため。

#### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (62/64)

事業変更許可申請書(本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書(本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
	の「地震」と同じ人数で対応できる。 また、内的事象の「長時間の全交流動力電源 の喪失」及び「動的機器の多重故障」を要因と した場合は、外的事象の「地震」を要員とした 場合に想定される環境条件より悪化することが 想定されず、重大事故等対策の内容にも違いが ないことから、必要な要員は合計 143 人以内で			図, ②:要員の評価において仮定したものであるため。
i) 電源 電動の可搬型排風機への給電は、可搬型排 風機の起動及び運転に必要な容量を有する可 搬型発電機を敷設するため、対応が可能であ る。回	理建屋における水素爆発の拡大防止対策に必要			回, ②: 資源の評価において仮定したものであるため。

#### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (63/64)

事業変更許可申請書(本文八号)	事業変更許可申請書 (添付書類八)	事業変更許可申請書(本文四号)	設工認申請書 (本文)	設工認に該当しな い理由
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機の電源負荷は、高レベル廃液ガラス固化建屋における水素爆発の拡大防止対策に必要な負荷として、可搬型排風機の約5.2kVAであり、必要な給電容量は、可搬型排風機の起動時を考慮しても約39kVAである。  高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。  ②			回, ②:資源の評 価において仮定し たものであるた め。
ii ) 燃料	a. 燃料			
全ての建屋の水素爆発の発生防止対策及び	全ての建屋の水素爆発の発生防止対策及び拡			
拡大防止対策を7日間継続して実施するのに 必要な軽油は合計で約22m <sup>3</sup> である。回	大防止対策を7日間継続して実施するのに必要な軽油は、外的事象の「地震」を想定した場			
これに対し、軽油貯槽にて約800m³の軽油	合, 合計で約 22 m <sup>3</sup> である。また, 外的事象の			
を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である。	「火山の影響」を想定した場合,合計で約 22m ³である。�			
	軽油貯槽にて約 800 m 3 の軽油を確保している			
	ことから、外部支援を考慮しなくとも7日間の			
	対処の継続が可能である。 ♀ 必要な燃料についての詳細を以下に示す。 ♀			
	(a) 可搬型空気圧縮機			
	可搬型空気圧縮機は、水素爆発の発生防止対			
	策の水素爆発を未然に防止するための空気の供 給に使用する設備の代替安全圧縮空気系への圧			
	縮空気の供給及び拡大防止対策の水素爆発の再			
	発を防止するための空気の供給に使用する設備			
	の代替安全圧縮空気系並びに計装設備への圧縮空気の供給に使用する可搬型空気圧縮機は、可			
	搬型空気圧縮機の起動から7日間の対応を考慮			
	すると,外的事象の「地震」又は「火山の影響」の想定によらず,運転継続に合計約 5.9 m <sup>3</sup>			
	會」の恋だによりり、運転極続に占計約 5.9 m の軽油が必要である。 �			
	前処理建屋 約 1.4 m <sup>3</sup>			
	分離建屋 約 1. 7m <sup>3</sup> 精製建屋及びウラン・プルトニウム混合			
	脱硝建屋			
	約1.4m <sup>3</sup>			
	高レベル廃液ガラス固化建屋 約 1.6 m <sup>3</sup> 全建屋合計 約 5.9 m <sup>3</sup> ��			
	(b) 可搬型排風機の運転に使用する可搬型			
	発電機			
	水素爆発の拡大防止対策に使用する可搬型発			

#### 事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表 第四十条 (放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備) (64/64)

(表版))		い理由
電機は、可搬型発電機の起動から7日間の対応を考慮すると、外的事象の「地震」又は「火山の影響」の想定によらず、運転継続に合計約12m³の軽油が必要である。 前処理建屋 約2.8m³ 分離建屋 約3.0m³ 精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 約3.0m³ 高レベル廃液ガラス固化建屋 約3.0m³ 全建屋合計 約12m³砂(c) 水素爆発対応時の運搬等に必要な車両燃料の運搬、可搬型重大事故等対処設備の運搬及び設置並びにアクセスルートの整備等に使用する軽油用タンクローリ及び運搬車並びにホイールローダは、外的事象の「地震」を想定した場合、車両の使用開始から7日間の対応を考慮すると、運転継続に合計約3.9m³の軽温が必要となる。また、外的事象の「火山の影響」を想定した場合、車両の使用開始から7日間の対応を考慮すると、運転継続に合計約3.9m³の軽温が必要となる。		(中) では、 (学) であるため。

### 別紙 2-1

## 基本設計方針を踏まえた添付書類の 記載及び申請回次の展開(第2章 個別項目 代替換気設備)

※本別紙は蒸発乾固 00-01 (本文、添付書類、補足説明項目への展開(蒸発乾固))の別紙 2-1 に示す。

### 別紙 2 - 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の 記載及び申請回次の展開(第2章 個別項目 代替安全圧縮空気系)

※本資料は、以下に示す項目は反映されていないことから添付を省略する。

- ・機能要求②に紐付く機器の再確認(共通 09 の確認含む) ・基本設計方針の展開(別紙1の反映)
- ・添付書類記載事項の展開(別紙4の反映)

## 別紙3-1

基本設計方針の添付書類への展開 (第2章 個別項目 代替換気設備)

本別紙は蒸発乾固 00-01 (本文、添付書類、補足説明項目への展開(蒸発乾固)) の別紙 3-1 に示す。

## 別紙3-2

## 基本設計方針の添付書類への展開 (第2章 個別項目 代替安全圧縮 空気系)

- ※本資料は、以下に示す項目は反映されていないことから添付を省略する。
- ・添付書類記載事項の展開(別紙4の反映)
- ・補足説明すべき項目の追記

## 別紙4

## 添付書類の発電炉との比較

- ※本資料は、以下に示す項目は反映されていない。
- ・基本設計方針の展開 (別紙1の反映) ・2/2 ヒアリングにおける指摘事項を受けた,本文・添付書類間のつながりの全体概要図に書き切れていない事項の追記,明確化。 ・本文・添付書類間,添付書類・添付書類間のつながりの比較表の作成。 ・別紙2の機能要求②の機器に紐付く設定値根拠書の添付。

- ・添付書類記載事項の充実(上記のつながりを受けて、根拠の記載を拡充する 等の対応)

別紙4リスト <u>令和5年2月7日 R1</u>

別紙			備考	
資料No.	名称	提出日	Rev	<b>順</b> 方
別紙4-1	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書	2/7	1	
別紙4-2	重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書(代替安全圧縮空気系)	2/7	0	
別紙4-3	代替換気設備に関する説明書	2/7	0	本別紙は蒸発乾固00-01(本文、添付書類、補足説明項目への展開(蒸発乾固))の別紙4-3に示す。
別紙4-4	重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書(代替換気設備)	2/7	0	本別紙は蒸発乾固00-01(本文、添付書類、補足説明項目への展開(蒸発乾固))の別紙4-4に示す。
別紙4-5	「Ⅵ-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」(抜粋)	2/7	0	

## 別紙 4-1

放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書

# 【Ⅲ-2 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書】(1/25)

基本設計方針	添付書類 Ⅲ-2	備考
	Ⅲ-2 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 目次	発電炉の添付書類に は、本条文に該当する 内容の資料はない。
	<ol> <li>放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備の基本方針</li> <li>1.1 概要</li> <li>1.2 基本方針</li> <li>1.3 水素爆発への対処時の内部流体の条件について</li> <li>2. 代替安全圧縮空気系の基本方針</li> <li>2.1 概要</li> <li>2.2 基本方針</li> <li>2.3 代替安全圧縮空気系及び関連設備の系統設計方針</li> </ol>	
第1章 共通項目 5. 火災等による損傷の防止 5.5 放射線分解により発生する水素による爆発に対処す るための設備	1. 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備の基本方針 1.1 概要本章は、放射線分解により発生する水素による爆発(以下「水素爆発」という。)に対処するための設備の基本方針及び水素爆発への対処時の内部流体の条件について説明するものである。	

#### 備考 基本設計方針 添付書類 Ⅲ-2 1.2 基本方針 セル内において放射線分解によって発生する水素が再 セル内において放射線分解によって発生する水素が再 処理設備の内部に滞留することを防止する機能を有する 処理設備の内部に滞留することを防止する機能を有する 施設のうち、重大事故の「放射線分解により発生する水 施設のうち、重大事故の「水素爆発」の発生を仮定する機 素による爆発(以下, 5.5 では「水素爆発」という。)」 器には、重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な の発生を仮定する機器には、重大事故の発生又は拡大を 次に掲げる重大事故等対処設備を設ける設計とする。 防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を 設ける設計とする。 セル内において放射線分解によって発生する水素が再 セル内において放射線分解によって発生する水素が再 処理設備の内部に滞留することを防止する機能を有する 処理設備の内部に滞留することを防止する機能を有する 施設には、水素爆発の発生を未然に防止するとともに、水 施設には、水素爆発の発生を未然に防止するとともに、水 素爆発が発生した場合において,水素爆発が続けて生じる 素爆発が発生した場合において、水素爆発が続けて生じる おそれがない状態を維持し、水素爆発が発生した設備に接 おそれがない状態を維持し、水素爆発が発生した設備に接 続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設 続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設 備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル 備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル 内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出できるよ 内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出できるよ うにし、放射性物質の放出による影響を緩和するために必 うにし、放射性物質の放出による影響を緩和するために必 要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。 要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。 水素爆発に対処するための設備は、代替安全圧縮空気 水素爆発に対処するための設備は、代替安全圧縮空気系 系及び代替換気設備で構成する。 及び代替換気設備で構成する。 安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合、「水素爆 安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合、「水素 発」の発生を仮定する機器に圧縮空気を供給し、水素爆 爆発 | の発生を仮定する対象機器に圧縮空気を供給し、水 発の発生を未然に防止するために必要な重大事故等対処 素爆発の発生を未然に防止するために必要な重大事故等 設備として,代替安全圧縮空気系の水素爆発を未然に防 対処設備として,代替安全圧縮空気系の水素爆発を未然に 止するための空気の供給に使用する設備を設ける設計と 防止するための空気の供給に使用する設備を設ける設計 する。 とする。 安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合,「水素 安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合、「水素 爆発」の発生を仮定する機器に圧縮空気を供給し、水素 爆発」の発生を仮定する対象機器に圧縮空気を供給し、水 爆発が続けて生じるおそれがない状態を維持するために 素爆発が続けて生じるおそれがない状態を維持するため 必要な重大事故等対処設備として、代替安全圧縮空気系 に必要な重大事故等対処設備として,代替安全圧縮空気系

る設備を設ける設計とする。

の水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用す

の水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用す

る設備を設ける設計とする。

基本設計方針	添付書類 Ⅲ-2	備考
水素爆発」の発生を仮定する機器において水素爆発が	「水素爆発」の発生を仮定する機器において水素爆発が	
発生した場合に水素爆発の発生により気相中に移行する	発生した場合に水素爆発の発生により気相中に移行する	
放射性物質を,これらの機器に接続する塔槽類廃ガス処	放射性物質を,これらの機器に接続する塔槽類廃ガス処理	
理設備の隔離弁を閉止し、塔槽類廃ガス処理設備の流路	設備の隔離弁を閉止し,塔槽類廃ガス処理設備の流路を遮	
を遮断することで、「水素爆発」の発生を仮定する機器か	断することで、水素爆発の発生を仮定する対象機器からの	
らの排気をセルに導出するために必要な重大事故等対処	排気をセルに導出するために必要な重大事故等対処設備	
設備として、セルへの導出経路を構築するための代替換	として、代替換気設備のセルへの導出経路の構築をするた	
気設備を設ける設計とする。	めに必要な設備を設ける設計とする。	
「水素爆発」の発生を仮定する機器において水素爆発	「水素爆発」の発生を仮定する機器において水素爆発が	
が発生した場合に「水素爆発」の発生を仮定する機器か	発生した場合に、「水素爆発」の発生を仮定する機器から	
らセルに導出された放射性エアロゾルを除去し、主排気	セルに導出された放射性エアロゾルを除去し,主排気筒を	
筒を介して大気中に管理しながら放出するために必要な	介して大気中に管理しながら放出するために必要な重大	
重大事故等対処設備として、導出先セルから主排気筒ま	事故等対処設備として,代替換気設備の代替セル排気系に	
での放出経路を構築するための代替換気設備を設ける設	よる対応をするために必要な設備を設ける設計とする。	
計とする。		
	上記の代替安全圧縮空気系及び代替換気設備は,「4.3	
	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」に	
	示す状態と重畳した場合においても必要な機能を発揮す	
	る設計とする。	
	なお、代替安全圧縮空気系の設計については「2. 代替	
	安全圧縮空気系の基本方針」に、代替換気設備の設計につ	
	いては「VI-1-6-2 代替換気設備に関する説明書	
	2. 基本方針」に示す。	
	1.3 水素爆発への対処時の内部流体の条件について	
	1.3.1 内部流体の温度条件	
	「水素爆発」の発生を仮定する機器の内部及び「水素爆	
	発」の発生を仮定する機器から導出先セルまでの系統で凝した。	
	縮器までの範囲の内部流体温度は、水素爆発に伴うガスの 刺鼻が変体を構成する影響を表現際 カスズ 地間になる 東京は にも	
	熱量が系統を構成する配管及び機器に伝わる速度は、圧力があるに対して経過できることが表えるといる。「冷却」	
	波の伝播に比べて緩慢であることを踏まえた上で、「冷却」	
	機能の喪失による蒸発乾固」との同時発生を考慮し,「VI	

ー1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 1.3.1 内部流体の温度条件」に基づき 130℃とする。 凝縮器から導出先セルまでの範囲及び導出先セル以降の主排気筒までの範囲の内部流体温度は、「冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関するが思ます。2.1 内部流体の温度名件、区	
条件」に基づき 130℃とする。 凝縮器から導出先セルまでの範囲及び導出先セル以降 の主排気筒までの範囲の内部流体温度は、「冷却機能の喪 失による蒸発乾固」との同時発生を考慮し、「VI-1-1 -2-2 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するた	
凝縮器から導出先セルまでの範囲及び導出先セル以降の主排気筒までの範囲の内部流体温度は、「冷却機能の喪失による蒸発乾固」との同時発生を考慮し、「VI-1-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するた	
の主排気筒までの範囲の内部流体温度は,「冷却機能の喪失による蒸発乾固」との同時発生を考慮し,「VI-1-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するた	
失による蒸発乾固」との同時発生を考慮し、「 $VI-1-1$ -2-2 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するた	
-2-2 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するた	
よの制度に関する説明書 101 中初次はの月底を座して	
めの設備に関する説明書 1.3.1 内部流体の温度条件」に	
基づき 50℃とする。	
「水素爆発」の発生を仮定する機器に圧縮空気を供給す	
る系統については、可搬型空気圧縮機から空気を 50℃以	
下で供給する設計とするため、50℃とする。ただし、「水	
素爆発」の発生を仮定する機器内部の系統については、機	
器内の温度条件を 130℃としていることから, 130℃とす	
る。	
上記を基に水素爆発への対処時の各系統の温度条件を	
以下に示す。	
る系統	
「水素爆発」の発生を想定する機器外	
· · · · · · ·	
7 7 100 -	
凝縮器下流:50℃	
・「水素爆発」の発生を仮定する機器:130℃	
139 内郊海休の圧力冬州	
	めの設備に関する説明書 1.3.1 内部流体の温度条件」に基づき50℃とする。 「水素爆発」の発生を仮定する機器に圧縮空気を供給する系統については、可搬型空気圧縮機から空気を50℃以下で供給する設計とするため、50℃とする。ただし、「水素爆発」の発生を仮定する機器内部の系統については、機器内の温度条件を130℃としていることから、130℃とする。 上記を基に水素爆発への対処時の各系統の温度条件を以下に示す。 ・「水素爆発」の発生を仮定する機器に圧縮空気を供給する系統 「水素爆発」の発生を想定する機器内 :50℃ 「水素爆発」の発生を想定する機器内 :130℃ ・「水素爆発」の発生を想定する機器内 :130℃ ・「水素爆発」の発生ををしまする機器内 :130℃ ・「水素爆発」の発生ををしまする機器から導出先をしまでの系統

基本設計方針	添付書類 Ⅲ-2	備考
	爆発」を仮定する機器へ圧縮空気を供給する系統について	
	は,通常運転時における安全圧縮空気系の水素掃気用空気	
	貯槽の最高使用圧力が0.97MPaであることから,0.97MPaと	
	する。減圧により確実に一定未満の圧力で運用する場合	
	は、減圧後の圧力とする。	
	圧縮空気自動供給ユニット,機器圧縮空気自動供給ユニ	
	ット又は圧縮空気手動供給ユニットから「水素爆発」の発	
	生を仮定する機器へ圧縮空気を供給する系統のうち,ボン	
	べから減圧弁までについては、ボンベの空気の充填圧力を	
	もとに14.7MPaとする。減圧弁及び安全弁により確実に	
	0.97MPaに減圧した下流側については, 0.97MPaとする。	
	「水素爆発」の発生を仮定する機器から導出先セルまで	
	の系統については、機器の気相部における水素濃度ドライ	
	換算12vol%で爆燃が発生した場合による圧力上昇を考慮	
	し、0.5MPaとする。また、「水素爆発」の発生を仮定する	
	機器の貯液部の内部流体圧力は, 0.5MPaに水頭圧を加算し	
	た値とする。	
	導出先セルから排気までの系統については,可搬型排風	
	機の最大静圧を考慮し-4.7kPaとする。	
	上記を基に水素爆発への対処時の各系統の圧力条件を	
	以下に示す。	
	・圧縮空気を供給する系統	
	圧縮空気自動供給貯槽及び可搬型空気圧縮機から圧	
	縮空気を供給する系統:0.97MPa	
	圧縮空気自動供給ユニット,機器圧縮空気自動供給ユ	
	ニット,圧縮空気手動供給ユニット	
	ボンベから減圧弁まで:14.7MPa	
	減圧弁から圧縮空気貯槽及び可搬型空気圧縮機か	
	ら圧縮空気を供給する系統まで:0.97MPa	
	・「水素爆発」の発生を仮定する対象機器から導出先セル	
	までの系統: 0.5MPa	
	・導出先セルから排気までの系統:-4.7kPa	

基本設計方針	添付書類 Ⅲ-2	備考
	・「水素爆発」の発生を仮定する機器	
	機器気相部:0.5MPa	
	機器貯液部:0.5MPa+水頭圧	
	1.3.3 内部流体の湿度条件	
	内部流体の湿度100%とする。	
第2章 個別項目	2. 代替安全圧縮空気系の基本方針	
7 その他再処理設備の附属施設	2.1 概要	
7.1 動力装置及び非常用動力装置	本章は、代替安全圧縮空気系の基本方針並びに代替安全圧	
7.1.2 圧縮空気設備	縮空気系及び関連設備の系統設計方針について説明する	
7.1.2.3 代替安全圧縮空気系	ものである。	
7.1.2.3.1 代替安全圧縮空気系の基本的な設計		
	2.2 基本方針	
代替安全圧縮空気系は,放射線分解により発生する水素	代替安全圧縮空気系は、水素爆発を未然に防止するため	
による爆発(以下 7.1.2.3 では「水素爆発」という。)を		
未然に防止するための空気の供給に使用する設備及び水		
素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する認		
備で構成する。		
安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合におい		
て、「水素爆発」の発生を仮定する機器に圧縮空気を供給		
し、水素爆発の発生を未然に防止するために必要な、水素		
爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備		
を設ける設計とする。	を設ける設計とする。	
水素爆発を未然に防止するための対策が機能しなかっ		
た場合に備え、「水素爆発」の発生を仮定する機器に水素		
爆発を未然に防止するための対策に使用する系統とは異		
なる系統から圧縮空気を供給し、水素爆発が続けて生じる	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
おそれがない状態を維持するために必要な、水素爆発の再		
発を防止するための空気の供給に使用する設備を設ける		
設計とする。	設計とする。	
代替安全圧縮空気系は、圧縮空気自動供給貯槽、圧縮空		
気自動供給ユニット,機器圧縮空気自動供給ユニット,豆	「   気自動供給ユニット,機器圧縮空気自動供給ユニット,可	

基本設計方針	添付書類 Ⅲ-2	
搬型空気圧縮機、可搬型建屋外ホース、可搬型建屋内ホー	搬型空気圧縮機、可搬型建屋外ホース、可搬型建屋内ホー	NIM A
ス、水素爆発を未然に防止するために「水素爆発」を仮定		
する機器に圧縮空気を供給する安全圧縮空気系の水素掃		
気系の恒設の主配管(以下 7.1.2.3 では「水素掃気配管・	気系の恒設の主配管 (以下「水素掃気配管・弁」という。),	
弁」という。), 水素爆発を未然に防止するため又は水素爆	水素爆発を未然に防止するため又は水素爆発の再発を防	
発の再発を防止するために「水素爆発」を仮定する機器に	止するために「水素爆発」を仮定する機器に圧縮空気を供	
圧縮空気を供給する安全圧縮空気系の水素掃気系以外の	給する安全圧縮空気系の水素掃気系以外の恒設の主配管	
恒設の主配管等(以下 7.1.2.3 では「機器圧縮空気供給配	等(以下「機器圧縮空気供給配管・弁」という。),可搬型	
管・弁」という。), 可搬型建屋外ホースから水素掃気配管・	建屋外ホースから水素掃気配管・弁又は機器圧縮空気供給	
弁又は機器圧縮空気供給配管・弁まで圧縮空気を中継する	配管・弁まで圧縮空気を中継するために使用する恒設の主	
ために使用する恒設の主配管(以下 7.1.2.3 では「建屋内	配管(以下「建屋内空気中継配管」という。)及び圧縮空気	
空気中継配管」という。)及び圧縮空気手動供給ユニット	手動供給ユニット並びに設計基準対象の施設と兼用する	
並びに設計基準対象の施設と兼用する「水素爆発」の発生	「水素爆発」の発生を仮定する機器で構成する。	
を仮定する機器で構成する。		
$(12/25), (13/25), (14/25), (16/25), (17/25) \sim$		
安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合の重大		
事故等対処設備として、代替安全圧縮空気系の他、補器駆		
動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリ並		
びに計測制御設備の可搬型圧縮空気自動供給貯槽圧力計,		
可搬型圧縮空気自動供給ユニット圧力計,可搬型機器圧縮		
空気自動供給ユニット圧力計,可搬型貯槽掃気圧縮空気流		
量計、可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計、可搬型かくは		
ん系統圧縮空気圧力計、可搬型セル導出ユニット流量計、		
可搬型水素濃度計及び可搬型貯槽温度計及び可搬型圧縮		
空気手動供給ユニット接続系統圧力計を使用する設計と		
する。なお、補器駆動用燃料補給設備については、第2章		
個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補器駆動用		
燃料補給設備」に、計測制御設備については第2章 個別		
項目の「4.1 計測制御設備」に示す。		

基本設計方針	添付書類 Ⅲ-2	備考
	2.3 代替安全圧縮空気系及び関連設備の系統設計方針	
	2.3.1 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使	
	用する設備	
	安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合は,発生	
	防止対策として,屋外に可搬型空気圧縮機を設置し,可搬	
	型建屋外ホースを敷設するとともに,屋内に可搬型建屋内	
	ホースを敷設し,可搬型建屋内ホースを,安全機能を有す	
	る施設の安全圧縮空気系の水素掃気配管・弁の接続口又は	
	機器圧縮空気供給配管・弁に接続する。この際、分離建屋、	
	精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベ	
	ル廃液ガラス固化建屋においては、機器圧縮空気供給配	
	管・弁の接続口までの系統構成に当たって, 可搬型建屋内	
	ホースのほか,常設の建屋内の圧縮空気供給用の配管であ	
	る建屋内空気中継配管を使用する。その後、可搬型空気圧	
	縮機に附属する弁を開放し、水素掃気を実施する。	
	可搬型空気圧縮機からの圧縮空気の供給開始前にドラ	
	イ換算で水素濃度8vo1% (以下「未然防止濃度」という。)	
	に至る可能性のある「水素爆発」の発生を仮定する機器に	
	おいては、機器内の気相部の水素濃度を未然防止濃度未満	
	に維持するため、分離建屋、精製建屋及びウラン・プルト	
	ニウム混合脱硝建屋に設置する圧縮空気自動供給系から	
	圧縮空気を自動供給する。	
	未沸騰状態においては,圧縮空気自動供給系の圧縮空気	
	自動供給貯槽,圧縮空気自動供給ユニットから未然防止濃	
	度未満に維持するために十分な量の圧縮空気を供給する。	
	その後, 圧縮空気の供給源を機器圧縮空気自動供給ユニッ	
	トに切り替えることで,水素発生量の不確かさを考慮して	
	も未然防止濃度未満に維持するために十分な量の圧縮空	
	気を供給する。	
	可搬型空気圧縮機からの圧縮空気の供給は,設計掃気量	
	相当とし、水素濃度の増加を見込んでも、機器内の気相部	
	の水素濃度を可燃限界濃度未満に維持する。	

基本設計方針	添付書類 Ⅲ-2	備考
	系統概要図を第2-1図に示す。	
(a) (1.10a)		
2 (14/25) \( \)	2.3.1.1 代替安全圧縮空気系	
代替安全圧縮空気系は、可搬型空気圧縮機と水素掃気配	代替安全圧縮空気系は、可搬型空気圧縮機と水素掃気配	
管・弁又は機器圧縮空気供給配管・弁を可搬型建屋外ホー	管・弁又は機器圧縮空気供給配管・弁を可搬型建屋外ホー	
ス、可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で、可搬型	ス,可搬型建屋内ホース及び建屋内空気中継配管を用いて	
空気圧縮機を運転することで、「水素爆発」の発生を仮定	接続した上で、可搬型空気圧縮機を運転することで、「水	
する機器へ圧縮空気を供給し,水素濃度を可燃限界濃度未	素爆発」の発生を仮定する機器へ圧縮空気を供給し、水素	
満に維持できる設計とする。	濃度を可燃限界濃度未満に維持できる設計とする。	
代替安全圧縮空気系は,圧縮空気設備の安全圧縮空気系	代替安全圧縮空気系は、圧縮空気設備の安全圧縮空気系	
の水素掃気機能が喪失し,系統内の圧力が低下した場合,	の水素掃気機能が喪失し、系統内の圧力が低下した場合、	
溶液の性状ごとに水素掃気機能喪失から重大事故等対策	溶液の性状ごとに水素掃気機能喪失から重大事故等対策	
の準備に使用することができる時間が短い分離建屋,精製	の準備に使用することができる時間が短い分離建屋,精製	
建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素掃気配	建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素掃気配	
管・弁に圧縮空気自動供給貯槽及び圧縮空気自動供給ユニ	管・弁に圧縮空気自動供給貯槽及び圧縮空気自動供給ユニ	
ットから機器圧縮空気自動供給ユニットに切り替えるま	ットから機器圧縮空気自動供給ユニットに切り替えるま	
での間,自動で水素燃焼時においても貯槽等に影響を与え	での間,自動で未然防止濃度未満を維持するために必要な	
ないドライ換算 8vo1%(以下 7.1.2.3 では「未然防止濃	圧縮空気を供給できる設計とする。	
度」という。)未満を維持するために必要な圧縮空気を供		
給できる設計とする。		
代替安全圧縮空気系は、水素発生量の増加が想定される	代替安全圧縮空気系は,水素発生量の増加が想定される	
時間の前に,圧縮空気自動供給貯槽及び圧縮空気自動供給	時間の前に,圧縮空気自動供給貯槽及び圧縮空気自動供給	
ユニットから機器圧縮空気自動供給ユニットへの切り替	ユニットから機器圧縮空気自動供給ユニットへの切り替	
えを行い,可搬型空気圧縮機により圧縮空気を供給するま	えを行い,可搬型空気圧縮機により圧縮空気を供給するま	
での間,未然防止濃度に維持するために十分な量の圧縮空	での間,未然防止濃度に維持するために十分な量の圧縮空	
気を供給できる設計とする。	気を供給できる設計とする。	
代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給系は,安全圧縮	代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給系は,安全圧縮	
空気系の配管の内圧が所定の圧力(約 0.7MPa[gage])を	空気系の配管の内圧が所定の圧力(約 0.7MPa[gage])を	
下回った場合に、自動で圧縮空気を供給する設計とする。	下回った場合に、自動で圧縮空気を供給する設計とする。	
代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動供給ユニットに	代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動供給ユニットに	

切り替えるまでの間,未然防止濃度未満を維持するために

必要な流量を確保する設計とする。

切り替えるまでの間、未然防止濃度未満を維持するために

基本設計方針	添付書類 Ⅲ-2	備考
必要な流量を確保する設計とする。		
代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機からの空気の	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機からの空気の	
供給開始前に未然防止濃度に至る可能性のある「水素爆	供給開始前に未然防止濃度に至る可能性のある「水素爆	
発」の発生を仮定する機器に対して, 代替安全圧縮空気系	発」の発生を仮定する機器に対して, 代替安全圧縮空気系	
の機器圧縮空気自動供給ユニットを設置する設計とする。	の機器圧縮空気自動供給ユニットを設置する設計とする。	
機器圧縮空気自動供給ユニットは、圧縮空気自動供給貯槽	機器圧縮空気自動供給ユニットは,圧縮空気自動供給貯槽	
及び圧縮空気自動供給ユニットよりも貯槽等に近い代替	及び圧縮空気自動供給ユニットよりも「水素爆発」の発生	
安全圧縮空気系の水素掃気配管・弁に設置し、圧縮空気を	を仮定する機器に近い代替安全圧縮空気系の水素掃気配	
供給できる設計とする。	管・弁に設置し、圧縮空気を供給できる設計とする。	
代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動供給ユニット	代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動供給ユニット	
は、安全圧縮空気系の配管の内圧が所定の圧力(約0.4M	は,安全圧縮空気系の配管の内圧が所定の圧力(約	
Pa[gage])を下回った場合に自動で圧縮空気を供給する	0.4MPa[gage])を下回った場合に自動で圧縮空気を供給す	
設計とする。	る設計とする。	
代替安全圧縮空気系は,代替安全圧縮空気系の機器圧縮	代替安全圧縮空気系は,代替安全圧縮空気系の機器圧縮	
空気自動供給ユニットの作動が遅延することにより, 貯槽	空気自動供給ユニットの作動が遅延することにより,機器	
等の水素濃度を未然防止濃度未満に維持するための機能	の水素濃度を未然防止濃度未満に維持するための機能に	
に悪影響を及ぼすことがないよう,代替安全圧縮空気系の	悪影響を及ぼすことがないよう,代替安全圧縮空気系の圧	
圧縮空気自動供給貯槽及び圧縮空気自動供給ユニットを	縮空気自動供給貯槽及び圧縮空気自動供給ユニットを隔	
隔離することにより機器圧縮空気自動供給ユニットから	離することにより機器圧縮空気自動供給ユニットから圧	
圧縮空気の供給を開始できる設計とする。可搬型空気圧縮	縮空気の供給を開始できる設計とする。可搬型空気圧縮機	
機に切り替えるまでの間,未然防止濃度未満を維持するた	に切り替えるまでの間,未然防止濃度未満を維持するため	
めに必要な量を確保する設計とする。	に必要な量を確保する設計とする。	
3(14/25), (15/25)		
代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機からの空気の		
供給開始前に未然防止濃度に至る可能性のある「水素爆		
発」の発生を仮定する機器に対して、圧縮空気手動供給ユ		
ニットを設置する設計とする。代替安全圧縮空気系の圧縮		
空気手動供給ユニットは,発生防止対策とは異なる機器圧		
縮空気供給配管・弁に設置し,圧縮空気を供給できる設計		
とする。		

- / ~。 代替安全圧縮空気系の圧縮空気手動供給ユニットは,代

基本設計方針	添付書類 Ⅲ-2	備考
替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管・弁へ手動によ		
り速やかに接続できる設計とする。		
代替安全圧縮空気系の圧縮空気手動供給ユニットは、代		
替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機に切り替えるまで		
■の間, 貯槽等内の水素濃度を未然防止濃度未満に維持する		
ために必要な量の圧縮空気を供給できる設計とする。		
代替安全圧縮空気系は、発生防止対策が機能しない場合		
に備え,圧縮空気手動供給ユニットにより圧縮空気を供給		
┃し,機器内の水素濃度を未然防止濃度未満に維持している┃		
期間中に,発生防止対策で敷設する代替安全圧縮空気系の		
可搬型建屋外ホース,可搬型建屋外ホースの下流側に,機		
器に圧縮空気を供給するための建屋内空気中継配管及び		
可搬型建屋内ホースを設置し,可搬型建屋内ホースと機器		
圧縮空気供給配管・弁を接続した上で、代替安全圧縮空気		
系の機器圧縮空気供給配管・弁に圧縮空気を供給できる設		
計とする。	the black of a market of the m	
代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は軽油を燃料 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1		
とし、対処のために必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
備から補給が可能な設計とする。	備から補給が可能な設計とする。	
代替安全圧縮空気系の建屋内空気中継配管は、常設の建		
屋内の圧縮空気供給用の配管であり、可搬型建屋外ホース		
の接続口から、「水素爆発」の発生を仮定する機器に圧縮	の接続口から、「水素爆発」の発生を仮定する機器に圧縮	
空気を供給するための接続口を設置する部屋まで圧縮空	空気を供給するための接続口を設置する部屋まで圧縮空	
気を分配する設計とする。	気を分配する設計とする。	
	また、技術基準規則第36条に適合するための設計方針	
	については「VI-1-1-4-1 重大事故等対処設備が 使用されて多供の下におけては合性に関する説明書	
	使用される条件の下における健全性に関する説明書	
	8.6.2 圧縮空気設備」に示す。 設備は以下のとおりである。	
	設備は以下のとおりである。   (1) 常設重大事故等対処設備	
	<ul><li>・主配管等(水素掃気配管・弁,機器圧縮空気供給配管・</li></ul>	
	+ 主配官等(水系帶风配官·井,機器圧補至风供和配官· 弁,建屋内空気中継配管)	
	一 开,程序产品工作性的目/	

・圧縮空気自動供給コニット   ・	基本設計方針	添付書類 Ⅲ-2	備考
- 機器圧縮空気自動供給ユニット - 「水素爆発」の発生を仮定する機器(第2-1表) (2) 可搬型電大事故等対処設備 - 可搬型空気圧縮機 - 可搬型建屋外ホース - 可搬型建屋外ホース - 可搬型建屋外ホース - 可搬型建屋内ホース - 可搬型建屋外ホース - 可搬型空気圧縮機 - 可搬型空気圧縮機 - 可搬型空気圧縮機 - 可搬型空気圧縮機 - 可搬型空気圧縮機 - 可搬型空気圧縮機 - 可搬型空気圧縮機で使用する軽 - 補機駆動用燃料補給設備 (代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機で使用する軽 - 補機駆動用燃料補給設備の設計方針については、「VI - 8-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する - 前機型水素掃気系統圧縮空気圧力計,可搬型機器圧縮 - 空気自動供給ユニット圧力計,可搬型計構局気圧縮空気流 - 最計、可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計,可搬型がくは - 人系統圧縮空気圧力計,可搬型やは連出ユニット流量計。 - 可搬型水素濃度計及び可搬型貯槽温度計及び可搬型圧縮 - 空気手動供給ユニット接続系統圧力計を使用する設計と - で流し、以下のとおりである。 (1) 常設重大事故等対処設備 - 第1軽油貯槽 - 第1軽油貯槽 - 第1軽油貯槽 - 第1軽油貯槽 - (2) 可搬型重大事故等対処設備 - 第1軽油貯槽 - (2) 可搬型重大事故等対処設備 - 軽油用クンクローリ - 2.3.1.3 計測制御設備 - 軽油用クンクローリ - 2.3.1.3 計測制御設備 - 軽油用クンのに - 第1軽油貯槽 - 2.3.1.3 計測制御設備 - 2.3.1.3 計測制御設備 - 2.3.1.3 計測制御設備 - 2.3.1.3 計測制御設備 - 第1を油貯槽 - 2.3.1.3 計測制御設備			
□ (7/25)から 安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合の重大事故等対処設備・可搬型建屋内ホース 可搬型建屋内ホース 可搬型建屋内ホース の 3.1.2 補機駆動用燃料補給設備 (7 管安全圧縮空気系の他、補器駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリ並びに計測制御設備の可搬型圧縮空気自動供給ユニット圧力計、可搬型機器圧縮空気自動供給ユニット圧力計、可搬型機器圧縮空気自動供給ユニット圧力計、可搬型機器圧縮空気自動供給ユニット圧力計、可搬型機器圧縮空気自動供給ユニット圧力計、可搬型機器圧流量計、可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計、可搬型機器圧流電量計、可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計、可搬型水支脂分ので成、第2 定職に、以下のとおりである。 (1) 常設重大事故等対処設備・第軽油計構設 第2 章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.11 補器駆動用燃料補給設備」に、計測制御設備にいては、第2 章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補器駆動用燃料補給設備。 「整型重大事故等対処設備・・軽油用タンクローリ 2.3.1.3 計測制御設備 ・軽油用タンクローリ 2.3.1.3 計測制御設備 か射線分解により発生する水素による爆発を未然に防止するための空気の供給を実施する際に以下の計測で使用する。			
(2) 可搬型重大事故等対処設備 ・可搬型全気圧縮機 ・可搬型全屋外ホース ・可搬型建屋内ホース ・可搬型建屋内ホース ・可搬型建屋内ホース ・可搬型建屋内ホース ・ で安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合の重大 事故等対処設備として、代替安全圧縮空気系の他、補器駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリ並 びに計測制御設備の可搬型圧縮空気自動供給計構圧力計,可搬型機器圧縮空気自動供給ユニット圧力計,可搬型機器圧縮空気自動供給ユニット圧力計,可搬型機器圧縮空気自動供給ユニット圧力計,可搬型機器圧縮空気前動供給コニット圧力計,可搬型機器圧縮空気流量計,可搬型水素濃度計及必可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計,可搬型水素濃度計及び可搬型貯槽温度計及び可搬型に流量計、可搬型水素濃度計及び可搬型貯槽温度計及び可搬型圧縮空気流力計、可搬型水素濃度計及び可搬型貯槽温度計及び可搬型所で表達計、可搬型水素濃度計及び可搬型所でで開始上に を気手動供給ユニット接続系統圧力計を使用する設計とする。なお、補器駆動用燃料補給設備については、第2章個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補器駆動用燃料補給設備 ・・第1軽油貯槽 ・・第1を組貯槽 ・・第2を組貯槽 ・・第2を配削が上に対しまするを表別を開けするを表別を開けするを表別を開けするを表別を開けするを表別を開けするを表別を開けするを表別を開けするを表別を開けますますを表別を開けますを表別を開けますを表別を開けますを表別を開けますを表別を開けますを表別を開けますを表別を開けますを表別を開けますを表別を開けますを表別を開けますを表別を開けますを表別を開けますを表別を開けますを表別を表別を開けますを表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を		7,7,111	
□①(7/25)から 安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替安全圧縮空気系の他、補器駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリ並びに計測制御設備の可搬型圧縮空気自動供給貯槽圧力計、可搬型圧縮空気自動供給貯槽圧力計、可搬型圧縮空気自動供給料理工施空気度動供給ユニット圧力計、可搬型除機圧縮空気流流量計、可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計、可搬型所槽掃気圧縮空気流流量計、可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計、可搬型外標構等気に流流流流量計、可搬型水素濃度計及び可搬型圧指温度計及び可搬型上指温度計及び可搬型上指温度計及び可搬型上指温度計及で可搬型上指型、以下のとおりである。(1)常設重大事故等対処設備(第3単本計)で第2軽油貯槽等である。なお、補器駆動用燃料補給設備については、第2章個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補器駆動用燃料補給設備については、第2章個別項目の「4.1 計測制御設備については第2章個別項目の「4.1 計測制御設備については第2章個別項目の「4.1 計測制御設備については第2章個別項目の「4.1 計測制御設備については第2章個別項目の「4.1 計測制御設備については第2章個別項目の「4.1 計測制御設備」に示す。			
□ (7/25)から 安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合の重大 事故等対処設備として、代替安全圧縮空気系の他、補器駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリ並 びに計測制御設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリ並 びに計測制御設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリ並 びに計測制御設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリ並 びに計測制御設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリ並 びに計測制御設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリ並 がに計測制御設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリ並 がに計測制御設備の軽油貯槽を受気に力計、可搬型機器圧縮 空気自動供給ユニット圧力計、可搬型時槽掃気圧縮空気流 量計、可搬型水素湯気系統圧縮空気圧力計、可搬型片域に係る設計方針」に 示す。 設備は、以下のとおりである。 (1) 常設重大事故等対処設備 ・第1軽油貯槽 空気手動供給ユニット接続系統圧力計を使用する設計と する。なお、補器駆動用燃料補給設備については、第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補器駆動用 燃料補給設備」に、計測制御設備については第2章 個別 項目の「4.1 計測制御設備については第2章 個別 項目の「4.1 計測制御設備については第2章 個別 項目の「4.1 計測制御設備」に示す。			
□①(7/25)から  安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替安全圧縮空気系の他、補器駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリ並びに計測制御設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリ並びに計測制御設備の可搬型圧縮空気自動供給カニット圧力計、可搬型機器圧縮空気自動供給ユニット圧力計、可搬型機器圧縮空気直動供給ユニット圧力計、可搬型財槽局気圧縮空気流量計、可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計、可搬型かくは、人系統圧縮空気圧力計、可搬型よと、違計、可搬型水素濃度計及び可搬型圧構温度計及び可搬型圧縮空気流力、変に上の計、可搬型が大きが、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、			
□ (7/25)から 安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合の重大 事故等対処設備として、代替安全圧縮空気系の他、補器駆 動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリ並 びに計測制御設備の可搬型圧縮空気自動供給貯槽圧力計、 可搬型圧縮空気自動供給ユニット圧力計、可搬型機器圧縮 空気自動供給ユニット圧力計、可搬型機器圧縮空気流 量計、可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計、可搬型かくは ル系統圧縮空気圧力計、可搬型セル導出ユニット流量計、 可搬型水素濃度計及び可搬型貯槽温度計及び可搬型圧縮 空気手動供給ユニット接続系統圧力計を使用する設計と する。なお、補器駆動用燃料補給設備にいいては、第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補器駆動用 燃料補給設備」に、計測制御設備については第2章 個別 項目の「4.1 計測制御設備については第2章 個別 域対線分解により発生する水素による爆発を未然に防止するための空気の供給を実施する際に以下の計測で使用する。		* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	
安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替安全圧縮空気系の他、補器駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリ並びに計測制御設備の可搬型圧縮空気自動供給貯槽圧力計、可搬型圧縮空気自動供給ニニット圧力計、可搬型機器圧縮空気直動供給ユニット圧力計、可搬型機器圧縮空気流量計、可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計、可搬型かはん系統圧縮空気圧力計、可搬型セル導出ユニット流量計、可搬型水素濃度計及び可搬型貯槽温度計及び可搬型圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力計を使用する設計とする。なお、補器駆動用燃料補給設備については、第2章個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1 補器駆動用燃料補給設備」の「7.1.1 補器駆動用燃料補給設備」に、計測制御設備については第2章個別項目の「4.1 計測制御設備については第2章個別項目の「4.1 計測制御設備については第2章個別項目の「4.1 計測制御設備」に示す。		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替安全圧縮空気系の他、補器駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリ並びに計測制御設備の可搬型圧縮空気自動供給貯槽圧力計、可搬型圧縮空気自動供給貯槽圧力計、可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計、可搬型機器圧縮空気自動供給ユニット圧力計、可搬型階槽掃気圧縮空気流量計、可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計、可搬型からは人系統圧縮空気圧力計、可搬型とル導出ユニット流量計、可搬型水素濃度計及び可搬型下槽温度計及び可搬型圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力計を使用する型圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力計を使用する型圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力計を使用する型計とする。なお、補器駆動用燃料補給設備については、第2章個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補器駆動用燃料補給設備」に、計測制御設備については第2章個別類目の「4.1 計測制御設備については第2章個別類目の「4.1 計測制御設備については第2章個別類目の「4.1 計測制御設備については第2章個別類目の「4.1 計測制御設備については第2章個別類計算を表表に防止するための空気の供給を実施する際に以下の計測で使用する。	(7/25) ty 6	   9 3 1 9   浦継販動田燃料補給部/備	
事故等対処設備として、代替安全圧縮空気系の他、補器駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリ並びに計測制御設備の可搬型圧縮空気自動供給財槽圧力計、可搬型機器圧縮空気自動供給ユニット圧力計、可搬型機器圧縮空気流量計、可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計、可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計、可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計、可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計、可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計、可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計、可搬型とル導出ユニット流量計、可搬型水素濃度計及び可搬型貯槽温度計及び可搬型圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力計を使用する設計とする。なお、補器駆動用燃料補給設備については、第2章個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補器駆動用燃料補給設備。で1、1.1.11 補器駆動用燃料補給設備。で1、1.1.11 補器駆動用燃料補給設備。か「7、1.1.11 有器駆動用燃料補給設備。か「7、1.1.11 有器駆動用燃料補給設備。か「7、1.1.11 有器駆動用燃料補給設備。なお、有器を対し設備では、前限型重大事故等対処設備を第1を指用タンクローリと、3.1.3 計測制御設備 放射線分解により発生する水素による爆発を未然に防止するための空気の供給を実施する際に以下の計測で使用する。			
動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリ並びに計測制御設備の可搬型圧縮空気自動供給貯槽圧力計,可搬型性縮空気自動供給中標工施空気流量計,可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計,可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計,可搬型セル導出ユニット流量計,可搬型水素濃度計及び可搬型性槽温度計及び可搬型圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力計を使用する設計とする。なお,補器駆動用燃料補給設備については,第2章個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補器駆動用燃料補給設備。中期と対理を表現である。「1) 「一多一1 一多一1 一多一1 一多一1 一多一1 一多一1 一多一1 一多一			
びに計測制御設備の可搬型圧縮空気自動供給貯槽圧力計、可搬型性縮空気自動供給ユニット圧力計、可搬型機器圧縮空気自動供給ユニット圧力計、可搬型機器圧縮空気度自動供給ユニット圧力計、可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計、可搬型かとはん系統圧縮空気圧力計、可搬型かとはん系統圧縮空気圧力計、可搬型かとはん系統圧縮空気圧力計、可搬型をル導出ユニット流量計、可搬型水素濃度計及び可搬型貯槽温度計及び可搬型圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力計を使用する設計とする。なお、補器駆動用燃料補給設備については、第2章個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補器駆動用燃料補給設備」に、計測制御設備については第2章 個別項目の「4.1 計測制御設備については第2章 個別項目の「4.1 計測制御設備にの可能を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を		= ///	
可搬型圧縮空気自動供給ユニット圧力計,可搬型機器圧縮空気自動供給ユニット圧力計,可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計,可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計,可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計,可搬型セル導出ユニット流量計,可搬型水素濃度計及び可搬型貯槽温度計及び可搬型圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力計を使用する設計とする。なお,補器駆動用燃料補給設備については,第2章個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補器駆動用燃料補給設備」に,計測制御設備については第2章 個別項目の「4.1 計測制御設備」に示す。  説明書 2.4 補機駆動用燃料補給設備に係る設計方針」に示す。 設備は、以下のとおりである。 (1) 常設重大事故等対処設備 ・第1軽油貯槽 ・第2軽油貯槽 (2) 可搬型重大事故等対処設備 ・軽油用タンクローリ 2.3.1.3 計測制御設備 放射線分解により発生する水素による爆発を未然に防止するための空気の供給を実施する際に以下の計測で使用する。			
空気自動供給ユニット圧力計,可搬型貯槽掃気圧縮空気流 量計,可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計,可搬型かくは ん系統圧縮空気圧力計,可搬型セル導出ユニット流量計, 可搬型水素濃度計及び可搬型貯槽温度計及び可搬型圧縮 空気手動供給ユニット接続系統圧力計を使用する設計と する。なお,補器駆動用燃料補給設備については,第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補器駆動用 燃料補給設備」に,計測制御設備については第2章 個別 項目の「4.1 計測制御設備については第2章 個別 項目の「4.1 計測制御設備」に示す。			
量計,可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計,可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計,可搬型セル導出ユニット流量計,可搬型水素濃度計及び可搬型圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力計を使用する設計とする。なお,補器駆動用燃料補給設備については,第2章個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補器駆動用燃料補給設備」に,計測制御設備については第2章 個別項目の「4.1 計測制御設備」に示す。			
ん系統圧縮空気圧力計,可搬型セル導出ユニット流量計, 可搬型水素濃度計及び可搬型貯槽温度計及び可搬型圧縮 空気手動供給ユニット接続系統圧力計を使用する設計と する。なお,補器駆動用燃料補給設備については,第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補器駆動用 燃料補給設備」に,計測制御設備については第2章 個別 項目の「4.1 計測制御設備」に示す。  (1) 常設重大事故等対処設備 ・第2軽油貯槽 (2) 可搬型重大事故等対処設備 ・軽油用タンクローリ 2.3.1.3 計測制御設備 放射線分解により発生する水素による爆発を未然に防止するための空気の供給を実施する際に以下の計測で使用する。		設備は、以下のとおりである。	
空気手動供給ユニット接続系統圧力計を使用する設計とする。なお、補器駆動用燃料補給設備については、第2章個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補器駆動用燃料補給設備」に、計測制御設備については第2章 個別項目の「4.1 計測制御設備」に示す。  ・第2軽油貯槽 (2) 可搬型重大事故等対処設備 ・軽油用タンクローリ 2.3.1.3 計測制御設備 放射線分解により発生する水素による爆発を未然に防止するための空気の供給を実施する際に以下の計測で使用する。		(1) 常設重大事故等対処設備	
する。なお、補器駆動用燃料補給設備については、第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補器駆動用 燃料補給設備」に、計測制御設備については第2章 個別 項目の「4.1 計測制御設備」に示す。 (2) 可搬型重大事故等対処設備 ・軽油用タンクローリ 2.3.1.3 計測制御設備 放射線分解により発生する水素による爆発を未然に防止するための空気の供給を実施する際に以下の計測で使用する。	可搬型水素濃度計及び可搬型貯槽温度計及び可搬型圧縮	・第1軽油貯槽	
個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補器駆動用 燃料補給設備」に、計測制御設備については第2章 個別 項目の「4.1 計測制御設備」に示す。 ・軽油用タンクローリ 2.3.1.3 計測制御設備 放射線分解により発生する水素による爆発を未然に防 止するための空気の供給を実施する際に以下の計測で使 用する。	空気手動供給ユニット接続系統圧力計を使用する設計と	・第2軽油貯槽	
燃料補給設備」に、計測制御設備については第2章 個別 項目の「4.1 計測制御設備」に示す。 2.3.1.3 計測制御設備 放射線分解により発生する水素による爆発を未然に防止するための空気の供給を実施する際に以下の計測で使用する。	する。なお,補器駆動用燃料補給設備については,第2章		
項目の「4.1 計測制御設備」に示す。 放射線分解により発生する水素による爆発を未然に防止するための空気の供給を実施する際に以下の計測で使用する。		,— · · · · · · ·	
止するための空気の供給を実施する際に以下の計測で使 用する。			
用する。	項目の「4.1 計測制御設備」に示す。		
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
II . II Wif TT に 自動性が外に無って II V V P TT に が PT V A T 1 7 1		,	
		・圧縮空気自動供給貯槽から圧縮空気が供給されている	
状態を把握するため,圧縮空気自動供給貯槽の圧力を		,	
計測する。			
・圧縮空気自動供給ユニットから圧縮空気が供給されて			
いる状態を把握するため,圧縮空気自動供給ユニット の圧力を計測する。			

基本設計方針	添付書類 Ⅲ-2	備考
	・機器圧縮空気自動供給ユニットから圧縮空気が供給さ	
	れている状態を把握するため、機器圧縮空気自動供給	
	ユニットの圧力を計測する。	
	・発生防止対策の成否判断及び水素掃気機能が維持され	
	ていることの監視に用いるため、機器に供給される圧	
	縮空気の流量を計測する。	
	・水素掃気用安全圧縮空気系へ圧縮空気が供給されてい	
	る状態を把握するため、水素掃気用安全圧縮空気系の	
	圧力を計測する。	
	・かくはん用安全圧縮空気系へ圧縮空気が供給されてい	
	る状態を把握するため、かくはん用安全圧縮空気系の	
	圧力を計測する。	
	・機器への圧縮空気供給の成否判断を把握するため、セル	
	導出ユニットの流量を計測する。	
	・機器内の気相部の水素濃度の監視のため,機器内の水素	
	濃度を計測する。	
	・機器内の溶液温度の監視のため、機器の温度を計測す	
	る。	
	計測制御設備の設計方針については,「 $VI-1-4-1$	
	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報	
	動作範囲に関する説明書 3.1.2 第47条に関わる計測装置	
	の構成」に示す。	
	設備は、以下のとおりである。	
	(1) 可搬型重大事故等対処設備	
	· 可搬型圧縮空気自動供給貯槽圧力計	
	・可搬型圧縮空気自動供給ユニット圧力計	
	・可搬型機器圧縮空気自動供給ユニット圧力計	
	• 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計	
	• 可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計	
	・可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計	
	・可搬型セル導出ユニット流量計	
	・可搬型水素濃度計	

基本設計方針	添付書類 Ⅲ-2	備考
	• 可搬型貯槽温度計	
	2.3.2 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 発生防止対策としての代替安全圧縮空気系による水素掃気が機能しなかった場合は,拡大防止対策として可搬型建屋内ホースを発生防止対策用の接続口とは異なる機器圧縮空気供給配管・弁に接続する。その後,可搬型空気圧縮機に附属する弁を開放し,水素掃気を実施する。可搬型空気圧縮機からの空気の供給開始前に未然防止濃度に至る可能性のある機器においては,圧縮空気手動供給ユニットを発生防止対策に用いる水素掃気配管・弁,機器圧縮空気供給配管・弁とは異なる機器圧縮空気供給配管・弁に接続し,圧縮空気を供給することで機器内の水素濃度を未然防止濃度未満に維持する。この期間中に,可搬型空気圧縮機からの圧縮空気の供給を行う。系統概要図を第2-2図に示す。	
②(9/25)から 代替安全圧縮空気系は、可搬型空気圧縮機と水素掃気配管・弁又は機器圧縮空気供給配管・弁を可搬型建屋外ホース、可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で、可搬型空気圧縮機を運転することで、「水素爆発」の発生を仮定する機器へ圧縮空気を供給し、水素濃度を可燃限界濃度未満に維持できる設計とする。	気供給配管・弁を可搬型建屋外ホース,可搬型建屋内ホース及び建屋内空気中継配管を用いて接続した上で,可搬型空気圧縮機を運転することで,「水素爆発」の発生を仮定	
③(10/25),(11/25)から 代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機からの空気の 供給開始前に未然防止濃度に至る可能性のある「水素爆発」の発生を仮定する機器に対して,圧縮空気手動供給ユニットを設置する設計とする。代替安全圧縮空気系の圧縮	供給開始前に未然防止濃度に至る可能性のある「水素爆発」の発生を仮定する機器に対して,圧縮空気手動供給ユ	

基本設計方針	添付書類 Ⅲ-2	備考
空気手動供給ユニットは,発生防止対策とは異なる機器圧	縮空気供給配管・弁に設置し、圧縮空気を供給できる設計	
縮空気供給配管・弁に設置し,圧縮空気を供給できる設計	とする。	
とする。		
代替安全圧縮空気系の圧縮空気手動供給ユニットは,代	代替安全圧縮空気系の圧縮空気手動供給ユニットは,代	
替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管・弁へ手動によ	替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管・弁へ手動によ	
り速やかに接続できる設計とする。	り速やかに接続できる設計とする。	
代替安全圧縮空気系の圧縮空気手動供給ユニットは,代	代替安全圧縮空気系の圧縮空気手動供給ユニットは,代	
替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機に切り替えるまで	替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機に切り替えるまで	
の間, 貯槽等内の水素濃度を未然防止濃度未満に維持する	の間,機器内の水素濃度を未然防止濃度未満に維持するた	
ために必要な量の圧縮空気を供給できる設計とする。	めに必要な量の圧縮空気を供給できる設計とする。	
代替安全圧縮空気系は,発生防止対策が機能しない場合	代替安全圧縮空気系は,発生防止対策が機能しない場合	
に備え,圧縮空気手動供給ユニットにより圧縮空気を供給	に備え,圧縮空気手動供給ユニットにより圧縮空気を供給	
し、機器内の水素濃度を未然防止濃度未満に維持している	し,機器内の水素濃度を未然防止濃度未満に維持している	
期間中に,発生防止対策で敷設する代替安全圧縮空気系の	期間中に,発生防止対策で敷設する代替安全圧縮空気系の	
可搬型建屋外ホース, 可搬型建屋外ホースの下流側に, 機	可搬型建屋外ホース,可搬型建屋外ホースの下流側に,機	
器に圧縮空気を供給するための建屋内空気中継配管及び	器に圧縮空気を供給するための建屋内空気中継配管及び	
可搬型建屋内ホースを設置し, 可搬型建屋内ホースと機器	可搬型建屋内ホースを設置し,可搬型建屋内ホースと機器	
圧縮空気供給配管・弁を接続した上で,代替安全圧縮空気	圧縮空気供給配管・弁を接続した上で、代替安全圧縮空気	
系の機器圧縮空気供給配管・弁に圧縮空気を供給できる設	系の機器圧縮空気供給配管・弁に圧縮空気を供給できる設	
計とする。	計とする。	
代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は軽油を燃料	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は軽油を燃料	
とし,対処のために必要な燃料は,補機駆動用燃料補給設	とし、対処のために必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設	
備から補給が可能な設計とする。	備から補給が可能な設計とする。	
代替安全圧縮空気系の建屋内空気中継配管は,常設の建	代替安全圧縮空気系の建屋内空気中継配管は,常設の建	
屋内の圧縮空気供給用の配管であり,可搬型建屋外ホース	屋内の圧縮空気供給用の配管であり,可搬型建屋外ホース	
の接続口から,「水素爆発」の発生を仮定する機器に圧縮	の接続口から,「水素爆発」の発生を仮定する機器に圧縮	
空気を供給するための接続口を設置する部屋まで圧縮空	空気を供給するための接続口を設置する部屋まで圧縮空	
気を分配する設計とする。	気を分配する設計とする。	
	また,技術基準規則第36条への適合性の設計については	
	「VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用され	
	る条件の下における健全性に関する説明書の「8.6.2 圧	

縮空気設備」に示す。

基本設計方針	添付書類 Ⅲ-2	備考
	設備は、以下のとおりである。	
	(1) 常設重大事故等対処設備	
	• 主配管(機器圧縮空気供給配管·弁, 建屋内空気中継配	
	管)	
	・圧縮空気手動供給ユニット	
	・「水素爆発」の発生を仮定する機器(第3-1表)	
	(2) 可搬型重大事故等対処設備	
	・可搬型空気圧縮機	
	・可搬型建屋外ホース	
	・可搬型建屋内ホース	
(7/95) to C		
①(7/25)から 安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合の重大		
女生圧縮空気系の水系描気機能が喪失した場合の重人   事故等対処設備として、代替安全圧縮空気系の他、補器駆		
事以寺別処設備として、八省女王圧楠至风宗の他、禰辞郷      動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリ並		
動用燃料補給設備の軽加別情及の軽加用ランテローテ亜     びに計測制御設備の可搬型圧縮空気自動供給貯槽圧力計,	1-8-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する	
可搬型圧縮空気自動供給ユニット圧力計,可搬型機器圧縮		
空気自動供給ユニット圧力計, 可搬型貯槽掃気圧縮空気流		
量計,可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計,可搬型かくは		
ん系統圧縮空気圧力計,可搬型セル導出ユニット流量計,		
可搬型水素濃度計及び可搬型貯槽温度計及び可搬型圧縮		
空気手動供給ユニット接続系統圧力計を使用する設計と		
する。なお、補器駆動用燃料補給設備については、第2章	(2) 可搬型重大事故等対処設備	
個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補器駆動	・軽油用タンクローリ	
用燃料補給設備」に、計測制御設備については第2章 個		
別項目の「4.1 計測制御設備」に示す。	2.3.2.3 計測制御設備	
	水素爆発の再発を防止するための空気の供給を実施す	
	る際に以下の計測で使用する。	
	・圧縮空気手動供給ユニット接続系統が健全であり、掃気	
	開始可能であるかの判断に用いるため、圧縮空気手動供	
	給ユニットの接続系統の圧力を計測する。	
	・拡大防止対策の開始判断, 拡大防止対策の成否判断及び	

基本設計方針	添付書類 Ⅲ-2	備考
	水素掃気機能が維持されていることの監視に用いるため、機器に供給される圧縮空気の流量を計測する。 ・かくはん用安全圧縮空気系へ圧縮空気が供給されている状態を把握するため、かくはん用安全圧縮空気系の圧力を計測する。 ・機器への圧縮空気供給の成否判断を把握するため、セル導出ユニットの流量を計測する。 ・機器内の気相部の水素濃度の監視のため、機器内の水素濃度を計測する。 ・機器内の溶液温度の監視のため、機器の温度を計測する。 ・機器内の溶液温度の監視のため、機器の温度を計測する。 ・機器内の溶液温度の監視のため、機器の温度を計測する。 ・機器内の溶液温度の監視のため、機器の温度を計測する。 は別制御設備の設計方針については、「VI-1-4-1計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書3.1.2第47条に関わる計測装置の構成」に示す。 設備は、以下のとおりである。 (1)可搬型重大事故等対処設備 ・可搬型圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力計・可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計・可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計・可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計・可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計・可搬型水素濃度計・可搬型水素濃度計・可搬型財槽温度計	
7.1.2.3.2 多様性,位置的分散 代替安全圧縮空気系の建屋内空気中継配管及び圧縮空 気手動供給ユニットは,共通要因によって安全圧縮空気系 と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう,分離す ることで,安全圧縮空気系に対して独立性を有する設計と する。 上記以外の代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対処 設備の機器圧縮空気供給配管・弁等は,可能な限り独立性		「VI-1-1-4-2 重 大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」において展開する。 (別紙 4-2 参照)

基本設計方針	添付書類 Ⅲ-2	備考
又は位置的分散を図った上で,想定される重大事故等が発		
生した場合における温度,放射線,荷重及びその他の使用		
条件において、その機能を確実に発揮できる設計とする。		
代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給系,機器圧縮空		
気自動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニットは,共		
通要因によって電気駆動の安全圧縮空気系の空気圧縮機		
と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう,動力を		
用いず機能する設計とすることで,空気圧縮機に対して多		
様性を有する設計とする。		
代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は,共通要因に		
よって電気駆動の安全圧縮空気系の空気圧縮機と,同時に		
その機能が損なわれるおそれがないよう,ディーゼル駆動		
とすることにより、空気圧縮機に対して多様性を有する設		
計とする。		
建屋外に敷設する代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧		
縮機は、共通要因によって安全圧縮空気系と同時にその機		
能が損なわれるおそれがないように,故障時バックアップ		
を含めて必要な数量を安全圧縮空気系が設置される建屋		
から 100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに		
保管するとともに、対処を行う建屋近傍に保管することで		
位置的分散を図る設計とする。		
代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型		
建屋外ホースは, 共通要因によって安全圧縮空気系と同時		
にその機能が損なわれるおそれがないように,故障時バッ		
クアップを含めて必要な数量を安全圧縮空気系が設置さ		
れる建屋から 100m以上の離隔距離を確保した外部保管		
エリアに保管するとともに、対処を行う建屋に保管するこ		
とで位置的分散を図る設計とする。対処を行う建屋内に保		
管する場合は安全圧縮空気系が設置される場所と異なる		
場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。		
建屋の外から空気を供給する代替安全圧縮空気系の可		
搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースと代替安全圧		

基本設計方針	添付書類 Ⅲ-2	備考
縮空気系の建屋内空気中継配管、水素掃気配管・弁等の常		
設重大事故等対処設備との接続口は,共通要因によって接		
続することができなくなることを防止するため、複数のア		
クセスルートを踏まえて自然現象, 人為事象及び故意によ		
る大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して前処理		
建屋,分離建屋,精製建屋,ウラン・プルトニウム混合脱		
硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内の適切に離隔		
した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計		
とする。また、溢水、化学薬品漏えい及び火災によって同		
時にその機能が損なわれるおそれがないよう,それぞれ互		
いに異なる複数の場所に設置する設計とする。		
一つの接続口で「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発		
生を仮定する機器への注水及び「水素爆発」の発生を仮定		
する機器への圧縮空気の供給のために兼用して使用する		
代替安全圧縮空気系の水素掃気配管・弁及び機器圧縮空気		
供給配管・弁は、それぞれの機能に必要な容量が確保でき		
る接続口を設ける設計とする。		
7.1.2.3.3 悪影響防止		
代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給貯槽,圧縮空気		
自動供給ユニット,機器圧縮空気自動供給ユニット及び圧		
縮空気手動供給ユニットは、弁等の操作や接続によって安		
全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事		
故等対処設備としての系統構成とすることにより,他の設		
備に悪影響を及ぼさない設計とする。		
代替安全圧縮空気系の建屋内空気中継配管,水素掃気配		
管・弁及び機器圧縮空気供給配管・弁は、重大事故等発生		
前(通常時)の離隔若しくは分離された状態から弁等の操		
作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成と		
することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とす		
る。		
代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は,回転体が飛		
散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない		

基本設計方針	添付書類 Ⅲ-2	備考
設計とする。	Mul 1 E /9X	VIII 3
屋外に保管する代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮		
機は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛		
等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設		
計とする。		
7.1.2.3.4 個数及び容量		
代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給系,機器圧縮空		
気自動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニットは、操		
作の時間を考慮し、必要な圧縮空気流量を確保するために		
必要な量の圧縮空気を有する設計とする。		
代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給系は、機器圧縮		
空気自動供給ユニットに切り替えるまでの間、貯槽等内の		
水素濃度を未然防止濃度未満を維持するために必要な流		
量を確保する設計とする。		
代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動供給ユニット		
は、可搬型空気圧縮機に切り替えるまでの間、貯槽等内の		
水素濃度を未然防止濃度未満を維持するために必要な量		
を確保する設計とする。		
代替安全圧縮空気系の圧縮空気手動供給ユニットは,可		
搬型空気圧縮機に切り替えるまでの間, 貯槽等内の水素濃		
度を未然防止濃度未満に維持するために必要な量の圧縮		
空気を供給できる設計とする。		
代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は、想定される		
重大事故等時において、「水素爆発」の発生を仮定する機		
器を可燃限界濃度未満に維持するために必要な圧縮空気		
供給量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並		
びに予備として故障時及び保守点検による待機除外時の		
バックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。		
代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は、同時に発生		
する可能性のある事故への対処を含めて、事象進展に応じ		
た使用の状態を踏まえた、必要な容量を確保した設計とす		
る。		

基本設計方針	添付書類 Ⅲ-2	備考
代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は,水素掃気機		
能の喪失及び冷却機能の喪失による蒸発乾固が同時に発		
生した場合においても,可燃限界濃度未満を維持するため		
に必要な量を確保した設計とする。		
代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は,「水素爆発」		
の発生を仮定する機器へ圧縮空気を供給するとともに,計		
装設備への圧縮空気を供給する場合に必要な圧縮空気供		
給量を有する設計とし、兼用できる設計とする。		
代替安全圧縮空気系の可搬型建屋外ホース及び可搬型		
建屋内ホースは、複数の敷設ルートで対処できるよう必要		
数を複数の敷設ルートに確保するとともに,建屋内に保管		
するホースについては予備を含めた個数を必要数として		
確保する設計とする。		
代替安全圧縮空気系は,安全圧縮空気系の水素掃気機能		
の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する水素爆発		
に対処することから,当該系統の範囲ごとに重大事故等へ		
の対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。		
7.1.2.3.5 環境条件等		
代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対処設備は、「水		
素爆発」の発生を仮定する機器の気相部における水素濃度		
ドライ換算 12 v o 1 %で爆燃が発生した場合による瞬間		
的に上昇する温度及び圧力の影響を考慮しても,重大事故		
等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。		
代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対処設備は,同時		
に発生するおそれがある冷却機能の喪失による蒸発乾固		
及び水素爆発による温度,圧力,湿度,放射線及び荷重に		
対して,重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設		
計とする。		
地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替安		
全圧縮空気系の常設重大事故等対処設備は,「9.2 重大事		
故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に		
対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事		

基本設計方針		備考
故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	MITEL M. L.	UIU 3
代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対処設備は、外部		
からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建		
屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高		
レベル廃液ガラス固化建屋に設置し、風(台風)等により		
重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とす		
る。		
代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対処設備及び常		
設重大事故等対処設備と可搬型重大事故等対処設備の接		
続口は, 溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し, 影響を		
受けない高さへの設置,被水防護及び被液防護する設計と		
する。		
代替安全圧縮空気系の水素掃気配管・弁及び機器圧縮空		
気供給配管・弁は、配管の全周破断に対して、適切な材料		
を使用することにより,漏えいした放射性物質を含む腐食		
性の液体(溶液,有機溶媒等)により重大事故等への対処		
に必要な機能を損なわない設計とする。		
代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型		
建屋外ホースは、屋内に保管する場合は、外部からの衝撃		
による損傷を防止できる前処理建屋,分離建屋,精製建屋,		
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋, 高レベル廃液ガラス		
固化建屋に保管し、風(台風)等により重大事故等への対		
処に必要な機能を損なわない設計とする。		
代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型		
建屋外ホースは、屋外に保管する場合は、風(台風)及び		
竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して		
転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。		
屋外に保管する代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮		
機は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻		
による風荷重を考慮し、必要により当該設備の転倒防止、		
固縛等の措置を講じて保管する設計とする。		
地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替安		

基本設計方針	添付書類 Ⅲ-2	備考
全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は,第1章 共通項目の		
「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とす		
る重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とす		
ることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない		
設計とする。		
代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は,溢水量及び		
化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保		
管、被水防護及び被液防護する設計とする。		
代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型		
建屋外ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、前処理		
建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱		
硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の内部発生飛散		
物の影響を受けない場所に保管することにより,重大事故		
等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。		
代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型		
建屋外ホースは、配管の全周破断に対して、漏えいした放		
射性物質を含む腐食性の液体(溶液,有機溶媒等)の影響		
を受けない位置に保管することにより,重大事故等への対		
処に必要な機能を損なわない設計とする。		
代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は,想定される		
重大事故等が発生した場合においても設置及び可搬型重		
大事故等対処設備との接続に支障がないように、線量率の		
高くなるおそれの少ない場所の選定により当該設備の設		
置場所で操作可能な設計とする。		
代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給系,機器圧縮空		
気自動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニットは,想		
定される重大事故等が発生した場合においても操作に支		
障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の		
選定又は当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当		
該設備の設置場所で操作可能な設計とする。		
7.1.2.3.6 操作性の確保		

基本設計方針	添付書類 Ⅲ-2	備考
代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機を接続する接		
続口は、コネクタ式に統一することにより、速やかに、か		
つ、確実に現場での接続が可能な設計とする。		
代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機,圧縮空気手動		
供給ユニット,可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホー		
スと代替安全圧縮空気系の建屋内空気中継配管,水素掃気		
配管・弁及び機器圧縮空気供給配管・弁との接続は、コネ		
クタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実		
に現場での接続が可能な設計とする。		
代替安全圧縮空気系の水素掃気配管・弁及び機器圧縮空		
気供給配管・弁は、通常時に使用する系統から速やかに切		
り替えることができるよう,系統に必要な弁等を設ける設		
計とし、それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機		
能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に		
速やかに切り替えられる設計とする。		
代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型		
建屋外ホースは、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の		
系統が相互に使用することができるよう,ホースは口径並		
びに内部流体の圧力及び温度に応じたコネクタ接続又は		
より簡便な接続方式を用いる設計とする。		
7.1.2.3.7 試験・検査		
代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機,圧縮空気自動		
供給系の圧縮空気自動供給ユニット,機器圧縮空気自動供		
給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニットは,通常時にお		
いて,重大事故等に対処するために必要な機能を確認する		
ため、独立して外観点検、員数確認、性能確認、分解点検		
等が可能な設計とするとともに、分解又は取替えが可能な		
設計とする。		
代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は、運転状態の		
確認及び外観の確認が可能な設計とする。		
代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型		
建屋外ホースと常設設備との接続口は,外観の確認が可能		

# 【Ⅲ-2 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書】(25/25)

基本設計方針	添付書類 Ⅲ-2	備考
な設計とする。		

# 別紙4-2

重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書(代替安全圧縮空気系)

[VI-1-1-4-2] 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書] (1/17)

基本設計方針	添付書類	備考
	派付書類  VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書  目 次  1. 概要 2. 重大事故等対処設備に対する設計方針 3. 多様性,位置的分散,悪影響防止等 4. 環境条件等 5. 操作性及び試験・検査性 6. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計	備考
	7. 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針 8. 系統施設毎の設計上の考慮 8.1 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 8.2 再処理施設本体 8.3 計測制御系統施設 8.4 放射性廃棄物の廃棄施設 8.5 放射線管理施設 8.6 その他再処理設備の附属施設	
	8. 6. 1 電気設備 8. 6. 2 圧縮空気設備 8. 6. 3 冷却水設備 8. 6. 4 放出抑制設備 8. 6. 5 水供給設備 8. 6. 6 緊急時対策所 8. 6. 7 通信連絡設備	
第2章 個別項目 7 その他再処理設備の附属施設 7.1 動力装置及び非常用動力装置 7.1.2 圧縮空気設備		

[VI-1-1-4-2] 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書] (2/17)

基本設計方針	添付書類	備考
7.1.2.3 代替安全圧縮空気系	13.11.7 [1795]	VII 3
7.1.2.3.1 代替安全圧縮空気系の基本的な設計		「放射線分解により発生す
代替安全圧縮空気系は、放射線分解により発生する水素		る水素による爆発に対処す
による爆発(以下 7.1.2.3 では「水素爆発」という。)を		るための設備に関する説明
未然に防止するための空気の供給に使用する設備及び水		書」において展開する。
素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設		(別紙 4-1 参照)
備で構成する。		
安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合におい		
て、「水素爆発」の発生を仮定する機器に圧縮空気を供給		
し、水素爆発の発生を未然に防止するために必要な、水素		
爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備		
を設ける設計とする。		
水素爆発を未然に防止するための対策が機能しなかっ		
た場合に備え、「水素爆発」の発生を仮定する機器に水素		
爆発を未然に防止するための対策に使用する系統とは異		
なる系統から圧縮空気を供給し、水素爆発が続けて生じる		
おそれがない状態を維持するために必要な、水素爆発の再		
発を防止するための空気の供給に使用する設備を設ける		
設計とする。		
代替安全圧縮空気系は、圧縮空気自動供給貯槽、圧縮空		
気自動供給ユニット,機器圧縮空気自動供給ユニット,可		
搬型空気圧縮機、可搬型建屋外ホース、可搬型建屋内ホー		
ス、水素爆発を未然に防止するために「水素爆発」を仮定		
する機器に圧縮空気を供給する安全圧縮空気系の水素掃		
気系の恒設の主配管(以下 7.1.2.3 では「水素掃気配管・		
弁」という。)、水素爆発を未然に防止するため又は水素爆		
発の再発を防止するために「水素爆発」を仮定する機器に		
圧縮空気を供給する安全圧縮空気系の水素掃気系以外の		
恒設の主配管等(以下 7.1.2.3 では「機器圧縮空気供給配」		
管・弁」という。),可搬型建屋外ホースから水素掃気配管・   ***********************************		
弁又は機器圧縮空気供給配管・弁まで圧縮空気を中継する		
ために使用する恒設の主配管(以下 7.1.2.3 では「建屋内		

[VI-1-1-4-2] 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書』(3/17)

= =====================================	設備が使用される条件の下における健全性に関する説明	
基本設計方針	添付書類	備考
空気中継配管」という。)及び圧縮空気手動供給ユニット		
並びに設計基準対象の施設と兼用する「水素爆発」の発生		
を仮定する機器で構成する。		
安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合の重大		
事故等対処設備として、代替安全圧縮空気系の他、補器駆		
動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリ並		
びに計測制御設備の可搬型圧縮空気自動供給貯槽圧力計,		
可搬型圧縮空気自動供給ユニット圧力計, 可搬型機器圧縮		
空気自動供給ユニット圧力計,可搬型貯槽掃気圧縮空気流		
量計,可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計,可搬型かくは		
ん系統圧縮空気圧力計,可搬型セル導出ユニット流量計,		
可搬型水素濃度計及び可搬型貯槽温度計及び可搬型圧縮		
空気手動供給ユニット接続系統圧力計を使用する設計と		
する。なお、補器駆動用燃料補給設備については、第2章		
個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補器駆動用		
燃料補給設備」に、計測制御設備については第2章 個別		
項目の「4.1 計測制御設備」に示す。		
代替安全圧縮空気系は,可搬型空気圧縮機と水素掃気配		
管・弁又は機器圧縮空気供給配管・弁を可搬型建屋外ホー		
ス,可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で,可搬型		
空気圧縮機を運転することで、「水素爆発」の発生を仮定		
する機器へ圧縮空気を供給し,水素濃度を可燃限界濃度未		
満に維持できる設計とする。		
代替安全圧縮空気系は,圧縮空気設備の安全圧縮空気系		
の水素掃気機能が喪失し、系統内の圧力が低下した場合、		
溶液の性状ごとに水素掃気機能喪失から重大事故等対策		
の準備に使用することができる時間が短い分離建屋,精製		
建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素掃気配		
管・弁に圧縮空気自動供給貯槽及び圧縮空気自動供給ユニ		
ットから機器圧縮空気自動供給ユニットに切り替えるま		
での間,自動で水素燃焼時においても貯槽等に影響を与え		
ないドライ換算 8vol% (以下 7.1.2.3 では「未然防止濃		

#### [VI-1-1-4-2] 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書』(4/17)

	設備が使用される条件の下における健全性に関する説明。	
基本設計方針	添付書類	備考
度」という。)未満を維持するために必要な圧縮空気を供		
給できる設計とする。		
代替安全圧縮空気系は、水素発生量の増加が想定される		
時間の前に,圧縮空気自動供給貯槽及び圧縮空気自動供給		
ユニットから機器圧縮空気自動供給ユニットへの切り替		
えを行い,可搬型空気圧縮機により圧縮空気を供給するま		
での間,未然防止濃度に維持するために十分な量の圧縮空		
気を供給できる設計とする。		
代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給系は,安全圧縮		
空気系の配管の内圧が所定の圧力(約 0.7MPa[gage])を		
下回った場合に、自動で圧縮空気を供給する設計とする。		
代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動供給ユニットに		
切り替えるまでの間,未然防止濃度未満を維持するために		
必要な流量を確保する設計とする。		
代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機からの空気の		
供給開始前に未然防止濃度に至る可能性のある「水素爆		
発」の発生を仮定する機器に対して、代替安全圧縮空気系		
の機器圧縮空気自動供給ユニットを設置する設計とする。		
機器圧縮空気自動供給ユニットは,圧縮空気自動供給貯槽		
及び圧縮空気自動供給ユニットよりも貯槽等に近い代替		
安全圧縮空気系の水素掃気配管・弁に設置し、圧縮空気を		
供給できる設計とする。		
代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動供給ユニット		
は,安全圧縮空気系の配管の内圧が所定の圧力(約0.4M		
Pa[gage])を下回った場合に自動で圧縮空気を供給する		
設計とする。		
代替安全圧縮空気系は,代替安全圧縮空気系の機器圧縮		
空気自動供給ユニットの作動が遅延することにより, 貯槽		
等の水素濃度を未然防止濃度未満に維持するための機能		
に悪影響を及ぼすことがないよう,代替安全圧縮空気系の		
圧縮空気自動供給貯槽及び圧縮空気自動供給ユニットを		
隔離することにより機器圧縮空気自動供給ユニットから		

# 【VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(5/17)

【VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備	fが使用される条件の下における健全性に関する説!	明書】(5/17)
基本設計方針	添付書類	備考
圧縮空気の供給を開始できる設計とする。可搬型空気圧縮		
機に切り替えるまでの間,未然防止濃度未満を維持するた		
めに必要な量を確保する設計とする。		
代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機からの空気の		
供給開始前に未然防止濃度に至る可能性のある「水素爆		
発」の発生を仮定する機器に対して, 圧縮空気手動供給ユ		
ニットを設置する設計とする。代替安全圧縮空気系の圧縮		
空気手動供給ユニットは,発生防止対策とは異なる機器圧		
縮空気供給配管・弁に設置し、圧縮空気を供給できる設計		
とする。		
代替安全圧縮空気系の圧縮空気手動供給ユニットは,代		
替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管・弁へ手動によ		
り速やかに接続できる設計とする。		
代替安全圧縮空気系の圧縮空気手動供給ユニットは,代		
替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機に切り替えるまで		
の間, 貯槽等内の水素濃度を未然防止濃度未満に維持する		
ために必要な量の圧縮空気を供給できる設計とする。		
代替安全圧縮空気系は、発生防止対策が機能しない場合		
に備え,圧縮空気手動供給ユニットにより圧縮空気を供給		
し、機器内の水素濃度を未然防止濃度未満に維持している		
期間中に,発生防止対策で敷設する代替安全圧縮空気系の		
可搬型建屋外ホース, 可搬型建屋外ホースの下流側に, 機		
器に圧縮空気を供給するための建屋内空気中継配管及び		
可搬型建屋内ホースを設置し,可搬型建屋内ホースと機器		
圧縮空気供給配管・弁を接続した上で、代替安全圧縮空気		
系の機器圧縮空気供給配管・弁に圧縮空気を供給できる設		
計とする。		
代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は軽油を燃料		
とし、対処のために必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設		
備から補給が可能な設計とする。		
代替安全圧縮空気系の建屋内空気中継配管は,常設の建		
屋内の圧縮空気供給用の配管であり、可搬型建屋外ホース		

# [VI-1-1-4-2] 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書] (6/17)

基本設計方針	添付書類	備考
の接続口から、「水素爆発」の発生を仮定する機器に圧縮		
空気を供給するための接続口を設置する部屋まで圧縮空		
気を分配する設計とする。		
	8. 系統施設毎の設計上の考慮	
	8.6 その他再処理設備の付属施設	
	8.6.2 圧縮空気設備	
	8. 6. 2. 1 代替安全圧縮空気系	
	(1) 機能	
	代替安全圧縮空気系は主に以下の機能を有する。	
	重大事故等時において、放射線分解により発生する水	
	素による爆発に対処するための機能	
	・水素爆発を未然に防止するための空気の供給 ・水素爆発の再発を防止するための空気の供給	
   7.1.2.3.2   多様性, 位置的分散	(2) 多様性, 位置的分散等	
(1.1.2.3.2   多様性, 位直的方板   代替安全圧縮空気系の建屋内空気中継配管及び圧縮空	(2) 多様性, 位直的分散等   代替安全圧縮空気系の建屋内空気中継配管及び圧縮空	
気手動供給ユニットは、共通要因によって安全圧縮空気系	気手動供給ユニットは、共通要因によって安全圧縮空気	
と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、分離す	系と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう, 分	
ることで、安全圧縮空気系に対して独立性を有する設計と	離することで、安全圧縮空気系に対して独立性を有する	
する。	設計とする。	
上記以外の代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対処設	上記以外の代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対処	
備の機器圧縮空気供給配管・弁等は、可能な限り独立性又	設備の機器圧縮空気供給配管・弁、圧縮空気自動供給貯	
は位置的分散を図った上で、想定される重大事故等が発	槽、圧縮空気自動供給ユニット及び機器圧縮空気自動供	
生した場合における温度,放射線,荷重及びその他の使用	給ユニットは、可能な限り独立性又は位置的分散を図っ	
条件において、その機能を確実に発揮できる設計とする。	た上で、想定される重大事故等が発生した場合における	
	温度,放射線,荷重及びその他の使用条件において,そ	
	の機能を確実に発揮できる設計とする。	
代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給系,機器圧縮空	代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給系,機器圧縮	
気自動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニットは,共		
通要因によって電気駆動の安全圧縮空気系の空気圧縮機		
と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう,動力を	圧縮機と同時にその機能が損なわれるおそれがないよ	

【VI-1-1-4-2 重大事故等対象	匹設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	] (7/17)
基本設計方針	添付書類	備考
用いず機能する設計とすることで,空気圧縮機に対して多	う,動力を用いず機能する設計とすることで,空気圧縮	
様性を有する設計とする。	機に対して多様性を有する設計とする。	
代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は, 共通要因に	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は,共通要因	
よって電気駆動の安全圧縮空気系の空気圧縮機と,同時に	によって電気駆動の安全圧縮空気系の空気圧縮機と,同	
その機能が損なわれるおそれがないよう,ディーゼル駆動	時にその機能が損なわれるおそれがないよう、ディーゼ	
とすることにより,空気圧縮機に対して多様性を有する設	ル駆動とすることにより,空気圧縮機に対して多様性を	
計とする。	有する設計とする。	
建屋外に敷設する代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧	建屋外に敷設する代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧	
縮機は,共通要因によって安全圧縮空気系と同時にその機	縮機は、共通要因によって安全圧縮空気系と同時にその	
能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップ	機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックア	
を含めて必要な数量を安全圧縮空気系が設置される建屋	ップを含めて必要な数量を安全圧縮空気系が設置される	
から 100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに	建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリア	
保管するとともに、対処を行う建屋近傍に保管することで	に保管するとともに、対処を行う建屋近傍に保管するこ	
位置的分散を図る設計とする。	とで位置的分散を図る設計とする。	
代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型	代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型	
建屋外ホースは,共通要因によって安全圧縮空気系と同時	建屋外ホースは、共通要因によって安全圧縮空気系と同	
にその機能が損なわれるおそれがないように,故障時バッ	時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時	
クアップを含めて必要な数量を安全圧縮空気系が設置さ	バックアップを含めて必要な数量を安全圧縮空気系が設	
れる建屋から 100m以上の離隔距離を確保した外部保管	置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保	
エリアに保管するとともに,対処を行う建屋に保管するこ	管エリアに保管するとともに,対処を行う建屋に保管す	
とで位置的分散を図る設計とする。対処を行う建屋内に保	ることで位置的分散を図る設計とする。対処を行う建屋	
管する場合は安全圧縮空気系が設置される場所と異なる	内に保管する場合は安全圧縮空気系が設置される場所と	
場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とす	
	る。	
建屋の外から空気を供給する代替安全圧縮空気系の可	建屋の外から空気を供給する代替安全圧縮空気系の可	
搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースと代替安全圧	搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースと代替安全圧	
縮空気系の建屋内空気中継配管、水素掃気配管・弁等の常	縮空気系の建屋内空気中継配管、水素掃気配管・弁等の	
設重大事故等対処設備との接続口は,共通要因によって接	常設重大事故等対処設備との接続口は、共通要因によっ	
続することができなくなることを防止するため、複数のア	て接続することができなくなることを防止するため、複	
クセスルートを踏まえて自然現象, 人為事象及び故意によ	数のアクセスルートを踏まえて自然現象、人為事象及び	
る大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して前処理	故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対し	
建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱	て前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニ	

[VI-1-1-4-2] 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書』(8/17)

【VI-1-1-4-2 里入事敀等対策	心設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	(8/17)
基本設計方針	添付書類	備考
硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内の適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。また、溢水、化学薬品漏えい及び火災によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	ウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内の 適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数の場所に設 置する設計とする。また、溢水、化学薬品漏えい及び火 災によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよ う、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計と する。 「(1)機能」を考慮して、重大事故等対処設備の多様 性、独立性、位置的分散を考慮する対処設備を、第 8.6.2.1-1表に示す。	
①(10/17)から  一つの接続口で「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器への注水及び「水素爆発」の発生を仮定する機器への圧縮空気の供給のために兼用して使用する代替安全圧縮空気系の水素掃気配管・弁及び機器圧縮空気供給配管・弁は、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。	(3) 個数及び容量 一つの接続口で「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の 発生を仮定する機器への注水及び「水素爆発」の発生を 仮定する機器への圧縮空気の供給のために兼用して使用 する代替安全圧縮空気系の水素掃気配管・弁及び機器圧 縮空気供給配管・弁は、それぞれの機能に必要な容量が 確保できる接続口を設ける設計とする。	
代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給系,機器圧縮空気自動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニットは,操作の時間を考慮し,必要な圧縮空気流量を確保するために必要な量の圧縮空気を有する設計とする。 代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給系は,機器圧縮空気自動供給ユニットに切り替えるまでの間,貯槽等内の水素濃度を未然防止濃度未満を維持するために必要な流量を確保する設計とする。 代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動供給ユニットは,可搬型空気圧縮機に切り替えるまでの間,貯槽等内の水素濃度を未然防止濃度未満を維持するために必要な量を確保する設計とする。	は、操作の時間を考慮し、必要な圧縮空気流量を確保するために必要な量の圧縮空気を有する設計とする。 代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給系は、機器圧縮空気自動供給ユニットに切り替えるまでの間、貯槽等内の水素濃度を未然防止濃度未満を維持するために必要な流量を確保する設計とする。 代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動供給ユニット	

#### [VI-1-1-4-2] 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書] (9/17)

【VI-1-1-4-2 重大事故等対象	<ul><li>心設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</li></ul>	(9/17)
基本設計方針	添付書類	備考
代替安全圧縮空気系の圧縮空気手動供給ユニットは,可	代替安全圧縮空気系の圧縮空気手動供給ユニットは,	
搬型空気圧縮機に切り替えるまでの間, 貯槽等内の水素濃	可搬型空気圧縮機に切り替えるまでの間、貯槽等内の水	
度を未然防止濃度未満に維持するために必要な量の圧縮	素濃度を未然防止濃度未満に維持するために必要な量の	
空気を供給できる設計とする。	圧縮空気を供給できる設計とする。	
代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は,想定される	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は,想定され	
重大事故等時において,「水素爆発」の発生を仮定する機	る重大事故等時において, 「水素爆発」の発生を仮定す	
器を可燃限界濃度未満に維持するために必要な圧縮空気	る機器を可燃限界濃度未満に維持するために必要な圧縮	
供給量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並	空気供給量を有する設計とするとともに、保有数は、必	
びに予備として故障時及び保守点検による待機除外時の	要数として3台、予備として故障時及び保守点検による待	
バックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機除外時のバックアップを6台の合計9台を確保する設計	
	とする。	
代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は,同時に発生	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は,同時に発	
する可能性のある事故への対処を含めて,事象進展に応じ	生する可能性のある事故への対処を含めて、事象進展に	
た使用の状態を踏まえた,必要な容量を確保した設計とす	応じた使用の状態を踏まえた、必要な容量を確保した設	
る。	計とする。	
代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は,水素掃気機	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は、水素掃気	
能の喪失及び冷却機能の喪失による蒸発乾固が同時に発	機能の喪失及び冷却機能の喪失による蒸発乾固が同時に	
生した場合においても,可燃限界濃度未満を維持するため	発生した場合においても、可燃限界濃度未満を維持する	
に必要な量を確保した設計とする。	ために必要な量を確保した設計とする。	
代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は、「水素爆発」	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は,「水素爆	
の発生を仮定する機器へ圧縮空気を供給するとともに,計	発」の発生を仮定する機器へ圧縮空気を供給するととも	
装設備への圧縮空気を供給する場合に必要な圧縮空気供	に、計装設備への圧縮空気を供給する場合に必要な圧縮	
給量を有する設計とし、兼用できる設計とする。	空気供給量を有する設計とし、兼用できる設計とする。	
代替安全圧縮空気系の可搬型建屋外ホース及び可搬型	代替安全圧縮空気系の可搬型建屋外ホース及び可搬型	
建屋内ホースは、複数の敷設ルートで対処できるよう必要	建屋内ホースは、複数の敷設ルートで対処できるよう必	
数を複数の敷設ルートに確保するとともに, 建屋内に保管	要数を複数の敷設ルートに確保するとともに、建屋内に	
するホースについては予備を含めた個数を必要数として	保管するホースについては1本以上の予備を含めた個数を	
確保する設計とする。	必要数として確保する設計とする。	
代替安全圧縮空気系は、安全圧縮空気系の水素掃気機能		
の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する水素爆発	能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する水素	
に対処することから,当該系統の範囲ごとに重大事故等へ	爆発に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事	
の対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とす	

# [VI-1-1-4-2] 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書] (10/17)

基本設計方針	添付書類	備考
	る。	
7.1.2.3.3 悪影響防止	(4) 悪影響防止	
代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給貯槽,圧縮空気	代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給貯槽,圧縮空	
目動供給ユニット,機器圧縮空気自動供給ユニット及び圧		
音空気手動供給ユニットは、弁等の操作や接続によって安	び圧縮空気手動供給ユニットは、弁等の操作や接続によ	
と機能を有する施設として使用する系統構成から重大事	って安全機能を有する施設として使用する系統構成から	
女等対処設備としての系統構成とすることにより,他の設	重大事故等対処設備としての系統構成とすることによ	
前に悪影響を及ぼさない設計とする。	り、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	
代替安全圧縮空気系の建屋内空気中継配管,水素掃気配	代替安全圧縮空気系の建屋内空気中継配管,水素掃気	
・ 弁及び機器圧縮空気供給配管・弁は、重大事故等発生	配管・弁及び機器圧縮空気供給配管・弁は、重大事故等	
前(通常時)の離隔若しくは分離された状態から弁等の操	発生前(通常時)の離隔若しくは分離された状態から弁	
Fや接続により重大事故等対処設備としての系統構成と	等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統	
「ることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とす	構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない	
, o	設計とする。	
代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は,回転体が飛	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は,回転体が	
なすることを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない	飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさな	
受計とする。	い設計とする。	
屋外に保管する代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮	屋外に保管する代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮	
とは、 竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛	機は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固	
等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設	縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない	
十とする。	設計とする。	
. 1. 2. 3. 4 個数及び容量		
$\bigcirc$ (8/17) $\sim$		
代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給系,機器圧縮空		
記自動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニットは,操		
Fの時間を考慮し、必要な圧縮空気流量を確保するために		
必要な量の圧縮空気を有する設計とする。		
代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給系は,機器圧縮		
三気自動供給ユニットに切り替えるまでの間, 貯槽等内の		

## [VI-1-1-4-2] 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書] (11/17)

基本設計方針	添付書類	備考
水素濃度を未然防止濃度未満を維持するために必要な流		
量を確保する設計とする。		
代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動供給ユニット		
は、可搬型空気圧縮機に切り替えるまでの間、貯槽等内の		
水素濃度を未然防止濃度未満を維持するために必要な量		
を確保する設計とする。		
代替安全圧縮空気系の圧縮空気手動供給ユニットは, 可		
搬型空気圧縮機に切り替えるまでの間, 貯槽等内の水素濃		
度を未然防止濃度未満に維持するために必要な量の圧縮		
空気を供給できる設計とする。		
代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は,想定される		
重大事故等時において,「水素爆発」の発生を仮定する機		
器を可燃限界濃度未満に維持するために必要な圧縮空気		
供給量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並		
びに予備として故障時及び保守点検による待機除外時の		
バックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。		
代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は,同時に発生		
する可能性のある事故への対処を含めて, 事象進展に応じ		
た使用の状態を踏まえた, 必要な容量を確保した設計とす		
る。		
代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は,水素掃気機		
能の喪失及び冷却機能の喪失による蒸発乾固が同時に発		
生した場合においても,可燃限界濃度未満を維持するため		
に必要な量を確保した設計とする。		
代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は,「水素爆発」		
の発生を仮定する機器へ圧縮空気を供給するとともに,計		
装設備への圧縮空気を供給する場合に必要な圧縮空気供		
給量を有する設計とし、兼用できる設計とする。		
代替安全圧縮空気系の可搬型建屋外ホース及び可搬型		
建屋内ホースは、複数の敷設ルートで対処できるよう必要		
数を複数の敷設ルートに確保するとともに、建屋内に保管		
するホースについては予備を含めた個数を必要数として		

## [VI-1-1-4-2] 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書] (12/17)

基本設計方針	添付書類	備考
基本設計方針  確保する設計とする。 代替安全圧縮空気系は、安全圧縮空気系の水素掃気機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する水素爆発に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。  7.1.2.3.5 環境条件等 ②(13/17)から 代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対処設備は、同時に発生するおそれがある冷却機能の喪失による蒸発乾固及び水素爆発による温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対して、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。  代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対処設備は、「水素爆発」の発生を仮定する機器の気相部における水素濃度ドライ換算 12 v o 1%で爆燃が発生した場合による瞬間的に上昇する温度及び圧力の影響を考慮しても、重大事故	(5) 環境条件等 同時に発生するおそれがある冷却機能の喪失による蒸発的固及び放射線分解により発生する水素による爆発による温度,圧力,湿度,放射線及び荷重に対して「4.環境条件等」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対処設備は,放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器の気相部における水素濃度ドライ換算12vo1%で爆燃が発生した場合による瞬間的に上昇する温度及び圧力の影響を考慮しても,重大事故等への対処に必要な機能	
等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	を損なわない設計とする。なお,評価条件を「 $V-1-3-2$ 公式による強度評価書作成の基本方針」及び「 $V-1-3-3$ 解析による強度評価書作成の基本方針」に,評価結果を「 $V-2-2$ 公式による強度評価書」及び「 $V-2-3$ 解析による強度評価書」に示す。	

## [VI-1-1-4-2] 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書] (13/17)

基本設計方針	添付書類	備考
②(12/17)へ 代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対処設備は,同時に発生するおそれがある冷却機能の喪失による蒸発乾固及び水素爆発による温度,圧力,湿度,放射線及び荷重に対して,重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	また、考慮すべき環境条件については、「4. 環境条件	V用 <sup>ル</sup> フ
	等」,及び「Ⅲ-2 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書」の「1.3 放射線分解により発生する水素による爆発への対処の環境条件等について」で示した通り以下の条件とする。 ・内部流体温度 空気の供給系統 「冷却機能の喪失による蒸発乾固」と同時発生しない機器内及び「水素爆発」の発生を想定する対象機器外:50℃ 「冷却機能の喪失による蒸発乾固」と同時発生する機器内:130℃	
	・内部流体圧力 空気の供給系統 圧縮空気貯槽及び可搬型空気圧縮機から圧縮空気を 供給する系統:0.97MPa 圧縮空気自動供給ユニット,機器圧縮空気自動供給 ユニット,圧縮空気手動供給ユニットから減圧弁まで:14.7MPa 減圧弁から圧縮空気貯槽及び可搬型空気圧縮機から 圧縮空気を供給する系統まで:0.97MPa ・内部流体湿度:100% ・環境温度:建屋内80℃以下	

## [VI-1-1-4-2] 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書』(14/17)

基本設計方針	添付書類	備考
	・環境湿度:建屋内100%	
	屋外100%	
	・環境放射線:建屋内23Gy/h以下	
	屋外2.6μGy	
地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替安	地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替安	
全圧縮空気系の常設重大事故等対処設備は,「9.2 重大事	全圧縮空気系の常設重大事故等対処設備は, 「6. 地震を	
故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に	要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づ	
対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事	く設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を	
故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	損なわない設計とする。	
代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対処設備は,外部	代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対処設備は,外	
からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋,分離建	部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離	
屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高	建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及	
レベル廃液ガラス固化建屋に設置し,風(台風)等により	び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し、風(台風)等	
重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とす	により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設	
る。	計とする。	
代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対処設備及び常設	代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対処設備及び常	
重大事故等対処設備と可搬型重大事故等対処設備の接続	設重大事故等対処設備と可搬型重大事故等対処設備の接	
口は, 溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し, 影響を受	続口は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響	
けない高さへの設置、被水防護及び被液防護する設計と	を受けない高さへの設置、被水防護及び被液防護する設	
する。	計とする。	
代替安全圧縮空気系の水素掃気配管・弁及び機器圧縮空	代替安全圧縮空気系の水素掃気配管・弁及び機器圧縮	
気供給配管・弁は、配管の全周破断に対して、適切な材料	空気供給配管・弁は、配管の全周破断に対して、適切な	
を使用することにより、漏えいした放射性物質を含む腐食	材料を使用することにより、漏えいした放射性物質を含	
性の液体(溶液,有機溶媒等)により重大事故等への対処	む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により重大事故等	
に必要な機能を損なわない設計とする。	への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	
代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型	代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型	
建屋外ホースは、屋内に保管する場合は、外部からの衝撃	建屋外ホースは、屋内に保管する場合は、外部からの衝	
による損傷を防止できる前処理建屋,分離建屋,精製建屋,	撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製	
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋, 高レベル廃液ガラス	建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃	
固化建屋に保管し、風(台風)等により重大事故等への対		
処に必要な機能を損なわない設計とする。	故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	
代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型	代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型	

## [VI-1-1-4-2] 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書』(15/17)

【VI-1-1-4-2 重大事故等対处	L設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】	(15/17)
基本設計方針	添付書類	備考
建屋外ホースは、屋外に保管する場合は、風(台風)及び	建屋外ホースは、屋外に保管する場合は、風(台風)及	
竜巻による風荷重を考慮し,収納するコンテナ等に対して	び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対	
転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	して転倒防止,固縛等の措置を講じて保管する設計とす	
	る。	
屋外に保管する代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮	屋外に保管する代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮	
機は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻	機は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜	
による風荷重を考慮し、必要により当該設備の転倒防止、	巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備の転倒防	
固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	
地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替安	地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替安	
全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は,第1章 共通項目の	全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は, 「6. 地震を要因と	
「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とす	する重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計	
る重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とす	とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわ	
ることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない	ない設計とする。	
設計とする。		
代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は,溢水量及び	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は,溢水量及	
化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保	び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへ	
管、被水防護及び被液防護する設計とする。	の保管、被水防護及び被液防護する設計とする。	
代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型	代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型	
建屋外ホースは,内部発生飛散物の影響を考慮し,前処理	建屋外ホースは、「4. 地震」に基づく設計とすることで	
建屋,分離建屋,精製建屋,ウラン・プルトニウム混合脱	内部発生飛散物の影響を考慮し,前処理建屋,分離建	
硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の内部発生飛散	屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び	
物の影響を受けない場所に保管することにより,重大事故	高レベル廃液ガラス固化建屋の内部発生飛散物の影響を	
等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	受けない場所に保管することにより、重大事故等への対	
	処に必要な機能を損なわない設計とする。	
代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型	代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型	
建屋外ホースは、配管の全周破断に対して、漏えいした放	建屋外ホースは,配管の全周破断に対して,漏えいした	
射性物質を含む腐食性の液体 (溶液, 有機溶媒等) の影響	放射性物質を含む腐食性の液体(溶液,有機溶媒等)の	
を受けない位置に保管することにより,重大事故等への対	影響を受けない位置に保管することにより、重大事故等	
処に必要な機能を損なわない設計とする。	への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	
	屋外に保管する代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮	
	機は、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除	
	雪する手順を,火山の影響(降下火砕物による積載荷	

## [VI-1-1-4-2] 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書] (16/17)

【VI-1-1-4-2 里大事故等对处	L設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】	(16/17)
基本設計方針	添付書類	備考
	重、フィルタの目詰まり等)に対しては、可搬型空気圧	
	縮機を屋内に配置する手順を整備する。	
代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は,想定される	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は,想定され	
重大事故等が発生した場合においても設置及び可搬型重	る重大事故等が発生した場合においても設置及び可搬型	
大事故等対処設備との接続に支障がないように、線量率の	重大事故等対処設備との接続に支障がないように、線量	
高くなるおそれの少ない場所の選定により当該設備の設	率の高くなるおそれの少ない場所の選定により当該設備	
置場所で操作可能な設計とする。	の設置場所で操作可能な設計とする。	
代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給系,機器圧縮空	代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給系,機器圧縮	
気自動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニットは,	空気自動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニット	
想定される重大事故等が発生した場合においても操作に	は、想定される重大事故等が発生した場合においても操	
支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場	作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少な	
所の選定又は当該設備の設置場所への遮蔽の設置等によ	い場所の選定又は当該設備の設置場所への遮蔽の設置等	
り当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	
7.1.2.3.6 操作性の確保	(6) 操作性の確保	
	代替安全圧縮空気系の圧縮空気手動供給ユニットは,	
	代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管・弁へ手動	
	により速やかに接続できる設計とする。	
代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機を接続する接	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機を接続する接	
続口は、コネクタ式に統一することにより、速やかに、か	続口は、コネクタ式に統一することにより、速やかに、	
つ、確実に現場での接続が可能な設計とする。	かつ、確実に現場での接続が可能な設計とする。	
代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機,圧縮空気手動	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機,圧縮空気手	
供給ユニット,可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホー	動供給ユニット,可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内	
スと代替安全圧縮空気系の建屋内空気中継配管,水素掃気	ホースと代替安全圧縮空気系の建屋内空気中継配管,水	
配管・弁及び機器圧縮空気供給配管・弁との接続は、コネ	素掃気配管・弁及び機器圧縮空気供給配管・弁との接続	
クタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実	は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容	
に現場での接続が可能な設計とする。	易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	
代替安全圧縮空気系の水素掃気配管・弁及び機器圧縮空	代替安全圧縮空気系の水素掃気配管・弁及び機器圧縮	
気供給配管・弁は、通常時に使用する系統から速やかに切	空気供給配管・弁は、通常時に使用する系統から速やか	
り替えることができるよう,系統に必要な弁等を設ける設	に切り替えることができるよう、系統に必要な弁等を設	
計とし、それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機	ける設計とし、それぞれ簡易な接続及び弁等の操作によ	
能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に	り安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備	

## [VI-1-1-4-2] 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書』(17/17)

基本設計方針	添付書類	備考
	の系統に速やかに切り替えられる設計とする。 代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型 建屋外ホースは、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数 の系統が相互に使用することができるよう、ホースは口 径並びに内部流体の圧力及び温度に応じたコネクタ接続 又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。 (7) 試験・検査 代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機、圧縮空気自動 供給系の圧縮空気自動供給ユニット、機器圧縮空気自動供 給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニットは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認する ため、独立して外観点検、員数確認、性能確認、分解点検 等が可能な設計とするとともに、分解又は取替えが可能な 設計とする。 代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は、運転状態の 確認及び外観の確認が可能な設計とする。 代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型建	. , , ,
供給系の圧縮空気自動供給ユニット,機器圧縮空気自動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニットは,通常時において,重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため,独立して外観点検,員数確認,性能確認,分解点検等が可能な設計とするとともに,分解又は取替えが可能な設計とする。 代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は,運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。 代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は,運転状態の推認及び外観の確認が可能な設計とする。	供給系の圧縮空気自動供給ユニット,機器圧縮空気自動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニットは,通常時において,重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため,独立して外観点検,員数確認,性能確認,分解点検等が可能な設計とするとともに,分解又は取替えが可能な設計とする。 代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は,運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。 代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は,運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	

# 別紙4-3

# 代替換気設備に関する説明書

※本別紙は蒸発乾固 00-01 (本文、添付書類、補足説明項目への展開(蒸発乾固))の別紙 4-3 に示す。

## 別紙4-4

重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明 書(代替換気設備)

※本別紙は蒸発乾固 00-01 (本文、添付書類、補足説明項目への展開(蒸発乾 固))の別紙4-4に示す。

## 別紙4-5

「VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」(抜粋)

※放射線分解により発生する水素による爆発への対処に用いる設備のうち,各 対処に用いる機器の設定根拠に関する説明書の例を示す。

## 別紙4-5「VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」(抜粋)の一覧表

Ⅵ-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		
名称	備考	
圧縮空気自動供給貯槽	-	
機器圧縮空気自動供給ユニットボンベ	-	
圧縮空気手動供給ユニットボンベ	-	
安全弁	安全弁の一例	
圧縮空気自動供給貯槽出口配管分岐点~主要弁	配管の一例	
プルトニウム濃縮液一時貯槽	「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の一例	
可搬型空気圧縮機	-	
圧縮空気供給用10m,5m 可搬型建屋内ホース	-	
廃ガス洗浄塔入口配管分岐点~凝縮器	配管の一例	
可搬型排風機	-	
可搬型フィルタ	-	
代替換気用可搬型ダクト	配管の一例	
Ⅵ-1-1-3 別紙3 水素発生速度及び水素掃気流量について	-	

	名 称	圧縮空気自動供給貯槽 ( )
容量	m³/個	
最高使用圧力	MPa	
最高使用温度	$^{\circ}\! \mathbb{C}$	
個 数	_	5

#### (概要)

#### • 重大事故等対処設備

重大事故等時に代替安全圧縮空気系として使用する圧縮空気自動供給貯槽は,安全 圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合において,「放射線分解により発生する水 素による爆発」の発生を仮定する対象機器に圧縮空気を供給し,水素爆発の発生を未 然に防止するために設置する。

系統構成は、圧縮空気自動供給貯槽、水素掃気配管・弁、「放射線分解により発生 する水素による爆発」の発生を仮定する機器で構成する。

#### 1. 容量の設定根拠

重大事故等対処設備として使用する圧縮空気自動供給貯槽の容量は,可搬型空気圧縮機からの空気の供給開始時間に操作遅れを考慮した■時間■分までの間,水素爆発を仮定する機器内の水素濃度を8vo1%以下に維持できる圧縮空気流量の■倍の流量を供給するために必要な容量を以下の通り確保する。

#### 容量

公称値は要求される容量と同様に、■ m³/個及び■ m³/個とする。

#### 1.1 容量の妥当性の評価方法について

水素掃気機能が喪失した場合に,重大事故等対処施設の放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備の精製建屋の代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給貯槽(以下では「圧縮空気自動供給貯槽」という。)から水素爆発を想定する機器に圧縮空気の供給が継続される時間を以下のとおり評価する。

水素爆発を想定する機器内の水素濃度を8vo1%以下に維持するために必要な圧縮空気流量及び平常運転時の水素掃気用安全圧縮空気系からの圧縮空気流量の比率を下式により求める。

$$F_{ratio} = \frac{F_{8vol\%} \times 2}{F_{design}}$$

ここで,

F<sub>ratio</sub>:機器毎の水素爆発を想定する機器内の水素濃度を8vo1%以下に維持する ために必要な圧縮空気流量及び平常運転時の水素掃気用安全圧縮空気 系からの圧縮空気流量の比率(-)

F<sub>8vol%</sub>:機器毎の水素爆発を想定する機器内の水素濃度を8vol%以下に維持する ために必要な圧縮空気流量(m³/h[normal])

F<sub>design</sub>:機器毎の平常運転時の水素掃気用安全圧縮空気系からの圧縮空気流量 (m³/h[normal])

得られた機器毎の比率の最大値に、平常運転時において水素爆発を想定する機器に供給されている圧縮空気の流量の建屋毎の和をかけることで、水素爆発を想定する機器内の水素濃度を8vo1%以下に維持できる圧縮空気量の■倍を供給するために必要な建屋入口での圧縮空気流量を求めることができる。

水素掃気機能が喪失した直後に、圧縮空気自動供給貯槽から供給される圧縮空気流量を初期圧縮空気流量とする。圧縮空気の供給に伴い圧縮空気自動供給貯槽の圧力が減少し、供給される空気流量も減少する。圧縮空気自動供給貯槽からの供給開始後1分毎の圧縮空気自動供給貯槽の圧力の減少は、オリフィスにより減圧し減圧後の圧力で各機器に必要な圧縮空気が流れる設計としていることから、オリフィスにおける空気の乱流流れを考慮し、下式から求める。

$$\Delta P = \frac{\zeta \rho u^2}{2}$$

ここで,

ΔP:同一の空気流量で圧縮空気を■分間供給したときの圧力の減少量(MPa)

ζ :損失係数

ρ :流路内空気密度

u :流速

上式を貯槽出口圧力P<sub>1</sub>,機器側圧力P<sub>2</sub>(=大気圧P<sub>1</sub>),流路内圧力Pを用いて整理し, ■分後の圧縮空気自動供給貯槽出口流量を下式から求める。

$$F_{\text{serve\_b}} = F_{\text{serve\_a}} \times \left(\frac{P_a}{P_b} \cdot \frac{P_{1b} - P_0}{P_{1a} - P_0}\right)^{0.5}$$

ここで,

F<sub>serve\_b</sub>: ■分後の圧縮空気自動供給貯槽出口流量(体積流量)

F<sub>serve\_a</sub>:初期の圧縮空気自動供給貯槽出口流量(体積流量)

P<sub>a</sub>: 初期の流路内圧力(絶対圧力) P<sub>b</sub>: ■分後の流路内圧力(絶対圧力)

P<sub>1a</sub>:初期の圧縮空気自動供給貯槽出口圧力(絶対圧力)

Р16: ■分後の圧縮空気自動供給貯槽出口圧力(絶対圧力)

P<sub>0</sub>: 大気圧(絶対圧力)

■分毎の圧力低下及び圧力低下後の流量の計算を、水素濃度を8vo1%以下に維持できる圧縮空気量の■倍を下回るまで繰り返すことにより、必要な流量を確保可能な時間を評価する。

更に、必要な流量を確保可能な時間が、可搬型空気圧縮機からの圧縮空気の供給開始の■時間後以上であることを確認することにより、圧縮空気自動供給貯槽の容量が十分であることを確認する。

#### 1.2 評価条件及び結果

機器毎の水素発生速度、F<sub>8vol%</sub>、F<sub>design</sub>及びF<sub>ratio</sub>を第1表に示す。

F<sub>ratio</sub>の最大値, 平常運転時において水素爆発を想定する機器に供給されている 圧縮空気流量の建屋毎の和, F<sub>serve</sub>の初期値, 圧縮空気自動供給貯槽の初期圧力, V, T, 必要な流量を確保可能な時間及び可搬型空気圧縮機からの圧縮空気の供給開始 の2時間後の時間を第2表に示す。

必要な流量を確保可能な時間は可搬型空気圧縮機からの圧縮空気の供給開始の2時間後以上であり、圧縮空気自動供給貯槽は必要な容量を確保している。

第1表 水素爆発を仮定する機器に関する評価条件

機器名称	水素発生 速度 (Nm³/h)	F <sub>8vo1%</sub> (Nm³/h)	F <sub>design</sub> (Nm³/h)	F <sub>ratio</sub>
プルトニウム溶液				
供給槽				
プルトニウム溶液				
受槽				
油水分離槽				
プルトニウム濃縮缶				
供給槽				
プルトニウム溶液				
一時貯槽				
プルトニウム濃縮缶				

プルトニウム濃縮液	
受槽	
プルトニウム濃縮液	
一時貯槽	
プルトニウム濃縮液	
計量槽	
リサイクル槽	
希釈槽	
プルトニウム濃縮液	
中間貯槽	
第2一時貯留処理槽	
第3一時貯留処理槽	
第7一時貯留処理槽	
	受槽 プルトニウム濃縮液 一時貯槽 プルトニウム濃縮液 計量槽 リサイクル槽 希釈槽 プルトニウム濃縮液 中間貯槽 第2一時貯留処理槽 第3一時貯留処理槽

第2表 圧縮空気自動供給貯槽に関する評価条件及び評価結果

F <sub>ratio</sub> の最大値(一)	
平常運転時において水素爆発を想定する機器に供	
給されている圧縮空気流量の和(m³/h)	
必要な流量(m³/h)	
F <sub>serve</sub> の初期値(m³/h[normal])	
圧縮空気自動供給貯槽の初期圧力(MPa)	
圧縮空気自動供給貯槽の容量(m³)	
圧縮空気自動供給貯槽温度T(℃)	
必要な流量を確保可能な時間	時間分
可搬型空気圧縮機からの圧縮空気の供給開始の2	■時間■分
時間後の時間	■ 141 M

#### 2. 最高使用圧力の設定根拠

重大事故等対処設備として使用する圧縮空気自動供給貯槽の使用圧力は,供給元である水素掃気用空気貯槽の通常運転圧力が MPaであるため,これを上回る MPaとする。

#### 3. 最高使用温度の設定根拠

重大事故等対処設備として使用する圧縮空気自動供給貯槽の使用温度は,供給元である水素掃気用空気貯槽の通常運転温度が■℃であるため,これを上回る■℃とする。

#### 4. 個数の設定根拠

圧縮空気自動供給貯槽の個数は、容量設定根拠を踏まえ、5基設置する。

名称		機器圧縮空気自動供給ユニットボンベ
容量	1/個	以上( )
最高使用圧力	MPa	
最高使用温度	$^{\circ}$ C	
個 数	_	10

(概要)

#### • 重大事故等対処設備

重大事故等対処設備としての機器圧縮空気自動供給ユニットボンベは、プルトニウム溶液の放射線分解により発生する水素を可燃限界濃度未満に抑制するために、貯槽の空間部に圧縮空気を供給するために使用する。

系統構成は、機器圧縮空気自動供給ユニット、水素掃気配管・弁及び「放射 線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器で構成する。

#### 1. 容量の設定根拠

機器圧縮空気自動供給ユニットボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の空気ボンベを使用する。このため、本ボンベの容量は、一般汎用型の空気ボンベの標準容量46.71/個以上とする。

機器圧縮空気自動供給ユニットボンベを重大事故等対処設備として使用する場合の総容量は、重大事故発生後から6時間の圧縮空気を供給するために必要な空気量を上回る容量を確保しており、根拠は以下のとおり。

ボンベ圧力	ボンベ圧力	ボンベ	ボンベ内空	対象貯槽へ	空気供給
14.2MPa 時	2.0MPa 時	本数	気標準体積	供給する合	可能時間
の空気標準	の空気標準	A(本)	V(m <sup>3</sup> )	計空気流量	*
体積	体積			$Q(m^3/h)$	t(h)
$V_1(m^3)$	$V_2(m^3)$				
		10			

注記 \*:空気供給可能時間及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

 $V_0$ (空気ボンベの容積):  $0.047(m^3/本)$ 

P<sub>0</sub>(空気ボンベの初期圧力): +0.1013(MPa)

P。'(空気ボンベ使用下限圧力): ■ +0.1013 (MPa)

T₀(空気ボンベ温度): - +273.15(K)

$$V_1 = \frac{V_0 \cdot P_0 \cdot 273.15}{0.1013 \cdot T_0}$$

$$V_2 = \frac{V_0 P_0' \cdot 273.15}{0.1013 \cdot T_0}$$
$$V = (V_1 - V_2) \cdot A$$

Q(対象貯槽へ供給する合計空気流量)の内訳

プルトニウム溶液受槽 : m³/h

油水分離槽 : m³/h

プルトニウム濃縮缶供給槽 : m³/h プルトニウム溶液一時貯槽 : m³/h

プルトニウム濃縮液受槽 : m³

プルトニウム濃縮液一時貯槽 : m³/h プルトニウム濃縮液計量槽 : m³/h

リサイクル槽 : m³/h

希釈槽 : m<sup>3</sup>/h

プルトニウム濃縮液中間貯槽 : m³/h

第2一時貯留処理槽 : m³/h 第3一時貯留処理槽 : m³/h 合計: m³/h

$$t = \frac{V}{O}$$

時間の圧縮空気を供給するために必要な空気量

m³/h× 時間≒ m³

上記より、圧縮空気を供給するために必要な空気量 m³に対し、ボンベ10個の設置により、 時間の圧縮空気を供給できる m³の空気容量を確保している。

公称値については、標準容量と同じ46.71/個とする。

#### 2. 最高使用圧力の設定根拠

機器圧縮空気自動供給ユニットボンベを重大事故等時において使用する場合の圧力は、高圧ガス保安法に基づく最高充てん圧力の MPaとする。但し、誤差等を考慮した最小充てん圧力が MPaであることから1.容量の設定根拠における初期圧力は MPaとする。

#### 3. 最高使用温度の設定根拠

機器圧縮空気自動供給ユニットボンベを重大事故等時において使用する場合の温度は、高圧ガス保安法に基づく一般高圧ガス保安規則に従い、 Cとする。

## 4. 個数の設定根拠

機器圧縮空気自動供給ユニットボンベを重大事故等時において使用する場合の個数は、プルトニウム溶液の放射線分解により発生する水素を可燃限界濃度未満に抑制するために、貯槽の空間部に圧縮空気を供給するために必要な個数である10個を使用する。

名 称		圧縮空気手動供給ユニットボンベ
容量	1/個	
最高使用圧力	MPa	
最高使用温度	$^{\circ}\! \mathbb{C}$	
個 数	_	14

#### (概要)

#### · 重大事故等対処設備

重大事故等対処設備としての圧縮空気手動供給ユニットボンベは、プルトニウム溶液の放射線分解により発生する水素を可燃限界濃度未満に抑制するために、機器空間部に圧縮空気を供給するために使用する。

系統構成は、圧縮空気手動供給ユニット、可搬型建屋内ホース、機器圧縮空気供給配管・弁及び「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器で構成する。

#### 1. 容量の設定根拠

圧縮空気手動供給ユニットボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の空気ボンベを使用する。このため、本ボンベの容量は、一般汎用型の空気ボンベの標準容量 1/個以上とする。

圧縮空気手動供給ユニットボンベを重大事故等対処設備として使用する場合の総容量は、重大事故発生後から■時間■分の圧縮空気を供給するために必要な空気量を上回る容量を確保しており、根拠は以下のとおり。

ボンベ圧力	ボンベ圧力	ボンベ	ボンベ内空	対象貯槽へ	空気供給
MPa 時の	MPa 時の	本数	気標準体積	供給する合	可能時間*
空気標準体積	空気標準体積	A(本)	V (m <sup>3</sup> )	計空気流量	t (h)
$V_1 (m^3)$	$V_2(m^3)$			$Q(m^3/h)$	

注記 \*:空気供給可能時間及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

 $V_0$ (空気ボンベの容積):  $(m^3/4\pi)$ 

P<sub>o</sub>(空気ボンベの初期圧力): (MPa)

P。'(空気ボンベ使用下限圧力): (MPa)

T<sub>0</sub>(空気ボンベ温度): (K)

$$V_1 = \frac{V_0 \cdot P_0 \cdot 273.15}{0.1013 \cdot T_0}$$

$$V_2 = \frac{V_0 P_0' \cdot 273.15}{0.1013 \cdot T_0}$$

$$V = (V_1 - V_2) \cdot A$$

Q(対象貯槽へ供給する合計空気流量)の内訳

プルトニウム溶液受槽 : m³/h

油水分離槽 : m³/h

プルトニウム濃縮缶供給槽 : **m**³/h

プルトニウム溶液一時貯槽 : m³/h

プルトニウム濃縮液受槽: m³/h

プルトニウム濃縮液一時貯槽: : m³/h

プルトニウム濃縮液計量槽 : m³/h

リサイクル槽 : m³/h

希釈槽: m³/h

プルトニウム濃縮液中間貯槽: m³/h

第2一時貯留処理槽 : m³/h

第3一時貯留処理槽 : m³/h

合計: m³/h

 $t = \frac{V}{O}$ 

■時 ■分の圧縮空気を供給するために必要な空気量

m³/h× 時間 分≒ m³

上記より、圧縮空気を供給するために必要な空気量 m³に対し、ボンベ14個の設置により、 時間の圧縮空気を供給できる m³の空気容量を確保している。 公称値については、標準容量と同じ46.71/個とする。

#### 2. 最高使用圧力の設定根拠

圧縮空気自動供給ユニットボンベを重大事故等時において使用する場合の圧力は、 高圧ガス保安法に基づく最高充てん圧力の MPaとする。但し、誤差等を考慮した 最小充てん圧力が MPaであることから1. 容量の設定根拠における初期圧力は MPaとする。

### 3. 最高使用温度の設定根拠

圧縮空気自動供給ユニットボンベを重大事故等時において使用する場合の温度は, 高圧ガス保安法に基づく一般高圧ガス保安規則に従い, ■℃とする。

#### 4. 個数の設定根拠

圧縮空気手動供給ユニットボンベを重大事故等時において使用する場合の個数は、 プルトニウム溶液の放射線分解により発生する水素を可燃限界濃度未満に抑制するために、機器空間部に圧縮空気を供給するために必要な個数である14個設置する。

名称		安全弁
吹出圧力	MPa	
個 数	_	2

#### (概要)

#### • 重大事故等対処設備

重大事故等時に代替安全圧縮空気系として使用する安全弁は、機器圧縮空気自動供 給ユニットの圧縮空気ボンベからの供給圧力が万一上昇した場合であっても、機器圧 縮空気自動供給ユニットの系統が最高使用圧力を超えないようにするために設置す る。

系統構成は、機器圧縮空気自動供給ユニット、水素掃気配管・弁及び「放射線分解により発生する水素」の発生を仮定する機器で構成する。

#### 1. 吹出圧力の設定根拠

安全弁を重大事故等時において使用する場合の吹出圧力は、作動圧力の誤差を考慮し、■■MPaとする。

#### 2. 個数の設定根拠

安全弁を重大事故等時において使用する場合の個数は、機器圧縮空気自動供給ユニットの圧縮空気ボンベから水素爆発の発生を仮定する機器まで圧縮空気を供給するために必要な個数1個に対し、本供給系統の冗長性を確保するため、2個設置する。

名	称	圧縮空気自動供給貯槽出口配管分岐点 ~主要弁( )
最高使用圧力	MPa	
最高使用温度	$^{\circ}\! \mathbb{C}$	
外径	mm	

#### (概要)

#### · 重大事故等対処設備

重大事故等時に代替安全圧縮空気系として使用する本配管は、圧縮空気自動供給貯槽出口配管分岐点から主要弁( )までをつなぐ配管であり、圧縮空気自動供給貯槽の圧力が低下した場合に主要弁が開となり、機器圧縮空気自動供給ユニットボンベからの供給圧力を減圧して「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器空間部に圧縮空気を供給し、水素爆発の発生を未然に防止するために使用する。

#### 1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管を重大事故等時において使用する場合の圧力は、圧縮空気自動供給貯槽からの供給圧力を考慮し、 MPaとする。

#### 2. 最高使用温度の設定根拠

本配管を重大事故等時において使用する場合の温度は、圧縮空気自動供給貯槽からの供給温度が室温であることから、これを上回る■℃とする

#### 3. 外径の設定根拠

本配管は、圧縮空気自動供給貯槽の圧力が低下した場合に主要弁を開とするための動作用配管であり、「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器空間部に圧縮空気自動供給ユニットボンベからの供給圧力を減圧して圧縮空気を供給する流路ではないため標準流速は考慮しない。外径については mm とする。

名称		プルトニウム濃縮液一時貯槽	
容量	- - - -	m³/個	
本体	最高使用圧力	MPa	
<b>本</b> 体	最高使用温度	$^{\circ}\! \mathbb{C}$	
冷却コイル部	最高使用圧力	MPa	
行列コイル部	最高使用温度	$^{\circ}\!\mathbb{C}$	
伝熱ī	面積	m²/個	
個對	数	_	1

注記 \*2:水素による爆発発生時の気相部の瞬間圧力を示す。

\*3:水素による爆発発生時の液相部の瞬間圧力を示す。

### 【設定根拠】

#### (概要)

#### ・設計基準対象の施設

プルトニウム濃縮液一時貯槽は、設計基準対象の施設として、プルトニウム濃縮液 受槽からのプルトニウム濃縮液を受け入れ、ポンプによりプルトニウム濃縮液計量槽 へ移送するために設置する。

#### • 重大事故等対処設備

重大事故等時に代替安全冷却水系の内部ループへの通水による冷却として使用するプルトニウム濃縮液一時貯槽は、下記の機能を有する。

蒸発乾固の発生を未然に防止するために,第1貯水槽の水を内部ループに通水し冷却するために使用する。

系統構成は、第1貯水槽、可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋外ホース、可搬型建屋内ホース、内部ループ配管・弁、冷却コイル配管・弁、プルトニウム濃縮液一時貯槽、冷却コイル配管・弁、内部ループ配管・弁、可搬型建屋内ホース、可搬型建屋外ホース、可搬型排水受槽、可搬型中型移送ポンプ及び第1貯水槽で構成する。

重大事故等時に代替安全冷却水系の貯槽等への注水として使用するプルトニウム 濃縮液一時貯槽は、下記の機能を有する。

放射性物質の発生を抑制し,及び蒸発乾固の進行を防止するため,第1貯水槽の水を プルトニウム濃縮液一時貯槽に注水するために使用する。

系統構成は,第1貯水槽,可搬型中型移送ポンプ,可搬型建屋外ホース,可搬型建屋 内ホース,機器注水配管・弁,プルトニウム濃縮液一時貯槽で構成する。

重大事故等時に代替安全冷却水系の冷却コイル等への通水による冷却として使用

するプルトニウム濃縮液一時貯槽は、下記の機能を有する。

内包する溶液を未沸騰状態に維持するため,第1貯水槽の水をプルトニウム濃縮液 一時貯槽の冷却コイルへ通水するために使用する。

系統構成は、第1貯水槽、可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋外ホース、可搬型建屋 内ホース、内部ループ配管・弁、冷却コイル配管・弁、プルトニウム濃縮液一時貯槽、 冷却コイル配管・弁、内部ループ配管・弁、可搬型建屋内ホース、可搬型建屋外ホース、可搬型排水受槽、可搬型中型移送ポンプ及び第1貯水槽で構成する。

重大事故等時に代替安全圧縮空気系として使用するプルトニウム濃縮液一時貯槽は、下記の機能を有する。

内包する溶液の放射線分解により発生する水素を可燃限界未満に抑制するため, 貯槽の空間部に圧縮空気を供給するために使用する。

系統構成は、可搬型空気圧縮機、配管・弁で構成される。

重大事故等時に代替換気設備として使用するプルトニウム濃縮液一時貯槽は、下記の機能を有する。

気相中に移行する放射性物質をセルに導出し、大気中へ放出される放射性物質を低減させるために使用する。

系統構成は、プルトニウム濃縮液一時貯槽、配管・弁、隔離弁、塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット、セル導出ユニットフィルタ及びダクト・ダンパで構成される。

#### 1. 容量

設計基準対象の施設として使用するプルトニウム濃縮液一時貯槽の容量は、貯槽の有効容量である m³/個以上とする。

プルトニウム濃縮液一時貯槽を重大事故等時において使用する場合の容量は、設計 基準対象の施設と同様、■m³/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ m³/個とする。

#### 2. 最高使用圧力の設定根拠

2.1 プルトニウム濃縮液一時貯槽の本体の最高使用圧力

設計基準対象の施設として使用するプルトニウム濃縮液一時貯槽の本体の最高使用圧力は、塔槽類廃ガス処理系に接続しているため、槽内の溶液を考慮して、とする。

プルトニウム濃縮液一時貯槽を重大事故等時において使用する場合の本体の圧力は、設計基準対象の施設と同様に槽内の溶液を考慮して、 とする。

2.2 プルトニウム濃縮液一時貯槽の冷却コイル部の最高使用圧力

設計基準対象の施設として使用するプルトニウム濃縮液一時貯槽の冷却コイル部の最高使用圧力は、プルトニウム濃縮液一時貯槽冷却コイル部の通常運転圧力が MPaであるため、これを上回る圧力として MPaとする。

プルトニウム濃縮液一時貯槽の冷却コイル部を重大事故等時において使用する場合の圧力は、可搬型中型移送ポンプによる冷却水の供給圧が MPaであるため、これを上回る MPaとする。

#### 3. 最高使用温度の設定根拠

3.1 プルトニウム濃縮液一時貯槽の本体の最高使用温度

設計基準対象の施設として使用するプルトニウム濃縮液一時貯槽の本体の最高使 用温度は、加熱除染液を受け入れる可能性を考慮して、■℃とする。

プルトニウム濃縮液一時貯槽を重大事故等時において使用する場合の本体の温度は沸騰時の蒸気の温度であり、想定される硝酸の沸点が $\mathbb{C}^{\mathbb{C}}$ であることから、これを上回る $\mathbb{C}^{\mathbb{C}}$ とする。

#### 3.2 プルトニウム濃縮液一時貯槽の冷却コイル部の最高使用温度

設計基準対象の施設として使用するプルトニウム濃縮液一時貯槽の冷却コイル部の最高使用温度は、冷却コイル部の通常運転温度が**™**℃であるため、これを上回る温度として**™**℃とする。

プルトニウム濃縮液一時貯槽の冷却コイル部を重大事故等時において使用する場合の使用温度は沸騰時の蒸気の温度であり、想定される硝酸の沸点が $\mathbb{R}^{2}$   $\mathbb{R}^{2}$   $\mathbb{R}^{2}$  ることから、これを上回る $\mathbb{R}^{2}$   $\mathbb{R}^{2}$   $\mathbb{R}^{2}$  とする。

#### 4. 伝熱面積の設定根拠

設計基準対象の施設としてのプルトニウム濃縮液一時貯槽の伝熱面積の設定根拠については、再処理施設に関する設計及び工事の方法の許可申請書 第6回申請(六再事発第61号 平成9年9月22日)にて認可申請された設計及び工事の方法の添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 添付-8崩壊熱除去に関する説明書」による。

重大事故時においては、蒸発乾固の発生を未然に防止するため、安全冷却水系の内部ループに通水し、蒸発乾固を想定する貯槽等に内包する溶液等を冷却する。さらに、安全冷却水系の内部ループへの通水が実施できなかった場合でも、より貯槽等に近い位置から冷却コイル等へ通水することにより、蒸発乾固を想定する貯槽等に内包する溶液等を冷却する。

プルトニウム濃縮液一時貯槽における,実際の伝熱面積を用いた重大事故時の除熱評価結果(表1,表2)から,冷却水出口温度 $t_2$  [ $\mathbb{C}$ ]は,消防ホースの使用条件 $\mathbb{C}$  に下回る温度として, $\mathbb{C}$  以下となっている。また,内包液温度 $\mathbb{C}$  は,沸点を十分に下回る温度として, $\mathbb{C}$  以下となっている。

表 1 重大事故等時除熱評価結果(内部ループへの通水)

No.	パラメータ	記号	単位	プルトニウム濃縮液 一時貯槽 (コイル)
1	崩壊熱密度	Р	$\mathrm{W}/\mathrm{m}^3$	
2	液量	V	$\mathrm{m}^3$	
3	崩壊熱量	Q	W	
4	冷却水流量	W	$m^3/h$	
5	冷却水入口温度	$t_1$	$^{\circ}$	
6	冷却水出口温度	$t_2$	$^{\circ}$	
7	対数平均温度差	Δt	$^{\circ}$	
8	総括伝熱係数	U	$\mathrm{W}/\mathrm{m}^2\mathrm{K}$	
9	伝熱面積	A	$\mathrm{m}^2$	
10	内包液温度	Т	$^{\circ}$	

表 2 重大事故等時除熱評価結果(冷却コイル等への通水)

_			1 - (-)	
No.	パラメータ	記号	単位	プルトニウム濃縮液 一時貯槽 (コイル)
1	崩壊熱密度	Р	$\mathrm{W}/\mathrm{m}^3$	
2	液量	V	$\mathrm{m}^3$	
3	崩壊熱量	Q	W	
4	冷却水流量	W	$m^3/h$	
5	冷却水入口温度	$t_1$	$^{\circ}$	
6	冷却水出口温度	$t_2$	$^{\circ}$	
7	対数平均温度差	Δt	$^{\circ}$	
8	総括伝熱係数	U	$\mathrm{W}/\mathrm{m}^2\mathrm{K}$	
9	伝熱面積	A	$\mathrm{m}^2$	
10	内包液温度	T	$^{\circ}\!\mathbb{C}$	

\*1:冷却水出口温度が■℃以下,及び内包液温度が■℃以下を満たす必要最低流量

\*2: 重大事故時には2系統あるコイルの内1系統のみ使用

#### 5. 個数の設定根拠

希釈槽は、設計基準対象の施設として、プルトニウム濃縮液受槽からのプルトニウム濃縮液を受け入れ、ポンプによりプルトニウム濃縮液計量槽へ移送するために必要な個数として1個設置する。

重大事故等時に使用するプルトニウム濃縮液一時貯槽は、設計基準対象の施設として1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

名 称		可搬型空気圧縮機 (■■■)
容量	m³/h/個	234
吐出圧力	MPa	0.69
個数	_	4(予備として故障時のバックアップ 3 個)

#### (概 要)

#### • 重大事故等対処設備

重大事故時に代替安全圧縮空気系として使用する本空気圧縮機は,安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合において,水素爆発の発生を仮定する機器に圧縮空気を供給し,水素爆発の発生を未然に防止するために使用する。

水素爆発の発生を仮定する機器へ圧縮空気を供給し、水素濃度を可燃限界濃度未満 に維持できる設計とする。

#### (1) 容量の設定根拠

本空気圧縮機を重大事故等対処設備として使用する場合の容量は、放射線分解により発生する水素による爆発に要求される機能に必要な処理容量を有した 234m³/h/個とする。

#### (2) 吐出圧力の設定根拠

本空気圧縮機を重大事故等対処設備として使用する場合の吐出圧力は、水素爆発の発生を仮定する機器へ圧縮空気を供給し、水素濃度を可燃限界濃度未満に維持するために必要な 0.69MPa とする。

#### (3) 個数の設定根拠

本空気圧縮機を重大事故等対処設備として使用する場合の個数は、対策に必要な建 屋近傍に1個保管し、予備として故障時のバックアップを建屋外に3個保管する。

名	称	圧縮空気供給用■m,■m 可搬型建屋内ホース
最高使用圧力	MPa	0. 97
最高使用温度	$^{\circ}\!\mathbb{C}$	50
個数	_	39(予備として故障時のバックアップ
		を82)

#### (概要)

#### • 重大事故等対処設備

#### 【水素爆発を未然に防止するための空気供給】

重大事故時に代替安全圧縮空気系として使用する本ホースは,「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器空間部に可搬型空気圧縮機から 圧縮空気を供給し、水素爆発の発生を未然に防止するために使用する。

#### 【水素爆発の再発を防止するための空気供給】

重大事故時に代替安全圧縮空気系として使用する本ホースは、「水素爆発を未然に防止するための空気供給」が機能しなかった場合に、「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器空間部に圧縮空気手動供給ユニットボンベ又は可搬型空気圧縮機から圧縮空気を供給し、水素爆発を未然に防止するための対策に使用する系統とは異なる系統から圧縮空気を供給することで水素爆発の再発を防止するために使用する。

#### (1) 最高使用圧力の設定根拠

本ホースを重大事故等対処設備として使用する場合の圧力は,可搬型空気圧縮機からの供給において可搬型空気圧縮機と同じ0.97MPaとする。

#### (2) 最高使用温度の設定根拠

本ホースを重大事故等対処設備として使用する場合の温度は、可搬型空気圧縮機からの供給において可搬型空気圧縮機と同じ50℃とする。

#### (3) 個数の設定根拠

本ホースを重大事故等対処設備として使用する場合の個数は、対策に必要な建屋内に39本保管し、予備として故障時のバックアップを建屋内に43本、建屋外に39本保管する。

名称		廃ガス洗浄塔入口配管分岐点〜凝縮器 ( )
最高使用圧力	MPa	
最高使用温度	$^{\circ}\!\mathrm{C}$	
外径	mm	

#### (概要)

#### · 重大事故等対処設備

重大事故等時に代替換気設備として使用する本配管は、廃ガス洗浄塔入口配管分岐 点から凝縮器 ( )までをつなぐ配管であり、溶液の沸騰により「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質、水素掃気 空気に同伴する放射性物質及び水素爆発により「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質を、塔槽類廃ガス処理 設備の流路を遮断することで、「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器及び「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の排気をセルに導出するために使用する。

#### 1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管を重大事故等時において使用する場合の圧力は、廃ガスポットにより制限され最大でも kPa以下であり、 とする、設計基準対象の一般圧縮空気系の配管の最高使用圧力と同じ MPaとする。

また、放射線分解により発生する水素による爆発が発生した際の気相部の瞬間圧力を考慮し、■■MPaとする。

#### 2. 最高使用温度の設定根拠

本配管を重大事故等時において使用する場合の温度は、凝縮器、予備凝縮器上流側は沸騰時の蒸気の温度であり、想定される硝酸の沸点が $\mathbb{C}^{\mathbb{R}}$   $\mathbb{C}^{$ 

#### 3. 外径の設定根拠

本配管を重大事故等時において使用する場合の外径は、標準流速を基にmm,

mm, mmとする。

外径	厚さ	呼び径	流路面積	流量	流速*	標準流速
A	В		С	D	Е	
(mm)	(mm)	(A)	$(m^2)$	$(m^3/h)$	(m/s)	(m/s)
-						

注記 \*:流速及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = \pi \cdot \left\{ \frac{1}{2} \cdot \frac{(A - 2 \cdot B)}{1000} \right\}^2$$

$$E = \frac{D}{3600 \cdot C}$$

名 称	可搬型排風機 (■■■)	
容量	m³/h/個	
原動機出力	kW/個	
tra Net.	_	2(予備として故障時のバックアップを
個数		1 個)

#### (概要)

#### • 重大事故等対処設備

#### 【代替セル排気系の構築】

重大事故時に代替換気設備として使用する本排風機は、セルに導出された「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器及び「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質、水素掃気用空気に同伴する放射性物質を除去し、主排気筒を介して放出するために設置する。

#### (1) 容量の設定根拠

公称値は、要求される容量と同じ m³/h/個とする。

#### (2) 原動機出力の設定根拠

#### (3) 個数の設定根拠

本排風機を重大事故等対処設備として使用する場合の個数は、対策に必要な建屋内に1個保管し、予備として故障時バックアップを建屋外に1個保管する。

	名 称	可搬型フィルタ ( <b>(</b> )	
容量		Nm³/h/個	
分本	単品	%	
効率	総合	%	
	個数	_	4(予備として故障時のバックアップを 2個)

#### (概要)

#### • 重大事故等対処設備

重大事故時に代替換気設備として使用する本フィルタは、セルに導出された「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器及び「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質、水素掃気用空気に同伴する放射性物質を除去し、主排気筒を介して放出するために設置する。

#### (1) 容量の設定根拠

本フィルタを重大事故等対処設備として使用する場合の容量は、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発で同時に要求される複数の機能に必要な処理容量を有した Nm³/h/個とし、兼用できる設計とする。 公称値は、要求される容量と同じ Nm³/h/個とする。

#### (2) 効率の設定根拠

注記 \*1: 高性能粒子フィルタ直列2段時の除去効率

= %

#### (3) 個数の設定根拠

本フィルタを重大事故等対処設備として使用する場合の個数は、対策に必要な建屋内に2個保管し、予備として故障時のバックアップを建屋外に2個保管する。

#### 3. 容量の設定根拠

セル導出ユニットフィルタを重大事故等時に使用する場合の容量は,流入する空気量が であることから,これを上回る とする。

#### 4. 効率の設定根拠

#### 4.1 単品の効率

セル導出ユニットフィルタを重大事故等時に使用する場合の単品の効率は、使用する高性能粒子フィルタエレメントの仕様に合わせて 以上(μm DOP 粒子)とする。

#### 4.2 総合の効率

セル導出ユニットフィルタを重大事故等時に使用する場合の総合の効率は、既設塔槽類廃ガス処理設備に設置されている高性能粒子フィルタの放射性エアロゾルを除去するために 以上であることから、それを基に 以上( $\mu$  DOP 粒子)とする。

#### 5. 個数の設定根拠

セル導出ユニットフィルタは、溶液の沸騰により「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質、水素掃気空気に同伴する放射性物質及び水素爆発により「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質を除去するために必要な個数として1個とし、故障時のバックアップとしての1個と合わせて、合計2個とする。

名	称	代替換気用可搬型ダクト(
最高使用圧力	MPa	
最高使用温度	$^{\circ}\!\mathbb{C}$	
個数		一式(予備として故障時のバックアッ
個	_	プを一式)

(概要)

#### • 重大事故対処設備

#### 【代替セル排気系の構築】

重大事故等時に代替換気設備として使用する本ダクトは、セルに導出された「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器及び「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器からの放射性物質を除去し、主排気筒を介して放出するために使用する。

#### (1) 最高使用圧力の設定根拠

本ダクトを重大事故等時において使用する場合の圧力は、「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の沸騰により発生する蒸気による湿度の上昇、及び同時に発生するおそれのある「放射線分解により発生する水素による爆発」の使用条件も考慮し、可搬型排風機の性能特性上の最大静圧 MPaとする。

#### (2) 最高使用温度の設定根拠

本ダクトを重大事故等時において使用する場合の温度は、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発が発生した場合においての環境を考慮した温度と同じ■℃とする。

#### (3) 個数の設定根拠

本ダクトを重大事故等時において使用する場合の個数は、対策に必要な建屋内に一 式保管し、予備として故障時のバックアップを建屋外に一式保管する。 W-1-1-3 別紙3 水素発生速度及び水素掃気流量について

### 目 次

	$\sim$	ン
1.	概要 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
2.	水素発生速度の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 1	計算方法 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
2. 2	計算結果 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
3.	必要な水素掃気流量の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 1	可燃限界濃度(ドライ換算 4vol%)の場合 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
3. 2	未然防止濃度(ドライ換算 8vol%)の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4.	可搬型空気圧縮機からの水素掃気流量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3

#### 1. 概要

本資料は,「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器に必要な水素掃気流量を示すとともに,必要な水素掃気流量と機器に供給する水素掃気流量を 比較することにより,その妥当性を説明するものである。

#### 2. 水素発生速度の評価

#### 2.1 計算方法

水素発生速度は、各機器に存在する放射性物質の崩壊熱が全て各機器内の液に吸収されると仮定し、吸収エネルギー100eV あたりに生成する分子数であるG値に各機器に存在する放射性物質の崩壊熱を乗じることで求める。具体的な計算式については以下の(1)~(3)に示す。

ここで、液浸配管からの空気の供給時及び液温が 70<sup> $\circ$ </sup>C超過した場合には、液中で発生した水素が気相に出やすくなることを考慮し、G値を 5 倍にする。また、溶質に金属イオンが含まれていることを考慮してG値を 1/20 にしている高レベル廃液ガラス固化建屋内の機器については、沸騰条件下においてG値を 1/20 とする効果が確認されていないことから、沸点超過後は金属イオンが含まれていることを考慮し 1/20 にしているG値を 100 倍(70<sup> $\circ$ </sup>C超過による 5 倍×本効果を見込まないことによる 20 倍)にする。評価に用いる各機器のパラメータを第 2.1-1 表~第 2.1-5 表に示す。

#### (1) 水相のみの場合

$$F_{H_2} = 8.36 \times 10^{-6} \times V_{aq} \times (Q_{\alpha,aq} \times G_{\alpha,aq} + Q_{\beta \gamma,aq} \times G_{\beta \gamma,aq})$$

F<sub>Ho</sub>:水素発生速度 (m³/h [normal])

Vag: 水相の液量 (m³)

Q<sub>α,aq</sub>:機器内の水相の単位液量あたりのα崩壊熱量(W/m³)

 $\mathbf{Q}_{eta\,\gamma,\mathrm{aq}}$ :機器内の水相の単位液量あたりの  $eta\,\gamma\,$ 崩壊熱量

 $(W/m^3)$ 

G<sub>α,aq</sub>:水相での α 線のG値 (Molecules/100eV)

 $G_{\beta \gamma,aq}$ : 水相での  $\beta \gamma$  線のG値 (Molecules/100eV)

なお、8.36×10<sup>-6</sup>は以下により導出される換算係数である。

8. 
$$36 \times 10^{-6} [s \cdot 100 \text{eV} \cdot \text{m}^3/(\text{J} \cdot \text{h})[\text{normal}]]$$
  
=  $3600 [s/\text{h}] \times 6.242 \times 10^{16} [100 \text{eV/J}]$   
 $\times \frac{22.4 \times 10^{-3} [\text{m}^3/\text{mol}[\text{normal}]]}{6.022 \times 10^{23} [\text{Molecules/mol}]}$ 

#### (2) 有機相のみの場合

$$F_{H_2} = 8.36 \times 10^{-6} \times V_{\text{org}} \times \left(Q_{\alpha, \text{ org}} \times G_{\alpha, \text{ org}} + Q_{\beta \gamma, \text{ org}} \times G_{\beta \gamma, \text{ org}}\right)$$

V<sub>org</sub>:有機相の液量(m³)

Q<sub>corg</sub>:機器内の有機相の単位液量あたりのα崩壊熱量

 $(W/m^3)$ 

 $Q_{\beta,\gamma,\text{ org}}$ :機器内の有機相の単位液量あたりの  $\beta\gamma$  崩壊熱量 ( $\mathbb{W}/\mathbb{m}^3$ )

G<sub>α, org</sub>: 有機相での α 線のG値 (Molecules/100eV)

 $G_{\beta\gamma}$  org: 有機相での  $\beta\gamma$  線のG値 (Molecules/100eV)

(3) 水相及び有機相が混在する場合

$$F_{\rm H_2} = 8.36 \times 10^{-6} \times \left\{ V_{\rm aq} \times \left( G_{\alpha,\rm aq} \times G_{\alpha,\rm aq} + \frac{V_{\rm aq} \times Q_{\beta \gamma,\rm aq} + V_{\rm org} \times Q_{\beta \gamma,\rm org}}{V_{\rm aq} + V_{\rm org}} \times Q_{\beta \gamma,\rm aq} \right) \right\}$$

$$+ V_{\rm org} \times \left( Q_{\alpha, \rm org} \times G_{\alpha, \rm org} + \frac{V_{\rm aq} \times Q_{\beta \gamma, \rm aq} + V_{\rm org} \times Q_{\beta \gamma, \rm org}}{V_{\rm aq} + V_{\rm org}} \times G_{\beta \gamma, \rm org} \right) \right\}$$

ここで、有機相で発生した  $\beta$   $\gamma$  線は水相及び有機相で吸収されて水素を発生させるものとし、水相で発生した  $\beta$   $\gamma$  線は水相及び有機相で吸収されて水素を発生させるものとする。また、  $\alpha$  線は飛程が短いため、各相で発生した  $\alpha$  線は各相で吸収されるとする。

2.2 計算結果

水素発生速度の計算結果を第2.2-1表~第2.2-5表に示す。

3. 必要な水素掃気流量の評価

水素発生速度を用いて核危機内の気相部の水素濃度を可燃限界濃度(ドライ換算 4vol%)及び未然防止濃度(ドライ換算 8vol%)未満に維持するために必要な空気流量を求める。

3.1 可燃限界濃度(ドライ換算 4vol%)の場合

必要な水素掃気流量の算出にあたり以下の式を用いた。

$$F_{flc} = \frac{F_{H_2}}{0.04}$$

 $F_{flc}$ : 可燃限界濃度未満に維持するために必要な空気流量  $(m^3/h[normal])$ 

ただし、 $F_{flc}$ の計算結果が  $0.02m^3/h[normal]$  未満の場合は、流量計で空気流量が測定できるようにするため、 $F_{flc}$ を  $0.02m^3/h[normal]$  とする。評価結果を第 3.1-1 表~第 3.1-5 表に示す。

### 3.2 未然防止濃度(ドライ換算 8vo1%)の場合

必要な水素掃気流量の算出にあたり以下の式を用いた。

$$F_{pc} = \frac{F_{H_2}}{0.08}$$

Fpc: 未然防止濃度未満に維持するために必要な空気流量 (m³/h[normal])

ただし、 $F_{pc}$ の計算結果が  $0.02m^3/h$ [normal]未満の場合は、流量計で空気流量が測定できるようにするため、 $F_{pc}$ を  $0.02m^3/h$ [normal]とする。評価結果を第 3.2-1 表~第 3.2-5 表に示す。

### 4. 可搬型空気圧縮機からの水素掃気流量

可搬型空気圧縮機からの水素掃気流量は、安全圧縮空気系の設計掃気流量相当とする。 70℃超過や液浸配管からの空気の供給による水素発生量の増加を見込んだ可燃限界濃度 未満に維持するために必要な空気流量(以下、「水素発生量の増加を見込んだ Ffic.」とい う。)及び可搬型空気圧縮機からの水素掃気流量を第 4-1 表~第 4-5 表に示す。

可搬型空気圧縮機からの水素掃気流量は、水素発生量の増加を見込んだ $F_{flc}$ を超えていることから、70<sup> $\circ$ </sup>超過や液浸配管からの空気の供給による水素発生量の増加を見込んだとしても、機器内の水素濃度を可燃限界濃度未満に維持することが可能である。

第2.1-1表 水素発生速度の評価に用いるパラメータ (前処理建屋)

		水相								
機器名	機器番号	          	NO 3 -	崩壊熱	热密度	G値(70℃以下)		G値(70℃超過*)		
1/2/107-11	DXTE H 7	液量 [m³]	濃度	α	βγ	α	βγ	α	βγ	
		[m-]	[mol/L]	$[W/m^3]$	$[W/m^3]$	[Molecul	es/100eV]	[Molecul	es/100eV]	
中継槽A		7. 0	3. 0	1. $7 \times 10^{2}$	4. $4 \times 10^{2}$	0.11	0.042	0.55	0. 21	
中継槽B		7. 0	3. 0	1. $7 \times 10^{2}$	4. $4 \times 10^{2}$	0.11	0.042	0.55	0. 21	
計量前中間貯槽A		25	3. 0	1. $7 \times 10^{2}$	4. $4 \times 10^{2}$	0.11	0.042	0.55	0. 21	
計量前中間貯槽B		25	3.0	1. $7 \times 10^{2}$	$4.4 \times 10^{2}$	0.11	0.042	0.55	0. 21	
計量・調整槽		25	3. 0	$1.2 \times 10^{2}$	3. $5 \times 10^{2}$	0.11	0.042	0.55	0. 21	
計量後中間貯槽		25	3. 0	$1.2 \times 10^{2}$	3. $5 \times 10^{2}$	0.11	0.042	0.55	0. 21	
計量補助槽		7. 0	3. 0	$1.2 \times 10^{2}$	3. $5 \times 10^{2}$	0.11	0.042	0.55	0. 21	

第2.1-2表 水素発生速度の評価に用いるパラメータ (分離建屋)

		77 2. 1 2 2	* 74.2/12	、还及 • 7 们	· • / /		<b>-</b> /				
		水相									
機器名	機器番号	液量 [m³]	NO3 -	崩壊熱	崩壊熱密度		G値(70℃以下)		G値(70℃超過*¹)		
1次46~口	がなるがはケ		濃度	濃度 α	βγ	α	βγ	$\alpha$	βγ		
		Lin J	[mol/L]	$[W/m^3]$	$[W/m^3]$	[Molecul	es/100eV]	[Molecul	les/100eV]		
溶解液中間貯槽		25	3. 0	1. 2×10 <sup>2</sup>	3. $5 \times 10^{2}$	0.11	0.042	0. 55	0. 21		
溶解液供給槽		6.0	3. 0	$1.2 \times 10^{2}$	3. $5 \times 10^{2}$	0. 11	0.042	0. 55	0. 21		
抽出廃液受槽		15	2.8	4. 1×10 <sup>1</sup>	2.5×10 <sup>2</sup>	0.11	0.044	0. 55	0. 22		
抽出廃液中間貯槽		20	2.8	4. $1 \times 10^{1}$	$2.5 \times 10^{2}$	0.11	0.044	0. 55	0. 22		
抽出廃液供給槽A		60	2. 6	4. $1 \times 10^{1}$	$2.5 \times 10^{2}$	0. 12	0.045	0.60	0. 23		
抽出廃液供給槽B		60	2. 6	4. 1×10 <sup>1</sup>	$2.5 \times 10^{2}$	0. 12	0.045	0.60	0. 23		
プルトニウム溶液受槽		3.0	1. 7	$2.4 \times 10^{2}$	<u>*</u> 2	0. 19	_*2	0.95*3	*2		
プルトニウム溶液中間貯槽		3.0	1. 7	2.4×10 <sup>2</sup>	*2	0. 19	*2	0. 95*3	*2		
第2一時貯留処理槽		3.0	1. 5	$2.9 \times 10^{2}$	5. $2 \times 10^{-1}$	0. 22	0.065	1.1*3	0.33*3		
第3一時貯留処理槽		20	3. 0	8.9×10 <sup>1</sup>	$3.2 \times 10^{2}$	0.11	0.042	0. 55	0. 21		
第4一時貯留処理槽		20	2.8	4.9×10 <sup>1</sup>	$3.2 \times 10^{2}$	0.11	0.044	0. 55	0. 22		
高レベル廃液濃縮缶		22	2. 0	5. 0×10 <sup>2</sup>	$3.2 \times 10^{3}$	0.17	0.053	0.85	0. 27		

\*2: α線を放出する核種が主であることから記載していない。

\*3:崩壊熱除去の対象ではないが、かくはんにより G 値が増加することを想定している。

第2.1-3表 水素発生速度の評価に用いるパラメータ (精製建屋)

		水相								
144 00 77	LAN HILL TO TH	.** F	NO <sub>3</sub> 一		密度	G値 (70	)℃以下)	G値(70℃	C超過*1)	
機器名	機器番号	液量 [m³]	濃度	α	βγ*2	α	βγ*2	α	βγ*2	
			[mol/L]	$[W/m^3]$	$[W/m^3]$	[Molecul	es/100eV]	[Molecules/100eV])		
プルトニウム溶液供給槽			1. 7	2. 4×10 <sup>2</sup>	_	0. 19	_	0. 95*3	_	
プルトニウム溶液受槽			1. 5	9. $3 \times 10^{2}$	_	0.20	_	1. 0	_	
油水分離槽			1. 5	9. $3 \times 10^{2}$	_	0.20	_	1. 0	_	
プルトニウム濃縮缶供給槽		3.0	1. 5	9. $3 \times 10^{2}$	_	0.20	_	1.0	_	
プルトニウム溶液一時貯槽		3.0	1.5	9. 3×10 <sup>2</sup>	_	0. 20	_	1.0	_	
プルトニウム濃縮缶			7. 0	8.6 $\times$ 10 <sup>3</sup>	_	0.048	_	0. 24*3	_	
プルトニウム濃縮液受槽			7. 0	8.6 $\times$ 10 <sup>3</sup>	_	0.048	_	0. 24	_	
プルトニウム濃縮液一時貯槽		1.5	7. 0	8. $6 \times 10^{3}$	_	0.048	_	0. 24		
プルトニウム濃縮液計量槽			7. 0	8. $6 \times 10^{3}$	_	0.048	_	0. 24		
リサイクル槽			7. 0	8. $6 \times 10^{3}$	_	0.048	_	0. 24		
希釈槽		2. 5	1. 5	9. $3 \times 10^{2}$	_	0.20	_	1.0		
プルトニウム濃縮液中間貯槽			7. 0	8.6×10 <sup>3</sup>	_	0.048	_	0. 24	_	
第2一時貯留処理槽			1. 5	4. $1 \times 10^{2}$	_	0. 23	_	1.2		
第3一時貯留処理槽		3. 0	1.5	4. 1×10 <sup>2</sup>	_	0. 23	_	1.2		
第7一時貯留処理槽			1.5	3. $3 \times 10^{2}$	_	0. 23	_	1. 2*3	_	

\*2: α線を放出する核種が主であることから記載していない。

\*3:崩壊熱除去の対象ではないが、かくはんにより G 値が増加することを想定している。

### (つづき)

		有機相								
1-00: P.D. 57	14% BB 2E B	法目	崩壊熱密度			0℃以下)	G値(70°	C超過*)		
機器名	機器番号	液量	权重 $\alpha$ $[ ext{m}^3]$ $[ ext{W/m}^3]$	βγ	α	βγ	α	βγ		
		[m-]		$[W/m^3]$	[Molecu	les/100eV]	[Molecules/100eV]			
プルトニウム溶液供給槽		_	_	_	_	_	_	_		
プルトニウム溶液受槽		_	_				_	_		
油水分離槽		_	_	_	_	_	_	_		
プルトニウム濃縮缶供給槽		_	_	_	_	_	_	_		
プルトニウム溶液一時貯槽		_	_	_	_	_	_	_		
プルトニウム濃縮缶		_	_		_	_	_	_		
プルトニウム濃縮液受槽		_	_				_	_		
プルトニウム濃縮液一時貯槽		_	_	_	_	_	_	_		
プルトニウム濃縮液計量槽		_	_	_	_	_	_	_		
リサイクル槽		_	_	_	_	_	_	_		
希釈槽		_	_	_	_	_	_	_		
プルトニウム濃縮液中間貯槽			_		_	_	_	_		
第2一時貯留処理槽			3. $7 \times 10^{1}$	_	3. 0	_	15	_		
第3一時貯留処理槽			_	<u> </u>	_	_	_			
第7一時貯留処理槽		_	_	_	_	_	_	_		

第2.1-4表 水素発生速度の評価に用いるパラメータ (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)

			水相							
機器名	機器番号	<b>巴采旦</b>	液量	NO 3 -	崩壊熱	熟密度	G値 (70℃以下)		G値(70℃超過*1)	
一		は倒り	11文里 [m³]	濃度	$\alpha$	$\beta \gamma^{*2}$	$\alpha$	βγ*2	α	βγ*2
			[mo:	[mol/L]	$[mo1/L]$ $[W/m^3]$	$[W/m^3]$	[Molecules/100eV]		[Molecules/100eV]	
硝酸プルトニウム貯槽			1.0	7. 0	8. $6 \times 10^{3}$	_	0.048	_	0. 24	_
混合槽A			1.0	4. 3	5. 3×10 <sup>3</sup>	_	0.059	_	0.30	_
混合槽B			1.0	4. 3	5. 3×10 <sup>3</sup>	_	0.059	_	0.30	_
一時貯槽			1.0	7. 0	8.6×10 <sup>3</sup>	_	0.048	_	0. 24	_

\*2: α線を放出する核種が主であることから記載していない。

第2.1-5表 水素発生速度の評価に用いるパラメータ (高レベル廃液ガラス固化建屋)

		水相								
機器名	144.00		NO 3 -	崩壊	熱密度	G値(70	℃以下)	G値(70	℃超過*)	
	機器番号	液量 [m³]	濃度	$\alpha$	βγ	α	βγ	$\alpha$	βγ	
			[mol/L]	$[W/m^3]$ $[W/m^3]$		[Molecules/100eV]		[Molecules/100eV]		
第1高レベル濃縮廃液貯槽		120	2.0	4. 4×10 <sup>2</sup>	2.8×10 <sup>3</sup>	0. 0085	0.0030	0.043	0.015	
カ I 向 レ・ソレ版和D出版則1首	_	120	2.0	1. 17.10	2.0 × 10	0.0003	0.0030	(0.85)	(0.30)	
第2高レベル濃縮廃液貯槽		120	2.0	$4.4 \times 10^{2}$	$2.8 \times 10^{3}$	0.0085	0.0030	0.043	0.015	
AT THE PERMITS OF THE	_	120	2. 0	1. 17.10	2.07.10	0.0000	0.0000	(0.85)	(0.30)	
第1高レベル濃縮廃液一時貯槽		25	2.0	$5.0 \times 10^{2}$	$3.2 \times 10^{3}$	0. 0085	0.0030	0.043	0.015	
NATION AND THE STATE OF THE STA	_							(0.85)	(0.30)	
第2高レベル濃縮廃液一時貯槽		25	2.0	5. $0 \times 10^{2}$	$3.2 \times 10^{3}$	0.0085	0.0030	0.043	0.015	
	_							(0.85)	(0. 30)	
高レベル廃液共用貯槽		120	2.0	4. $4 \times 10^{2}$	$2.8 \times 10^{3}$	0.0085	0.0030	0.043	0. 015	
(高レベル濃縮廃液貯蔵時)	_							(0.85)	(0. 30)	
高レベル廃液混合槽A		20	1.0	5. 0×10 <sup>2</sup>	3. 2×10 <sup>3</sup>	0. 014	0. 0050	0.070	0. 025	
	_							(1.4)	(0. 50)	
高レベル廃液混合槽B		20	1.0	5. $0 \times 10^{2}$	3. $2 \times 10^{3}$	0.014	0.0050	0. 070 (1. 4)	0. 025 (0. 50)	
	_								0. 025	
供給液槽A		5.0	1.0	5. $0 \times 10^{2}$	3. $2 \times 10^{3}$	0.014	0.0050	0. 070 (1. 4)	(0. 50)	
	_							0.070	0.025	
供給液槽B		5.0	1.0	5. $0 \times 10^{2}$	3. $2 \times 10^{3}$	0.014	0.0050	(1.4)	(0. 50)	
								0.070	0. 025	
供給槽A		2.0	1.0	5. $0 \times 10^{2}$	3. $2 \times 10^{3}$	0.014	0.0050	(1.4)	(0. 50)	
				_				0. 070	0. 025	
供給槽B		2.0	1.0	5. $0 \times 10^{2}$	$3.2 \times 10^{3}$	0.014	0.0050	(1.4)	(0. 50)	

注記 \*:液浸配管から空気を供給する場合も含む。また、沸点を超えた場合は括弧内の水素発生G値とする。

第2.2-1表 水素発生速度(前処理建屋)

機器名称	機器番号	F <sub>H2</sub> (70℃以下) [m³/h]	F <sub>H2</sub> (70℃超過*) [m³/h]
中継槽 A		2. 2E-03	1. 1E-02
中継槽 B		2.2E-03	1. 1E-02
計量前中間貯槽 A		7.6E-03	3.8E-02
計量前中間貯槽 B		7.6E-03	3.8E-02
計量・調整槽		5. 7E-03	2.9E-02
計量後中間貯槽		5. 7E-03	2.9E-02
計量補助槽		1. 6E-03	8. 0E-03

第2.2-2表 水素発生速度(分離建屋)

機器名称	機器番号	F <sub>H2</sub> (70℃以下) [m³/h]	F <sub>H2</sub> (70℃超過*) [m³/h]
		5. 7E-03	2. 9E-02
溶解液供給槽		1. 4E-03	6. 9E-03
抽出廃液受槽		2. 0E-03	9. 7E-03
抽出廃液中間貯槽		2. 6E-03	1. 3E-02
抽出廃液供給槽 A		8. 1E-03	4. 1E-02
抽出廃液供給槽 B		8. 1E-03	4. 1E-02
プルトニウム溶液受槽		1. 2E-03	5.8E-03
プルトニウム溶液中間貯槽		1. 2E-03	5.8E-03
第2一時貯留処理槽		1.6E-03	7.8E-03
第3一時貯留処理槽		3.8E-03	1.9E-02
第4一時貯留処理槽		3. 2E-03	1.6E-02
高レベル廃液濃縮缶A		4. 6E-02	2. 3E-01

第2.2-3表 水素発生速度(精製建屋)

機器名称	機器番号	F <sub>H2</sub> (70℃以下) [m³/h]	F <sub>H2</sub> (70℃超過*) [m³/h]
プルトニウム溶液供給槽	-	1. 5E-03	7. 4E-03
プルトニウム溶液受槽		1. 4E-03	7. 0E-03
油水分離槽		1. 4E-03	7. 0E-03
プルトニウム濃縮缶供給槽		4. 7E-03	2. 3E-02
プルトニウム溶液一時貯槽		4. 7E-03	2.3E-02
プルトニウム濃縮缶		7. 1E-04	3.6E-03
プルトニウム濃縮液受槽		3. 4E-03	1.7E-02
プルトニウム濃縮液一時貯槽		5. 2E-03	2.6E-02
プルトニウム濃縮液計量槽		3. 4E-03	1.7E-02
リサイクル槽		3. 4E-03	1.7E-02
希釈槽		3.8E-03	1.9E-02
プルトニウム濃縮液中間貯槽		3. 4E-03	1.7E-02
第2一時貯留処理槽		1. 3E-03	6. 2E-03
第3一時貯留処理槽		2. 4E-03	1. 2E-02
第7一時貯留処理槽		6. 4E-03	3. 2E-02

第2.2-4表 水素発生速度(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)

機器名称	機器番号	F <sub>H2</sub> (70℃以下) [m³/h]	F <sub>H₂</sub> (70℃超過*) [m³/h]
硝酸プルトニウム貯槽		3.5E-03	1.8E-02
混合槽A		2. 7E-03	1.3E-02
混合槽B		2. 7E-03	1. 3E-02
一時貯槽		3. 5E-03	1.8E-02

第2.2-5表 水素発生速度(高レベル廃液ガラス固化建屋)

機器名称	機器番号	F <sub>H₂</sub> (70℃以下) [m³/h]	F <sub>H₂</sub> (70℃超過*) [m³/h]
第1高レベル濃縮廃液貯槽		1. 2E-02	6. 1E-02 (1. 2E+00)
第2高レベル濃縮廃液貯槽		1. 2E-02	6. 1E-02 (1. 2E+00)
第1高レベル濃縮廃液一時貯槽		2.9E-03	1. 5E-02 (2. 9E-01)
第2高レベル濃縮廃液一時貯槽		2.9E-03	1. 5E-02 (2. 9E-01)
高レベル廃液共用貯槽 (HALW 貯蔵時)		1. 2E-02	6. 1E-02 (1. 2E+00)
高レベル廃液混合槽A		3.8E-03	1. 9E-02 (3. 8E-01)
高レベル廃液混合槽B		3.8E-03	1. 9E-02 (3. 8E-01)
供給液槽A		9. 4E-04	4. 7E-03 (9. 4E-02)
供給液槽B		9. 4E-04	4. 7E-03 (9. 4E-02)
供給槽A		3.8E-04	1. 9E-03 (3. 8E-02)
供給槽B		3.8E-04	1. 9E-03 (3. 8E-02)

注記 \*:液浸配管から空気を供給する場合も含む。また、沸点を超えた場合は括弧内の水素発生G値とする。

第3.1-1表 可燃限界濃度未満に維持するために必要な空気流量(前処理建屋)

機器名称	機器番号	<i>F<sub>flc</sub></i> (70℃以下) [m³/h]	F <sub>flc</sub> (70℃超過*) [m³/h]
中継槽 A		0.053	0. 27
中継槽 B		0.053	0. 27
計量前中間貯槽 A		0.19	0. 95
計量前中間貯槽 B		0. 19	0. 95
計量・調整槽		0.15	0.71
計量後中間貯槽		0.15	0.71
計量補助槽		0.040	0. 20

第3.1-2表 可燃限界濃度未満に維持するために必要な空気流量(分離建屋)

機器名称	機器番号	F <sub>flc</sub> (70℃以下) [m³/h]	<i>F<sub>flc</sub></i> (70℃超過*) [m³/h]
溶解液中間貯槽		0. 15	0.71
溶解液供給槽		0.035	0. 17
抽出廃液受槽		0.049	0. 25
抽出廃液中間貯槽		0.065	0. 33
抽出廃液供給槽 A		0. 21	1. 0
抽出廃液供給槽 B		0. 21	1. 0
プルトニウム溶液受槽		0.029	0. 15
プルトニウム溶液中間貯槽		0.029	0. 15
第2一時貯留処理槽		0.039	0. 20
第3一時貯留処理槽		0.095	0. 48
第4一時貯留処理槽		0.080	0.40
高レベル廃液濃縮缶A		1. 2	5. 8

第3.1-3表 可燃限界濃度未満に維持するために必要な空気流量(精製建屋)

機器名称	機器番号	F <sub>flc</sub> (70℃以下) [m³/h]	<i>F<sub>flc</sub></i> (70℃超過*) [m³/h]
プルトニウム溶液供給槽		0. 037	0. 19
プルトニウム溶液受槽		0. 035	0. 18
油水分離槽		0. 035	0. 18
プルトニウム濃縮缶供給槽		0.12	0. 58
プルトニウム溶液一時貯槽		0.12	0. 58
プルトニウム濃縮缶		0.020	0. 088
プルトニウム濃縮液受槽		0.084	0.42
プルトニウム濃縮液一時貯槽		0.13	0.65
プルトニウム濃縮液計量槽		0.084	0.42
リサイクル槽		0. 085	0.43
希釈槽		0.096	0.48
プルトニウム濃縮液中間貯槽		0.085	0.43
第2一時貯留処理槽		0.031	0. 16
第3一時貯留処理槽		0.059	0.30
第7一時貯留処理槽		0.16	0.80

第3.1-4表 可燃限界濃度未満に維持するために必要な空気流量(ウラン・プルトニウム 混合脱硝建屋)

機器名称	機器番号	<i>F<sub>flc</sub></i> (70℃以下) [m³/h]	<i>F<sub>flc</sub></i> (70℃超過*) [m³/h]
硝酸プルトニウム貯槽		0. 087	0.44
混合槽A		0.066	0. 33
混合槽B		0.066	0. 33
一時貯槽		0.087	0.44

第3.1-5表 可燃限界濃度未満に維持するために必要な空気流量(高レベル廃液ガラス固 化建屋)

機器名称	機器番号	<i>F<sub>flc</sub></i> (70℃以下) [m³/h]	<i>F<sub>flc</sub></i> (70℃超過*) [m³/h]
第1高レベル濃縮廃液貯槽		0.31	1.5(31)
第2高レベル濃縮廃液貯槽		0.31	1.5(31)
第1高レベル濃縮廃液一時貯槽		0.071	0.36(7.1)
第2高レベル濃縮廃液一時貯槽		0.071	0.36(7.1)
高レベル廃液共用貯槽 (高レベル濃縮廃液貯蔵時)		0.31	1.5(31)
高レベル廃液混合槽A		0.094	0.47(9.4)
高レベル廃液混合槽B		0.094	0.47(9.4)
供給液槽A		0.024	0. 12 (2. 4)
供給液槽B		0.024	0. 12 (2. 4)
供給槽A		0.020	0. 047 (0. 94)
供給槽B		0.020	0.047(0.94)

注記 \*:液浸配管から空気を供給する場合も含む。また、沸点を超えた場合は括弧内の流量とする。

第3.2-1表 未然防止濃度未満に維持するために必要な空気流量(前処理建屋)

機器名称	機器番号	F <sub>pc</sub> (70℃以下) [m³/h]	<i>F<sub>pc</sub></i> (70℃超過*) [m³/h]
中継槽 A		0.027	0.14
中継槽 B		0.027	0. 14
計量前中間貯槽 A		0.095	0.48
計量前中間貯槽 B		0.095	0.48
計量・調整槽		0.071	0.36
計量後中間貯槽		0.071	0.36
計量補助槽		0.020	0.10

第3.2-2表 未然防止濃度未満に維持するために必要な空気流量(分離建屋)

機器名称	機器番号	F <sub>pc</sub> (70℃以下) [m³/h]	<i>F<sub>pc</sub></i> (70℃超過*) [m³/h]
溶解液中間貯槽		0.071	0. 36
溶解液供給槽		0.020	0.086
抽出廃液受槽		0. 025	0. 12
抽出廃液中間貯槽		0.033	0. 17
抽出廃液供給槽 A		0. 10	0. 51
抽出廃液供給槽 B		0. 10	0. 51
プルトニウム溶液受槽		0.020	0.072
プルトニウム溶液中間貯槽		0.020	0.072
第2一時貯留処理槽		0.020	0.098
第3一時貯留処理槽		0.048	0. 24
第4一時貯留処理槽		0.040	0. 20
高レベル廃液濃縮缶A		0. 58	2. 9

第3.2-3表 未然防止濃度未満に維持するために必要な空気流量(精製建屋)

機器名称	機器番号	F <sub>pc</sub> (70℃以下) [m³/h]	<i>F<sub>pc</sub></i> (70℃超過*) [m³/h]
プルトニウム溶液供給槽		0.020	0. 093
プルトニウム溶液受槽		0.020	0. 087
油水分離槽		0.020	0. 087
プルトニウム濃縮缶供給槽		0.058	0. 29
プルトニウム溶液一時貯槽		0.058	0. 29
プルトニウム濃縮缶		0.020	0.044
プルトニウム濃縮液受槽		0.042	0. 21
プルトニウム濃縮液一時貯槽		0.065	0. 33
プルトニウム濃縮液計量槽		0.042	0. 21
リサイクル槽		0.043	0. 22
希釈槽		0.048	0. 24
プルトニウム濃縮液中間貯槽		0.043	0. 22
第2一時貯留処理槽		0.020	0.078
第3一時貯留処理槽		0.030	0. 15
第7一時貯留処理槽		0.081	0.40

第3.2-4表 未然防止濃度未満に維持するために必要な空気流量(ウラン・プルトニウム 混合脱硝建屋)

機器名称	機器番号	F <sub>pc</sub> (70℃以下) [m³/h]	<i>F<sub>pc</sub></i> (70℃超過*) [m³/h]
硝酸プルトニウム貯槽		0.044	0. 22
混合槽A		0.033	0. 17
混合槽B		0.033	0. 17
一時貯槽		0.044	0. 22

第3.2-5表 未然防止濃度未満に維持するために必要な空気流量(高レベル廃液ガラス固 化建屋)

機器名称	機器番号	F <sub>pc</sub> (70℃以下) [m³/h]	<i>F<sub>pc</sub></i> (70℃超過*) [m³/h]
第1高レベル濃縮廃液貯槽		0. 15	0.76(15)
第2高レベル濃縮廃液貯槽		0. 15	0.76(15)
第1高レベル濃縮廃液一時貯槽		0.036	0. 18 (3. 6)
第2高レベル濃縮廃液一時貯槽		0.036	0. 18 (3. 6)
高レベル廃液共用貯槽		0. 15	0.75(15)
(HALW 貯蔵時)		0.15	0.75(15)
高レベル廃液混合槽A		0.047	0. 24 (4. 7)
高レベル廃液混合槽B		0.047	0. 24 (4. 7)
供給液槽A		0.020	0.059(1.2)
供給液槽B		0.020	0.059(1.2)
供給槽A		0.020	0. 024 (0. 47)
供給槽B		0.020	0. 024 (0. 47)

注記 \*:液浸配管から空気を供給する場合も含む。また、沸点を超えた場合は括弧内の流量とする。

第 4-1 表 水素発生量の増加を見込んだ場合の可燃限界濃度未満に維持するために必要な 空気流量及び可搬型空気圧縮機からの水素掃気流量(前処理建屋)

機器名称	機器番号	<i>F<sub>flc</sub></i> (70℃超過*) [m³/h]	可搬型空気圧 縮機からの供 給流量[m³/h]
中継槽 A		0.27	0. 50
中継槽 B		0.27	0. 50
計量前中間貯槽 A		0.95	1. 1
計量前中間貯槽 B		0.95	1. 1
計量・調整槽		0.71	0. 90
計量後中間貯槽		0.71	0.90
計量補助槽		0. 20	0.50

第 4-2 表 水素発生量の増加を見込んだ場合の可燃限界濃度未満に維持するために必要な 空気流量及び可搬型空気圧縮機からの水素掃気流量(分離建屋)

機器名称	機器番号	<i>F<sub>flc</sub></i> (70℃超過*) [m³/h]	可搬型空気圧 縮機からの供 給流量[m³/h]
溶解液中間貯槽		0.71	1. 3
溶解液供給槽		0. 17	0.60
抽出廃液受槽		0. 25	0.60
抽出廃液中間貯槽		0.33	0.60
抽出廃液供給槽 A		1.0	1.8
抽出廃液供給槽 B		1.0	1.8
プルトニウム溶液受槽		0. 15	0.64
プルトニウム溶液中間貯槽		0.15	0.64
第2一時貯留処理槽		0.20	0. 63
第3一時貯留処理槽		0.48	0.86
第4一時貯留処理槽		0.40	0.72
高レベル廃液濃縮缶A		5.8	10

第 4-3 表 水素発生量の増加を見込んだ場合の可燃限界濃度未満に維持するために必要な 空気流量及び可搬型空気圧縮機からの水素掃気流量(精製建屋)

機器名称	機器番号	<i>F<sub>flc</sub></i> (70℃超過*) [m³/h]	可搬型空気圧 縮機からの供 給流量[m³/h]
プルトニウム溶液供給槽		0. 19	0.50
プルトニウム溶液受槽		0.18	0.50
油水分離槽		0.18	0.50
プルトニウム濃縮缶供給槽		0.58	0.80
プルトニウム溶液一時貯槽		0.58	0.80
プルトニウム濃縮缶		0.088	0.50
プルトニウム濃縮液受槽		0.42	0.70
プルトニウム濃縮液一時貯槽		0.65	1.0
プルトニウム濃縮液計量槽		0.42	0.70
リサイクル槽		0.43	0.70
希釈槽		0.48	1.6
プルトニウム濃縮液中間貯槽		0.43	0.70
第2一時貯留処理槽		0. 16	0. 50
第3一時貯留処理槽		0.30	0. 50
第7一時貯留処理槽		0.80	0.80

第 4-4 表 水素発生量の増加を見込んだ場合の可燃限界濃度未満に維持するために必要な 空気流量及び可搬型空気圧縮機からの水素掃気流量(ウラン・プルトニウム混 合脱硝建屋)

機器名称	機器番号	F <sub>flc</sub> (70℃超過*) [m³/h]	可搬型空気圧 縮機からの供 給流量[m³/h]
硝酸プルトニウム貯槽		0.44	1.0
混合槽A		0.33	1.0
混合槽B		0.33	1.0
一時貯槽		0.44	1.0

第 4-5 表 水素発生量の増加を見込んだ場合の可燃限界濃度未満に維持するために必要な空気流量及び可搬型空気圧縮機からの水素掃気流量(高レベル廃液ガラス固化 建屋)

機器名称	機器番号	<i>F<sub>flc</sub></i> (70℃超過*) [m³/h]	可搬型空気圧 縮機からの供 給流量[m³/h]
第1高レベル濃縮廃液貯槽		1.5(31)	32
第2高レベル濃縮廃液貯槽		1.5(31)	32
第1高レベル濃縮廃液一時貯槽		0.36(7.1)	7. 3
第2高レベル濃縮廃液一時貯槽		0.36(7.1)	7. 3
高レベル廃液共用貯槽 (高レベル濃縮廃液貯蔵時)		1.5(31)	32
高レベル廃液混合槽A		0.47(9.4)	10
高レベル廃液混合槽B		0.47(9.4)	10
供給液槽A		0. 12 (2. 4)	3. 0
供給液槽B		0. 12 (2. 4)	3. 0
供給槽A		0.047 (0.94)	1.0
供給槽B		0. 047 (0. 94)	1. 0

注記 \*:液浸配管から空気を供給する場合も含む。また、沸点を超えた場合は括弧内の流量とする。

## 別紙5-1

## 補足説明すべき項目の抽出 (第2章 個別項目 代替換気設備)

※本別紙は蒸発乾固 00-01 (本文、添付書類、補足説明項目への展開(蒸発乾固))の別紙 5-1 に示す。

## 別紙5-2

# 補足説明すべき項目の抽出 (第2章 個別項目 代替安全圧縮空 気系)

- ※本資料は、以下に示す項目は反映されていないことから添付を省略する。
- ・添付書類記載事項を受けた補足説明すべき項目の再洗い出し及び追記。

## 別紙6-1

# 変更前記載事項の 既設工認等との紐づけ (第1章 共通項目)

※本資料は、以下に示す項目は反映されていないことから添付を省略する。

- ・記載の体裁の確認(変更前の記載がない場合の記載作法)
- ・基本設計方針の展開(別紙1の反映)

## 別紙6-2

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ (第2章 個別項目 代替換気 設備)

※本別紙は蒸発乾固 00-01 (本文、添付書類、補足説明項目への展開(蒸発乾固))の別紙 6-1 に示す。

### 別紙 6-3

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ(第2章 個別項目 代替安全 圧縮空気系)

※本資料は、以下に示す項目は反映されていないことから添付を省略する。

- ・記載の体裁の確認(変更前の記載がない場合の記載作法)
- ・基本設計方針の展開 (別紙1の反映)